



出身国情報レポート

パキスタン

2008年11月5日

英国国境局
出身国情報レポート

目次

前書き

最新情報

パキスタンにおける 2008 年 10 月 14 日から 29 日までの事件・事象

2008 年 10 月 14 から 29 日に発表またはアクセスのあったパキスタンに関するレポート

Paragraphs

背景事情

1. 地理	1.01
地図	1.05
2. 経済	2.01
3. 歴史	3.01
4. 最近の進展	4.01
2008 年における政治的事象・事件	4.01
5. 憲法	5.01
6. 政治体制	6.01
連邦議会	6.01
州政府	6.03
パキスタン統治下のKASHMIR	6.05
軍事国境線	6.06
現在の情勢	6.08
北部地域	6.10

人権

7. はじめに	7.01
8. 治安情勢	8.01
過激派の活動	8.06
タリバン (Taliban)	8.08
9. 治安部隊	9.01
警察	9.01
恣意的な逮捕と勾留	9.09
拷問	9.13
裁判なしの殺害	9.16
国軍	9.18
その他の政府軍	9.21
情報機関	9.21
10. 兵役	10.01
11. 司法	11.01
組織	11.01
シャリーア法廷 (イスラム法)	11.08

ii 本出身国情報レポートは、2008 年 10 月 29 日時点までに公表された最新情報を扱っている。
関連情報が最近の文書で入手できない場合には、古い原資料も活用している。

反テロリズム法と裁判所	11.10
軍事裁判所と陸軍法	11.13
連邦直轄部族地域 (FATA)	11.16
部族の司法制度	11.17
独立性と公平な裁判	11.25
二重の危険性	11.31
刑法	11.33
刑法の全文	11.33
Qisas法とDiyat法	11.34
イスラム冒瀆法 (Blasphemy Laws)	11.37
フドゥード法 (Hudood Ordinance)	11.38
12. 逮捕と勾留 - 法律上の権利	12.01
13. 刑務所の環境	13.01
14. 死刑	14.01
15. 政治的所属	15.01
集会・結社の自由	15.01
反対派グループと政治活動家	15.05
16. 言論・報道の自由	16.01
ジャーナリスト	16.08
17. 人権団体・組織・活動家	17.01
18. 汚職	18.01
汚職廃絶局 (National Accountability Bureau、NAB)	18.03
偽造文書	18.06
19. 信教の自由	19.01
概観	19.01
人口統計	19.07
憲法と法規	19.09
イスラム冒瀆法 (Blasphemy Laws)	19.10
Legal procedure for blasphemy charges	19.18
フドゥード法 (Hudood Ordinance)	19.19
反テロリズム法	19.22
背教行為	19.23
州法 - North West Frontier Province	19.25
異教徒間の結婚	19.27
Fatwa	19.30
参政権	19.39
アフマディー教団員 (Ahmadis)	19.44
背景	19.44
人口統計と分布	19.47
アフマディー教団員に対する法的差別	19.49
パスポートとIDカード	19.52
Bai'at	19.54
Khatme Nabuwaat	19.55
現状	19.58
社会的差別	19.72
キリスト教徒	19.76
人口統計	19.76
現状	19.77

シーア派とスンニー派のイスラム教徒	19.84
背景	19.84
人口統計	19.86
宗派暴力	19.88
20. 少数民族	20.01
モハジール	20.05
背景	20.05
MQMの形成	20.06
現在の状況	20.09
21. 同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー	21.01
法律上の権利	21.01
政府ならびに社会の姿勢	21.06
トランスジェンダー・性転換	21.13
22. 障害者	22.01
23. 女性	23.01
概要	23.01
法的権利	23.05
女性保護法	23.07
政治的権利	23.12
社会的・経済的権利	23.15
家族関係法：結婚、離婚、相続	23.15
職場での女性	23.24
社会・経済的指標	23.25
独身女性	23.27
女性に対する暴力	23.30
名誉殺人	23.38
強姦	23.49
女性が利用できる支援	23.54
政府からの支援	23.54
非政府組織（NGO）からの支援	23.62
24. 児童	24.01
概要	24.01
基本的な法律に関する情報	24.06
子供の権利 - 市民権と自由	24.07
国内法	24.08
司法と刑罰に関する権利	24.12
子供のケアと保護	24.21
子供に対する暴力	24.24
強制結婚	24.31
強制労働	24.37
児童の家庭	24.40
教育	24.44
Madrassas（イスラム学校）	24.50
保健と福祉	24.54
25. 人身売買	25.01
パキスタンと他の諸国との間での人身売買	25.04
パキスタン国内での人身売買	25.07

告訴.....	25.08
人身売買の被害者への支援.....	25.11
26. 医療問題.....	26.01
医療処置と薬剤の利用性についての概要.....	26.01
HIV/AIDS – レトロウイルスへの対応.....	26.05
がん治療.....	26.08
腎臓透析.....	26.13
精神衛生.....	26.14
27. 人道に関する問題.....	27.01
28. 移動の自由.....	28.01
29. 国外からの難民.....	29.01
アフガニスタン難民.....	29.02
30. 市民権と国籍.....	30.01
国民IDカード.....	30.03
31. 入出国手続き.....	31.01
亡命希望が却下された人々の処置.....	31.11
32. 雇用に関する権利.....	32.01
奴隷労働.....	32.05

Annexes

- 付属資料A – 主要出来事の年表
- 付属資料B – Political organisations
- 付属資料C – Terrorist organisations
- 付属資料D – Prominent people
- 付属資料E – List of abbreviations
- 付属資料F – References to source material

前書き

- i. 本出身国情報レポート（COI レポート）は、難民人権保護認定作業に携わる職員が使用するために、UK Border Agency（UKBA、英国国境局）COI Service（COI 部）が作成したものである。本レポートでは、英国でなされる難民人権保護の申立において最も一般的に提起される問題に関する基本的な背景事情を明らかにする。本レポートの本文では、2008年10月13日までの情報を扱っている。さらに、セクション「最新情報」では、2008年10月14日から29日までに入手できた事件・事象の情報等を手短かに伝える。本レポートは、2008年11月5日に発行された。
- ii. 本レポートの編集は、すべて広範な外部の情報源の資料を用いて行われ、UKBAの見解や政策は全く反映されていない。本レポート全体を通じて、あらゆる情報は元々の資料に依拠しており、難民人権保護認定作業に携わる者はそれらの資料を利用することができる。
- iii. 本レポートの目的は、難民人権保護申請で提起される主要な問題に焦点を当てて、特定された資料について簡潔にまとめることである。本レポートは詳細な、または包括的な調査を行うことを意図したものではない。詳細な情報については、関連する原資料を直接、検証することを薦める。
- iv. COI レポートの構成および書式は、UKBAの政策決定者が使用する形式に準じ、かつ具体的な問題に関する情報に電子的に迅速にアクセスでき、コンテンツページを使用して必要な主題に直接、進むことができるよう求める、陳述を行う担当者に魅力的な形式でもある。重要な問題については、それ専用のセクションを設けてそれなりに深く考察するが、そうでない問題については、いくつかのセクションの中で簡単に触れるに留める場合もある。従って、本レポートの構成上、繰り返し登場する表現もある。
- v. 本 COI レポートに含まれる情報は、原資料で確認できる情報に限定される。特定のトピックに関連するすべての側面を網羅できるよう尽力するが、必ずしもそのような関連情報を入手できるとは限らない。このため、本レポートに含まれる情報は、実際に言及されたもの以上を示唆するような内容であってはならない。例えば、ある特定の法律が可決された場合でも、実際に規定されない限り、それが正式に施行されたという意味に取ることはない。
- vi. 上記の通り、本レポートは、多数の信頼に足る情報源により作成された資料を照合できるようになっている。本レポートの編集時には、多様な情報源が提供する情報間に矛盾があったとしても、それを解消するような試みはなされていない。例えば、原資料によって、個人、場所、政党などの名前や綴り方が異なっていることがよく見られるが、COI レポートでは、綴りを統一するつもりはなく、むしろ元々の原資料で使われていた綴りを忠実に反映するつもりである。同様、原資料によって、数値が異なっていることも時があるが、そうした数値は単に原文をそのまま引用したものにすぎない。「sic」という言葉は、単に引用した原文の誤字か誤植にすぎないと思われるが、この文書ではその綴りを使っている。これは、原文資料の内容について何らの論評も加えないためである。

- vii 本レポートは実質的に過去2年間に発行された原資料に依拠している。ただし、最近の文書で手に入らない関連情報がある場合には、それより古い原資料に当たっていることもある。すべての原資料には、本レポートの発行時に関連があると見なされた情報が含まれている。
- viii 本 COI レポートおよび添付の原資料は公文書である。すべての COI レポートは内務省ウェブサイトの RDS（調査統計局）セクションで公開されており、本レポートに用いた原資料の大部分も無料で簡単に入手可能である。本レポートで特定された原資料が電子形態で利用できる場合には、関連のリンク先がアクセスした日付とともに付いている。官庁や会員サービスにより提供される文書など、比較的アクセスしにくい原資料については、請求すれば、COI 部より入手可能である。
- ix COI レポートは難民受入上位 20 カ国に関して定期的に発行される。COI 主文書（Key Documents）は、運用上のニーズに応じて難民受入下位国に関して発行される。UKBA 職員もまた、具体的な調査に必要な情報請求サービスに常時アクセスできる。
- x 本 COI レポートの作成に際し、COI 部は利用可能な原資料に関する正確かつ客観的な要約を提供するよう努めている。本レポートに関して、また追加の原資料に関してご意見、ご要望のある場合には、UKBA 宛に以下の通りご連絡ください。

Country of Origin Information Service

UK Border Agency
Apollo House
36 Wellesley Road
Croydon CR9 3RR
United Kingdom

電子メール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国情報に関する専門委員会

- xi 国情報に関する独立専門委員会（APCI）は、UKBAの出身国情報資料の内容について内務大臣に提言を行うことを目的に 2003 年に設立された。APCIは、UKBAのレポートについて検証し、APCIのウェブサイト（www.apci.org.uk）上でその検証結果を公開する。2008 年 10 月以降、APCIの業務は、UKBA主任検査官により進められている。

目次に戻る

最新情報

パキスタンにおける 2008 年 10 月 14 日から 29 日までの事件・事象

- 10 月 29 日 パキスタン南西部の Balochistan 州で、マグネチュード 6.4 の地震が発生、少なくとも 160 人が死亡した。
2008 年 10 月 29 日付 BBC News の "Scores dead after Pakistan quake (パキスタンの地震で死者多数)" より
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7696639.stm
最終アクセス日：2008 年 10 月 29 日
- 10 月 27 日 South Waziristan のパキスタン・アフガン国境沿いで、米国の無人機によるとみられるミサイル攻撃で、少なくとも 20 人の過激派が死亡した。
2008 年 10 月 27 日付 Reuters Alertnet の "Suspected U.S. strike in Pakistan kills 20-militant (米国によるとみられる攻撃で過激派 20 人死亡)" より
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/ISL380565.htm>
最終アクセス日：2008 年 10 月 29 日
- 10 月 23 日 パキスタン北西部の宗教学校で、明らかに米国によるミサイル攻撃で、少なくとも 8 人の学生が死亡した。この 1 ヶ月間にこうした攻撃により 80 人が死亡したと報告されている。
2008 年 10 月 23 日付 BBC News の "US missiles hit Pakistan school (米国のミサイルがパキスタンの学校を直撃)" より
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7685593.stm
最終アクセス日：2008 年 10 月 23 日
- 10 月 21 日 North West Frontier Province の Kabal 地区での治安部隊と過激派との間の戦闘により、一般市民の死傷者数が増加している。過激派が支配しているとみられる地区を治安部隊が砲撃した結果、少なくとも 7 人の一般市民が死亡した、と住民は主張している。これにより、それまでの 2 日間の戦闘も含め、死者数は合計 29 人となった。一方、治安部隊は死亡した 7 人は過激派と主張する。
2008 年 10 月 21 日付 Dawn の "Civilian casualties rise due to military operation (軍事活動により一般市民の死傷者数増加)" より
<http://www.dawn.net/wps/wcm/connect/Dawn%20Content%20Library/dawn/news/pakistan/nwfp/civilian+casualties+rise+due+to+military+operation+aah>
最終アクセス日：2008 年 10 月 21 日
- 10 月 18 日 パキスタン軍は、パキスタン北西部の Swat 渓谷にある 2 ヶ所のタリバン軍事訓練基地に対して空爆を行い、少なくとも 60 人の過激派を殺害したと主張した。
2008 年 10 月 18 日付 BBC News の "Pakistani army 'kills 60 Taleban' (パ軍、タリバン兵 60 人を殺害)" より
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7677492.stm
最終アクセス日：2008 年 10 月 20 日
- 10 月 16 日 カラチの Malir 地区刑務所では、受刑者が、過酷な取扱いと過密状態に不満を訴えた後、暴動が発生した。その暴動の中で、少なくとも 4 人の受刑者が死亡、さらに多くの受刑者が負傷した。カラチの中央

刑務所でも、2008年5月に過酷な環境をめぐって暴動が起こっている。

2008年10月16日付 BBC News の“Four killed in Pakistan jail riot (刑務所内の暴動で4人死亡)”より

http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7673481.stm

最終アクセス日：2008年10月16日

10月16日 米国の無人機が過激派 Baitullah Mehsud が支配する South Waziristan 地域にミサイルを発射、1人を殺害した。同じ記事には、Swat の Mingora にある警察敷地内に自爆犯が突入、警察官2人が死亡、少なくとも30人が負傷したとの報告もある。

2008年10月16日付 BBC News の“US strikes ‘top militant’s area’ (米国、過激派支配地域を攻撃)”より

http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7673130.stm

最終アクセス日：2008年10月16日

10月15日 パキスタンの部族地域でパキスタン軍と交戦中のタリバン過激派は、敵対行為を停止するために政府との間で無条件会談に入る用意があると発表した。

2008年10月15日付 BBC News の“Pakistan Taleban ‘want to talk’ (パキスタンのタリバン、交渉呼び掛け)”より

http://newsvote.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7672307.stm

最終アクセス日：2008年10月17日

10月15日 「White Cane Safety Day (白い杖の安全の日)」、つまり「国際白杖の日」の演説の中で、Zardari 大統領は、政府がパキスタンの障害者のための福祉と発展に向けて真剣に取り組んでいると述べた。

2008年10月15日付 The News International の“Govt committed to welfare of disabled: Zardari (Zardari、障害者福祉への政府の取組みを表明)”より

http://www.thenews.com.pk/daily_detail.asp?id=141096

最終アクセス日：2008年10月15日

10月14日 治安部隊が連邦直轄部族地域 (FATA) の一部である Bajaur 地域のタリバンの掩蓋壕を攻撃し、過激派と疑われる12人を殺害した。

2008年10月15日付 Dawn の“12 militants killed in Bajaur (Bajaur で過激派12人死亡)”より

<http://www.dawn.com/2008/10/15/top6.htm>

最終アクセス日：2008年10月15日

2008年10月14から29日に発表またはアクセスのあったパキスタンに関するレポート

International Crisis GroupのAsia Report No. 160 (2008年10月16日発行) の“Reforming the Judiciary in Pakistan”より

<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5728&l=1>

最終アクセス日：2008年10月17日

Reporters Sans Frontières (国境なき記者団) の2008年10月22日付“Press Freedom Index 2008”より http://www.rsf.org/article.php3?id_article=29031

最終アクセス日：2008年10月24日

背景事情

1. 地理

- 1.01 2008年2月12日時点での Europa World Online の Pakistan Country Profile によると、「パキスタン・イスラム共和国は南アジアに位置し、東はインド、西はアフガニスタンおよびイランと国境を接する。最北東では中華人民共和国とわずかに国境を接する…。首都はイスラマバードである。[1] (位置、気候、言語、宗教、国旗、首都) また、同じ情報源によると、パキスタンは Azad (「自由」) Kashmir (11,639 平方 km) と Northern Areas 地方 (72,520 平方 km) を除くと、796,095 平方 km の領土を有する。[1] (面積、人口)
- 1.02 パキスタンは Balochistan、North-West Frontier Province、Punjab、Sindh の 4 州 (2008年2月12日時点での Europa World Online より) [1] (面積、人口) および連邦直轄部族地域 (Federally Administered Tribal Areas、FATA) とイスラマバード首都圏 (Islamabad Capital Territory) の 2 つの直轄地区からなる。(2008年10月2日更新の CIA World Factbook より) [34] (政府：行政機関) FATA は Bajaur、Mohmand、Khyber、Kurram、Orakzai、North Waziristan、South Waziristan の 7 つの部族機関で構成される。(2008年7月発行の USSD Background Note より) [2g] パキスタンが実効支配する Jammu と Kashmir は、「Azad」Kashmir と Northern Areas の 2 つの行政区に分かれる。(2008年10月2日更新の CIA World Factbook より) [34] (政府：行政機関)
- 1.03 パキスタンの人口は推定 167,762,040 人である (2008年10月2日更新の CIA World Factbook より)。[34] (国民：人口) 1998年の国勢調査によると、各州の人口は Balochistan が 656 万人、North-West Frontier Province が 1,770 万人、Punjab が 7,360 万人、Sindh が 3,040 万人である。(2008年2月12日時点での Europa World Online より) [1] (面積、人口) パキスタンの主要都市 (括弧内は人口) としては、総人口 370 万人からなる首都圏を構成する首都イスラマバード (800,000 人) およびその隣接都市 Rawalpindi (1,406,214) がある。その他の主要都市には、Karachi (11,624,219)、Lahore (6,310,888)、Faisalabad (1,977,246)、Hyderabad (1,151,274) がある。(2008年7月発行の USSD Background Note より) [2g]
- 1.04 2008年10月2日更新の CIA World Factbook によると、パキスタンの言語は、Punjabi 語 (人口の 48%)、Sindhi 語 (同 12%)、Punjabi 語から変化した Siraiiki 語 (同 10%)、Pashtu 語 (同 8%)、公用語の Urdu 語 (同 8%)、Balochi 語 (同 3%)、Hindko (同 2%)、Brahui (同 1%)、英語 (公用語兼支配層および大部分の中央省庁の共通使用語) と Burushaski 語他 (同 8%) である。[34] (国民：言語) ウェブサイト Ethnologue の報告によると、「パキスタンの言語数は 72 に上り、すべて現用言語である。」[6]

民族集団および宗教集団に関する詳細については、セクション 19 の [信教の自由](#) と セクション 20 : [少数民族](#) を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

1.05



リンク先 : Perry-Castañeda Library Map Collection
<http://www.lib.utexas.edu/maps/index.html>

目次に戻る
 ソースのリストを見る

2. 経済

- 2.01 2008年10月2日更新のCIA World Factbookのパキスタンに関するプロフィールによると、パキスタンは以下の通りである。

「…発展途上にある貧困国であり、国内の政治闘争、低水準にとどまる海外からの投資、費用の嵩む隣国インドとの継続的な敵対関係に何十年も苦しんできた国である。ただし、2001年以降、手厚い海外からの支援、世界市場への新たな参入に惹起された IMF 承認の改革、中でも金融部門の民営化により、マクロ経済の回復が進んでいる。パキスタンは、工業部門とサービス部門の利益増に伴い、2004～07年にかけて GDP 成長率 6～8%を経験した。貧困レベルは 2001 年以降 10%減少し、イスラマバード政府では近年、開発向け支出を安定して伸ばしており、2007 会計年度の開発に対する予算配分は実質 52%の伸びを示す。2007 年度の財政赤字は、慢性的に低い徴収率および支出の増加の結果、GDP の 4%とするイスラマバード政府の目標値を上回った。国民は常に物価上昇が最大関心事であるが、主に世界商品価格の上昇により、インフレ率は 2007 年の 7.7%から 2008 年の最初の数ヶ月間に 11%を上回るまでに上昇した。2007 年 11 月の非常事態宣言以降、パキスタンルピー安が続いている。[34] (経済：概観)

- 2.02 2007 年度のパキスタンの GDP 成長率は 6.4%であったのに対し、失業率は 5%、消費者物価上昇率は 7.5%であった。(購買力平価での) 所得は 1 人当たり推定 2,755 米ドルであった。(2008 年 1 月の Economist Intelligence Unit (EIU) Country Report より) [75] 2005 年度および 2006 年度では、人口の 24%が貧困線以下の生活を送っている。労働人口の約 42%は農業従事者、20%は工業従事者、38%はサービス業従事者であった。主要農産物は、綿、小麦、米、サトウキビ、果実類、野菜類、牛乳、牛肉、羊肉、および卵である。主要産業は、繊維・衣料、食品加工、医薬品、建設資材、紙製品、肥料、およびエビ養殖である。(2008 年 10 月 2 日更新の CIA Factbook より) [34] (経済)
- 2.03 2008 年 6 月 30 日時点での India Pakistan Trade Unit (IPTU) によると、パキスタンの雇用法および賃金については、「2001 年 10 月、政府は単純労働者の最低賃金を月 2,500 パキスタンルピーとすることを承認した。」ただし、物価上昇により「…2004 年 7 月には、単純労働者の平均賃金は 3,000 パキスタンルピーとなった…」 [65] (賃金および福利厚生)
- 2.04 2008 年 9 月 18 日に更新された、外務英連邦省 (FCO) のパキスタンに関する国プロフィールによると、2008 年 2 月 25 日時点の平均為替レートは £1 = 121.68 PKR (パキスタンルピー) であった。[11b] (経済)

目次に戻る
ソースのリストを見る

3. 歴史

- 3.01 2008年7月2日のフリーダムハウス（Freedom House）発表の「2008年世界自由度国別報告書：パキスタン（Freedom in the World 2008 Country Report on Pakistan）」には、以下の記載がある。

「パキスタンは1947年、英領インドの分割時にイスラム教国として誕生した。9カ月間の内戦の後、東パキスタンは1971年、新国家バングラデシュとして独立を達成した。独立後のパキスタンの歴史の大部分は、直接的であれ間接的であれ、軍部により支配されてきた。権力基盤を固めるための一環として、軍事独裁者 Mohammad Zia ul-Haq は1985年に憲法を改正し、大統領が選挙で選ばれた政権を解任することができるようにした。1988年のZiaの死後、その跡を引き継いだ歴代大統領は腐敗と権力の乱用で知られ、パキスタン人民党（Pakistan People's Party、PPP）の Benazir Bhutto が率いる選挙で選ばれた政権を1990年と1996年に解任、またパキスタン・イスラム教徒連盟（Pakistan Muslim League、PML）の Nawaz Sharif が率いる、やはり選挙で選ばれた政権を1993年に解任した。

「PML が1997年の選挙に圧勝した後、首相の Sharif はパキスタンの切迫した経済・社会問題を全くといえるほどに無視する一方、同首相に拮抗するだけの力がある組織に対しては、司法や報道機関を含め、その弱体化に努めた。同首相が1999年に軍司令官である Pervez Musharraf 将軍を解任しようとする、無血クーデターで逆にその地位を追われた。Musharraf はその後、自らを「最高行政官」に任命し、非常事態を宣言して、議会と州議会を解散、憲法を停止した…」 [19a]

- 3.02 2008年9月18日に更新された、外務英連邦省（FCO）のパキスタンに関する国プロファイルには、以下の記載がある。

2001年6月20日、Musharraf 将軍は自ら大統領兼元首に就任したことを宣言し、停止した議会を解散した。パキスタン独立記念日の2001年8月14日、Musharraf 大統領は、パキスタンの民主化プロセスの枠組を定め、最高裁判所の決定した期限に従って州議会選挙および総選挙を2002年10月に実施すると発表した。2002年10月10日、総選挙および州議会選挙が実施された。単独で過半数を占めた政党はなかった。パキスタン・イスラム教徒連盟（PML-Q）が第1党（121）を確保し、それに続いて統一行動評議会（Muttahida Majlis-e Amal、MMA）とパキスタン人民党会議派（Pakistan People's Party Parliamentarians、PPPP）がそれぞれ60議席と59議席を占めた。国民議会の総議席数は342（うち女性枠60議席、少数派枠10議席）である…。その総選挙を少しさかのぼる2002年8月21日、Musharraf 大統領は、1973年憲法の35の条項に修正を加え、国民議会の解散権、州知事、統合参謀本部議長、および陸軍、海軍、空軍の各参謀長の任命権を含む広範囲な権限を同大統領に付与することを可能にした法的枠組命令（Legal Framework Order、LFO）を発布した。 [11b] (政治)

- 3.04 Europa World Online は次のように記す。「Musharraf は（2003年）12月、2004年12月までに陸軍参謀長を辞任する旨の確約を始め、LFO に関してさらに7項目の譲歩を行う旨を発表した…。2004年10月、国民議会は法律改

正を承認し、Musharraf が大統領と陸軍参謀長の兼任を堅持することを可能にした。これは、2004 年末までに陸軍参謀長を辞任するという、2003 年 12 月の公約に反するものとなった…。(2004 年) 12 月、Musharraf は公式に、大統領の任期が終了する 2007 年まで陸軍参謀長の職を堅持する意向を公表した。」[1] (最近の歴史)

- 3.05 Europa World Online はさらに、「2004 年後半から 2005 年前半にかけて、宗派間の緊張が高まり、暴動が頻繁に発生した」と続く。[1] (最近の歴史) フリーダムハウスの「2008 年世界自由度国別報告書 (Freedom in World 2008 Country Report) 」には、以下の記載がある。

「パキスタンでは、2005 年始め以降、Baluchistan 州で政府軍と部族グループ間の衝突が激化している。分離武装グループであるバルチスタン解放軍 (Baluchistan Liberation Army、BLA) は基盤設備や開発プロジェクト施設およびその職員を定期的に攻撃する一方、地方の部族リーダーはこれまで以上に大きな政治的自治権と同州の天然資源の支配権を求めている。政府は反乱鎮圧作戦を展開しており、それにより人権侵害件数が増加し、人道的な危機が迫っている。政府は 2006 年 4 月、BLA をテロリストグループと宣言した…」 [19a]

- 3.06 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) は、2005 年の事象・事件をまとめた「ワールド・レポート 2006 (World Report 2006) 」を 2006 年 1 月に公表されたが、それには以下の記述がある。

「2005 年夏、Musharraf は 3 段階地方選挙を統括したが、恥知らずな脅迫、弾圧、投票前の不正工作が特徴の選挙であった。40 数人が選挙に絡んだ暴力で死亡、これはパキスタンの最近の歴史で最も暴力的な選挙運動となった。選挙運動期間中、多くの反対候補が警察や民政による暴力と脅迫に直面した。独立監視団は、選挙日前および選挙日の不正行為だけでなく、反対候補支援者に対する誘拐、虐待、任意勾留の例も数多く報告している。」 [13a]

- 3.07 2008 年 10 月 8 日に更新された FCO 発行の旅行者情報には、次の報告がある。

「2005 年 10 月 8 日、パキスタン統治下の Kashmir 地方の都市 Muzaffarabad 近くを震源地とする壊滅的地震が発生、広範囲にわたり被害と人命の損失をもたらした。パキスタン北部に位置するパキスタン統治下の Kashmir 地方と周辺地域にある基盤設備や公共設備は甚大な損害を被った。そうした設備の損害は Muzaffarabad、Rawalakot、Bagh、Balakot、Mansehra の都市で主に発生したが、その大部分は現在、復旧している。」 [11a] (自然災害)

- 3.08 Europa World Online には、2008 年 2 月 1 日時点で次の記載がある。「2006 年 2 月、デンマーク新聞が 2005 年 9 月に預言者ムハンマド (モハメッド) の風刺画を掲載したことを糾弾するために人々が集まり、パキスタン全国の様々な都市で広範囲に抗議運動が発生した。この抗議運動は始め平和的で規模も比較的小さかったが、次第に暴徒化した地域もあり、結果的には数名の死者が出た。[1] (最近の歴史)

- 3.09 同じ Europa World Online には、次の記述がある。「2006 年 11 月、フドワード法 (Hudood Ordinance) を改正する女性人権保護法案が、連邦議会で可決された。この修正法案は、民事裁判所に強姦事件の裁判権を付与し、婚外性交渉に対して死刑判決を無効にするというもの。「反イスラム的」であると主張して、この改正法案に対して反対の声を上げる宗教グループがいたが、一方、フドワード法そのものの廃止を求めるグループもいた。」 [1] (最近の歴史)

セクション [23 女性](#) : 法的権利も参照のこと。

- 3.10 フリーダムハウスの「2008 年世界自由度国別報告書 : パキスタン」では、2007 年を概括して、以下の記載がある。

「大統領兼軍司令官 Pervez Musharraf が 2007 年 3 月に最高裁判所長官を停職処分としたことによりもたらされた政治的危機状況は、2007 年を通じて深刻化し、同大統領が再選された 10 月には、事態は最悪の場面を迎え、11 月には戒厳令を敷くとともに非常事態宣言をした。政治的弾圧の一環として、政治指導者、活動家、弁護士、メディアはすべて逮捕や勾留の対象とされる一方、憲法は停止され、上級裁判官は大多数が替えられた…。亡命していた (Nawaz) Sharif は 11 月下旬に帰国に成功した…。非常事態は絶え間ない地方からの圧力により、(2007 年) 12 月中旬に解除されたが、表現と集会の自由の権利は一部制限されたままであった…。10 月に亡命先から帰国した Benazir Bhutto 元首相が 12 月 27 日に暗殺された後、パキスタンは危機と見通しの立たない状態にさらにはまり込み、選挙は延期され、政治情勢は混迷を深めた。」 [19a]

- 3.11 2008 年 9 月 18 日に最後の更新があったパキスタンの国プロフィールでは、非常事態宣言後に、「警察と反対派の間での衝突は Lahore、Karachi、Multan、Rawalpindi の各都市であるにはあったが、ほとんどの場合、平穏な状態が続いた。」 [11b] (政治)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

4. 最近の進展

2008 年における政治的事象・事件

- 4.01 2008 年 1 月 2 日、「パキスタン政府は選挙管理委員会の助言に従い、1 月 8 日に予定されていた選挙を 2 月 18 日まで延期すると発表した。」2008 年 2 月 18 日に実施された議会選挙により、パキスタン人民党 (Pakistan People's Party、PPP) が 87 議席を獲得、国民議会の第 1 党となった。パキスタン・イスラム教徒連盟ナワズ派 (Pakistan Muslim League – Nawaz、PML-N) は国民議会で 67 議席を確保、一方、前与党のパキスタン・イスラム教徒連盟カイディアザム派 (Pakistan Muslim League – Quaid-e-Azam、PML-Q) は 41 議席にとどまった。統一民族運動 (Mutahidda Qaumi Movement、MQM) は 19 議席を獲得した。2008 年 3 月 24 日、国民議会は Yousaf Raza Gillani を首相に選出した。(2008 年 9 月 18 日時点での FCO 国プロファイルより) [11b]
- 4.02 2008 年 3 月 9 日、PPP と PML-N は連立政権を組むための連立政権合意書に署名した。両政党はまた、Musharraf 大統領が 2007 年 11 月に非常事態を宣言した時に解任した裁判官を復職させることに合意した。(2008 年 3 月 10 日付 *Daily Times* より) [55i] アワミ国民党 (Awami National Party、ANP) も国民議会では連立政権の一角に加わり (2008 年 13 日付 *Dawn* より) [84a]、NWFP 州議会では PPP に加わった。(2008 年 3 月 5 日の Geo TV より) [45a] イスラム聖職者会議 (Jamiat Ulema-e-Islam) もまた、PPP に加わり、国民議会と Balochistan 州議会の両議会では連立政権の一角に加わることを決定した。(2008 年 3 月 9 日の Geo TV より) [45b]
- 4.03 2008 年 3 月 25 日、BBC News は、2007 年 11 月の Musharraf 大統領の非常事態宣言下で監禁された、最高裁判所長官 Iftichar Chaudhry を含むパキスタンの裁判官数十人の解放を報じた。[35e] しかし、PPP と PML-N はそれらの裁判官の復職のさせる方で合意することができなかった。(2008 年 6 月 10 日の BBC News より) [35]
- 4.04 2008 年 9 月 18 日に最後の更新があったパキスタンに関する FCO 国プロファイルには、次の記載がある。「(2008 年) 5 月 12 日、パキスタン・イスラム教徒連盟ナワズ派 (PML-N) の党首である Nawaz Sharif は、PML-N の中央執行委員会が同党員が占める連邦内閣の閣僚 (24 閣僚のうちの 9 名) を 5 月 13 日に辞任させることを決定したと発表した。」[11b] 2008 年 5 月 13 日付の *Dawn* は、辞任させられた裁判官をどのように復職させるかについて、PPP と PML-N の間で合意が得られなかったことがこの辞任の背景にあると報じるとともに、PML-N は懸案別に政府を支えるとも報じた。」[42b]
- 4.05 BBC News は 2008 年 8 月 18 日、Pervez Musharraf 将軍が大統領職を辞任したことを報じた。2007 年の最高裁判所長官の解任と非常事態宣言の後に続く憲法違反と甚だしい違法行為で告発された Musharraf 氏は、連立政権から弾劾を受けた。[35a] 国営テレビ演説の中で、Musharraf 氏はそれらの嫌疑を否定し、辞任の決定は、結果的には軍事介入につながる恐れのある国家機関間の対立を回避するためであると述べた。(2008 年 8 月 19 日の *Daily News* より) [55b]

- 4.06 2008年8月25日、パキスタン・イスラム教徒連盟ナワズ派（PML-N）は、樹立から5ヵ月の連立政権から離脱した。PML-NのNawaz Sharif党首は、離脱決定の理由の1つとして解任された裁判官の復職に関する対立を挙げ、PPPの共同議長Asif Zardariが最近数ヵ月、合意書の一部に違反した点を非難した。（2008年8月26日付*Daily Times*より）[55c]
- 4.07 2008年9月9日、Asif Ali Zardariはパキスタンの新大統領に就任した。（2008年9月9日のBBC Newsより）[35d] Zardari氏は、9月6日に実施された大統領選挙において、国民議会、上院議会（Senate）、および4州議会の投票数702票のうち481票を獲得した。PML-Nの支援を受けたSaeduz Zaman Siddiqui候補は153票を獲得、一方、PML-Qの支援を受けたMushahid Hussain候補は44票を獲得した。（2008年9月7日付*Daily Times*より）[55d]

（治安情勢と戦闘活動の詳細については、[セクション 8：治安情勢](#)を参照。）

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

5. 憲法

5.01 2008年2月12日時点での Europa World Online には、以下の記載がある。

「憲法は 1973 年 4 月 10 日公布され、以後、何度となく修正がなされた…。
[1] (The Constitution) 憲法前文には、イスラム教が掲げる民主主義、自由、平等、寛容、および社会正義の原則が謳われている。宗教その他の少数派の権利は保証される…。基本的権利は保証され、これには（女性は男性と平等の権利を有するという）地位の平等、思想、言論、信仰、報道の自由、および集会と結社の自由が含まれる…。 [1] (General Provisions) 連邦議会は大統領、下院議会（国民議会）、上院議会（Senate）で構成される。」 [1] (連邦議会)

5.02 憲法の全文および最近の修正条項は、
<http://www.pakistani.org/pakistan/constitution/> で閲覧できる。

目次に戻る
ソースのリストを見る

6. 政治体制

連邦会議

6.01 2008年2月12日時点での Europa World Online には、次の記述がある。
「連邦議会は大統領、下院議会、上院議会で構成されている。国民議会と呼ばれる下院議会は、5年ごとに直接選挙で選ばれる272名の議員、および女性枠60名と少数派枠10名で構成される。Senateと呼ばれる上院議会は任期6年、87名で構成され、3年ごとにその二分の一が退任となる。」[1] (連邦議会) さらに、次の記述が見られる。「大統領は元首であり、首相の助言に従って行動する。大統領は連邦議会の下院と上院、および4州の州議会からなる選挙人団により選出され、任期は5年である。大統領はイスラム教徒でなければならない。大統領は、憲法違反または甚だしい違法行為がある場合には弾劾される場合がある。」[1] (大統領)

6.02 2008年10月2日更新の CIA World Factbook のパキスタンに関するプロフィールによると、パキスタンの政治体制は以下の通りである。

「…上院議会（100議席で、州議会で間接的に選出される議員、および国民議会の連邦直轄地区の代表からなり、任期は6年。二分の一が3年ごとに選挙で入れ替わる）および国民議会（342議席で、国民の投票により選出される272議席、女性枠の60議席、およびイスラム教徒以外の少数派枠の10議席からなり、任期は5年）からなる二院制、つまり Majlis-e-Shoora を採る。」[34] (政府：立法機関)

州政府

6.03 4州の知事はそれぞれ大統領が任命し、各州には知事および州議会で構成される州の立法機関が存在する。各州政府の州首相は知事により任命される。
(2008年2月12日時点の Europa World Online より) [1] (州政府)

6.04 2008年7月のパキスタンに関する USSD Background Note には、次の記述がある。「4州 (Punjab、Sindh、Northwest Frontier、Balochistan) にはそれぞれ州首相と州議会がある。Northern Areas 地方、Azad Kashmir、連邦直轄部族地域 (Federally Administered Tribal Areas、FATA) は連邦政府が統治するが、相当程度の自治権を享受する。内閣、国家安全保障会議および知事は、大統領の裁量により行動する。」[2g]

(以下のパキスタン統治下の [Kashmir](#) および [Northern Areas](#)を参照。)

目次に戻る
ソースのリストを見る

パキスタン統治下の KASHMIR

6.05 2008年7月2日のフリーダムハウス (Freedom House) 発表の「2008年世界自由度国別報告書：パキスタン (Freedom in the World 2008 Country Report on Pakistan)」には、以下の記載がある。

14 本出身国情報レポートは、2008年10月29日時点までに公表された最新情報を扱っている。
関連情報が最近の文書で入手できない場合には、古い原資料も活用している。

「…英国領インドが 1947 年、インドとパキスタンに分割された際に、Maharajah Hari Singh は Jammu と Kashmir の独立を維持しようとしたが、最終的に自治権と将来の自決権と引き換えにその地をインドに譲った。それから数カ月のうちに、インドとパキスタンは Kashmir を巡って戦争を始めた。今日の国境が確定された 1949 年 1 月の国連仲介による停戦条件の一環として、パキスタンは Jammu と Kashmir のほぼ三分の一を統治することとなった。インドは Jammu と Ladakh 沿いの Kashmir 溪谷の大部分を確保した。インドと異なり、パキスタンは Kashmir のうちで同国が統治下に置く地域を正式に併合することはなかった。1949 年 4 月のカラチ協定 (Karachi Agreement) により、パキスタン統治下の Kashmir は、Azad (自由) Kashmir と Northern Areas、という 2 つの別個の地域に分割された。パキスタンは Northern Areas の直接統治を確保したが、一方、Azad Kashmir は一般的な自治権を大幅に認められた。」 [19b]

軍事国境線

6.06 2006 年 3 月 27 日の BBC は、Kashmir 紛争について以下のように報じた。

「国境線は、第 1 次カシミール戦争 (First Kashmir War) 後に、停戦ラインとして 1949 年 1 月に最初に確定されたものである…。軍事国境線 (LoC) は、インド 2、パキスタン 1 を基本として Kashmir を分割するもの、つまり、インドが支配する Jammu/Kashmir 州に属するインド統治下の Kashmir 東部と南部 (人口約 900 万人) と、パキスタンが「Azad」 (自由) Kashmir と命名した、パキスタン統治下の Kashmir 北部と西部 (人口 300 万人) とを分ける国境線である。中国も、わずかながら Kashmir の一部を支配している。」 [35c]

6.07 同じ報道で、「国連は 1949 年以降、同紛争地域で一定の影響力を維持している。現在、LoC は国連インド・パキスタン軍事監視団 (UN Military Observer Group in India and Pakistan, Unmogip) の監視下にある。国連によると、国連の使命は『1971 年 12 月停戦の厳守に関連するその後の展開を、可能な限り監視すること』である」と BBC は伝えている。 [35c]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

現在の情勢

6.08 フリーダムハウス (Freedom House) 発表の「2008 年世界自由度国別報告書 : Kashmir (パキスタン) (Freedom in the World 2008 Country Report on Kashmir [Pakistan])」には、以下の記載がある。

「パキスタンとインドは 2007 年、友好関係を維持したとはいえ、Kashmir の状況の解決に向けて実質的な進展はほとんど見られなかった。一方、パキスタン政府は絶えず、行政単位である Azad Kashmir および Northern Areas の 2 つの地域からなるパキスタン統治下の Kashmir に拠点を置く国家主義者や独立派 (原文のまま) Kashmiri グループからの政治的権利の拡大を求める圧力に直面していた。Pervez Musharraf パキスタン大統領は 10 月、連邦に大きな権限を残しながら、北方領域立法評議会 (Northern Areas Legislative

Council) の権限をある程度強化する変更を行う提案を同立法議会に示した。」 [19b]

6.09 同じ情報源には、以下の記述もある。

「パキスタン統治下の Kashmir 住民の政治的権利は厳しく制限されたままである。Northern Areas も Azad Kashmir も、パキスタンの国民議会に代表を送ることができない。Northern Areas は、1994 年法的枠組命令 (LFO) に基づき、パキスタン政府に直接統治されている。同地域はパキスタン憲法の対象外であり、また、同地域自体の憲法も存在しない。つまり、基本的に公民権、民主代議制、三権分立はいずれも保証されていない。」 [19b]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

NORTHERN AREAS

6.10 USSD Report 2007 には、以下の報告がある。

「北部地域 (Gilgit, Hunza, Baltistan) の住民は、憲法に保護されず、連邦議会に代表を送ることもできなかった。任命された役人がこれらの地域を統治し、選出された議員による北方領域評議会 (Northern Areas Council) が顧問的な役割を果たした。Azad Jammu Kashmir 議会・政府の議員は、立候補前にパキスタンへの忠誠を誓うように求められる。Kashmir 独立を唱えるカシミール人政党は、選挙に立候補することが許されていなかった。」 [2h] (セクション 3)

6.11 フリーダムハウスの「2008 年世界自由度国別報告書 : Kashmir (パキスタン)」には、以下の記載がある。

「Northern Areas に政治的代表がないことは、パキスタンに正式に属するにせよ、自決権を有するにせよ、そのいずれを求める動きにも油を注ぐ形になっている。1999 年、パキスタン最高裁判所は政府に対して、Northern Areas に 6 ヶ月以内に独立した司法機関を伴う政府を選挙で選ばせ、その地域の住民に基本的権利を付与するよう命じた。パキスタン政府はその時、控訴裁判所、および拡大・名称変更された北方領域立法評議会 (NALC) に提出した一括法案を発表した。NALC の選挙は 2004 年 10 月に実施されたが、同 NALC は、改革を求める声は引き続き続いていたにもかかわらず、實際上、財政や立法の権限をほとんど与えられていなかった。Musharraf の支援を受けたパキスタン・イスラム教徒連盟 (Quaid-i-Azam) 派は、2007 年現在、NALC を独占し、一方、パキスタン人民党 (PPP) が主要な「野党」となった。」 [19b]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

人権

7. はじめに

- 7.01 2008年3月11日発行の米務省、人権に関する国別報告書2007：パキスタン（USSD Report 2007）には、以下の記述がある。

「42日間の非常事態（SOE）を宣言し、憲法を停止し、最高裁判所と州高等裁判所を解散する旨の Musharraf 大統領の決定に端を発して、人権状況は2007年に悪化した…SOEの42日間、政府はメディアに制限を加え、6,000人を上回る弁護士、裁判官、政党指導者・活動家、市民団体活動家が逮捕されたり、勾留されたりした。同年末までには、ほぼ10数名の活動家、主に弁護士と裁判官は自宅軟禁の状態が続いた…その他の主要な人権問題には、政府を代えることができる公民権の制限や、違法な殺害、拷問、失踪に関する問題があった。文民当局が一般に、治安部隊に対する権限を有効に維持しながら、地元警察が政府当局から自立した行動を示す例もあった。Balochistanでは、底流で分離独立運動による暴力沙汰が続いていた。虐待に関与した者を懲戒、訴追するための公判の長期的遅れや破綻は、常に処罰を下さないことを許してしまう文化の要因となっていた。刑務所の劣悪な状況、恣意的な逮捕、および長期に及ぶ公判前の勾留は、司法の独立性の欠如と相まって、解決されない問題として残った。政府や警察部隊内部では不正行為が横行し、政府からはその問題と戦おうとする動きがほとんどみられなかった。2006年女性保護法の施行により、状況は改善されたが、強姦、家庭内暴力、名誉犯罪などの女性に対する虐待、女性や宗教的少数派に影響を及ぼす差別的な法律は相変わらず、深刻な問題として残されていた。人身売買の広がり、契約労働、奴隷労働、児童労働による搾取は、進行中の問題であった。宗教的少数派に対する差別も続いていた。児童虐待、児童に対する商業的な性的搾取、障害者に対する差別、および労働者の権利は、懸念事項として残った。」[2h] (はじめに)

- 7.02 2008年7月2日のフリーダムハウス発表の「2008年世界自由度国別報告書：パキスタン」には、以下の記載がある。

「大統領兼軍司令官 Pervez Musharraf が2007年3月に最高裁判所長官を停職処分としたことによりもたらされた政治的危機状況は、2007年を通じて深刻化し、同大統領が再選された10月には、事態は最悪の場面を迎え、11月には戒厳令を敷くとともに非常事態宣言をした。政治的弾圧の一環として、政治指導者、活動家、弁護士、メディアはすべて逮捕や勾留の対象とされる一方、憲法は停止され、上級裁判官は大多数が替えられた。非常事態は絶え間ない地方からの圧力により、（2007年）12月中旬に解除されたが、表現と集会の自由の権利は一部制限されたままであった。野党指導者 Benazir Bhutto が12月下旬に暗殺された後、2008年始めに予定されていた議会選挙が延期された。また、独立した立法と司法が不在の中でメディアはその年に監視機能を拡大したが、結果的には11月に多くのメディア機関が閉鎖されたのを始め、広範囲にわたり公的機関からの報復行為を受けることとなった。恣意的な逮捕、強制的な失踪を始め、その他の人権侵害が2007年も引き続き

報告された。宗派、分離派、テロリストによる暴力は、過激派がパキスタン全土に影響を拡大するにつれ激化した。」 [19a] (概観)

- 7.03 アジア人権センター (Asian Centre for Human Rights, ACHR) が 2008 年 8 月 1 日発表した「南アジア人権侵害指標 2008」では、パキスタンは全 7 カ国中、悪いほうから 4 番目に位置した (p 13)。ACHR には次の記載がある。「政治的自由の抑圧、政敵に対する攻撃、生存権の侵害、および広範囲に及ぶ強制的な失踪、国家人権委員会の設立の失敗、パキスタン電子メディア規制庁 (Pakistan Electronic Media Regulatory Authority) を通じての報道機関に対する攻撃、女性と子供の悲惨な状況、宗教的少数派にとってパキスタンは単に危険な場所であること等の理由で、パキスタンは南アジアで 人権侵害国第 4 位にある。」 [67b] (p 65)
- 7.04 2008 年 1 月に公表された、ヒューマン・ライツ・ウォッチの「ワールド・レポート (World Report) 2008 : Pakistan」には次の記述がある。「この文書が書かれた時点での進行中の懸念事項には、テロ容疑者や政敵に対する恣意的な勾留、公正な裁判の欠如、虐待、拷問および強制的な失踪、メディアに対する嫌がらせ、脅迫および検閲、アフガニスタンと国境を接する部族地域における軍事作戦中での騒乱の拡大、および宗教的少数派に対する法的差別と虐待が含まれる。」 [13b]
- 7.05 パキスタンは、人種差別撤廃条約 (International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination) および子供の権利条約 (Convention on the Rights of the Child) に署名、批准した。パキスタンは、女性差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women) 加盟国であり、2008 年 4 月には、拷問および他の残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱い、または刑罰に関する条約 (Convention Against Torture and Other Cruel Inhuman or Degrading Treatment or Punishment) および市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) を調印した。
(2008 年 6 月 1 日時点での国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、Treaty Body Database より) [20e] パキスタンは 2008 年 4 月、市民的及び政治的権利に関する国際規約を調印したが、これは「人権を促進するために、民主主義政府の新たな意気込みを反映した」ものである。(米務省 (USSD) 2008 年国際的な信教の自由報告書 (International Religious Freedom Report 2008) より) [2i] (セクション II)

目次に戻る
ソースのリストを見る

8. 治安情勢

- 8.01 2008年8月8日更新の Jane's Sentinel Country Risk Assessment of Pakistan には、以下の記述がある。

「安定に対して最も切迫した脅威は、様々な反体制派グループに対する多数の作戦が成功しているにもかかわらず、絶えず過激派、宗派、および犯罪的暴力が存在することである。アフガニスタンとの国境沿い、主に部族地域では、外国人過激派の捕獲や殺害を目指して軍隊による大規模で強引な軍事作戦が展開されてきたが、その後には緊張度が非常に高まり、過激派グループが自爆テロ攻撃へと向かう傾向も益々強まり、厄介な問題となっている。継続的に続く Balochistan の底辺での反乱によって、国内の治安問題は深刻化している。警察部隊や治安部隊は、宗教的政治的な過激派、手に負えない部族グループ、武装グループを抑え込むのに苦労している。この問題は、イスラマバードの Lal Masjid (赤いモスク) にバリケードを築いて立てこもった武装過激派と長時間にわたりらみ合いを続けていた治安部隊が同モスクに突入した 2007 年 7 月に鮮明な形で露わになった。特に Lal Masjid への突入以降、パキスタンの治安組織を狙った自爆テロ攻撃の件数は増加しており、特に Punjab 州ではそれがいえる。対外的には、徐々に関係改善と経済対話がインドとの間で進む中で、楽観的な考えも生まれたとはいえ、インドが最大の脅威であると考えられている。米国の機嫌を取ることが、パキスタンにとって最も緊急の課題であり、米国特殊部隊が憎悪の対象、アルカイダ・タリバン勢力を追跡して直接的な軍事行動を取る恐れがあるのは、絶えず存在する懸念材料である。」 [36a] (要旨：治安上の脅威)

- 8.02 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は「パキスタンに関する 2008 年次報告書 (2008 Annual Report on Pakistan)」の中で、「イスラム教徒武装グループの兵士が誘拐、捕虜の殺害、その他の非合法的な殺害に関与していると述べている。(2007 年 7 月の) 赤いモスク (Lal Masjid) の包囲攻撃後、政府と陸軍施設に対する自爆攻撃が増加し、400 余名が死亡した。(2007 年) 7 月のみで、多数の市民を含め、194 人が 13 回の自爆攻撃で死亡した。」と伝えた。[4a] (武装グループによる虐待)

- 8.03 南アジア・テロリズム・ポータル (South Asian Terrorism Portal、SATP) の 2007 年のパキスタンにおける最新の状況評価には、以下の記載がある。

「幅広い反国家的な活動グループは現在、広大な領土で様々なレベルの暴力と破壊活動に関与している。地図にざっと目を通して、大規模な武力衝突と反乱に直面している North West Frontier Province (NWFP)、Federally Administered Tribal Areas (FATA) および Balochistan を確認する。また、Sindh、Punjab および Gilgit-Baltistan の一部での武力衝突によって、これらの地域の治安の精査も行われている。イスラマバード政府の命令に対して、暴力的な方法や別の方法を取りながら、地理的に広い地域で様々な問題に関して異を唱える傾向が強まっている。現在、パキスタンの支配下にある領域のうち、半分をはるかに超えた領域 (Gilgit-Baltistan および Azad Jammu/Kashmir を含む) は、すでに市民統治の埒外に置かれ、基本的に軍事力を通じて支配されている。」 [61b]

8.04 SATP 報告の続き

「2007年は、イスラム過激派の旗がパキスタン全土で激しく暴力的に振られ続けたことを明確に示す年であった。暴力のうねりは、少なくとも3,599人（うちわけは市民1,523人、治安部隊隊員597人、過激派1,479人）が2007年に死亡した。過激派やテロリストによる暴力がすべての州で報告されているが、最悪の州はFATAで、それに続くのがNWFPである。2007年の死亡者数3,599は、前年の死亡者数（1,471）の2倍を大幅に上回っている。市民の死亡者数は、2003年以来続いている傾向だが、過激派やテロリストの死亡者数をやや上回っている。記録によれば、2007年7月11日にイスラマバードで起こったLal Masjidへの陸軍の攻撃以後、テロリストによる暴力件数が急激に増加した。実際、暴力件数は、2007年の前半（1月～6月）の方が2006年の同時期に比べてやや少ない。死亡者数は2006年の984人に対し、2007年は869人である。」同報告は、死亡者数は実際よりも少なく報告された可能性がある」と追記している。[61b]

- 8.05 2008年1月2日更新されたReuters Alertnetには、パキスタンの北西部と南西部（FATAとBalochistanのSouth WaziristanとNorth Waziristanの部族地域）での陸軍と過激派との戦闘の評価「パキスタンの暴力：暴力がパキスタンの西側国境に蔓延（Pakistan violence: Violence plagues Pakistan's western border）」において、以下の記述がある。

「さらに、2007年にパキスタンの政治的危機が深刻化するにつれ、各地で軍隊その他の攻撃対象に対する自爆攻撃が増加した。そして、イスラム教徒の暴力は、政府の統制が最小限に留まり、タリバン寄り勢力が支配するWaziristanから北西部にわたって拡大しているように見える。パキスタンの軍事政権指導者Pervez Musharraf大統領が2007年11月に非常事態を宣言した際、その主な理由として多発する過激派の暴力を挙げた。同大統領は、司法は過激派との戦いを阻害していると述べて、憲法を停止し、大多数の裁判官を解任し、弁護士を勾留した。」[17b]

目次に戻る
ソースのリストを見る

過激派の活動

- 8.06 2007年から2008年へと経過する中で、主としてFATAで政府側と過激派の間で武力衝突が多数発生していた。パキスタンの主要都市では、攻撃対象に対して多くの攻撃や自爆テロも行われた。南アジア・テロリズム・ポータル（SATP）ウェブサイト satp.orgには、パキスタン全体に関して、また個別の州・準州に関して2007年と2008年の事象・事件の年表が包括的に示されている。[61c] 2008年1月2日更新されたReuters Alertnetのパキスタンの暴力に関する年表もまた、2007年における重大な事象・事件がわかりやすくまとめられている。[17a]

- 8.07 2008年で特に重大な事件には、以下のものがある。

- **1月**：1月10日、「弁護士による反政府デモ行進」が到着予定の寸前に、自爆犯が Lahore の高等裁判所外で自爆する。少なくとも24人が死亡、80人が負傷。（2008年1月11日付 *Daily Times* より）[55f]
50人を上回るタリバン過激派が2008年1月9日に South Waziristan での軍隊との戦闘で死亡する。一方、North Waziristan では、部族ジルガで地元タリバン過激派と陸軍が和平協定を結ぶべく交渉を進めていた。
（2008年1月13日の *Daily News* より）[55g]
軍隊とタリバン間で武力衝突がさらに1月15日に South Waziristan で勃発した結果、政府軍7人、反乱軍40人が死亡する。ただし、タリバン側は、政府軍166人が死亡したと主張。（2008年1月17日の *Daily News* より）[55h]
- **2月**：パキスタンの軍医トップ Mushtaq Baig 中將が Rawalpindi で、少なくとも他の8人とともに自爆攻撃で殺害される。（2008年2月25日の BBC News より）[35v]
- **3月**：Lahore では、自爆自動車テロと見られる爆発で、2人の子供を含む、少なくとも22人が死亡した他、100人が負傷する。（2008年3月11日の BBC News より）[35y]
- **6月**：イスラマバードのデンマーク大使館近くで自動車爆弾攻撃で、少なくとも6人が死亡した他、30人が負傷する。（2008年6月2日の BBC News より）[35o] アフガニスタンのアルカイダのものとされる声明文がインターネット上で公表される。これによると、この攻撃は、2008年2月にデンマークの新聞が預言者ムハンマドを「冒瀆する」風刺画を転載したことに対する報復という。（2008年6月5日の BBC News より）[35m]
- **7月**：赤いモスク（Lal Masjid）の包囲攻撃から1年目に当たる7月6日、イスラマバードで自爆テロにより警察官18人が殺害される。Karachi では、4個の小型爆弾の爆発によりさらに20人が負傷する。これらの爆発の背後にいる組織は明らかになっていない。（2008年7月7日の BBC News より）[35t]
7月7日の Karachi での6個の爆弾の爆発により、少なくとも1人が死亡した他、少なくとも40人が負傷する。それらの攻撃は Karachi の Mango Pir、Banaras Square、Orangi Town、North Nazimabad、および Qasba Colony の各地区で発生した。（2008年10月8日更新の FCO の旅行者情報：パキスタンより）[11a]
- **8月**：8月12日、Peshawar 近くで自動車爆弾が爆発、13人が死亡する。（2008年10月8日更新の FCO の旅行者情報：パキスタンより）[11a]
8月25日、Swat 渓谷の政治家宅へのロケット弾攻撃で8人が死亡する。この攻撃はタリバン過激派によるものと見られる。アワミ国民党（Awami National Party）の党员である政治家自身は、攻撃時に在宅していなかった。（2008年8月25日の BBC News より）[35f]
2008年8月13日、Lahore 郊外の Iqbal Town 警察署前で、自爆テロにより9人が死亡した他、48人が負傷する。（2008年10月8日更新の FCO の旅行者情報：パキスタンより）[11a]
2008年8月19日、NWFP の Dera Ismail Khan で自爆テロにより32人が死亡した他、55人が負傷する。（2008年10月8日更新の FCO の旅行者情報：パキスタンより）[11a]

8月21日、PunjabのWahで、2人の自爆犯が軍需工場の外側で自爆し、少なくとも70人を殺害する。(2008年8月22日付 *Daily Times* より) [55q]

- **9月**：9月3日、イスラマバードにある首相の車列に向かって発砲があった。Yousaf Gilani 首相は、正体不明の狙撃犯による発砲時に、いずれの車両にも乗っていなかった模様。(2008年9月4日付 *Daily Times* より) [55p]

9月6日、NWFPのPeshawarで自爆テロがあり、36人が死亡、100人が負傷する。(2008年10月8日更新のFCOの旅行者情報：パキスタンより) [11a]

9月11日、NWFPのDera Ismail Khanで、自爆テロにより16人が死亡する。(2008年9月11日のBBC Newsより) [35j]

9月20日、イスラマバードのマリオットホテルの外側で自爆テロにより少なくとも54人が死亡、少なくとも270人が負傷する。(2008年9月21日のBBC Newsより) [35k]

9月24日、自爆テロによりQuettaの警察検問所で1人が死亡した他、23人が負傷する。(2008年10月25日更新のFCOの旅行者情報：パキスタンより) [11a]

- **10月**：10月6日、PunjabのBhakkarで、PML-N指導者Rashid Akbar Niwani 宅の外側で自爆テロが起こり、少なくとも22人が死亡した他、少なくとも62人が負傷する。その爆発でNiwani氏も負傷。(2008年10月7日付 *Dawn* より) [42c]

10月9日、NWFPのUpper Dir地区で道路脇に仕掛けられた爆弾により、4人の子供を含む、少なくとも9人が死亡する。同日、イスラマバード中心部にある本部警察署で自爆テロが起こり、少なくとも13人が負傷する。(2008年10月9日のBBC Newsより) [35z]

NWFPの半自治部族地区Orakzaiで開かれた部族長老の会合で自爆テロが起こり、27人が死亡、81人が負傷する。(2008年10月10日のBBC Newsより) [35aa]

(付属資料A：主要出来事の年表も参照のこと。)

目次に戻る
ソースのリストを見る

タリバン (Taliban)

- 8.08 2008年9月23日付のJane's Sentinel Country Risk Assessment for Pakistanには、治安について以下の記載がある。

「パキスタンのNorth WaziristanとSouth Waziristan（連邦直轄部族地域（FATA））で続行する反乱、および部族の高まる攻撃性により、パキスタン系タリバン（これは正確には、様々な部族グループを一まとめにした名称と言える）が地元に出現した。例えば、South Waziristanのパキスタン系タリバンは、指揮系統が異なり、対立することが多いMahsud部族とWazir部族に分かれる。同じことがNorth WaziristanのWazir部族とDaur部族にも当てはまり、両部族は時に指導體制や戦術などの問題に対して異なる場合がある。」 [36d] (治安：イスラム過激派)

- 8.09 同じ資料によると、最も深刻な問題となっているテロと反乱は、「犯罪分子を含む、タリバンとその支持者、土着の部族と民兵組織が治安部隊と対立したり、時には土着の部族と民兵組織が互いに対立し合ったり」していて、アフガニスタンと西側で国境を接するパキスタンの部族地域沿いに見られる、という。[36d] (治安：テロリズムと反乱)
- 8.10 2008年8月25日、パキスタン政府はテフリク・イ・タリバン (Tehrik-e-Taliban、TTP) の活動禁止の発動を発表した。The News Internationalは2008年8月26日、次のように報じた。「内務省が発表した声明によると、『TTPが過激派組織であり、パキスタン国内の至るところで発生した自爆テロを含むテロ行為に関与していると信じるに足るだけの証拠を、政府は握っている。連邦政府はそこで、反テロリズム法に基づき TTP の活動を禁止した。』」 [44c]
- 8.11 Jane'sの資料には、次の記述がある。「パキスタン陸軍と前線部隊 (Frontier Corps) の兵士 100,000 人強が過激派の軍事行動に対抗するために配置されている。作戦は成功という主張があるにもかかわらず、North West Frontier Province と Balochistan におけるそれらの部隊の戦闘での死者は 700 人余に上った。その結果、イスラマバード政府はそれらの部隊の一部を退却させるために、部族指導者との和解に合意することを余儀なくされた。」 [36d] (治安：テロリズムと反乱) 南アジア・テロリズム・ポータル (SATP) の 2008 年パキスタン評価 (Pakistan Assessment 2008) には、次の記述がある。「2007 年を通じて、国軍は明らかに、多方面にわたる対反乱作戦であまり成果を上げられないまま、国土の多くの地域にまで部隊を展開させてしまった。各地で戦闘が行われたため、明らかに陸軍の戦闘での死亡率は高まり、脱走兵が増加し、風土病のように士気が低下した。」 [61b] (事後推定) しかしながら、公式には、2008 年 8 月に戦闘が Bajaur で開始されて以来、治安部隊は過激派 1,000 人を殺害したと推定する (2008 年 10 月 13 日の Reuters Alertnet より)。 [17c]
- 8.12 米務省の 2008 年国際的な信教の自由報告書 (USSD IRF 2008) には、次の記述がある。「報告対象期間 (2007 年 7 月 1 日～2008 年 6 月 30 日) を通じて、イスラム過激派による攻撃、威嚇、および暴力は全国で増加したが、特に NWFP ではそうである。その原因は、隣国アフガニスタンから越境してきたタリバンの影響によるものと考えられた。」 [2i] (セクション III)
- 8.13 SATP は、パキスタンの状況分析の中で、以下のように記録する。
- 「2007 年には、過激派はパキスタンの広範な地域で確実かつ的確に彼らを守る隠れ場所や解放区を見つけ出すことができただけでなく、ジハード (聖戦) を本格的に都市部にまで拡大させ、世界のメディアの耳目を集めた。ジハード戦士の指導層は現在、おびただしい数の自爆志願者を募ることができるだけでなく、難なく国中からも予備軍を集めることができる。実際、2007 年には、前例のないほどの激烈さと権威の下でジハードが呼び掛けられた。
- 「2007 年はまた、イスラム過激派が戦いを首都イスラマバード、および軍の駐屯地である Rawalpindi へと移した年でもあった。Waziristan と NWFP の反

乱は今では、地理的な国境という枠を超えて拡大し、パキスタン全土の様々な場所でも見られるようになった。」 [61b] (事後推定)

(パキスタンの様々な武装グループに関する詳細な情報については、[付属資料C : Terrorist Organisations](#)を参照する。)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

9. 治安部隊

警察

9.01 米務省「人権に関する国別報告書 2007」(USSD Report 2007)には、次の記述がある。「警察は、国内の大部分の地域の治安に対して主要な責任を負っている。警察令(修正第2条)法(Police Order (Second Amendment) Ordinance)が2005年7月に発布され、警察の統制は「nazim」と知られる、選挙で選ばれた地方の地区最高責任者の監督下にある。」[2h](セクション1d) 2008年10月3日更新のJane's Sentinel Country Risk Assessment for Pakistanによると、治安部隊と外国部隊に関して国内に200,000人(2005年概算)の警察官がいるという。[36b](治安部隊と外国部隊)

9.02 Jane's Sentinel Country Risk Assessment for Pakistanには、以下の記載がある。

「パキスタン4州の警察部隊は独立した組織であり、国家安全保障の問題に関してのみ、連邦政府の命令に従う。大都市圏については、州の指揮系統に入る別の警察部隊が治安維持に当たっている。(North West Frontier Province (NWFP)のFederally Administered Tribal Areas (FATA)には警察組織はない。)各警察部隊は監察官が陣頭指揮を執り、その監察官代理は州の特定の部門に属し警察捜査を監督する。監察官は中央政府の内務省に対して直接、報告義務を負うが、それ以下の地位に属する者はすべて、州の行政当局に対して報告を行う。地区の警視は、日常的に上官の指示を執行する際に重要な任務を担う。」[36b](治安部隊と外国部隊)

9.03 USSD Report 2007にはさらに、警察の組織と監督に関して以下の記載がある。

「...2005年7月、Musharraf大統領は2002年警察令を再発布と修正を行った。これは警察の監督責任を州から地区に移転し、地元の監督機関の設立を命じるものである。PunjabとNWFPでは、公安委員会を設立し、公安機能を持たせた。しかし、SHARP(人権・囚人救済協会、Society for Human Rights and Prisoners' Aid)およびグローバル基金(Global Foundation)によると、公安委員会は存在するが、曖昧な権限の下で活動した。2007年の間には、PunjabとSindhの地区公安委員会、およびNWFPとBalochistanの大多数の地区の公安委員会が設立されたが、職員の配置が不十分であるため、それらの実効性が損なわれた。」[2h](セクション1d)

9.04 Jane'sの資料には、さらに以下の記載がある。

「パキスタンの警察は、住民の友人や庇護者と見なされていない。警察文化は奉仕ではなくむしろ威嚇にあるため、警察は一般に信用されず、恐れの対象となっている...警察は農村部では権力を持つ地主が操り、都市部では有力者が操る対象である上、政治的にも利用されている。不正行為が蔓延しているのが現状である。捜査手続きは一般に残忍な手法が用いられ、自白が得られるまで容疑者を拷問にかけることが頻繁に行われる。群集規制と騒乱防止の技術は初歩的なものに留まり、そのような場面に直面した場合、警察は容

赦なく警棒（長さ 150cm ほどで、先端に鋼がついた竹製の棒）を振るう。警察官はライフル銃を装備しているが、犯罪捜査ではほぼ 2 回に 1 回は武器の扱いに関して規律違反を犯している。」 [36b] (治安部隊と外国部隊)

9.05 USSD Report 2007 には、以下の記述がある。

「警察内では、不正行為が蔓延していた。警察は本物の告訴の届出に対して料金を請求したり、お金を払うと偽の告訴の届出を受理したりした。罪を免れるための賄賂は日常茶飯事であった。個人は警察にお金を払って、敵対する相手に恥をかかせたり、個人的な恨みを晴らしたりした。不正行為は警察署長（Station House Officer、SHO）の間で最も突出しており、警察署長の中には、身代金目的で捜査中に逮捕し、不許可の警察署を設置して、不法で収入を増やす者がいると報道された。」 [2h] (セクション 1d)

（セクション 18：汚職も参照のこと。）

9.06 警察のもたらす効果については、USSD Report 2007 に次の記載がある。

「警察力のもたらす効果については、「かなり良い」から「全く効果がないまで」、地区によって大きく異なる。警察部隊の隊員の中には、多数の深刻な人権侵害を犯す者がいた。そうした侵害に対して処罰を怠ったことにより、処罰されないことがないという風潮が生まれた。警察官と看守は頻繁に、虐待するという脅しを使って、囚人とその家族からお金を強要した。監察官、地区警察官、地区最高責任者（nazim）、州の内務大臣または首相、連邦の内務大臣または首相、あるいは裁判所は、虐待の内部捜査を命令し、行政処分を命令することができる。行政機関や警察の役人は刑事訴追を勧告し、裁判所は刑事訴追を命令することができる。こうした仕組みが時に機能する場合もあった。しかし警察は社会的攻撃から宗教的少数派を、特にキリスト教徒、アフマディー教団員、シーア派教徒を保護することができない場合が多かった。」 [2h] (セクション 1d)

（セクション 12：逮捕と勾留 - 法律上の権利も参照のこと。）

9.07 フリーダムハウスの「2008 年世界自由度国別報告書：パキスタン」には、以下の記載がある。

「警察は日常的に、犯罪、過剰暴力、拷問、恣意的な勾留、囚人やその家族からのお金の強要、賄賂を受けての告訴やその撤回、女性勾留者に対する強姦、裁判なしの殺害に関与している。政権の批判者は特に、軍当局の手による、恣意的な逮捕、拷問、「失踪」、または適正な手続きを受ける基本的な権利の剥奪の危険にさらされている。虐待の申立を調査し、苦情を処理する権限を付与された公式の人権委員会を設立する動きは進展しておらず、責任は問われないという規範が一般的な風潮となっている。」 [19a]

9.08 USSD Report 2007 には、さらに以下の記述がある。

「2005 年、当局は、強姦を含む、女性の保護虐待の申立に応える形で、すべて女性職員からなる女性の警察署を創設した。政府の女性の地位全国委員会（National Commission on the Status of Women）は、同警察署が主に資源不

足から有効に機能しないと主張した。裁判命令および規則は、男性警察官が女性容疑者と接触することを禁じているが、普通の警察署では男性警察官が女性を拘束、尋問することが多い。」 [2h] (セクション 1c)

目次に戻る
ソースのリストを見る

恣意的な逮捕と勾留

9.09 アジア人権センター (Asian Centre for Human Rights、ACHR) が 2008 年 8 月 1 日発表した「南アジア人権侵害指標 2008」は、次のように記す。「パキスタンでは、恣意的な逮捕や不法な勾留が一般的である。2007 年は、多数の無実の人間が不法に逮捕、勾留された。裁判所、特に下級裁判所の裁判官は恣意的な勾留事件に数多く介入し、その 1 年を通じて不法な勾留から勾留者の釈放を行った。」 [67b] (p68)

9.10 USSD Report 2007 は、警察は頻繁に一次情報要請 (First Information Requests、FIR) を発行すると記し、次のように伝える。

「嫌がらせや脅しなど裏付けとなる証拠がないままに (…発行するが)、告訴人が賄賂を支払うことができない場合には、十分な証拠が提供されても、一次情報要請を発行しなかった。警察は、日常的に捜査のための勾留に対して裁判官の承認を求めることなく、しばしば裁判所が異議を差し挟むまで起訴することなく勾留者を勾留した。隔離拘禁が行われた。要請に応じて、裁判官は通常、必要性を考慮することなく捜査のための勾留を承認した。証拠が不十分な場合、警察と裁判官が共謀して、新たな FIR を発行して法律に規定された 14 日間を超える勾留を継続した。」 [2h] (セクション 1d)

9.11 同報告書にはまた、次の記述がある。「警察は時に、起訴することなく恣意的に個人を勾留し、釈放にはお金を支払うよう強要する。女性の中には、継続して恣意的に勾留され、性的虐待を受ける者もいた。警察はまた、指名手配の犯罪者の血縁者を勾留し、容疑者に自首するよう強制した。」 [2h] (セクション 1d)

9.12 2008 年 4 月 3 日に発表されたアジア人権委員会 (Asian Human Rights Commission、AHRIC) の声明では、2008 年の第 1 四半期に逮捕後の行方不明者が 39 人に上ることを記している。AHRIC には、次の記載がある。

「国家情報機関は現在も、恣意的に人々を逮捕し、数ヶ月にわたり勾留し、国家反逆罪への関与を自白させるために拷問を加える活動を行っている。2008 年 2 月の総選挙後、パキスタン陸軍の下で行動する国家情報機関のエリート部隊 (Elite Force) に逮捕された後に行方不明になった者が約 27 人いた。行方不明者の発見に取り組む組織であるディフェンス・オブ・ヒューマンライツ (Defence of Human Rights)、および複数の Baloch 民族主義組織の傘下にあるバローチ権利評議会 (Baloch Rights Council) が収集した報告書によると、Musharraf 大統領 (当時は Musharraf 将軍) による 2007 年 11 月 3 日の非常事態宣言の後に行方不明になった者が 65 人を上回っていた。」 [52a]

セクション 12 : 逮捕と勾留 - 法律上の権利 および 9.18 : 国軍 を参照。

目次に戻る
ソースのリストを見る

拷問

- 9.13 USSD Report 2007 には、以下の記述がある。

「法律は拷問その他の残虐な、非人間的な、または屈辱的な処遇を禁止しているが、情報機関を含む治安部隊が拷問や虐待をしているという報告が絶えずなされた。強要された自白は、反テロリズム法の規定に基づいて反テロリズム裁判所で許容されている。国中で治安部隊要員によって勾留中の人間に対し虐待や拷問を行われたという疑惑は消えなかった。人権団体は、殴打、煙草の火の押し付け、足の裏への鞭打ち、長期間の隔離、電気ショック、食事や睡眠の禁止、逆さ吊り、棒状の足枷を使った強制的な開脚を含め、様々な方法が使われたと報告している。治安部隊要員が尋問中に女性を強姦した報告がなされている。政府はそれら問題に対して責任ある対策を講じることはほとんどなかった。」 [2h] (セクション 1c) ACHR の「南アジア人権侵害指標 2008」は、次のように記す。「拷問はパキスタンでは日常茶飯事である。2007 年に治安部隊により行われた拷問の例が多数報告されている。」 [67b] (p69)

- 9.14 過去 6 ヶ月間の拷問事件について、2008 年 8 月 8 日付の *Daily Times* は、NGO Madadgaar に基づいて、次のように報じている。「Punjab 警察が拷問件数 406 件で最も多く、続いて Sindh が 304 件、NWFP は 29 件、Balochistan は 4 件であった。それによると、全 743 件のうち、416 件は警察署で起こった事件であり、252 件は被害者の仕事場、66 件が被害者の自宅、9 件が公共の場であった。」同記事によると、Lahore はこの期間では、警察による拷問に関して最悪の都市で、177 件を記録した。 [55r]

- 9.15 USSD IRF Report 2008 には、以下の記述がある。

「勾留中での警察による拷問と虐待が行われており、警察は時に裁判なしの殺害に関与しているとの報告がある。宗教的少数派が被害者である場合には、特定の信仰心に忠実であることが要因の 1 つであるかどうかを解明するのは通常、不可能であったが、キリスト教とアフマディー教団のグループは、自分たちの成員のほうが虐待される可能性が高いと主張した。非イスラム教徒の囚人は一般に、イスラム教徒の囚人に比べ宗教上必要なものを利用できないことも含め、貧弱な施設に入れられた。」 [2i] (セクション II)

目次に戻る
ソースのリストを見る

裁判なしの殺害

- 9.16 USSD Report 2007 には、以下の記載がある。

「治安部隊は偽装による遭遇戦や勾留中の虐待の中で、衝突犯罪組織や政治グループと関係がある個人を裁判なしに殺害した。(2007) 8 月を通じて、人権・囚人救済協会 (SHARP) は遭遇戦での殺害 23 件と警察での勾留中の殺害 37 件を報告した。警察は、これらの死はしばしば容疑者が逃亡しようとした

り、逮捕に抵抗したり、自殺を試みた時に起こったと述べたが、これらの死の多くは治安部隊が実行したものであると人権擁護団体監視員、家族、メディアは報告している。政府はしばしば裁判なしの殺害に対して調査し、時に警察官を有罪判決を下すこともあった。Punjab 警察の監察官は、1,254 人の警察官が 8 月には、様々な犯罪で処分されたと述べた。しかし、不正行為に関与した者を懲戒、訴追するための公判の長期的遅れや破綻は、常に処罰を下さないことを許してしまう文化の要因となっていた。」 [2h] (セクション 1a)

- 9.17 ACHR の「南アジア人権侵害指標 2008」は、パキスタンについて次のように記す。「治安部隊は恒常的に、実弾の使用を含む、無差別的な武力行使に訴えた結果、膨大な数の被害者を生んだ。この被害者の中には子供もおり、治安部隊により、単に容疑がかかっただけで多くの者が殺害されている。2007 年の勾留中の殺害例も数多く報告されている。」 [67b] (p67)

国軍

- 9.18 2008 年 9 月 12 日に最後に更新された Jane's Sentinel Country Risk Assessment for Pakistan on Armed Forces は、国軍の兵力は陸軍が 590,000、さらに予備兵 500,000、海軍 25,000、空軍 45,000 で構成されていると記している。さらに、国民防衛隊 (National Guard)、パキスタン警備隊 (Pakistan Rangers)、辺境軍団 (Frontier Corps)、Balochistan Corps (バロチスタン軍団) を始めとする自警武装集団の兵力は 300,000 強である。同じ資料で、約 40,000 人 (辺境軍団と同じ兵力) が FATA と NWFP に配備され、暴動に対処している。反乱の広がるのを食い止めるため、80,000 の兵力もまた、アフガニスタンとの国境沿いに展開されている。 [36c] (国軍)
- 9.19 USSD Report 2007 には、次の記載がある。「パキスタン警備隊、辺境警察隊 (Frontier Constabulary)、イスラマバード首都圏警察隊 (Islamabad Capital Territory Police) などの自警武装集団は、内務省の監督下に入る。州政府は、治安活動の支援時にこれらの組織を統制する。宗教的休日には、政府は正規軍を問題のある地域に展開し、治安を維持する支援を行った。」 [2h] (セクション 1d)
- 9.20 パキスタン国プロファイルの 2008 年 9 月 10 付の主報告では、Economist Intelligence Unit (EIU) が以下のように記している。

「新陸軍参謀長の Ashfaq Kayani 将軍は、少なくとも現在のところ、彼の前任者たちと比べ、軍隊による政治への介入の度合いが少ないように思われる。しかし、陸軍はパキスタンの究極の政治的調停役であることに変わりなく、その存在が政治家の自由な活動を制限している。過去数年の主流である経済活動に軍隊が浸透した結果、国で最も腐敗の少ない組織という評判は色あせてしまった。」 [75a]

(恣意的な逮捕と勾留に関する情報については、セクション 11「司法」の副セクション 軍事裁判所と陸軍法、およびセクション 12 の 逮捕と勾留 - 法律上の権利、拷問、裁判なしの殺害、恣意的な逮捕に関する情報については、上記の副セクション 警察 を参照すること。)

目次に戻る
ソースのリストを見る

その他の政府軍

情報機関

- 9.21 2007年5月31日更新の Jane's Sentinel Country Risk Assessment には、以下の記載がある。

「パキスタンの主な情報機関は、統合情報局 (Directorate for Inter-Services Intelligence、ISI)、情報局 (Intelligence Bureau、IB)、軍事情報部 (Military Intelligence、MI) である。これらの3機関はすべて、表面上はパキスタンの国家安全保障を守るために存在するが、情報機関間の不信感があまりにも強いため、それらの機関の緊張関係の中でこの最重要な目標が頻繁に失われる。MI と ISI は主に、軍事問題を扱う一方、IB は国内問題を重点的に扱う。その他、米国の訓練を受けた要員がいる反テロ組織の特殊捜査部 (Special Investigation Group) が結成されている。」 [36b] (防衛：治安部隊と外国部隊)

- 9.22 Jane's Sentinel Country Risk Assessment はさらに、ISI の主な任務について、次のように記す。「パキスタン国内の外国関係者 (特に外交官)、海外で働くパキスタン人、反体制の政治活動家、表立って国家の不安定化を目指す団体を秘密裏に監視すること、パキスタンのすべての情報機関の任務の調整、軍事問題に関係する国内外の情報の照合、および秘密裏の侵攻作戦の開始である。」また、「Musharraf 大統領に ISI と Kashmir の過激派グループやタリバン政権との関係を断つ意志があるなしに関係なく、そうした活動とつながりのある分子がたぶんいるだろう。それらの分子がどの程度影響力があるのかは正しく判断することはできない。」とある。 [36b] (防衛：治安部隊と外国部隊)

(恣意的な逮捕と勾留に関する情報については、セクション 12 の副セクション 逮捕と勾留 - 法律上の権利、およびセクション 11 「司法」の副セクション 軍事裁判所と陸軍法 を参照し、拷問、裁判なしの殺害、恣意的な逮捕に関する情報については、上記の副セクション 警察 を参照すること。)

目次に戻る
ソースのリストを見る

10. 兵役

- 10.01 2004年4月～2007年10月までを扱った「子供兵士の従軍禁止を求める連合グローバル・レポート2008：パキスタン」（Coalition to Stop the Use of Child Soldiers Global Report 2008 on Pakistan）は、以下の報告を行っている。

「1952年パキスタン陸軍法により、非常時には義務兵役を導入することが認められたが、この規定はこれまで使用されたことはなかった。1973年憲法の第39条に基づき、国家はパキスタンのすべての地域出身者に対し、パキスタン国軍に入隊させることができる。1970年パキスタン兵役義務法（Pakistan National Service Ordinance）によると、将校および兵士は17～23歳までに募集することができ、サービスに就く前に少なくとも1年の訓練を受ける必要がある。」[16]

- 10.02 2008年10月2日に最後に更新されたCIA World Factbookによると、兵役の募集は16歳から行うことができる。ただし、18歳まで実際の戦闘に送られることはなかった。[34] (軍隊)

- 10.03 米務省国際的な信教の自由報告書2008（USSD IRF Report 2008）には、次の記載がある。「少数派宗教グループの信徒で兵役義務に志願する者も少数いて、公式には昇進に障害はなかったが、実際には非イスラム教徒は大佐以上の階級に昇進することは滅多になく、政治的に重要な任務に配属されることもなかった。宗教行事を行う部隊がイスラム教徒の兵士のために宗教行事を行っているが、宗教的少数派には類似の業務は行われていない。」[21] (セクションII)

（セクション24：[児童](#)も参照のこと。）

目次に戻る
ソースのリストを見る

11. 司法

組織

11.01 2008年10月2日更新のCIA World Factbookによると、パキスタンの「法制度は、イスラム教国としてのパキスタンの地位に関する規定を取り入れた英国式コモンローに基づき、条件付で強制的国際司法裁判所（ICJ）の管轄権を受諾している。[34] (政府：法制度)

11.02 2008年7月更新の、パキスタンに関するUSSD背景覚書には、以下の記載がある。

「司法制度は、最高裁判所、州高等裁判所、および連邦イスラム教（またはシーア派）裁判所で構成されている。最高裁判所はパキスタンで最上位の裁判所である。大統領が最高裁判所長官を任命し、大統領と最高裁判所長官がその他の裁判官の任命を確定する。各州には州高等裁判所があり、州高等裁判所の裁判官は、大統領が最高裁判所長官および州高等裁判所長官と協議の上、任命する。裁判官は、大統領の決定に反した命令を発行することを禁じられている。連邦シャリーア法廷では、主にシャリーア（イスラム法）に関わる訴訟事件を審理する。1991年に制定された法律により、シャリーアは合法的根拠を付与された。シャリーアは国法と宣言されたが、従来法の典に取って代わるものではなかった。」[29]

11.03 パキスタン政府のウェブサイト（2008年1月18日時点）によると、パキスタンの司法制度は最高裁判所、各州の州高等裁判所、および連邦シャリーア法廷（すべて憲法に基づき設立されたもの）で構成されている。同資料はさらに、最高裁判所が司法制度の「頂点」にあることを示し、次のように説明する。

「…パキスタンの他のすべての裁判所を除き、（最高裁判所は）連邦政府と州政府間、または複数の州政府間で論争がある場合、宣言的判決を申し渡す権限を有する…パキスタン憲法が保証する基本的権利の行使に関して公共にとって重要な問題が関係している、と最高裁判所が考えた場合、最高裁判所は基本的権利の行使に関して適切な命令を下す権限を有する…最高裁判所は高等裁判所、連邦シャリーア法廷、および役務控訴裁判所（Services Appellate Tribunal）が下した裁定、命令、最終命令、判決に対する控訴を審問し、決定する権限を有する。」同資料はさらに、最高裁判所の決定は、その他のすべての裁判所に対して原理上かつ法律上拘束力を持つと追記している。[29c] (司法)

11.04 地区レベルでは、「地区裁判所裁判官（Court of District Judge）」と「市民裁判所裁判官（Courts of Civil Judge）」が民事事件を扱う一方、刑事事件は「刑事裁判所（Court of Session）」と「治安判事裁判所（Court of Magistrate）」で審問される。刑事裁判所は死刑に相当する事件、およびフドゥード法（Hudood Ordinance）に基づく事件について審問する。政府のウェブサイトには、「刑事裁判所裁判官が下した判決に対する控訴は、高等裁判所になされ、治安判事裁判所裁判官が下した判決に対する控訴は、最高4年

までの判決の場合は刑事裁判所に、それ以上の判決については高等裁判所になされる。」と追記されている。[29c]

- 11.05 同資料はまた、特定の種類の事件を扱う、以下の特別法廷や裁判所もあるとも記載している。

「銀行犯罪審理特別法廷（Special Court for Trial of Offences in Banks）、銀行債務回収特別法廷（Special Court for Recovery of Bank Loans）、関税法に基づく特別法廷（Special court under the Customs Act）、特別交通法廷（Special Traffic Court）、腐敗防止特別判事裁判所（Court of Special Judges（原文のまま）Anti-Corruption）、商事裁判所（Commercial Court）、麻薬裁判所（Drug Court）、労働裁判所（Labour Court）、保険控訴裁判所（Insurance Appellate Tribunal）、所得税（Income Tax Appellate Tribunal）、および役務裁判所（Services Tribunal）がある。特別法廷での控訴は高等裁判所に対してなされるが、別に控訴裁判所がある労働裁判所と特別交通裁判所は除く。裁判所での控訴はパキスタン最高裁判所になされる…これは、法の執行の過度の遅延と訴訟に関わる膨大な費用の問題（過去の遺物）を克服するために取られた手順である…」[29c]

- 11.06 公判中の保釈および遅延については、同政府ウェブサイトはさらに次のように記している。

「1898年刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure）は、死刑に相当しない犯罪につき勾留期間が継続して1年を超える場合、また死刑に相当する犯罪につき勾留期間が継続して2年を超える場合、公判中の囚人の保釈を認めるように修正された。修正訴訟法はまた、判決を下す際、公判中の囚人として被告人が費やした勾留期間を裁量する義務を刑事裁判所に課した。連邦シャリーア法廷では、刑事事件の費用および陳述書提出の費用を支払う必要はない。最高25,000ルピー相当額となる民事事件の裁判費用は廃止された。」[29c]

- 11.07 政府ウェブサイトは加えて、裁判所を監視するオンブズマンがいる点を記している。オンブズマン（Wafaqi Mohtasib）は、

「…大統領が任命し、任期4年である。オンブズマンはいかなる場合も、任期の延長、再任を受けることはできない。オンブズマンは任期中はその権利を保証され、不正行為がある場合、または肉体的もしくは精神的に不適格である場合を除き、解任されない。ただし、オンブズマンの要請があれば、最高司法評議会（Supreme Judicial Council）が上記の規定について決定することができる。さらに、オンブズマンはどの宗派にも党派にも属さない…オンブズマンの主な職務は、連邦政府機関または連邦政府役人による悪性を通じて個人に対してなされる不当行為を突き止め、調査し、対処し、正すことである。オンブズマンの主要な目的は、行政責任を履行する体制を制度化することである。」[29c]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

シャリーア法廷（イスラム法）

- 11.08 2008年3月11日発行の米務省報告書2007（USSD Report 2007）には、以下の記載がある。

「連邦シャリーア法廷は、憲法第203条に従って、法律がイスラム教の戒めに反するかどうかを調査、決定するのに用いられる。従って、女性保護法案は可決されたとはいえ、連邦シャリーア法廷の監視を受ける可能性が一部の訴訟で排除されたわけではない。連邦シャリーア法廷は、賭博、酒類の所持と飲酒、姦淫、結婚詐欺による姦淫を始めとする、世俗法の条項に移行できないフドウド法（Hudood Ordinance）の一部の条項に関わる問題に用いることができた…」

「…連邦シャリーア法廷は、2年を超える判決となるフドウド法に基づくすべての訴訟における第一控訴法廷である。しかし、フドウド法による訴訟での控訴を審問することを州高等裁判所が決定した場合には、最高裁判所は、連邦シャリーア法廷に州高等裁判所の決定を見直す権限がないことを確定した。最高裁判所のシャリーア法廷は、連邦シャリーア法廷の訴訟に対する最終控訴法廷である。2005年裁定により、最高裁判所大法廷はシャリーア法廷を飛び越えて、その権限において控訴事件の管轄権を引き受けることができる。連邦シャリーア法廷は、イスラム教の教義と整合性がないと判断した立法を覆すことができるが、そのような訴訟は最高裁判所のシャリーア法廷に控訴して、最高裁判所大法廷が最終的な判決を下すことができる。」
[2h] (セクション1e)

- 11.09 2008年9月19日に公表された米務省の「国際的な信教の自由報告書2008：パキスタン」（USSD IRF Report 2008）には、以下の記述がある。

「司法制度は、民事、刑事、イスラム法体系の違いを反映した、管轄権が重複したり、時に対立したりするいくつかの異なる裁判制度を包含する。連邦シャリーア法廷と最高裁判所のシャリーア法廷は、フドウド法（Hudood Ordinance）に基づく刑事裁判所の一定の有罪判決に対する控訴裁判所として機能し、これらの裁判所の裁判官と弁護士はイスラム教徒でなければならない。連邦シャリーア法廷は、イスラム教の教義と整合性がない立法を覆すことができる。しかしながら、最高裁判所長官は2005年3月、連邦シャリーア法廷が始めに控訴管轄権を有した場合であっても、連邦シャリーア法廷には州高等裁判所の決定を見直す管轄権はないと裁定した。」 [2i] (セクションII)

（以下の副セクションの フドウド法（Hudood Ordinance） と Qisas法とDiyat法 を参照。）

目次に戻る
ソースのリストを見る

反テロリズム法と裁判所

- 11.10 USSD Report 2007 には、以下の記載がある。

「反テロリズム法により、政府は、宗教的憎悪および国家に対する犯罪を醸成することを目的とした暴力犯罪、テロ活動、行為または演説に対して審理

するための、特別に効率化された裁判所を利用することができる。こうした裁判所に持ち込まれる訴訟は、7開廷日以内に判決が下されるが、裁判官は必要に応じて自由にその期間を延長することができる。裁判官はすべて任命される。通常の手続きに基づき、高等裁判所および最高裁判所は、そうした裁判所からの控訴を審問する。人権活動家はこの簡素化した並列体制を批判して、この体制は政治的操作に受けやすいと非難した。」[2h] (セクション 1e)

11.11 USSD Report 2007 は次のように記している。「反テロリズム裁判所は、被告人が有罪と信じるに足る合理的根拠がある場合に保釈を認めない。治安部隊は、裁判所を考慮することなく、テロ容疑者の活動を制限し、資産を没収し、最大 1 年間、起訴しなくても当該容疑者を勾留することができる。」[2h] (セクション 1d) フリーダムハウスの「2008 年世界自由度国別報告書：パキスタン」は次のように記している。「反テロリズム裁判所など、司法制度の他の領域は、適正手続きの権利を制限したままに機能する。」[19a]

11.12 2004 年 1 月 11 日付の *The News International* の記事は、以下の通り報じた。

「反テロリズム法を厳しくするため、内閣は土曜日（2004 年 1 月 10 日）、テロ活動への財政支援を保釈なしの刑期最低 4 年、最高 10 年の犯罪であると宣言した。反テロリズム法の修正案が 1997 年、国連安保理決議を踏まえて Zafarullah Jamali 首相が議長を務めた閣議で承認された。『テロ活動への財政支援に関与した個人ないし団体は、修正反テロリズム法の第 11 条 (N) に規定したように、元の規定の 6 ヶ月から 5 年の懲役に代わって、懲役 4 年から 10 年の厳しい刑罰を課されるものとする。』と閣議後に Shaikh Rashid Ahmed 情報相は記者に語った。「同大臣によると、『テロ活動への財政支援は保釈なしの犯罪とし、かかる支援の資金源として行動する可能性のあるすべての集団およびその他の団体は、銀行口座を開設し、従業員、顧客に関する情報を保存する義務があるものとし、これを履行しない場合、罰金および免許取消しを科されるものとする』という。」[44a]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

軍事裁判所と陸軍法

11.13 2007 年 12 月 19 日発行の HRW の報告書「合法性の破壊：パキスタンにおける弁護士・裁判官に対する弾圧 (Destroying Legality: Pakistan's crackdown on Lawyers and Judges)」には、以下の記述がある。

「民政復帰後でさえ、軍隊の権限を制度化する取組みの一環として、Musharraf は 2007 年 11 月 10 日、1952 年陸軍法を修正し、それまでは国の文民司法の範囲で審理されていた広範な犯罪について、軍隊が市民を裁判にかけることができるようになった。これには、以下の法律等に基づき罰することのできる犯罪も含まれる。

- 1908 年の爆発物法 (Explosive Substances Act)
- 1952 年のパキスタン治安維持法 (Security of Pakistan Act) に基づく有害な行為

- 1965年のパキスタン武装法（Pakistan Arms Ordinance）、および1974年の反国家活動防止法（Prevention of Anti-National Activities Act）
- 1997年の反テロリズム法（Anti-terrorism Act）
- パキスタン刑法（Pakistan Penal Code）のいくつかの条項

修正武装法に基づき、軍事裁判所は現在、反逆行為、扇動行為、『公共に危害を及ぼす発言』のような特定しがたい犯罪で市民を裁くことができる。」 [13c]

11.14 同報告書はさらに、以下のように記している。

「…修正武装法に基づき特別軍事裁判所が行う市民の裁判は公開されず、取調べは軍人によって行われ、市民裁判に関して法律および憲法に規定された証拠および手続きの規定は適用されない。パキスタン治安部隊が長らく深刻な虐待行為に対して処罰を免れてきたが、武装法の修正は問題を悪化させることになろう。第一に、市民を軍事裁判所の裁判にかけることによって、軍部による虐待の犠牲者の家族は、従来にも増して情報を進んでもたらずことはしないだろう。第二に、武装法の修正を2003年までさかのぼって適用することによって、軍隊に責任がある近年の多くの違法勾留を、軍隊が合法的であると主張することを認めてしまうことになろう。Musharrafが最高裁判所長官を解任し、最高裁判所を有効に支配する以前は、最高裁判所が400余件の「失踪」事件を調査していた。これらの失踪者には、テロ容疑者と関係した者もいたが、多くは政府の政敵の関係者であった。パキスタンの情報機関は非合法的にテロ容疑者その他の政敵を勾留しており、当局に対して、そのような人々を釈放するか、法制度に従って手続きを踏むよう繰り返し要請していると、最高裁判所長官 Chaudhry は公に述べた。最高裁判所の圧力に応じて、多数の「行方不明者」が釈放されたが、公に苦難の体験談を話した場合、再逮捕やそれ以上の危害を加えると脅迫された。」 [13c] (非常事態時に関する法律の修正)

11.15 2007年11月12日付の「パキスタンの多面的危機（Pakistan's multi-faceted crisis）」という題名の記事が Opendemocracy に記載され、修正陸軍法（Army Act）を以下のように述べている。

「…（修正陸軍法により）court-martial civilians 市民を軍法会議にかけることが可能になるが、それに対してどの政治勢力からも非難が集まっている…当局は、現在の刑法の下ではテロ活動家を有罪判決を下すのが困難な点を指摘してこの修正法を弁護するのに対し、批判者は、（他にも多くの問題点があるが、中でも）『公共に危害を及ぼす発言』で市民を軍事裁判にかけることができることに注意を向ける。この規定はあまりにも広範な解釈が可能であるため、arrest 現在逮捕されている何千人もの弁護士、政治活動家、人権活動家のいずれもがその規定に基づいて裁判にかけられる恐れがある。」 [78]

目次に戻る
ソースのリストを見る

連邦直轄部族地域 (FATA)

- 11.16 USSD Report 2007 は、連邦直轄部族地域 (Federally Administered Tribal Areas、FATA) では異なる法制度があることを記している。

「… (それは) 辺境刑法 (Frontier Crimes Regulation、FCR) であり、連帯責任の原則を認めるものである。部族指導者は FATA の司法に責任を負っている。部族指導者はイスラム法と部族的慣習に従って審問を行う。被告人は法廷人代理人、保釈または控訴に対する権利を何ら有しない。通常の刑罰は罰金からなる。部族機関に配属される連邦文官は訴訟を監視し、最高 14 年までの刑期を課することができる。当局が連帯責任の概念を使用して、逃亡者の部族の構成員を勾留したり、その家を破壊したり、財産を没収もしくは破壊したり、地元の伝統に従って逃亡者自身の部族が逃亡者を投降させるか、罰するかするまで逃亡者の村を包囲したりしたため、人権 NGO は連帯責任の概念への懸念を表明した。」 [2h] (セクション 1e)

部族の司法制度

- 11.17 子供の権利保護のための協会 (Society for the Protection of the Rights of the Child) が 2007 年 5 月に発表した報告書 State of Pakistan's Children 2006 には、以下の記述がある。

「Jirga は、村レベルで問題、紛争、対立を解決するために用いられてきた昔からある習慣である。しかし、ささやかな要求を解決することを目的とした非公式の地域社会に根付いた組織から、時の経過とともに『Jirga』、つまり部族の長老評議会へと変わり、それはパキスタンでは、有力者の権利を守る強力な権威として認められることとなった。この男性のみからなる組織は、女性に関連した問題について解決するために召集されることが多いが、女性が見解を求められることはない。」同資料はさらに、次のように記す。「シンド高等裁判所 (Sindh High Court) がより Jirgas に課された禁止にも関わらず、150 を超える Jirga がその 1 年間 (2006 年) に開かれた。Jirga は、封建的地主が主体のものだけでなく、議会、州議会、地区議会の議員が主体のものもある。これは明らかに、Jirga が与えた評決に根拠を与え、またこうした Jirga を介在させて罰せられる哀れな人の悲惨さにも根拠を与える。Jirga 制度は、部族地域だけでなくパキスタンのすべての州に普及している。」 [71a] (p196-7)

- 11.18 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の 2002 年 8 月 1 日付の報告書「パキスタン：部族司法制度 (Pakistan: The tribal justice system)」には、以下の記載がある。

「部族 jirga (文字通りの意味は会議で、faislo はシンド語 (Sindhi) で会議と決定、panchayat は長老評議会) は部族の長老で構成され、議長は sardar (部族長)、または議題がそれほど重要でない場合は、部族の地元の長が務める。この jirga は臨時に招集される場合もあれば、定期的に関われる場合もある。部族 jirga は、土地と水、相続、『名誉』規定違反の申立、部族内または部族間での殺人を始めとする幅広い問題を扱っている。多数の sardar やそれより低い地位の部族指導者は、様々な訴えを持つ人々が周知し出席する『裁決』の場を定期的に設ける。sardar は『裁決』に関して正式な教育を受

けていないが、アムネスティ・インターナショナルに対して、父親から jirga の運営方法を学んだと話し、ある sardar は『私の頭の中にその方法がすべては入っており、それを成文化する必要はない。私には知性があり、それが何が正しいのかを私に語ってくれる』と語った。成文化はされていないが、部族の正義の原則は明確に定義されていると主張する sardar もいる。」 [4b] (p7 の jirga、faislo、panchayat 制度)

11.19 同報告書は次のように続ける。

「sardar は抗争があることを認識すると、sardar またはその sardar に申入れをした訴人は jirga を開き、関係者に jirga に招集するよう求めることができる。場合によっては、sardar は単独で問題を裁決するが、重大な対立については長老集會に持ち込まれる。訴人および被告人は jirga に出廷し、決定に従うことに同意しなければならない。この制度の賛成者はこの制度が民主的であると説明する。『部族の間では、民主的な制度のほうがうまくいく。両当事者が同意した場合にのみ、sardar のところにやってくる…sardar が尊敬されていれば、対立の解決のためにその sardar のところに来る』とある sardar がアムネスティ・インターナショナルに語った。

「手続きは、訴人が自分の訴えを提示し、次に相手側がそれに応える形で始まる。結石裁判が認められる場合があるパキスタンの正式な司法制度の場合と異なり、部族制度では、被告人は本人が出廷し、本人が自分の訴えを提示しなければならない。場合によって、jirga は被告人が出廷しなかった時には延期される…」 [4b] (p6 の jirga の手続き)

11.20 同じ資料には、以下の記載もある。

「『裁判』期間、関係者は全員、議長を務める者の招待客として通常『裁判』の場所に滞在する。『私たちは手厚くもてなし、電話と食事を提供する…しかし、これらの提供についていかなるお金の請求しない』と 1 人の部族 sardar がアムネスティ・インターナショナルに語ったが、部族指導者の中には現在、手数料を請求している者もいる。『手続き』については一般に、『訴訟当事者』にはいかなる費用もかからないが、多くの評者は手数料を受け取る sardar は制度の衰退の指標であると捉えている。Larkana 部の元コミッショナー Aslam Sindhrani は、アムネスティ・インターナショナルに対して、sardar は jirga を開くことにより、その地位を高めるだけでなく、金銭的利益も得られると指摘した。」 [4b] (p6 の jirga の手続き)

11.21 SPARC Report 2006 には、以下の記載がある。

「2004 年 4 月 24 日、シンド高等裁判所 (SHC) は州内で Jirga を開くことを禁止したが、州首相から町村の責任者まで政府役人は引き続きこうした会議に参加している。Sindh 州政府が遡及法令である、明らかに SHC の判決を無効とする『シンドにおける紛争の円満解決法令 (Sindh Amicable Settlement of Disputes Ordinance)』を秘密裏に起草するのは、屋上に屋を架す類で信じがたい措置である。その法令は、人権団体によって国民に注目され、従来果たしてきたように、貧困層や女性に対する暴力と差別をさらに固定化するだけの並列的な司法制度として全面的に非難された。」 [71a] (p196-7)

11.22 USSD Report 2007 には、以下の記述がある。

「Sindh と Punjab の封建的地主、および Pashtun と Baloch の地域の部族指導者は引き続き、時に国が定めた法制度を無視して jirga (地元評議会) を開いた。そのような jirga は、特に農村地域で盛んで、抗争を解決し、罪を犯したと見なされた者に対しては罰金、収監、死刑さえも含む、部族的な処罰を課した。Pashtun 地域では、そのような jirga はパシュトゥーン族法 (Pashtun Tribal Code) の大綱に基づき開かれた。この法令に基づき、人、その家族、その部族は、名誉を回復するために実際の、もしくは実際と認識された不正に対して復讐する義務を負う。このような紛争は頻繁に女性および土地を巡って発生し、結果として暴力ざたになる場合が多い。部族地域では、多くの家族抗争、特に殺人事件に対する解決として、被告人の娘を結婚という形で被害者の遺族に与えた。多くの部族 jirga では、死刑または watta-satta (一族と一族間、または部族と部族間での花嫁の交換) 結婚などの厳しい懲罰を定めた。」 [2h] (セクション 1e)

11.23 2007 年 12 月付の AHRC 報告「アジアの 11 カ国における人権状況」には、以下の記述がある。

「名誉殺人は相変わらず Jirga 法廷 (部族社会の民間法廷) が提供する法律の一部を形作り、その犠牲者は通常の裁判所を利用することができない。女性は宗教や党派グループ等による厳しい慣習と伝統に支配されてきた。些細な罪で投獄された女性が 3000 人以上いたが、下級裁判所は地元の宗教グループによる圧力のため、保釈することができない。実施当局が宗教的な有力者の圧力下にあるように思われる。」 [52b]

セクション 24 「女性」、副セクション 名誉殺人 も参照のこと。)

11.24 2008 年 3 月 29 日発表のパキスタン人権委員会 (Human Rights Commission of Pakistan、HRCP) の報告書「2007 年人権状況 (State of Human Rights in 2007)」には、以下の記述がある。

「jirga 制度、つまり権限のない評議会では法を施行することは非合法であることは、明確に示された司法の支配であるにもかかわらず、jirga は引き続き 2007 年において開かれ、政府は jirga の尊重を覆すことはしなかった。パキスタンはアフガニスタンとの間の様々な二国間問題を解決するため、アフガニスタンとの合同 jirga を全面的に支援し関与した…政府公認の jirga はその年の大半、North Waziristan での平和の維持に苦勞した。政府は Swat での軍事活動に反対した決定など、jirga の決定の一部を尊重しなかった。政権の一部機関は、女性保護法に違反した jirga の判決を尊重せず、vani と swara の取引を承認した jirga の構成員に対して法的措置を開始した。しかし、政府は、あらゆる種類の刑事事件の判決を言い渡した国内の jirga および panchayat (5 人会議) を容認していた。」 [27a] (p36 の司法行政、および尊重される Jirga 制度)

(以下の副セクション Qisas法とDiyat法 を参照。)

目次に戻る
ソースのリストを見る

独立性と公平な裁判

- 11.25 2008年8月1日発行の2007年の主要な事象・事件を網羅した、ACHRの「人権侵害者指標2008 (South Asia Human Rights Violator Index 2008)」には、以下の記載がある。

「Musharraf大統領は、司法の独立性を奪おうとしていた。2007年3月、最高裁判所長官 Chaudhry がその職の遂行を停止された。しかしながら、2007年7月20日、最高裁判所はその停止処分を取り消して、Chaudhry をパキスタンの最高裁判官の地位に復帰させた。2007年11月3日、Pervez Musharraf 大統領は、パキスタンに非常事態宣言を行い、憲法および法の原則を停止した。Musharraf 大統領は、『政府の命令を弱めた』政府の機能に『介入』する司法の構成員を非難した。非常事態宣言後、Pervez Musharraf 大統領は、最高裁判所長官 Iftikhar Muhammad Chaudhry を解任し、最高裁判所の裁判官7名が非常事態宣言の受諾を拒否し、憲法違反であると宣言すると、Chaudhry に代えて大統領支持者の Hameed Dogar を最高裁判所長官に選任した。政府はまた、Sindh、Lahore、Balochistan の各高等裁判所の裁判長を新たに任命した。再構築された裁判所は、非常事態宣言を憲法違反とした裁判所の裁定を破棄した。暫定的な新憲法令の下で宣誓をすることを拒否した最高裁判所および高等裁判所の裁判官は、自宅軟禁下に置かれた。」 [67b] (p70)

- 11.26 しかし、2008年3月の選挙に続き、新首相 Yousaf Raza Gillani はパキスタンの数十人の裁判官の釈放を命令した。この中には2007年11月のMusharraf 大統領の非常事態宣言下で勾留された前最高裁判所長官 Iftikhar Chaudhry も含まれていた。(2008年3月25日のBBC News より) [35e]

- 11.27 USSD Report 2007 には、司法の独立性に関して以下の記述がある。

「法律では司法の独立が規定されるが、司法は実際には、あらゆるレベルで行政機関からの影響を受けがちであった。非政治的な訴訟では、高等裁判所と最高裁判所は一般に信用できると考えられていた。しかし、大統領が最高裁判所と高等裁判所の裁判官を代えるために暫定憲法令を用いる決定を下したため、この信頼性に疑問符が付けられた。下級裁判所は腐敗し、非効率で、宗教的・政治的な有力者からの圧力を受けがちであった。政治色の強い司法の改革は、裁判制度に対する政府の統制を強化するものとなった。裁判官の権限が十全に使用できず、裁判手続きが非効率であった結果、裁判と控訴のいずれも未結審のまま残された状況は深刻であった。通常の訴訟は5年から6年かかるが、控訴の場合には、20年から25年かかることがある。(2007年)4月15日の演説で、当時の最高裁長官は、最高裁判所までに係属中の訴訟で未結審のままの件数は10,000までに減少したと述べたが、AHRCは6月の声明では、係属中の訴訟が20,000件あると推定していた。」 [2h] (セクション1e) ACHR South Asia Human Rights Violator Index 2008によると、2007年11月1日時点で、最高裁判所は未結審の訴訟が14,474件を抱えていた。 [67b] (p71)

- 11.28 同報告書はさらに、次のように続けた。「民事、刑事、家庭の各裁判制度では、開かれた裁判、無罪推定、法廷代理人による反対尋問、判決に対する控

訴について規定される。陪審裁判は行われぬ。限られた裁判官の数、未結審の訴訟の多さ、長い裁判手続き、政治的圧力のため、裁判は通常、何年もかかり、被告人は頻りに裁判所に出廷しなければならなかった。法定代理人が代われれば、裁判はやり直される。」 [2h] (セクション 1e)

- 11.29 フリーダムハウスの「2008年世界自由度国別報告書：パキスタン」には、以下の記載がある。

「下級裁判所は汚職にまみれ、地元の役人、有力人物、イスラム過激派に脅迫され、未結審の裁判が山とあるため、裁判前の勾留は長期に及ぶ。軍事政権が Musharraf の公布した PCO（暫定憲法令）を支持することを誓うようにすべての上級裁判官に命じた 2000 年 1 月には、独立性を保っていた最高裁判所の名声は傷つけられた。最高裁判所長官および一部の裁判官がその命令、特に軍事政権の適法性、およびその他の政治的に非難を受けた問題の適法性に関して命令を拒否すると、率先して Musharraf を支持する法律家に代えられた。加えて、ICG（インターナショナル・クライシス・グループ）が記すように、軍事政権が任命制度を用いて、独立した裁判官を排除し、重要な地位に政治的な協力者を付け、有利な判決を下した者に見返りを与えた。しかし、最高裁判所は時折、独立性を主張したが、裁判所、特に最高裁判所長官 Iftikhar Chaudhry による高まる現状改革の動きは、2007 年の対立へと突き進んだ。」 [19a]

- 11.30 汚職廃絶局（National Accountability Bureau、NAB）が扱った事件について、USSD Report 2007 は、次のように記述している。「汚職事件では、有罪推定がある。NAB の扱った事件は個人の政治的所属と独立して追及がなされたと政府は主張したが、野党政治家が起訴される確率は高かった。NAB は、軍隊関係者や司法関係者（それぞれ軍法会議と最高司法評議会の開催地に依存する）を起訴することはなかった。」 [2h] (セクション 1e)

NABの詳細については、[セクション 18：汚職の副セクション、汚職廃絶局（National Accountability Bureau、NAB）](#)を参照する。

目次に戻る
ソースのリストを見る

二重の危険性

- 11.31 パキスタンにある法律事務所との協議後、外務省（Foreign and Commonwealth Office、FCO）は 2008 年 2 月 12 日付の公式文書で以下の発表を行った。

「わたしたち（パキスタンの法律事務所のこと）は、二重の危険性について法律の規定を検討し、英国で有罪判決を下され、刑期を終えた個人が、パキスタンに帰国して同じ犯罪で裁判にかけられ、刑罰を受けるかどうかを確認した結果、以下の通り助言する。

「1898 年刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure）の第 403 条項に基づけば、違法行為で管轄権を有する裁判所によって一度裁判にかけられ、当該違法行為で有罪判決または無罪判決を受けた者は、係属中は同じ違法行為で再

び裁判にかけられることはない。しかし、無罪判決または有罪判決を受けた者であっても、次の違法行為の場合には、裁判にかけられる恐れがある。

(a) 例えば、同じ者が複数の違法行為を犯している場合の、全く異なる違法行為（別の容疑がかけられた場合）、(b) 最初の違法行為を構成した行為の結果から発生した、しかし異なる違法行為を構成する、以前の行為の結果をも含めた結果から発生した異なる違法行為、および (c) 最初の違法行為を構成した、しかし最初に当該被告人を審理した裁判所が裁判管轄権を有しない同じ行為によって構成された他の違法行為、の場合である。

「1898年刑事訴訟法の第403条項を行使するには、以下の条件を満たす必要がある。

- i) 被告人は、当該被告人に対して起訴した違法行為ですでに裁判にかけられていること
- ii) 管轄権を有する裁判所により裁判が開かれたこと
- iii) 無罪有罪の判決なり命令なりがすでに公布されていること」 [11g]

11.32 同公式文書には、以下の記載もある。

「『有罪の確定』に対する規定、すなわち二重の危険性は、1973年パキスタン・イスラム共和国憲法（『憲法』）の第13条（A）で認識されていた。同憲法では、被告人は同じ違法行為に対して起訴されたり、罰せられたりしないという意味において憲法上保証されている。

「英国の裁判所で有罪になった者が憲法第403条の対象であるかどうかを確認するには、憲法第403条を行使するために定められた条件を満たすかどうかを決定する必要がある…憲法は、その中で用いられる『管轄権を有する裁判所』という言葉が管轄権を有する外国の裁判所をも包含するかどうかの問題について何も規定していない。しかし、立法府は法律の範囲を外国の裁判所にまで拡大することを意図している場合、特に言及することでそれを行ってきた。例えば、1997年の麻薬取締法（Control of Narcotic Substances Act）では、特別な言及が『管轄権を有する外国の裁判所』に関してなされているため、憲法第403条の趣旨で『管轄権を有する裁判所』は、パキスタンの領域管轄権内の裁判所である必要があると間違いなく結論付けられる…」

「同様に、憲法の第13条（A）により規定された憲法上の保証は、われわれの考えでは、二重主権の原則は同じ行為に関して2カ国で継続的に起訴することを許しているが、パキスタン外で裁判にかけられ、有罪とされた違法行為にまで拡大されない。」 [11g]

目次に戻る
ソースのリストを見る

刑法

刑法の全文

11.33 最近の修正条項も含むパキスタン刑法（1860年法XLV）の全文はウェブサイトの pakistan.org から閲覧できる。 [14c]

Qisas 法と Diyat 法

- 11.34 USSD 国際的な信教の自由報告書 2004 (USSD IRF Report 2004) には、以下の記載がある。

「刑法は、Qisas (『目には目を』) および Diyat (『殺人に対する補償として支払われる金額』) の教義を含む。Qisas は部族地域で行使された。例えば、被害者の家族は、『jirga』(部族長老評議会) の有罪宣告後であれば、殺人者を殺害することが許されていることが報告されている。Diyat も、特に NWFP では司法による刑罰の代わって適用された。この原則に従って、政府ではなく被害者の家族のみが被告人を許すことができる。イスラム教徒が非イスラム教徒を殺害した場合、殺人者は Diyat を被害者家族に支払うことによって罪を軽減することができるのに対し、イスラム教徒を殺害した非イスラム教徒には、その選択肢がなく、実刑判決を受けるか、死刑に直面するしかない、とキリスト教活動家は主張している。非イスラム教徒または女性の家族に支払われる補償はまた、男性に提示される補償より低額にされる。」
[2c] (セクション II)

- 11.35 USSD Report 2007 には次の記録がある。「法律に従って、被害者またはその家族は、金銭による償い (diyat) または体罰による償い (qisas) に代わって、刑事被告人に恩赦が与えられる。diyat は特に NWFP で行使され、名誉殺人については、qisas は Sindh では使用されなかった。」 [2h] (セクション 1e)

- 11.36 2008 年 3 月 29 日発表のパキスタン人権委員会 (HRCP) の報告書 “2007 年人権状況 (State of Human Rights in 2007)” には、次の記述がある。
「2007 年における重大な展開は、非公式の部門や聖職者個人の Qazi (イスラム) 法廷により発せられた命令・評決の件数が大きく増加した点である。最も明白な例は、イスラマバードの Lal Masjid での Qazi 法廷の創設であった。この法廷が取り上げた最初の裁判の 1 つが政府によって同法廷に付託されたという報告に、相当数の人々が驚愕した。」 [27a] (p36 の司法行政、および尊重される Jirga 制度)

副セクションの 11.08 : シャリーア法廷 (イスラム法) と 11.17 : 部族の司法制度 も参照する。

目次に戻る
ソースのリストを見る

イスラム冒瀆法 (Blasphemy Laws)

- 11.37 2008 年 9 月 19 日発表の「USSD 国際的な信教の自由報告書 2008 (USSD IRF Report 2008)」のセクション I の序論には、「言論の自由は憲法上、『イスラム教の栄光にかなう法によって定められた正当な制限を受ける対象』となる」と記されている。さらにセクション II には、「国のイスラム冒瀆法に違反した場合、イスラム教とその預言者への冒瀆は死刑、コーランの冒瀆、損傷、侮蔑は終身刑、その他の宗教心への侮蔑は懲役 10 年となる」と記されている。 [2i] (セクション II)

(法律の条項、およびそれらが様々な宗教グループに及ぼす影響に関する詳細については、セクション 19 信教の自由の副セクション イスラム冒瀆法 (Blasphemy Laws) を参照する。)

目次に戻る
ソースのリストを見る

フドワード法 (Hudood Ordinance)

11.38 2008年10月13日時点のHRCPは、女性の地位全国委員会が2003年に発表した報告書を引用している。

「1979年、以下の4つのフドワード法 (Hudood Ordinance) が施行された。

1. zina (すなわち、強姦、誘拐、姦通、姦淫) の犯罪 (Hudood 施行) 法、1979年
2. qazf (すなわち、zina の証告) の犯罪 (Hadd 施行) 法、1979年
3. 財産に対する犯罪 (すなわち、窃盗罪) (Hudood 施行) 法、1979年
4. (酒、麻薬などの) 禁止 (Hadd 施行) 法、1979年」 [27b]

11.39 フリーダムハウスの“2008年世界自由度国別報告書：パキスタン”には、次の記載がある。「シャリーア (Sharia) 法廷では、未婚の強姦、婚外性交渉、および飲酒、賭博と財産に関わる不正行為を刑事罰の対象とする1979年フドワード法が用いられている。また、それらの法はコーランに基づく姦通に対する石打の刑を含む処罰、さらに刑期や罰金が規定されている。一つには証拠に基づき規範が厳しいため、当局がコーランに基づく処罰を行うことはなかった。」 [19a]

11.40 USSD Report 2007には、以下の記載がある。

「2006年女性人権保護法案が可決される以前は、フドワード法に、シャリーア (イスラム法) の違反に対してコーランに基づく処罰が規定していた。これには手足の切断や死にもたらず石打も含まれる。当局はそのような処罰方法を用いなかった。[2h] (セクション 1c) … 強姦や姦通の刑罰に関する条項を含むとともに、子供の結婚相手を決める家族によって、妻を支配するために虐待する夫によって、または個人的な恨みを晴らす隣人によって一般に用いられるフドワード法の最も否定的な要素を、同法案は無効とするものであった。その新法は、強姦罪をイスラム法廷ではなく、刑事裁判所の管轄下に置くものであった。婚外性交渉は引き続き犯罪であったとはいえ、新法の下で警察はそのような申立てを調べる権限を失ったが、その新法の専門的に行使するための訓練も自覚も欠けていたために、その施行には問題があった。同法の可決後、警察は民事裁判所裁判官の許可なく、逮捕したり、確保した女性を警察署に一夜留め置くことは許されなくなった…また、同法の可決後、女性に対するすべての訴訟については、フドワード法ではなく、同法に基づいて女性は召喚されるようになった。」 [2h] (セクション 1e)

11.41 USSD Report 2006には、以下の記載がある。

「…賭博や飲酒の禁止、財産に関する違法行為など、引き続き有効であるフドワード法の各条項は、通常の刑事裁判所で審理される。フドワード法は、コーランに基づく処罰が適用される裁判については、男女間、イスラム教徒と非イスラム教徒間を区別する、証拠に対する厳しい規範を設けている…世俗性が低い (Tazir) 刑罰に関わるフドワード法の訴訟については、財政的契約的義務に関わる問題では、男性と女性の証言の重要性は異なっている。イスラム教が不正行為に関わっている訴訟で、非イスラム教徒が連座する場合はあるが、フドワード法は非イスラム教徒には適用されない。」 [2b] (セクション 1e)

- 11.42 2006年12月1日に女性人権保護法が導入されたにもかかわらず、USSD 2007 Reportは、以下のように記してもいる。

「人権監視員によると、女性囚人数の80%はフドワード法に基づく姦通関連の犯罪で裁判が開かれるのを待っていた。しかし、女性人権保護法が2006年12月に制定されたことにより、女性はフドワード法の下で逮捕されたり、zina法（婚外性交渉に関する法律）の下では必要とされる4人の証人を見つけ出し、強姦罪を証明してもらうように求められたりしなくてもよいとされる…女性人権保護法案の可決後、当局は過酷さを軟化させたその法律の指針により約300人から500人の女性を釈放した。(2007)7月、大統領は法律改革法 (Law Reforms Ordinance) を公布し、フドワード法の下で投獄された女性が保釈の資格を得ることが可能になった。進歩女性協会 (Progressive Women's Association) によると、約1,300人から1,500人の女性がさらに、法律改革法の可決に伴い釈放された。しかし、保釈の資格を女性に与えるというこの方法は、最高裁判所がある男性囚人による請願を認めた結果、中止された。その囚人は類似の罪で投獄されていたが、男性であるため、保釈の資格が付与されないというのは、性差別であると訴えたのである。」 [2h] (セクション 1d)

- 11.43 フドワード法に基づいて投獄された女性の釈放について、USSD IRF Report 2008には、次の記述がある。「約2,500人の女性がこれまでに釈放されている。その多くは社会的に疎外されたため、家庭に戻るができなかった。少数は勾留されたままであったが、大部分はDaarul Amaan（政府運営のグループ・ホーム）に収容された。姦淫、密通、および酒の所有の罪でフドワード法に基づいて逮捕された女性は現在、女性人権保護法に基づいて審問される。」 [2i] (セクション II)

セクション 19「宗教グループ」の副セクション フドワード法 (Hudood Ordinance) とセクション 23「女性」の副セクション 女性保護法 (およびフドワード法) も参照する。

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

12. 逮捕と勾留 - 法律上の権利

12.01 米務省「人権に関する国別報告書 2007」(USSD Report 2007)には、次の記述がある。「法律は恣意的な逮捕と勾留を禁止するが、政府当局は必ずしも法律を順守するとは限らなかった。」同じ資料で、逮捕に関する法的な手続きについて詳細が述べられている。「一次情報報告書(FIR)は、すべての逮捕についての法的ベースになる。犯罪が行われたことの合理的な証拠を原告に提供することを条件として、警察はFIRを発行することができる。FIRによって、警察は容疑者に対して24時間の勾留を行うことができ、その24時間後は、警察が当該勾留が捜査にとって重要であることを示した場合に限り、治安判事のみがさらに14日間の勾留延長を命じることができる。実際には、当局は勾留についてのこうした制限を完全に順守するとは限らなかった。」[2h](セクション1d)

12.02 USSD Report 2007は、以下のように続ける。

「地区調整警察官は最高90日間の予防勾留を命令することができるが、人権監視員は、最高6ヵ月間の予防勾留されている囚人がいた例を報告している。人権機関は、テロ組織に属すると見なされた多くの個人が予防勾留で無期限に投獄されていると非難した。治安判事は、取調べを完了するのに必要ならば、さらに続けて最高14日間の勾留を許可する場合がある。汚職事件では、汚職廃絶局(National Accountability Board、NAB)は、15日ごとに裁判所の同意が付与されることを条件として容疑者を無期限に投獄することができる。」[2h](セクション1d)

12.03 保釈と法的手続きの利用可能性について、USSD Report 2007には以下の記載がある。

「法律には、留置者がその逮捕の30日以内に裁判にかけられなければならないと規定されている。フドゥード法と標準的な刑法の両方に基づき、保釈可能な犯罪と不可能な犯罪がある。保釈係属中の裁判は、保釈可能な犯罪であることが必要とされ、10年未満の判決となる保釈が不可能な犯罪に対しても裁判所の裁量権で許される。実際には、裁判官は、警察や地域社会の要請により、または賄賂により保釈を却下した。多くの場合、告訴後6ヵ月まで裁判は開始されることはなかった。告訴対象の犯罪での最高刑を超える期間、裁判前に勾留されている場合もあった。人権NGOは、囚人数の50~52%が裁判を待っていると推定した。」[2h](セクション1d)

12.04 1997年のAct IIIにより修正された Code of Criminal Procedure, 1898は、Punjab警察のウェブサイトですべて入手可能である。同刑事訴訟法は、逮捕と裁判手続きを成文化したもので、裁判所の権限に関する手続き、とりわけ逮捕、逃亡ならびに再逮捕、裁判所への強制的な出廷、裁判所に提出する文書作成および移動可能な所有物、不法集会、および起訴手続きを規定する。[38]

12.05 USSD Report 2007はまた、次のように記している。「特別規則は、汚職廃絶局(NAB)より持ち込まれた裁判、または反テロリズム裁判所に持ち込まれた裁判に適用される。NAB裁判における容疑者は、告訴なく15日間勾留される恐れがある(裁判所の同意により継続可能)。また、当該容疑者は起

訴前には弁護士を依頼する権利を許されていない・・・汚職廃絶（Accountability）裁判所は保釈を付与することはできず、NAB 議長は単独で留置者を釈放するかどうかの決定、およびその時期の決定を行うことができる。」 [2h] (セクション 1d)

セクション 9「治安部隊：警察」の副セクション 恣意的な逮捕と勾留、セクション 11「司法」の副セクション 反テロリズム法と裁判所、独立性と公平な裁判、セクション 19：信教の自由、副セクション Legal procedure for blasphemy chargesを参照する。

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

13. 刑務所の環境

- 13.01 ACHR の人権侵害者指標 2008 (South Asia Human Rights Violator Index 2008) によると、2007 年には、89,542 人の囚人が 82 カ所の刑務所に入れられ、そのうちの大多数は裁判の開始を待っていた。[67b] (p78) 米務省「人権に関する国別報告書 2007」(USSD Report 2007) には、以下の記述がある。

「刑務所の環境は、裕福な囚人や影響力のある囚人の独房を除いて国際基準を満たしておらず、極めて劣悪であった。刑務所の過密状態は普通のことであった。SHARP (人権・囚人救済協会) によると、元々最高 36,075 人を収容するために建設された 87 カ所の刑務所には、90,000 人の囚人が収容されていた。SHARP によると、Musharraf 大統領が 11 月 3 日、非常事態宣言をした後、治安維持法に基づき投獄された政治犯の囚人の数が増加したため、囚人の収容者数も前年から増加した。」 [2h] (セクション 1c)

- 13.02 USSD Report 2007 には、さらに以下の記述がある。

「非常事態宣言の下で、約 6,000 人が逮捕され、数時間から数週間、一時的に勾留された。刑務所での不十分な食事によって、家族や友人からの食事の差入れを受けられない留置者は慢性的な栄養失調に陥った。診察を受けられないのも問題となった。外国人の囚人は、判決が終了した後も長く刑務所に留まる場合が多かった。これは、当該囚人の母国への国外退去に必要な費用を払えなかったからである…警察は、有罪判決を受けた犯罪者から留置者を隔離しない場合が多かった。精神障害の囚人は通常、十分な配慮がなされず、一般の囚人から隔離されることはなかった。主に刑務所内での生活環境の劣悪さにより、刑務所での暴動が報告されている。」 [2h] (セクション 1c)

- 13.03 USSD Report 2007 はさらに、政治的な、または国家安全保障の理由で、以下の勾留された留置者の例を報告している。

「…一般の囚人と異なる環境で、しばしば隔離施設に投獄されているとの報告があった。政府は、一定の制限を設けて、人権監視者、家族、弁護士が囚人や留置者と接見することを許可した。地元の人権監視者による接見はその年を通じて行われた。グローバル基金 (Global Foundation)、SHARP、HRCP を始めとする地元 NGO は、一定の制限を受けながらも、しばしば刑務所を訪れた。赤十字国際委員会 (ICRC) は刑務所を訪問できたが、政府は、ICRC がテロリストとみなされた留置者に接見することを認めなかった。」 [2h] (セクション 1c)

- 13.04 USSD Report 2006 は、「警察は女性の留置者・囚人を男性の留置者・囚人から隔離して収容していた」と記している。(セクション 1c) さらに次の記述もある。「イスラマバードを拠点とする NGO によると、囚人は刑務所職員による扱い、および刑務所当局の様々なレベルで蔓延している『賄賂文化』について不満を訴えた。刑務所施設の維持管理に割り当てられる資金はわずかであった。」 [2b] (セクション 1c)

- 13.05 USSD 国際的な信教の自由報告書 2008 (USSD IRF Report 2008) には、以下の報告がある。

勾留中での警察による拷問と虐待が行われており、警察は時に裁判なしの殺害に関与しているとの報告がある。宗教的少数派が被害者である場合には、特定の信仰心に忠実であることが要因の1つであるかどうかを解明するのは通常、不可能であったが、キリスト教とアフマディー教団のグループは、自分たちの成員のほうに虐待される可能性が高いと主張した。非イスラム教徒の囚人は一般に、イスラム教徒の囚人に比べ宗教上必要なものを利用できないことも含め、貧弱な施設に入れられた。他の少数派の宗教グループへの改宗は一般に密かに行われたが、これは社会的な反発を回避するためだった。」 [2i] (セクション II)

13.06 USSD Report 2007 には、以下の記載もある。

「農村地域の部族だけでなく、Sindh や Punjab の地主は非合法の民間刑務所を運営していた。5月21日、約20人の男女と子供が、Sindh 農村の封建地主の Tahir Khan Khosa が運営していた民間刑務所を脱走した。その脱走者たちは、期限までに Khosa に借金を返すことができなくなったため、過去3年間、監禁されていたと主張した…過激派民兵組織もまた、留置者を肉体的精神的に拷問する民間刑務所を保持している、とメディアは報じた。」 [2h] (セクション 1c)

13.07 USSD Report 2007 は、「地元 NGO の国際ナショナル・ヒューマン・ライツ・オブザーバー (International Human Rights Observer) によると、(2007年)10月時点で3,200人から3,500人の女性が国内で投獄されていた。」と記した。 [2h] (セクション 1c) しかし、USSD IRF 2008 Report によると、2006年12月に女性人権保護法 (Women's Protection Bill) が制定されたのに続き、Musharraf 大統領はフドウド法に基づき勾留されていた全女性の釈放を命じ、約2,500人が釈放された。 [2i] (セクション II)

子供の刑務所の環境に関する情報については、セクション 24 「子供」の副セクション [司法と刑罰に関する権利](#) を参照する。

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

14. 死刑

- 14.01 パキスタンは、殺人、イスラムへの冒瀆、武器の密輸、武装強盗、公衆の面前で女性が衣類を脱ぐこと、婚外性交渉、強姦を含む通常の犯罪（2008年2月20日のマムネスティ・インターナショナルの“死刑廃止国と死刑存続国（Death Penalty : Abolitionist and Retentionist Countries）”より）で死刑制度を保持している。[4c]（2008年5月30日のヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）の未成年犯罪者の死刑に対する国際的な禁止の実施（Enforcing the International Prohibition on the Juvenile Death Penalty）より） [13e] (p16)
- 14.02 2007年を通じて、135人が処刑されたことが報告されている。この中には、犯罪を犯した時の年齢が18歳未満の者が1人含まれていた。加えて、310人が死刑判決を受けたと報じられた。（2008年5月付のAmnesty International Report 2008 for Pakistanより） [4a] (死刑) さらに、「死刑収監房に入れられた囚人は7,000人を超えていた。（2008年3月29日発表のHRCP（パキスタン人権委員会）の報告書、2007年人権状況（State of Human Rights in 2007）より） [27a] 加えて、「パキスタンでは、男性3人と女性2人が2007年の1年間と2008年の前半6ヵ月の間に石打刑で処刑されたが、部族の陪審員によって司法制度外の裁判にかけられたものであった。」（Hands Off Cain 2008 Reportより） [77]
- 14.03 外務省（Foreign and Commonwealth Office、FCO）の2007年人権年次報告書（Human Rights Annual Report 2007）は、「毎年、400人を超える人々が死罪判決を受けており、40人から50人が処刑されている。」と記している。FCOの推定では、7,500人の人々が死刑囚監房に入れられていた。[11e] Hands Off Cain 2008 Report は、「2008年7月始めに、パキスタンでは7,000余の囚人が死刑から終身刑に減刑された」と記している。[77] しかし、2008年10月10日付のアジア人権委員会（Asian Human Rights Commission）のニュース記事によると、死刑判決減刑の意向は、まだ政府により正式に発表されていない。[52c]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

15. 政治的所属

集会・結社の自由

15.01 米務省、人権に関する国別報告書 2007 (USSD Report 2007) には、次の記載がある。「法は、『社会的秩序の利益のために法により課される合理的な制限に従って、平和的に武力によらずに結社する』自由、および集会の自由があることを規定するが、政府はこれらの権利を順守しなかった。」 [2h] (セクション 2b)

15.02 結社する権利について、同報告書には、以下の記述がある。

「法はこの権利を規定しているが、実際には、政府は結社する権利を選択的に制限し、時に都市地域では行進許可を拒否した…政府は 42 日間の非常事態の期間およびそれ以降も、政府の許可なく 4 人を超える人数の集会を制限する法律を行使することにより、集会の自由を制限した。元 Bhutto 首相他に対する自爆テロの後、政府は引き続き、政治集会を始めとする大きな集会を制限した…アフマディー教団員 (Ahmadi) は 1984 年以降、会議や集会を開くことを禁止されている…警察は、デモ参加者、市民団体活動家、政治活動家、ジャーナリストに対して予防勾留および過度な権力を行使した。」 [2h] (セクション 2b)

15.03 集会の自由について、同報告書はさらに、以下のよう記す。

「法は、政府の法令による制限に従って集会の権利を規定する。NGO は、1960 年協同組合および会社法に基づいて、政府に登録するよう求められた。2007 年において、登録に関して政府との間で問題があったと報告した著名な NGO はなかった。いくつかの NGO は登録せずに運営を続けたが、告発されることはなかった。Azad Kashmir における表現の自由と市民の自由に関する、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) の報告書によると、Kashmir の国への加盟を支持しなかった個人および政党は、政治過程に参加することを禁止され、従って Kashmir の独立を支援した個人は排除された。HRW によると、Kashmir の国への加盟を支持しなかった個人は情報機関と軍隊による虐待の対象となった。」 [2h] (セクション 2b)

15.04 2007 年 11 月 3 日に宣言され、2007 年 12 月 15 日まで続いた非常事態の期間中、政府は集会・結社の権利を始めとする様々な基本的権利行使を中止した。(2007 年 11 月 7 日の HRCPC (パキスタン人権委員会) より) [27c]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

反対派グループと政治活動家

15.05 USSD Report 2007 には、以下の記載がある。

「政府は、すべての既存の政党が活動することを許可した。PPP によると、(2007 年) 12 月 27 日の Benazir Bhutto の暗殺後に、同党への威嚇件数が増した。PPP は、Hyderabad の 1 地区の 510,351 人の同党員に対して、1,627

の威嚇事例が記録されたと報告している。政府は引き続き、FATAでの政党活動を禁止した。辺境刑法（Frontier Crimes Regulation Act）に従って、政党法（Political Parties Act）はFATAには適用されず、どの政党も合法的に選挙運動をしたり、事務所を開いたりすることができない。アワミ国民党（Awami National Party）とPPPは、イスラム聖職者協会（Jamiat e Ulema e Islam）、イスラム協会（Jamaat e Islami）などの宗教政党が公然とFATAで選挙活動を行っているので、この法律は無効であると批判した。」 [2h] (セクション3)

- 15.06 フリーダムハウスの“2008年世界自由度国別報告書：パキスタン”には、次の記載がある。「1999年の法令は、逮捕、取調べ、起訴に関する広範な権限を汚職廃絶局（NAB）に付与し、汚職事件を審理するために特別裁判所を設置するものであった。Musharrafは、これらの機関を活用し、それまでの政権にいた敵対する政治家や役人を起訴した。」 [19a] USSD Report 2007にはまた、次の記載がある。「NABの扱った事件は個人の政治的所属と独立して追及がなされたと政府は主張したが、野党政治家が起訴される可能性は高かった。NABは、軍隊関係者や司法関係者を起訴することはなかった。」 [2h] (セクション1d)

- 15.07 2008年6月29日付の*Daily Times*は、以下のように報じた。

「活動を禁止された過激派政党が再びKarachiで復活し、事務所を再開している…その中には新たに名称にしたものもあった。敵対する宗派政党であるSipah-e-Sahaba Pakistan (SSP) と Sipah-e-Mohammad Pakistan (SMP) は、閉鎖した事務所を再開し、一時的にその名称をそれぞれAhl-e-Sunnat-Wal Jamat と Shia Ulama Councilに変更した。Tehreek-e-Jafferia Pakistan (TJP) もまた、Jafferia Student Organisationへと名称を変更した…これらのグループは、Karachi市のいたるところでビラを配布したり、スローガンを壁に書いたりして…これらのグループが支配する地域にあるモスクで活動を再開したという報告がなされている。」 [55n]

セクション8：治安情勢 および 付属資料B：Political organisationsも参照する。

目次に戻る
ソースのリストを見る

16. 言論・報道の自由

16.01 米務省、人権に関する国別報告書 2007 (USSD Report 2007) には、次の記載がある。「法は言論・報道の自由を規定し、市民は一般に公共の問題について自由に議論していたが、政府は、政治活動を監視し、報道を管理して、批判を妨害することが多かった。ジャーナリストとその家族は逮捕、殴打、脅迫された。多くのジャーナリストは自主規制を行った。」 [2h] (セクション 2a)

16.02 USSD 国際的な信教の自由報告書 2008 (USSD IRF Report 2008) には、特にイスラムへの冒瀆に関する法律に関して以下の記述がある。

「言論の自由は、『イスラム教の栄光』のために『正当な』制限の対象となる。国のイスラム冒瀆法に違反した場合、イスラム教とその預言者への冒瀆は死刑、コーランの冒瀆、損傷、侮蔑は終身刑、その他の宗教心への侮蔑は懲役 10 年となる。こうした法律は、弱い立場のイスラム教徒、対立宗派、宗教的少数派を脅すだけでなく、個人的な恨みを晴らすのに使用されることも多い。反テロリズム法の下では、宗教的憎悪を引き起こす、言論を含むあらゆる行為は、最高 7 年の懲役に罰せられる恐れがある。同法に基づいて、被告人が有罪であると裁判官が信じるに足る合理的な根拠を持つ場合には、法律を選択的に適用できるが、保釈は与えられない。」 [2i] (セクション II)

16.03 2008 年 9 月 9 日更新の BBC News 国別プロフィール：パキスタン (Country Profile: Pakistan) には、以下の記述がある。

「Pervez Musharraf 大統領の支配は、活字メディアの自由の拡大、および放送政策の自由化をもたらした。しかし、同大統領の在任期間の終わりに近づくにつれ、メディアに対する支配は、非常事態の統治下で厳しいものとなった…テレビは有力なメディアであり、40 局を超える衛星テレビ局が認可されており、国営のパキスタン・テレビ放送協会をめぐって競争が激化した。しかし、民間の地上波テレビ局はない。多くのパキスタン人がパラボラアンテナや無認可のケーブルテレビ事業者を通じて国際衛星テレビチャンネルを観ている…民間 FM ラジオ局については、約 100 の認可が発行されているが、そのすべてが事業を開始しているわけではない。パキスタンのメディア監督機関は、国が 800 局を超える民間ラジオ局を支援できると推定している。民間局はニュース放送を行うことは許されていない…政府は広範な法的、憲法的権限を使用して、報道の自由を制限する。2007 年後半の非常事態宣言に伴って、民間ニュースチャンネルが閉鎖され、イスラムへの冒瀆に関する法律がジャーナリストに対して用いられた。」

「にもかかわらず、パキスタンの活字メディアは南アジアで最も積極的に発言をするメディアである。」

「パキスタン・インターネット・サービス・プロバイダー協会 (Internet Service Providers Association of Pakistan) の 2007 年 3 月の推定によると、3 百万から 5 百万人のインターネット利用者がいる。当局がフィルターをかけるウェブサイトもある。政治的課題について書くブロガーの数は少ないが、増えている。」 BBC プロファイルにも、様々な主要な英語の新聞・雑誌、テレビ局、ラジオ局の一覧が載っている。 [35r] (メディア)

16.04 同じ主題について、USSD Report 2007 には、以下が追記されている。

「新聞と季刊誌を Kashmir 内で出版するには、カシミール評議会 (Kashmir Council) とカシミール問題省 (Ministry of Kashmir Affairs) から許可を得なければならなかった。多くの人権監視者によると、そのような機関は Kashmir 独立の大義に共感を示す出版に許可を与える可能性は少なかった。英語とウルドゥー語による独立派の日刊紙 (誌) や週刊紙 (誌) が数多く発行されていた。情報省は、政府や国際関連ニュースを伝える国営通信社である主要な通信社の APP (Associated Press of Pakistan) から地元メディアまでを統制管理した…少数ある民間の小規模通信社は自主規制を行った。外国誌 (紙) は入手可能であり、その多くは自由に活動できる特派員をパキスタン内に確保していたが、特派員がジャーナリストとして働くことを許可する査証を取得することができないところもあった。」

「政府は直接、唯一の無料の国営電波放送局であるパキスタン・テレビ (Pakistan Television) とラジオ・パキスタン (Radio Pakistan) を所有、管理した。両局は、報道範囲について政府の見方を反映させた。民間のケーブル・チャンネルや衛星チャンネルの GEO、ARY、Aaj、Dawn、Indus、および Khyber は、国内ニュースを放送し、政府に対しては批判的な報道をした。2007 年 11 月 3 日の大統領の非常事態宣言以降、政府はケーブルテレビ事業者に対して、民間テレビ局で放送を行わないように命令し、多くの民間ラジオ局に対しても放送を妨害した。衛星またはインターネットで GEO や ARY の放送を視聴することができる者がいた時には、政府はアラブ首長国連邦の当局に対して、GEO や ARY がドバイのスタジオから放送するのを中止する命令を出すよう説得した。[2h] (セクション 2a)

16.05 2007 年 11 月と 12 月の非常事態時には、すべての民間テレビ・ラジオ局では最初、放送がなされなかった。新聞は引き続き発行を許されたが、制限付きであった。(2007 年 11 月 4 日の BBC News より) [35u] ほとんどのテレビ局は政府が導入した行動規範に署名した後、2007 年 11 月 12 日に放送を再開したが、民間テレビチャンネルの GEO News は 2008 年 1 月 19 日まで放送することを阻止された。(2008 年 1 月 21 日の RSF より) [23d] 「2002 年出版、新聞、通信社、書籍に関する登録法 (Press, Newspapers, News Agencies and Books Registration Ordinance) および 2002 年パキスタン電子メディア監視機関法 (Pakistan Electronic Media Regulatory Authority Ordinance)」の修正により規定された、メディアに対する様々な制限は非常事態の時に導入された。(2007 年 11 月 7 日の RSF より) [23b]

16.06 2007 年 11 月 7 日の RSF の記事は以下のように続く。

「…すべてのメディアは現在、自爆テロやテロリストのビデオ映像や過激派の主張を放送したり、教条、パキスタンの主権、保全や安全保障にとって有害な意見を表明したり、法律や命令の維持にとって有害な暴力、憎悪、行動を刺激したり、大統領、武力、国家機関に対する愚弄するものを放送したり、訴訟の継続中の問題に言及したり、あるいは虚偽や根拠のないことを放送したりすることが禁じられている。その新規の規制が侵害された場合、政府は新聞を押収する全権限を付与されており、パキスタン電子メディア監視機関

(PEMRA) も放送メディアの機器を没収する類似の権限を付与されている。メディアの所有者は、最高3年の禁固刑と1千万ルピーの罰金に処せられる恐れがある。パキスタンのラジオ局とテレビ局はまた、PEMRAの許可なく海外ニュースメディアと放送契約を締結することが禁じられている一方、ケーブルテレビ事業者および配信業者は、新規規制に違反した場合に最高1年の禁固刑を宣告される恐れがある。」 [23b]

- 16.07 しかし、2008年始めに誕生した連立政権は、「民間放送局の活動を制限する、物議を醸した規制も含む、前（Musharraf）大統領が導入した法令を覆すことを確約した。」（2008年9月9日更新のBBC News、Country Profile：Pakistanより） [35r]（メディア） 2008年4月11日の報告によると、情報相 Sherry Rehman は、「生放送を解禁し、大統領、政府または陸軍を『誹謗』するジャーナリストに対する刑罰を廃止する法案を議会に提出した。」 Rehman 女史は、「『修正案は報道機関に対する制限のすべての規定を廃止する』と述べるとともに、『政府は我が国の政治を立て直し、報道機関がテレビの生放送だけでなく、放送するに相応しいすべての放送を許可する』と続けた。」（2008年4月11日のBBC Newsより） [35q]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

ジャーナリスト

- 16.08 USSD Report 2007 には、以下の記載がある。

「政府によるジャーナリストの逮捕、嫌がらせおよび脅迫は、2007年に増加した。国のメディアの状況を監視するNGOであるInternewsによると、メディアおよびジャーナリストに対する暴力は2007年に163件を数えた。同年末までには、少なくとも7人のジャーナリストが殺害され、100人が誘拐された。その誘拐されたジャーナリストは全員、誘拐犯に対して起訴が行われずに釈放された。さらに、出版社7社、すべての民間テレビチャンネル、FMラジオ局2社、11のウェブサイトが一時的に閉鎖され、15のメディア機関が強制捜査された。ジャーナリストとメディア機関は、係属中の訴訟を約100件抱えた。7人のジャーナリストは公的機関の取材が許されず、9社のメディア機関は政府の政策を批判したため、公的資金に対する政府の資金による広告を受けられなくなった。」 [2h] (セクション 2a)

- 16.09 フリーダムハウスの“2008年世界自由度国別報告書：パキスタン”には、以下の記載がある。

「ジャーナリストの身体・生命に対する安全も、引き続き懸念対象である。治安部隊は何回もジャーナリストに対して身体的な暴行、脅迫、恣意的な逮捕、隔離拘禁を行った。加えて、封建地主や地元政治家により雇われたイスラム権利主義者や凶悪犯がジャーナリストに嫌がらせをしたり、新聞社を襲撃したりした。部族地域での継続中の騒乱を取材する記者の取材環境は特に厳しいものがあつた。2007年には複数のジャーナリストが殺害され、ジャーナリストの家族も引き続き攻撃対象とされた。」 [19a]

- 16.10 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）の World Report 2008 には、以下の記述がある。

「パキスタン政府がメディアの口を封じるために図った組織的犯罪は、2007年を通じて増え続けた。ジャーナリストは絶え間ない政府からの圧力と脅しに直面して、反政府抗議運動の取材を控えた。メディアの事務所は物理的に攻撃されるとともに、治安部隊にしつこく監視された。地元、地域、国内、世界のメディアで活動する記者は、拷問、誘拐、違法勾留、殴打、強要の対象となった…」

「11月の戒厳令の施行以来、Musharrafは、2回の大統領令を通じて、メディアに対して徹底的な制限を加え、数百人というジャーナリストを脅迫し、殴打し、暴行し、勾留した。国外追放された国際ジャーナリストも複数おり、民間のテレビ局や国際的なテレビ局も数週間、放送を禁止された。政府から客観的と見なされたジャーナリストや番組に対する禁止を含む、政府の制限を受け入れた後に、それらの禁止は取り消された。全国で起こったメディア制限に対する抗議運動は、複数回にわたり暴力的に鎮圧された。」 [13b] (表現の自由)

- 16.11 2008年2月1日発表された、国境なき記者団（Reporters Sans Frontières、RSF）のパキスタンに関する2008年度報告書は、2007年について以下の通り記している。

「6人の記者が殺害され、250人ほどが逮捕され、脅迫と身体的暴行事件は100件以上が記録された。残虐行為はあらゆる側から、つまり陸軍、イスラム教主義者、政治的過激派、地元の犯罪組織からもたらされた…政府は6月、2007年PEMRA（パキスタン電子メディア監視機関）修正法を布告し、監視機関の検閲権限、およびのテレビ局とケーブルテレビ事業者に対する統制を強化した…非常事態が宣言された日に、Pervez Musharrafは、すべての民間所有の地域と全国規模のテレビ局、特にニュースチャンネルのすべてのケーブルネットワークの放送を中止するよう、PEMRAに対して命令した。国営PTVのみが放送を続けた…最高裁判所長官（Iftikhar Mohammed Chaudhry）の解任に伴って危機が高まるとともに、ジャーナリストは頻繁に治安部隊に暴行、殴打された…アフガニスタンと国境を接する部族地域で活動する少数のジャーナリスト、つまり部族ジャーナリスト労連（TUJ）の組合員は、タリバンとジハード戦士連合に狙われる対象だった上、当局からも狙われた…南西部のBalochistanで分離主義者と戦っているパキスタンの治安部隊は、秘密裏にジャーナリストを含む多くの市民を勾留した。」 [23a] (パキスタン、p96-100)

- 16.12 2008年1月24日に国際ジャーナリスト連盟（International Federation of Journalists、IFJ）が発表した報告書『Emergency in Pakistan: Crisis Mission and Report』には、次の記載がある。「2007年を通じて、7人のメディア関係者が殺害され、13人が身体的に傷つけられ（うち数名は極めて深刻な負傷を負った）、5人が誘拐されるか、行方不明となり（1人は50日後に解放された）、また多数の人が直接的な脅迫を受けた。これは、すでに悪い状況であったものが一層悪化したことを示すものである…」 [21] (前書き)

- 16.13 RSFおよびジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists、CPJ）は、2007年と2008年にパキスタンで起きたジャーナリストの逮捕、誘拐、殺害、およびジャーナリストへの脅迫の事件件数について報告を行っている（パキスタンに関する [RSF](#) および [CPJ](#) のセクションを参照のこと）。
[RSF-23c、CPJ-22a]

セクション4 [最近の進展](#)を参照する。

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

17. 人権団体・組織・活動家

- 17.01 米務省「人権に関する国別報告書 2007」（USSD Report 2007）には、以下の記載がある。

「多様な国内および国際人権団体が一般に、政府の制限を受けずに活動し、人権問題に関して調査し、結果を発表している。しかしながら、非常事態の期間、警察は HRCP（パキスタン人権委員会）の指導者を含む人権活動家を逮捕した。11月4日、警察は Lahore の HRCP 事務所を強制捜査し、HRCP の議長の名義の I.A. Rahman を含む約 60 人の人権活動家を逮捕した。全員が司法官の下で裁判にかけられ、Lahore の Kot Lakpat 拘置所に送られた。彼らは（2007年）11月7日に釈放された…」

「国際人権監視者はパキスタンを訪問し、自由に移動することは許可された。政府は一般に、外国政府関連の人権組織には協力的であった。しかし、非常事態宣言後、国際的な NGO は査証の受給が難しくなった。」 [2h] (セクション 4)

- 17.02 USSD Report 2007 には、以下の記載もある。

「政府は、一定の制限を設けて、人権監視者、家族、弁護士が囚人や留置者と接見することを許可した。地元の人権監視者による接見はその年を通じて行われた。グローバル基金（Global Foundation）、SHARP、HRCP を始めとする地元 NGO は、一定の制限を受けながらも、しばしば刑務所を訪れた。赤十字国際委員会（ICRC）は刑務所を訪問できたが、政府は、ICRC がテロリストとみなされた留置者に接見することを認めなかった。」 [2h] (セクション 1c)

- 17.03 フリーダムハウスの「2008年世界自由度国別報告書：パキスタン」には、以下の記述がある。

「政府当局は一般に、非政府組織（NGO）の活動に寛容であり、批判的な資料を出版することを認めている。しかし、女性教育と女性への権限付与の問題に取り組む NGO、および女性の NGO 職員は一般に、イスラム教原理主義者からの脅迫と攻撃を受ける対象であった。特に北部ではそうであった。治安問題を引き合いに出して、政府は時に、慈善団体が Baluchistan で活動するのを妨害して、同地での人道的な状況を悪化させてきた。Asma Jahangir を始め、少なくとも 50 人のパキスタン人権委員会（HRCP）の活動家や委員が勾留され、刑務所に投獄された 2007 年 11 月には、NGO 社会の状況は悪化した。多くの活動家は数日後に釈放されたが、Jahangir を含む何人かは厳しい監視下に置かれ、自宅監禁は長期化した。」 [19a]

- 17.04 統合地域情報ネットワーク（IRIN）は 2008 年 6 月 2 日、NWFP での世界保健機関（WHO）の職員の誘拐後における人道援助活動家の安全に関する懸念について報告した。その報告は、以下の通り記されている。

「援助活動家によると、人道活動家の安全問題があるため、そうした活動家がパキスタンの様々な地域（特に NWFP、および長年治安問題に苦しんできた Balochistan 州の広大な南西部の地域）で最も援助を必要とする地元社会に入ることができなくなった。NGO は、パキスタンで多発する攻撃に対処しな

ければならなくなっていた。NWFPでは、少なくとも7つのNGOが2007年に攻撃対象とされた。これには、少なくとも73,000人が死亡した2005年10月の地震以降、救援活動に関わってきたケア・インターナショナル（CARE International）も含まれた。2007年7月と10月にCAREの事務所が攻撃された結果、CAREはプロジェクトの一部を中止したり、地元の協力者に実施を任せたりした。CAREはまた、Allaiなどの地域から事務所を移転させた。2008年2月、NWFPのMansehraでは、英国のNGOであるPLANの事務所が攻撃を受けて4人の活動家が死亡し、その結果、同NGOはパキスタンのプロジェクトを中止した。NWFP全体で人道援助を行っていたポリオ医療チーム、学校、教師などに対する攻撃も続いた。NGOには脅迫状が送られ、それにはNGOに対する命令が示されていた。」[41d]

17.05 同記事は、Tehrik-e-Taliban（イスラム学生運動、Movement of Islamic Students）のQari Shakeelの言葉を引用して、次のように伝えている。「明らかに、これらのNGOは、ここに来て、様々な分野で援助するが、実際の動機は違う。彼らは西欧の利益を守り、促進するためにここに来るのだ。彼らは子供たちにタフィー（飴菓子）与えるが、実際には、我々の宗教から子供たちを引き離すのに懸命である。これは我々には受け入れがたい。従って、我々はこれらの人々に子供たちを異教徒に変えさせるつもりはない。」この報告書は、誘拐されたWHO職員が誘拐から24時間後に開放された時のものであった。[41d]

17.06 2007年11月23日付のアムネスティ・インターナショナル（AI）の報告書『非常事態下での人権保護の致命的弱体化（Fatal erosion of human rights safeguards under emergency）』は、非常事態の期間に人権活動家が逮捕されたことを伝えている。政府は2007年11月21日、人権活動家を含む5,000人を越える留置者を解放したが、AIはさらなる逮捕の懸念を抱いており、伝えられていない多くの勾留があることを示した。フリーダムハウスの「Freedom in the World 2008」（上記17.03項を参照）が報告しているように、AIも2007年11月、人権活動家とHRCP職員が50人逮捕されたことを報告した。[4d]

17.07 同報告書は、非常事態の影響を受けた者には以下の者も含まれていたと記している。

「…信教の自由に関する国連人権特別報告者（UN Special Rapporteur）で、委員会議長（Chair of the Commission）Asma Jahangir。同女史は予防的勾留法に基づき、（2007年）11月3日に90日間の勾留命令を受け、勾留命令が撤回される（2007年）11月17日まで、当局が準刑務所と述べた自宅監禁の状態が続いた。人権擁護活動家に関する事務総長特別代表（UN Special Representative of the Secretary General）であるHina Jilani（現在は、パキスタンにいない）に対しても、同様の勾留命令がなされた。」[4d]

目次に戻る
ソースのリストを見る

18. 汚職

18.01 2008 年汚職認識指数（Corruption Perceptions Index、CPI）では、トランスパレンシー・インターナショナル（Transparency International）はパキスタンの CPI スコアを 2.5 とし、180 カ国の中で世界汚職順位で 134 位と順位付けた。（CPI スコアは、事業者や国分析専門家が公務員と政治家間に存在すると見なす汚職の認識度に関連している。このスコアの範囲は 10（最高清潔度）から 0（最高汚職度）である。[76] USSD Report 2007 の序論には、「政府や警察部隊内部では不正行為が横行し、政府からはその問題と戦おうとする動きがほとんどみられなかった」と記されている。[2h] 同報告書には、さらに次の記載がある。「法には、公務員の汚職に対する刑事罰が規定されているが、政府は有効にその法を行使せず、公務員は汚職に関与しても処罰されないことが多かった。汚職の認識は国民の間に広がっていた。世界銀行の世界ガバナンス指標（Worldwide Governance Indicator）は、汚職が深刻な問題であることを反映していた。」[2h] (セクション 3)

18.02 フリーダムハウスの「2008 年世界自由度国別報告書：パキスタン」には、以下の記載がある。

「汚職は、政治と政府のほぼあらゆるレベルにおいて蔓延している… Musharraf は 1999 年のクーデター後、役人の汚職の根絶が優先事項であると公に述べたが、2002 年に承認された国家反汚職戦略（National Anti-Corruption Strategy）は政治家、公務員、および事業家に焦点を当てる一方、軍人や治安関係者は実質的に無視していた。汚職容疑は、野党政治家を罰するか、与党 PML-Q に参加するよう誘導するための手段として使われることが多い。しかしながら、長年、汚職容疑の脅しに対峙していた（故前首相の Benazir）Bhutto 女史は 2007 年後半、パキスタンへの帰国前に汚職容疑の撤回を伴う政府との合意に達した。10 月の大統領選挙の直前に可決された国家和解法（National Reconciliation Ordinance、NRO）は、1999 年以前の公人に対するすべての汚職裁判を自動的に取り下げることが規定するものであった。」[19a]

（セクション 9「治安部隊」の副セクション 警察と セクション 11：独立性と公平な裁判も参照する。）

目次に戻る
ソースのリストを見る

汚職廃絶局（National Accountability Bureau、NAB）

18.03 フリーダムハウスの“2008 年世界自由度国別報告書：パキスタン”には、次の記載がある。「1999 年 11 月の法令は、逮捕、取調べ、起訴に関する広範な権限を汚職廃絶局（NAB）に付与し、汚職事件を審理するために特別裁判所を設置するものであった。」[19a]

18.04 2008 年 7 月 12 日時点の NAB のウェブサイトには、以下の記述がある。

「NAB はパキスタンの反汚職の最高機関である。NAB は、意識、予防および励行といった全体的な取組みを通じて汚職の根絶を進める責任を負っている。

同機関はイスラマバードに本部を置き、1999年国家汚職廃絶法（National Accountability Ordinance）に基づいて活動する。同機関は州都に1つずつ、合計で4つの地域事務所と、Rawalpindiに1つの事務所を持つ。同機関は、National Accountability Ordinance（NAO）に規定されるすべての犯罪行為を審理する。」[26]

- 18.05 USSD Report 2007 には、次の記載がある。「特別汚職裁判所（Special Accountability Court）は、裕福な債務者による政府貸付金に対する債務不履行を含む、NAB が起訴した汚職事件を審理する。NAB は、純粋な企業倒産や小規模な債務不履行者を対象としていない。汚職裁判所は 30 日以内に裁判を審理することが期待される。」[2h] (セクション 1e)

目次に戻る
ソースのリストを見る

偽造文書

- 18.06 2007年11月28日付のカナダ移民および難民委員会（Immigration and Refugee Board of Canada、IRB）の情報請求回答書（Response to Information Request、RIR）には、次の記載がある。

「Karachi を拠点とした新聞 Dawn の 2005 年 7 月の記事は、『何万ものパキスタン人が毎年、偽造文書やその他の人の密輸などの方法で英国に到着する』と報じた。The Daily Times…の人の密輸に関する記事（2005 年 3 月）は、『偽造学生査証でやって来る不法入国者』も普通であると指摘している。パキスタンの人権向上を図る非政府組織であるパキスタン人権委員会（HRCP）は、2006 年の報告書の中で、これまでの 4 年間に 33,000 人を超えるパキスタン人が偽造パスポートを使ってオマーンに入国した後にパキスタンに戻されると指摘した。HRCP の報告書はまた、300,000 人を超える人々が毎年、不法な方法でパキスタンを出国するものと考えられると推定している。」[12b]

- 18.07 同じ資料には、以下の記載もある。

「パスポート関連法規に基づく犯罪を含む、一般に汚職や入国管理に関する事件を調査するパキスタンの法執行機関である連邦捜査局（Federal Investigation Agency、FIA）によると、2004 年に偽造文書を使った乗客は 131 人、2005 年前半の 6 ヶ月に 83 人が発見されている。」

「パキスタン・プレス・インターナショナル（PPI）によると、2006 年 5 月、英国政府はパキスタン・パスポートの偽造を検出する装置、および入国管理事務所を寄贈した。非常に高画質で文書の画像を拡大し、文書作成で異なるインクを使用したかどうかを識別できるこの装置は、査証の取得に必要な国家 ID カード、銀行取引明細書その他の文書などの偽造文書を、パキスタン当局が識別するのに役立つことを目的としたものである。FIA はすでにそのような装置を 4 台所持している。同記事では、英国の査証申請件数の約 2% は偽造であるという、イスラマバードの英国高等弁務官事務所（British High Commission）の査証局局長（Director of Visa Services）の言葉が引用されている。」[12b]

18.08 2004年6月18日付の別のIRBのRIRには、以下の記述がある。

「2004年5月26日と27日にアイルランドのダブリンで開催された「第9回欧州出身国情報セミナー（Ninth European Country of Origin Information Seminar）」のプレゼンテーションの中で、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のイスラマバードの代表者がパキスタンにおける諸国の条件に関する情報を提供した。UNHCRの同代表者は、パキスタンでは汚職が広範囲で行われており、多様な偽造文書、あるいは本物の証印や認証により立証された偽造文書を取得することが可能であることを述べた。」 [12a]

18.09 同じ報告書には、以下の記載もある。

「ドイツ連邦外国難民認定庁（German Federal Office for the Recognition of Foreign Refugees）の難民移民に関する情報センター（Information Centre on Asylum and Migration）は次の指摘をしている。『ほぼすべての事例で、迫害の証拠として（亡命希望者が）提示する文書類（刑法に基づく報告書、逮捕状、裁判所の判決、弁護士の文書）は偽造されていたり、不正確な内容であったりした。パキスタンでは、本物の文書を取得するために、本人に対して（偽りの）刑事手続きを開始することは難しくない…（『一次情報報告書（FIR）』、裁判の日まで被告人を釈放する決定など）。迫害の状況を説明した新聞の記事を発行してもらうためにお金を支払ったり…個人的に接触したりすることが可能である…』」 [12a]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

19. 信教の自由

概観

- 19.01 2007年7月1日から2008年6月30日までを対象とし、2008年9月19日に発表された米務省の2008年国際的な信教の自由報告書（USSD IRF 2008）は、その序論でパキスタンについて次のように記している。

「…（パキスタンは）イスラム共和国である。イスラム教は国教であり、憲法は法がイスラム教と整合性があることを求めている。憲法は、『法律、社会的秩序、および道徳に従って、すべての市民が自らの信仰を表明し、実践し、広める権利を有するものとする』と述べるが、実際には、政府は信教の自由に制限を加える。言論の自由は憲法上、『イスラム教の栄光にかなう法によって定められた正当な制限を受ける対象』となる。政府は複数の手段を講じて、宗教的少数派の扱いを改善した…しかし、深刻な問題は残ったままである。法執行官は、宗教的少数派を勾留して虐待した。治安部隊およびその他の政府機関は、少数派に対する社会的虐待を防いだり、そのための取り組みを十分に行ったりすることはなかった。差別的法規、さらに別の信仰を実践する者に敵意を持つ社会的勢力に対して政府が措置を講じることができないことは、宗教的非寛容、暴力行為、宗教的少数派に対する脅迫を醸成した。宗教的少数派に対する差別的な特定の法律には、イスラム教とその預言者への冒瀆に対する死刑を規定する反アフマディー法やイスラム冒瀆法がある。アフマディー教団は、政府および社会による差別、および信仰の実践に対する法的制約に晒され続けた。その他のイスラム宗派の信者もまた、政府の差別を訴えた。宗教教団と宗教教団は緊張関係にあった。宗教的少数派に対する社会的差別は広く行われており、そうした少数派は社会から暴力を受けた。テログループ、過激派グループ、個人を含む社会的主体は、信者の集会を標的にした。」 [2i] (はじめに)

- 19.02 同じ報告書に次の記述がある。「政府は複数の手段を講じて、この報告書の対象期間に信教の自由を改善した。2008年4月、パキスタンは市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）に批准し、信教の自由を含む人権の向上を図る、民主的政府による新たな取り組みを反映させた。」 [2i] (セクションII)

- 19.03 米務省「人権に関する国別報告書 2007」（USSD Report 2007）には、以下の記載がある。「イスラム教からの改宗の疑いのある者は、報復や報復の脅しを受けた。宗教的少数派の信者は、暴力と嫌がらせの対象とされ、警察は時に当該行為を防いだり、当該行為を犯した者を告発したりすることを拒否し、その結果、刑罰を逃れる雰囲気醸成した。」 [2h] (セクション2c)

- 19.04 2008年5月2日に公表された2008年米国国際信教の自由委員会年次報告書（United States Commission on International Religious Freedom Annual Report 2008、USCIRF Report 2008）には、以下の記述がある。

「宗派的、宗教的に動機付けられた暴力、特にシーア派イスラム教徒、アフマディー教団員、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒に対する暴力は止まず、政府の対応は引き続き不十分で、あまり有効ではなかった。アフマディー教団

の権利を制限する法規、イスラムへの冒涇に対する法律を含む法律が国にある結果、宗教または信仰が理由で収監されたり、自警団により被告人が暴力を受けたりすることが頻繁に起こる。さらに、多少の改善は見られたが、1979年に導入され、国の世俗的な法制度とともに行使されたイスラム法令であるパキスタンのフドゥード法（Hudood Ordinances）は、イスラム法の違反に対して石打による身体の切断や死刑を含む厳しい刑罰を規定している。最後に、パキスタン政府が逃げ込む場を提供するなどタリバン（Taliban）と共謀していたことを示す重要な証拠もまた、前年に集まっている…」 [53] (p162)

- 19.05 同報告書は、すべての宗教学校（イスラム神学校、madrassa）を登録したり、海外からの留学生を追放したりといった、2005年半ば以降の政府による取組みにもかかわらず、多くの「パキスタンのイスラム神学校は、パキスタンおよび海外で宗教的少数派を狙った暴力に参加する学生に対して、継続的に思想教育と思想的動機付けを行っている。」 [53] (p163)

セクション 24 児童 – 教育 – Madrassas（イスラム学校） も参照のこと。

- 19.06 HRW World Report 2008 : Pakistan には、次の記載がある。「宗教に…基づく法律上の差別と迫害は 2007 年も続いた…特にアフマディー教団は 2007 年、頻繁に宗教的差別の標的とされた。イスラムへの冒涇の訴訟手続きがアフマディー教団員に対して数多くなされ、容疑者として逮捕された。」 [13b]

以下の Ahmadis に関する副セクションを参照する。

目次に戻る
ソースのリストを見る

人口統計

- 19.07 USSD IRF Report 2008 は、パキスタンの最新の国勢調査に基づいて、以下の通り記している。

「…人口の約 97%はイスラム教徒であった。人口の 2%以下を構成するのは、ヒンドゥー教徒、キリスト教徒、およびその他（アフマディー教団員など）である。国内のイスラム教徒の大多数は、スンニー教徒であり、シーア派教徒は 10～20%である。パーシ人（Parsi、ゾロアスター教徒）、シーク教徒、仏教徒はそれぞれ、約 20,000 人であり、一方、バハーイ教徒（Baha'i）は 30,000 人を数える。Baluchistan と North-West Frontier Province（NWFP）には、伝統的な精霊信仰を護っている部族もいる。」

「人口の 0.5%未満が宗教について全く触れないか、または特定の宗教宗派に属していないと述べた。社会的圧力は非常に大きいため、信仰している宗教はないと述べる者はほとんどいなかった。」 [2] (セクション I)

- 19.08 しかし、USSD IRF Report 2006 によると、宗教的少数派グループは実際には全人口の 10%を占めると非イスラム教徒グループの指導者が述べた。 [2a] (セクション) CIA Factbook の 2007 年人口推定（セクション 1 地理 を参照）では、約 1,600 万人がその少数派グループの人口である。

目次に戻る
ソースのリストを見る

憲法と法規

19.09 USSD IRF Report 2008 には、以下の記述がある。

「憲法はイスラム教を国教と定めている。憲法はまた、少数派が自らの信仰を自由に表明し、実践することができるように十全な規定を設けると宣言しているが、実際には、政府は信教の自由、特にアフマディー教団に制限を課している…その他の宗教団体は一般に自由に宗教義務を守ることができたが、宗教的少数派は法的には、宗教像などを公衆に見せることに対して制限されており、差別的な法規と社会的圧力のため、自由に信仰心を表明することを恐れることが多い。」 [21] (セクション II) USCIRF Report 2008 によると、これまでの数 10 年間に導入された差別的な法規は宗教的非寛容の雰囲気醸成し、シーア派、アフマディー教団、ヒンドゥー教、キリスト教の信者を含む宗教的少数派の社会的法的地位を侵害した。同報告書にはまた、次の記載がある。「政府役人は社会的な暴力からこれらの宗教的少数派の信者を十分に保護しないため、少数派に対して暴行を犯した者が裁判にかけられることはほとんどなかった。」 [53] (p163)

イスラム冒涇法 (Blasphemy Laws)

19.10 2007 年 1 月に発行された英国議会人権擁護グループ (Parliamentary Human Rights Group) の報告書『Rabwah: A Place for Martyrs?』は、イスラム冒涇法およびその違反に対する刑罰を一覧にまとめている。

パキスタン刑法	説明	刑罰
298a	聖人に対して軽蔑的に批判などを行うこと	懲役 3 年もしくは罰金、またはその両方
298b	アフマディー教団による、特定の聖人や聖地に向けられた、軽蔑の言葉や説明および称号などの悪用	懲役 3 年および罰金
298c	アフマディー教団員が自らをイスラム教徒と呼ぶこと、信仰を説いたり広めたりすること、イスラム教徒の信仰心を攻撃すること、またはイスラム教徒を装うこと	懲役 3 年および罰金
295	あらゆる部類の宗教の侮蔑を意図して、礼拝所を傷つけたり冒涇したりすること	懲役 2 年もしくは罰金、またはその両方
295a	宗教または信仰心を侮蔑して、あらゆる部類の宗教的感情を攻撃することを意図	懲役最高 10 年もしくは罰金、またはその両方

	した、計画的な悪意ある行為	
295b	神聖な経典コーランに対する冒瀆など	終身刑
295c	聖なる預言者に対して軽蔑的に批判などを行うこと	死刑および罰金

[51] (p10、セクション 2.3、イスラム冒瀆法と一次情報報告書)

19.11 USSD IRF Report 2008 は、「言論の自由は、『イスラム教の栄光』のために『正当な』制限の対象となる」と記している。イスラム冒瀆法はすべての宗教を保護するものとされているが、宗教的少数派は侮蔑されていると感じており、法規はほとんど行使されず、法制度までたどり着いた事件はまれにしかなかった、と同報告書は述べている。[2i] (セクション II)

19.12 同報告書には、以下の記載もある。

「人々の圧力を受けて、裁判所は通常、少数派の権利を保護することができなかった。こうした圧力に屈して、裁判官はスンニー派の正統性に対して違反があると認知された行為に対して断固たる処置を講じた。宗教的少数派に対する差別が裁判にかけられることはほとんどなかった。複数の NGO によると、キリスト教徒とアフマディー教団員に対する事件は、報告対象期間に増加し続けた。とはいえ、裁判所は下級においてさえ、その前の報告対象期間と比べると、それらの事件の取扱いにおいてより賢明な方法でその役割を果たした。NGO は、地元のキリスト教徒とヒンディー教徒の両方の共同体に対する事件は、深刻さは弱まったとはいいながら続き、社会的差別は深刻なままであった。起訴から最初の出廷までの期間は一般的に長かった。下級裁判所は頻繁に脅迫を受けて判決が遅れ、過激分子の報復を恐れて保釈を拒否した。被告人が死刑に直面した場合、逃亡する可能性があると呼び、イスラムへの冒瀆の事件の保釈は通常、最初の予審法廷では認められなかった。多くの被告人は、保釈の却下に対して異議を訴えても、裁判の前に保釈が付与されることはあまりなかった。」 [2i] (セクション II)

19.13 USSD IRF Report 2008 によると、イスラム冒瀆法は「…宗教的少数派と弱い立場のイスラム教徒に嫌がらせをし、個人的な恨みを果たしたり、事業上の競争を解決するのに使用された…」同報告書には、次の記述がある。「当局は嘘の容疑で個人を勾留し、有罪とした。裁判官と判事は過激派との対立や過激派からの暴力を回避しようとして、いつまでも裁判を続けることが多かった。」 [2i] (セクション II : 信教の自由の状況)

19.14 2005 年にイスラム冒瀆法に加えられた変更の問題について報告しながら、USSD Report 2007 は、次のように記す。「…訴状手続きを修正し、かつ警察幹部が偽の容疑を排除する取組みの中で事件を見直すよう求める法案を立法化することに、大統領は署名した。しかしながら、人権団体や信教の自由を求める団体によると、警察幹部はそうした事件を見直すための資源がないため、有効ではなかった。2007 年を通じて、裁判所はイスラム冒瀆法に従い、2 人の被告人を有罪とし、別の 2 人の被告人を無罪としたが、70 件の裁判は係属中であった。」 [2h] (セクション 2c) USCIRF Report 2008 も同様に、次のように記している。「刑罰については、悪意をもって適用された罪を軽減する

ことを目的として 2004 年に修正されたが、小規模な手続き上の変更であったため、イスラム冒流法がパキスタンで悪用されている点に関して、その変更はあまり大きな効果を及ぼすことはなかった。」[53] (p165) 新しい手続きは神への冒流の訴訟数に影響を与えなかった、と上記の USSD Report 2007 と USCIRF Report 2008 が指摘したのとは対照的に、USSD IRF Report 2006 では、その前年の報告対象期間に新たに起こされたイスラムへの冒流に対する訴訟は 54 件報告されているのに対し、その年の対象期間には 24 件と減少したと記述されている。この訴訟数の減少は、警察幹部に対して起訴する前に事件を調査することを求める変更がなされた、法の施行の見直しによるものであったと考えられる。[2a] (セクション II)

19.15 USCIRF Report 2008 には、以下の記載もある。

「イスラム冒流法の悪影響は、こうした法的手続きに関連する適正手続きの欠如によりさらに深刻化している。加えて、イスラム冒流裁判中、イスラム過激派が法廷に詰めかけ、無罪判決後の事態を想定させるかのようにあからさまな威嚇をすることが多い。こうした威嚇行為は、暴力にまで発展する場合がこれまでもあったため、十分に威力を発揮した。イスラム冒流法に基づき、国家によって処刑された者はいないが、死刑を宣告された者はいらぬ。イスラム冒流法の下で告発された者の中には、警察に勾留中の場合も含め、自警団によって襲撃されたり、殺害されたりする者さえいた。公的な刑罰や自警団の襲撃から逃れた者も、国外に逃亡せざるを得ない場合もある。」[53] (p165)

19.16 イスラム冒流法の下で起こされた訴訟の数について、USSD IRF Report 2006 は、次のように述べている。「地元 NGO がまとめた数字によると、1986 年から 2006 年 4 月までの期間に 695 人がイスラムへの冒流で告発されたが、そのうちイスラム教徒が 362 人、アフマディー教団員が 239 人、キリスト教徒が 86 人、ヒンドゥー教徒が 10 人であった。その期間に起こされた多くの訴訟の場合、被告人は保釈されるか、または告訴が取り下げられるかのどちらかであった。報告対象期間の終わり（2006 年 6 月）にイスラムへの冒流で告発されたその 695 人のうち、22 人がイスラムへの冒流の罪で裁判を待ちながら勾留されており、9 人が有罪判決を受けて服役中であった。」同報告書は、その報告対象期間（2005 年 7 月～2006 年 6 月）に新たに起こされたイスラムへの冒流の訴訟は 24 件あったと記している。[2a] (セクション II) しかし、その次の 2006 年 7 月から 2007 年 6 月に新たに報告された訴訟件数は 41 件 (USSD IRF 2007)、[2f] (セクション II) 2007 年 7 月から 2008 年 6 月は合計 53 件であった。この期間、「当局は少なくとも 25 人のアフマディー教団員、11 人のキリスト教徒、17 人のイスラム教徒をイスラムへの冒流の罪で逮捕した。その多くは、報告対象期間の終わりには服役していた。パキスタン正義と平和委員会 (National Commission for Justice and Peace, NCJP) は、『一般に安全のために保釈を要求することはない。イスラムへの冒流の容疑者は、警察の保護下で獄中にあることが最も安全である場合が多い』と述べた。」 (USSD IRF Report 2008) [2i] (セクション II : 信教の自由の状況)

19.17 フリーダムハウスの“2008 年世界自由度国別報告書：パキスタン”には、以下の記載がある。

「アフマディー教団員、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒、時には他のイスラム教徒に対して、下級警察官が偽ってイスラムへの冒瀆の告発をするために賄賂を受け取る事例は、後を絶たない…控訴裁判所はこれまでイスラムへの冒瀆に対する有罪判決をすべて覆してきたが、容疑者は一般に、長期間の投獄を強いられた。容疑者は刑務所内で虐待の対象となり、釈放後も引き続き宗教過激派の標的にされる。このような法律の悪用を抑えるため、警察幹部がそのような疑惑を調査することを求める修正条項が 2005 年に制定された。米務省の“国際的な信教の自由報告書”によると、毎年、数 10 件が報告されていたが、これにより新たなイスラムへの冒瀆訴訟が大幅に減少した（上記の 19.18 項で、この後者の点についての対照的な報告を参照すること）。」 [19a]

セクション 11 の副セクション [イスラム冒瀆法 \(Blasphemy Laws\)](#) を参照する。

目次に戻る
ソースのリストを見る

LEGAL PROCEDURE FOR BLASPHEMY CHARGES

19.18 外務省 (Foreign and Commonwealth Office、FCO) は、イスラムへの冒瀆でアフマディー教団員を罪に問う法的手続きに関して、パキスタンのキリスト教系の人権機関であるパキスタン正義と平和委員会 (National Commission for Justice and Peace、NCJP) と協議した。NCJP の法律専門家は 2008 年 10 月 2 日付で、英国国境局 (UK Border Agency、UKBA) の質問に対して以下の回答を行った。

「UKBA : アフマディー教団員 (またはその他のあらゆる者) に対する訴状を治安判事裁判所とともに個人が直接開始する手続きとは何か。」

「NCJP : 何らかの違法な行為により権利を侵された者、または犯罪についての情報に通じた者が、警察とともに訴状 (FIR (一次情報報告)) の手続きをすることができる。犯罪がない場合、または警察が偶然、最初に…知った場合、警察もまた、原告となることができる。」

「警察が訴状に関して FIR の手続きをとることを断念した場合、(治安判事ではない) 地区裁判官が憲法第 199 条および (または) 刑事訴訟法 154 条に基づいて、取調べ・調査報告書により立証される告訴 (の内容) である FIR の手続きを命令することができる。『challan』とは裁判所で構成された正式な訴状である。」

「刑事訴訟法第 196 条は、警察幹部による取調べを求めているため、特定の FIR の手続きを行うのを難しくしている (295 条の b と c の場合、警視 (この c と b 項はそれぞれコーランへの冒瀆、および『預言者』に対する軽蔑的な批判に関係する)) 。」

「しかしながら、これはイスラムへの冒瀆の疑惑がある場合に用いられる法律であり、これまでみてきたことでわかるように、大義名分は何であれ、(その法は) 侵害され、法的手続きは無視される。」

「UKBA：そのような訴状がひとたび提出された場合、裁判所が行う手続きはどのようなものか、またそのような訴訟の進捗状況はどのようなものか。」

「NCJP：訴状が構成され、被告人は（訴状に対して）異議を唱えることができる…（次に）証拠、証人、反対尋問に関する標準的な手続き…が行われる（犯罪が保釈相当である場合には、裁判所は要請があれば、いつでも保釈を付与することができる）。（この後に）…判決、（そして）必要とあらば、有罪判決に対して控訴がなされる。」

「しかしながら、犯罪の根拠がないこと、または犯罪が立証されないことを、被告人が証明しない限り、298条c項については、保釈が認められない。これは、取調べや裁判時に起こり得る。」

「UKBA：裁判所は、誰に対してそのような訴状に関する文書を開示することを許可するのか。」

「NCJP：その訴訟に関係するすべての当事者は、司法裁判所から文書を入力する権利を有する。報道機関も FIR および判決理由の写しを入力することが可能である。」 [11i]

セクション 12：逮捕と勾留 - 法律上の権利 も参照する。

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

フドゥード法 (Hudood Ordinance)

19.19 USSD IRF Report 2008 は、「フドゥード法 (Hudood Ordinance) は強姦、婚外性交渉、財産に関する犯罪、酒類の所持と飲酒、賭博を刑事罰の対象とする」と記している。同報告書によると、フドゥード法はイスラム教徒と非イスラム教徒に平等に適用され、コーランの規範が用いられる場合には、イスラム教徒と非イスラム教徒の間、男性と女性の間では、証言の重みは異なっている。」 [2i] (セクション II：信教の自由の状況)

19.20 USSD IRF 2006 は、コーランの規範に基づいて起こされた訴訟については、以下の場合があるとはいえ、厳しい刑罰を課されることはない。

「…事件は世俗の規範に基づいて起訴に持ち込まれ、証言が平等の重みを持ち、刑期と罰金が適用されている。政府は 2005 年 1 月、フドゥード法に基づく容疑で女性が勾留される場合には、その前に裁判所の命令が必要であるとすする新たな法規を採用した。報告対象期間の終了時点（2006 年 9 月）で、約 246 人の女性がフドゥード法の下で投獄されていた…報告対象期間の終了時点で、Musharraf 大統領はフドゥード法に基づいて投獄されていたすべての女性の釈放を命じた。」 [2a] (セクション II：信教の自由の状況)

19.21 Musharraf 大統領が 2006 年 12 月 1 日、女性人権保護法 (Women's Protection Act) 案に署名したことにより、同法は成立した。同法により「…強姦や姦通に関する訴訟はシャリーア法廷から世俗的な裁判所で行われるよ

うになった。それまでは、フドゥード法は…しばしば、証拠と刑罰に関して、イスラム教徒と非イスラム教徒に平等に適用される厳しい差別的なコーランの規範に依拠していた」（USSD IRF Report 2008）[2i] (セクションII：法的・政策的枠組)

フドゥード法 (Hudood Ordinance) に関するセクション 11、およびセクション 23「女性」の副セクション 女性保護法を参照する。

目次に戻る
ソースのリストを見る

反テロリズム法

19.22 USSD IRF Report 2008 には、以下の記載がある。

「反テロリズム法の下では、宗教的憎悪を引き起こす、言論を含むあらゆる行為は、最高7年の懲役に罰せられる恐れがある。同法に基づいて、被告人が有罪であると裁判官が信じるに足る合理的な根拠を持つ場合には、法律を選択的に適用して、保釈は与えられない。」同報告書はさらに、反テロリズム法の下で「政府は複数の宗教的な過激派やテロリストのグループの活動とそれらのグループへの参加を禁止」したが、それにもかかわらず、「政府が禁止したそれらのグループの多くは、引き続き積極的な動きを見せていた」と記している。[2i] (セクションII：法的・政策的枠組)

セクション 11「司法」の副セクション 反テロリズム法と裁判所も参照する。

背教行為

19.23 USSD IRF Report 2006 にある通り、「背教行為に関する法はなかったが、イスラム教からの改宗に対する社会的圧力は極めて強いため、ほぼすべての改宗が秘密裏に行われた。」[2a] (セクションII)

19.24 2007年5月9日、Asianews は、背教行為に関する法案が国民議会の第一読会で可決され、検討のため議会常任委員会に提出されたと報じた。同記事によると、「政治宗教政党の6党連合 Muttahida Majlis-i-Amal (MMA) が提出し、政府が同常任委員会に送った 2006年背教行為法 (Apostasy Act 2006) は、イスラム教徒がイスラム教を捨てた場合に、男性には死刑、女性には終身刑を課す法律であった。同法はまた、そのようなイスラム教徒から財産を没収し、子供の法的親権を奪うための法律でもあった。」[54] COI Service はそれが書かれた時点 (2008年10月13日) では、同法案がパキスタン議会で可決されたことに気付いていない。しかし、USCIRF Report 2008 には、次の記載がある。「重大なことに、パキスタンの過激宗教政党連合体である Muttahida Majlis-e-Amal (MMA) は、272議席のうち56議席を占めていたが、新しい議会ではわずか6議席に減った。」[53] (p162)

州法 - North West Frontier Province

19.25 USSD IRF 2006 は、北西辺境州 (Northwest Frontier Province, NWFP) の州政府は、その支援者のイスラム教の保守的な考え方に基いて法律を可決させた」と記している。「ヒズバ法案 (Hisba Bill)」は 2005年に NWFP 議会で

可決されたが、最高裁判所はこれを覆し、同法案は憲法違反であると表明した。[2a] (はじめに) USSD IRF Report 2007 は、「2006 年 12 月、最高裁判所の決定により、シャリーアに基づいて並列的な司法制度を創るはずであった NWFP のヒズバ法案に対する州の議決は阻止された」と記している。[2f] (セクション II)

19.26 USSD IRF Report 2008 には、以下の記述がある。

「Mutahida Majlis-e-Amal (MMA) が率いた州政府 (2007 年 11 月まで NWFP を支配した保守政党 6 党からなる連立政権) はイスラム教の保守的な考え方に基づく指令と法規を継続して可決させた。これらの多くの議案が施行されていた場合、信仰する宗教に関係なくすべての市民にシャリーアが課されることになったはずである。既存の法律類にはわいせつ物取締り法も含まれており、これにより広告物は引き剥がされ、西側のレコードなどを売った商店は罰金を課され、酒類は完全に禁止され、公務員は 1 日 5 回の礼拝を求められた。[2i] (セクション II)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

異教徒間の結婚

- 19.27 イスラマバードの英国高等弁務官事務所 (British High Commission, BHC) からの 2008 年 6 月 24 日付の電子メールによると、イスラム教では、イスラム教徒の女性と非イスラム教徒の男性は結婚することができない。そのような夫婦が子供をもうけた場合、両親が正式に結婚していないという理由でその子供は非嫡出であると見なされる。イスラム教徒の女性が非イスラム教徒の男性と結婚した場合、それは姦通と見なされる。BHC はさらに続ける。姦通に対するイスラム教の刑罰は、実際には、少なくとも 長期に及ぶ懲役刑と「相当程度の社会的な不名誉」であろうが、石打による死刑である。[11h]
- 19.28 International Christian Concern (ICC) は、2008 年 6 月 6 日付の記事の中でイスラム過激派からイスラム教徒の男性が殺害の脅しを受けたことを報じた。この男性はキリスト教徒の男性とイスラム教徒の女性との結婚の立会人を務めたからである。この立会人は「非イスラム的な活動」に参加したことで非難され、fatwa (死刑宣告) が地元モスクの長により彼に対してなされたのである。ICC は次のように述べた。「イスラム社会では、子供がどの宗教を信じるかを父親が決めるのであるから、キリスト教徒の男性とイスラム教徒の女性の結婚は、イスラム教への深刻な侮辱である。一方、イスラム教徒の男性がキリスト教徒の女性と結婚しても、イスラム教では問題にならない。この相互主義の欠如は、他の宗教からイスラム教を守るために考案されたものである…」 [43]
- 19.29 Lahore を拠点とするキリスト教支援機関である“法律扶助、支援および解決センター (Centre for Legal Aid, Assistance and Settlement)” は、日付のない記事の中で、イスラム教徒の女性がキリスト教の男性と結婚した場合、それはイスラム教徒の女性の家族の「誇りと名誉」に反する、と報じている。同記事によると、家族は『その違反』を「…非常に深刻に受け取り、その結婚した男女が身を隠した場合、(家族は) 彼らを捜して見つけ出し、その男

女だけでなく、そのキリスト教徒の男性の家族を殺害する（だろう）。女性の家族はまた、娘を誘拐したとして、男性とその家族を告訴し、服役させよう」とする。[46]

目次に戻る
ソースのリストを見る

FATWA

19.30 2007年11月20日付のカナダ移民および難民委員会（Immigration and Refugee Board of Canada、IRB）の情報請求回答書（Response to Information Request、RIR）は、fatwa（複数形は fatawa）を次のように定義付けている。「…質問者に応じて mufti（法学者）が発行した『助言的意見』である…mufti は司法制度から独立した役割を果たす、イスラムの法と伝統に詳しい権威である…別の資料によると、mullah（すなわち、宗教聖職者または宗教的教育を受けた者）…も fatawa を発行することができる…」同じ資料で、ジョージア州エモリー大学（Emory University）のイスラム研究の教授の言葉を引用して次のように説明されている。「『fatwa…は mufti による法的に拘束力をもたない解釈または決定である。それは意見である。fatwa は決定を行う行政機関ではない。』」[12k]

19.31 IRB の回答には、さらに以下の記述がある。

「fatawa は、日常生活の問題だけでなく、法的宗教的問題に関係する… fatawa は伝えられるところでは、『はい』、『いいえ』などの1語から『書物1冊分の論文』までの長さのものになる…イスラム研究の前述の教授によると、fatawa、つまり質問に関する決定は、イスラム法学校によって異なる…シーア派の法学校は3校、スンニー派の法学校は4校ある…これらの法学校はすべてコーランに基づき議論をするが、法学校ごとに独自の fatawa の伝統、および互いに異なる決定を行える歴史的な慣例がある。イスラム研究の前述の教授はさらに、fatawa の発行は『非常に活力に溢れ』、同じ質問に対する決定は、個々の fatwa 要求者によって異なったものとなる（すなわち、環境が異なる、などのため）…イスラム教国では、毎日、『数百』、さらに『数千』もの fatawa が発行されるとの報告がある…」[12k]

19.32 fatawa の影響については、IRB の報告書に以下の記述がある。

「伝えられるところによれば、fatwa の威力はその発行者の地位によって異なる…fatwa の注目度や実行可能性によっても異なると言われる…イスラム研究の前述の教授によると、fatwa の要求者は、解釈または決定に従ってもいいが、従う義務はない。要求者は別の決定を求めて、他の mufti を頼ることもできる。トロント大学（University of Toronto）の法学教授も同様に、fatwa は法的権限のない意見であると述べるとともに、個人がそれを無視するか、深刻に受け取るかどうかを決定するのはその個人次第であるとも述べた…前述のエモリー大学のイスラム研究の教授によると、fatwa が政府の利害に反する場合、国家によって無効であると宣言されることもある（例えば、fatwa が「過激派」グループに発行された場合）。同教授によると、一定の種類の fatawa には政府が反対する。『政治的指導者にとって助けにならない』からである…しかしながら、同教授は『一般に、fatwa は特定のグループ（中道

グループ、『過激派』グループなど)の利害を表すものである。fatwaが政府によって認知されなくても、それを発行したグループはそのfatwaを深刻に受け取る。このような場合、ある個人に対して発行されたfatwaは、その個人に対する政府の処置と同様の危険性がある』と述べている。」[12k]

- 19.33 2008年1月11日付の別のRIRには、IRBはパキスタン政府の教条評議会(Council of Islamic Ideology)議長によって提供された情報が記されている。

「パキスタンでは、fatwaの発行は国家が管理していない。それは民間組織ごとに管理されている。宗教的な公式機関に関しては、中央政府の宗教省と州政府の宗教省があるが、それらはfatwa機関ではない。イスラム教条評議会(Council of Islamic Ideology)は、イスラム法規に関して政府に忠告を行う憲法に基づく組織であるが、これもfatwaを発行することはない。パキスタンには、fatwaを発行する公式な組織もなければ、fatwaの公式な書式も存在しない。公式なfatwa機関も公式なMuftiも存在しないため、政府はいかなるfatwaも発行しない。」[12d]

- 19.34 同RIRはさらに続く。

「fatwaは、人々が信頼する様々な学者によって個人的に発行される。一般的な方法は、複数の宗教教育機関(madrasa)がその監督下にfatwa組織を置くというものである。こうしたfatwaを発行する個人の学者も存在する。しかしながら、muftiやfatwaを公式に認知する方法は存在しない。人々はこのような機関や個人が有する知識や評判に基づいて相談を行う。」

「fatwaがどこまで受け入れられているのかどうかは、公認されたものでも、公式な組織によるものでもないため、確認することは困難である。fatwaの達成度は個人の認識によって異なる。それはまた、fatwaの要求者が属する宗教グループによっても異なる。」

「パキスタン政府は、fatwaの発行について何らの権限もない。fatwaを体系化し、管理する法規はない。fatwaの理論によると、fatwaには拘束力がない。それは法的判断と同義ではない。人は同じ質問について、複数の学者からfatwaを求めることができる。muftiは、新たな情報を含め、いくつかの状況下、例えば、情報源の解釈に誤りがあることに気付いたり、新たな根拠を見つけたたりした場合には、発行したfatwaを取り消すことも許されている。修正されたfatwaは、その理由を説明する注意書きとともに発行される。」[12d]

- 19.35 2006年12月16日付のDaily Timesの社説は、Peshawar高等裁判所で審問のあった裁判に関連してfatwaを主題に論じている。同社説は、「パキスタンには、fatwaを発行するという悪習を特に未然に防ぐために対応して機能する連邦シャリーア法廷がある」点を指摘した。[55a]

- 19.36 同社説はさらに、fatwaは「法律の枠内」に入らないと指摘し、以下のように続ける。

「…あらゆる種類のfatwaが社会に多大な危害を与えてきた。それらのfatwaは国家の管轄権を徐々に狭める役割を果たしている。fatwaは、恵まれない人々を脅迫する権力を獲得してきた。mufti自身もまた、ジハードに関与

する宗教団体に属し、威圧により fatwa を強いる立場にある。例えば、Jaish-e-Muhammad が勢いづき、イスラマバードの情報機関の庇護の下で、Lahore 内に 17 の事務所を開いていた際には、銃を持った同組織の若者たちが fatwa を執行して小遣い稼ぎをした。」 [55a]

- 19.37 同社説はさらに、次のように記す。「Karachi では、fatwa 業が蔓延っている。紛争を終わらせ、一方の当事者に調停を受け入れさせるのに、fatwa が役立った場合が仮にあったとしても、このような活動を許すことは国家にとって実質的に自殺行為に等しい。」 [55a]
- 19.38 2007 年 4 月 10 日付の *International Herald Tribune* は、当時の観光大臣 Nilofer Bakhtiar に反対して活動家聖職者たちが Lahore の赤いモスク (Lal Mosque) で発行した fatwa の例を報じて、次のように述べた。「パキスタンの役人は、fatwa には法律上でも、宗教上でも、倫理上でも権威はないと述べて、それを否定した。人権活動家、政治活動家、その他の多くのパキスタン人は、彼らの行動を非難して、同女史への支援を表明した。」 [56] その事件について、USSD IRF 2007 は、次のように記している。「2007 年 5 月、観光大臣 Nilofar Bakhtiar は、強硬派のイスラム教聖職者たちからの批判を受けて辞任を余儀なくされた。同女史は 2007 年 4 月、チャリティー基金を募るためのパラグライディング飛行の終了後に老人と抱擁を交わしたところを写真に撮られた。聖職者たちは、公衆の面前での同女史の親愛の表現はわいせつであると見なした。」 [2f] (セクション II: 信教の自由の状況)

目次に戻る
ソースのリストを見る

参政権

- 19.39 2004 年 9 月 15 日に発表された「2004 年国際的な信教の自由報告書 (USSD IRF 2004)」には、以下の記載がある。

「2002 年 1 月、政府は、選挙区を宗教別に分けた国の選挙制度を廃止した。この制度は宗教的少数派および人権グループと政府との間での長期に及ぶ論争の 1 つであった。その分離選挙区制度の廃止とともに、政治的代表は、信仰する宗教に関係なく、すべての住民を代表する地域別の選挙区制に基づくものとした。少数派グループの指導者は、この変更によって公務員は少数派グループの問題と権利について注目するようになる可能性があると感じている。宗教的少数派は一定の地域に人口が集中していることが多いため、選挙区によっては、浮動票ブロックとして大きな影響力を持つ場合がある。国の主流派政党で積極的に活動する非イスラム教徒は少ない。これは、従来の選挙区制度の下で立候補しても、当選するには限界があったためである。」 [2c] (セクション II)

- 19.40 同報告書は次のように続ける。

「大部分の少数派指導者は合同選挙人制度に戻ったことを歓迎したが、優先枠の廃止によって、少数派が当選する可能性がなくなったと不満を示す者もいた。この不満に応じて、政府は 2002 年 8 月に、議会の議席につき宗教的少数派への優先枠を復活すると発表した。非イスラム教徒は現在、地域別選挙

区で地元の候補者に投票することができるうえ、所属の宗教グループの代表者に投票することもできる。」[2c](セクションII)

19.41 2002年法的枠組命令 (Legal Framework Order、LFO) は、憲法第51条に代わるもので、国民議会の10議席は、非イスラム教徒 (キリスト教徒、シーク教徒、ヒンドゥー教徒、パーシ人、アフマディー教団員など) のための優先枠となった。また、LFOにより憲法第106条が修正され、州議会でも、非イスラム教徒に対し議席の優先枠が設けられた。Balochistan と NWFP はそれぞれ3議席、Punjab は8議席、Sindh は9議席となった (アフマディー教団員は Baluchistan では優先枠が与えられなかった)。(2002年8月21日、国家復興局 (National Reconstruction Bureau) の2002年法的枠組命令 (Legal Framework Order 2002) より) [29j]

19.42 ACHR の南アジア人権侵害者指標 2008 (South Asia Human Rights Violator Index 2008) には、以下の記載がある。

「宗教的少数派は制度的に、2007年6月12日のパキスタン選挙委員会 (Election Commission of Pakistan) が発表した新選挙人名簿から除外されていた。その名簿では、アフマディー教団員は別枠の差別的な名簿に記載されていた。2007年7月、全パキスタン少数民族連合 (All Pakistan Minorities Alliance) は、非イスラム選挙人の20%は新選挙人名簿から除外されていた。少数民族グループに属する有権者の約18%は、North West Frontier Province の新選挙人名簿から抹消されている。」[67b] (p73)

19.43 USSD IRF Report 2008 には、アフマディー教団員について以下の記述がある。

「政府は、パスポートに信仰する宗教を示すよう指示し、国民IDカード申請書に宗教情報を記入するよう要求する。市民は国民IDカードを所持して投票に行く必要がある。イスラム教徒として名簿に登録することを希望する者は、預言者ムハンマドが最後の預言者であることを信じ、かつアフマディー運動 (Ahmadiyya Movement) の創始者を偽の預言者として、またその信者を非イスラム教徒として非難することを誓わなければならない。これは、アフマディー教団員に対して差別することを目的とした条項である。2002年総選挙前には、Musharraf 大統領はこの宣誓の要求を廃止したが、後にその決定を覆したため、アフマディー教団は選挙をボイコットした。新選挙人登録ではもはやそのような宣誓は必要とされないが、選挙委員会は、国民によって信仰が疑われた者は宣誓をしなければならない。その結果、アフマディー教団員は選挙をボイコットし続けた。2008年2月の選挙については、宗教に関連して新たな政策は行われなかった。」[2i](セクションII)

目次に戻る
ソースのリストを見る

アフマディー教団員 (AHMADIS)

背景

- 19.44 2008年6月1日時点で、ウェブサイト Encyclopaedia.com（日付は2008年）の『Ahmadiyya』または『Ahmadi movement』のエントリには、以下の記述がある。

「・・・Punjab州Qadiyan生まれのMirza Ghulam Ahmad（1839-1908）が1899年に開始した現代の救世主運動。1880年に出版を開始したBarahin-i Ahmadiyyaは、彼のイスラム教団で歓迎された。彼は1889年、baya、つまり信者の中の信者であることを彼が受け入れることを許す託宣を受けたことを発表した。彼はその後、自らをMahdi（救世主）およびイスラムの約束されたメシア（masih）と宣言した（1891）。彼の教義は、インド的、スーフィー的、イスラム的、およびヨーロッパ的要素を組み入れたもので、英国のインド支配、プロテスタント、および復活したヒンドゥー教に直面してイスラム教を復活させようと試みた。」

「彼の死後、信者は彼の後継者にMawlana Nur ad-Dinを選んだ。Nur ad-Dinが1914年に死亡すると、教団は2つの分派に分かれた。大多数はQadiyanに留まり、Ghulam Ahmadを予言者（nabi）と認めた。Qadiyani派の基本的信仰心は過去も現在も、唯一の『真実のイスラム』の体現である。創始者の息子であるHadhrat Mirza Bashir ad-Din Mahmud Ahmad（1889-1965）は、今日イスラムではアフマディー運動（Ahmadiyya Movement、jamaat-i ahmadiyya）として知られるQadiyani派によってKhalifatul-Masih（メシアのカリフ）に選ばれた。パキスタンのRabwah市（教団が建設した町で、その名称はコーランに啓発されて付けられた）を後にした1947年から、彼が指導者として活動し、学校や病院のネットワークを運営した半世紀は、その運動の姿を形成するものであった。彼の後継者たちは、Ghulam Ahmadの末裔の中から選ばれてきた。その運動の指導者（2003年以降）は現在、Mirza Masroor Ahmad（1950年生まれ）である。

「イスラム主流派と区別されることをあまり好まないもう1つの分派は、Ghulam Ahmadを改革者（mujaddid）と認識し、パキスタンのLahoreでahmadiyya anjuman ishaat-i イスラム運動、またはLahore Ahmadiyya Movementとして知られるようになった。両派とも、ナイジェリア、ケニヤ、インドネシア、およびインド亜大陸で精力的に布教活動に励んでいる。」[8]

- 19.45 同じ資料には、以下の記載もある。

「イスラム教正統派は、Ghulam Ahmadの考え方を受け入れたことはなく、パキスタンのアフマディー教団員は、背教者であり、非イスラム教徒であると宣言している限りにおいて、国の宗教的政治的エリートからの宗教的政治的攻撃に晒されてきた。1984年のパキスタン政府による布告は、アフマディー教団員によるイスラムの礼拝の形態の使用を禁止するものであり、4代目Khalifatul-Masihは2003年の彼の死までロンドンで亡命生活を送った。イスラムのアフマディー運動（Ahmadiyya Movement）の団員数で最も広く引用される数字は、1,000万人であるが、この数字は1980年代のものであり、現在の正式の数字はそれを大きく上回っている。」[8]

- 19.46 Lahore Ahmadiyya MovementとQadiyani派、つまりAhmadiyya Movementとを比較した研究によると、ムハンマドが最後の予言者であると信じるイス

ラム主流派と異なり、Qadiyani 派アフマディー教団員は、ムハンマドの後にも予言者が出現し、Mirza Ghulam Ahmad がそのような予言者であったと信じている。一方、Lahore グループは、Mirza Ghulam Ahmad は予言者ではなく、Mujaddid (改革者) であり、違いは他にもあるが、これが Ahmadiyya Movement との違いであると信じていると主張する。(2008年3月6日時点の Lahore Ahmadiyya Movement for the Propagation of Islam より) [9]

目次に戻る
ソースのリストを見る

人口統計と分布

- 19.47 1998年に実施された最新のパキスタンのセンサスによる公式な数字によると、アフマディー教団員は、パキスタンの総人口 132,325,000 人 (人口センサス機関) [58a] のうちの 0.22% (人口センサス機関) [58b]、約 291,000 人である。しかし、USSD IRF Report 2006 には、次の記載がある。「アフマディー教団員は公式の数字が不正確であることを理由に、1974 年以降、センサスをボイコットしてきた。アフマディー教団は、Punjab の聖地 Chenab Nagar (教団員は Rabwah と呼ぶ) を中心に集まる信者は少なくとも 200 万人いると主張する。」 [2a] (セクション I) USSD Report 2007 もまた、200 万人の信者がいると記すが、[2h] (セクション 2c) USCIRF Report 2008 には、パキスタンに 300 から 400 万人のアフマディー教団員がいると記されている。 [53] (p164)
- 19.48 Minority Rights Group International が 2002 年 8 月に発行した報告書『Religious Minorities in Pakistan』には、次の記載がある。「ほとんどのアフマディー教団員は Punjab 中部出身だが、今は様々な町や都市に住み着いている。非イスラム教徒少数派として指定された後、彼らの多くは、文化、家族、言語の面で Punjab とのつながりを強く残したまま欧州などへと移り住んだ。 [59] (p10) USSD IRF Report 2006 によると、アフマディー教団員の人口は Rabwah とその周辺に集中しており、[2a] (セクション I) Rabwah の人口は公式の数字に基づくと、約 70,000 人である。(2007 年 1 月の英国議会人権擁護グループ (Parliamentary Human Rights Group、PHRG) 報告書より) [51] (p2、セクション 1、はじめに) UNHCR は、2005 年 4 月 13 日付の当時の移民国籍局 (Immigration and Nationality Directorate) 宛の文書の中でアフマディー教団員に関して言及し、「Rabwah には、パキスタンのアフマディー運動の本部があり、アフマディー教団員の 95% がいる。」と説明する。 [20a] (p3) 2005 年 10 月 21 日付の文書の中で、外務省 (FCO) が次のように述べている。「アフマディー教団員は Rabwah の公共機関や半公共機関にはほとんどいない。Rabwah の選挙人数の約 54% はアフマディー教団員であるが、様々な理由から彼らは通常、投票したり、選挙に立候補したりすることはないように思われる。 [11d]

目次に戻る
ソースのリストを見る

アフマディー教団員に対する法的差別

- 19.49 USCIRF Report 2008 には、アフマディー教団員について、次のような記述がある。

「…（アフマディー教団員は）法により信仰の完全な実践に携わることができない。パキスタンの憲法は、アフマディー教団員がイスラム教徒であると主張しているにもかかわらず『非イスラム教徒』であると宣言している。イスラム教徒として『装う』ことを法によって禁じられたアフマディー教団員はまた、その他の多くの行動をとることも法によって禁止されている。アフマディー教団員は、彼らの礼拝の場所を『モスク』と呼ぶことも、アフマディー教団以外のモスクや公共の礼拝室（すべてのイスラム教徒には開かれている）で礼拝することも、イスラム教徒の祈りの呼び掛けを行うことも、人前で伝統的なイスラム式の歓迎の仕方を用いることも、公式にコーランから引用することも、イスラムの信仰の基本的約束を見せることもできない恐れがある。また、アフマディー教団が公共の場で説教をすることも、改宗者を探すことも、宗教教材を作成したり、出版したり、宣伝したりすることも非合法である。」 [53] (p164)

- 19.50 USSD IRF Report 2008 には、次の記載がある。「宗教的少数派に対する差別的な特定の法律には、イスラム教とその預言者への冒瀆に対する死刑を規定する反アフマディー法や神への冒瀆法がある…」 [2i] (はじめに) 同報告書には、さらに次の記述がある。

「1974 年憲法の修正条項は、アフマディー教団員を非イスラム教徒と宣言している。一般に『反アフマディー法』と呼ばれる第 298 (c) 条項は、アフマディー教団員が自らをイスラム教徒と呼ぶことも、彼らの宗教的信仰をイスラム信仰と呼ぶことも、彼らの宗教的信仰を説教したり、宣伝したりすることも、他の人々をアフマディー教団の教えを受け入れるように導くことも、イスラム教徒の宗教心を侮蔑することも禁止するものである。この条項の違反に対する刑罰は、最高 3 年の懲役と罰金である…」 [2i] (セクション II)

- 19.51 同じ資料には、以下の記述もある。

「アフマディー教団の指導者たちは、政府が宗教的な理由で教団員に対して刑法の正規条項を使用すると主張した。当局はしばしば、反アフマディー法に基づくイスラムへの冒瀆と違反、またはその他の犯罪でアフマディー教団への改宗者を告発した。政府は反アフマディー法を使用して、アフマディー教団員を狙って嫌がらせをした。アフマディー教団員が、直接的であれ間接的であれ、自らをイスラム教徒と見なすことを禁止する条項の曖昧な表現によって、標準的なイスラム式の歓迎をしたり、子供をムハンマドと名付けたとしても、役人がアフマディー教団員に対して起訴することが可能になった…1983 年以降、アフマディー教団員は、公開の集会や会合を開くことを禁止されている上、年次集会を開くことも拒否されている。アフマディー教団員は説教することも禁止され、また大巡礼ハッジやその他の巡礼のためのサウジアラビアへの旅行も禁止された。アフマディー教団の出版物は公開の場での販売は禁止されたが、購読者数は限られていたが、大量の宗教文学を出版した。」 [2i] (セクション II)

([イスラム冒瀆法 \(Blasphemy Laws\)](#) と [参政権](#)に関する上記の副セクションも参照のこと。)

[目次に戻る](#)

ソースのリストを見る

パスポートと ID カード

- 19.52 FCO の 2005 年人権に関する年次報告書（Annual Report on Human Rights 2005）には、以下の記述がある。

「パキスタンは 2004 年始めに新しい機械読取パスポートを導入した。従来のパスポートと異なり、新パスポートには所持者の宗教が記載されることはなくなった。これは、国を世俗化する Musharraf 大統領を非難する宗教指導者たちからの批判を集めるものとなった。宗教反対派からの圧力を受けて、政府はこの問題を調査する委員会を議院に設けた。パスポートに宗教欄を入れることを賛成する意見を内閣が支持し、2005 年 3 月以降に印刷されたすべてのパスポートには、所持者の宗教が記載された…それは少数派、特にアフマディー教団員に対する差別である。パスポートの申請用紙（および投票用紙）は、特に宗教人物としての Mirza Ghulam Ahmad Qadiyani を拒否する宣言に署名することを申請者に求めている。アフマディー教団員が宗教をイスラム教と記載したパスポートを取得できない場合、信仰の教義の 1 つである大巡礼ハッジは許可されない。」 [11c] (p216-217)

- 19.53 USSD IRF 2008 Report には、次の記述がある。「政府は、パスポートに信仰する宗教を示すよう指示し、国民 ID カード申請書に宗教情報を記入するよう要求する。市民は国民 ID カードを所持して投票に行く必要がある。」 [2i] (セクション II) しかし、「パスポート申請書や選挙人登録書類を含む政府の書式は、アフマディーの信仰の創始者を否定するイスラム教徒として名簿一覧に載せることを求めている。」 (USSD IRF Report 2007) [2h] (セクション 2c) さらに、「信仰する宗教を名簿一覧に載せ、かつ予言者 Ahmadi を否定することがパスポート取得要件であるため、アフマディー教団員は自らをイスラム教徒と宣言できないから、大巡礼ハッジに行くことが制限される。」 [2i] (セクション II)

(上記の 参政権 に関するサブセクション、およびセクション 30：市民権と国籍の副セクション 国民IDカード も参照する。)

Bai'at

- 19.54 1998 年に Ahmadiyya Muslim Association UK が提供した情報には、以下の記述がある。

「Bai'at（文字通りの意味は、自らを大義に奉げるか、そのような大義を授かるか、またはそれに最も近い同等のもの、つまり誰かの手でなされる忠誠の誓い）は、生まれながらにアフマディー教団員でない者が一定の条件を満たし、イスラムの教義を順守する、という宣誓である…アフマディー教団員は、Ahmadiyya の教義を信じる者である。生まれながらのアフマディー教団員は、適切に言えば、アフマディー教団員の両親から生まれた者である。この教団員は、bai'at 手続きを開始することは求められない、つまりその手続きを経る必要はない。ただし、アフマディー教団の唯一無二の長（Supreme Head、Khalifatul Masih）が代わり、すべてのアフマディー教団員が有効に新しい長への忠誠を新たにして、bai'at を行う場合は除く…生まれながらのアフマデ

イー教団員が bai'at を行うことにつき異議はないが、彼らには当然ながら、bai'at 証明書を発行されない。」 [18] (p1-2)

目次に戻る
ソースのリストを見る

Khatme Nabuwaat

- 19.55 2007年1月付の PHRG (Parliamentary Human Rights Group) Report は、Rabwah で Khatme Nabuwaat (ムハンマドが最後の予言者であることを保証する委員会、Committee to Secure the Finality of Prophethood) と会議を持ったことについて報じている。同報告書には、以下の記載がある。

「・・・Khatme Nabuwwat イスラマバード支部 (Islamabad Chapter of Khatme Nabuwwat) の会員は、ムハンマドが最後の予言者であるので、ムハンマドの後に予言者は出現しないという Khatme Nabuwwat の信仰心を使命として伝道した。それ以外を主張する者は異教徒であり、その主張は偽りで、根拠がなく、犯罪である。Khatme Nabuwwat の使命は、従って、説教と書物を通じて、ムハンマドが最後の予言者であるという認識を広げることである。同報告書は、アフマディー教団員を含むすべての者に対して人間として相互に尊重されるべきと主張している。しかしながら、アフマディー教団員は最後の予言者の原則を信じていないため、イスラム教徒であると主張すべきではない・・・Khatme Nabuwwat の目的は、ムハンマドが最後の予言者であることを認めない者に対して行動を起こし、それらの者を論駁し、それらの者の信仰心を取り戻させることにある・・・この役目は、Khatme Nabuwwat が特にアフマディー教団員に重点を置くことを意味する。Khatme Nabuwwat (イスラマバード支部) によると、アフマディー教団員に対する運動は、そのイスラム団体の会員が 1974 年に Rabwah 鉄道駅でアフマディー教団員によって襲撃された時に始まった。同報告書は、『アフマディー教団員は過去も現在もテロリストである』ことを伝えることであると述べている。」 [51] (p8、セクション 2、Khatme Nabuwwat の役目 (Committee to Secure the Finality of the Prophethood))

- 19.56 Rabwah のアフマディー教団の代表者たちが Khatme Nabuwaat の会員や支援者が、Rabwah のアフマディー教団員とその財産の主要な襲撃相手であることも、同報告書は記している。 [51] (p8、セクション 2、Khatme Nabuwwat の役目 (Committee to Secure the Finality of the Prophethood))
- 19.57 2008年5月27日付の *The News International* は、2008年5月26日に開催された Khatme Nabuwaat の集会について報じている。記事は「集会は、Qadiyaniyat (アフマディー教団の教え) を危険なものとして数百年、成功裏に対峙し、イスラムに対する陰謀を暴露するために、International Khatme-Nabuwwat Movement (IKNM) によって計画されたものである」と報じた。同記事は、次のように伝えている。「同集会で可決された解決策は、憲法のイスラム的な性格を変更しようとするあらゆる試みを阻止する必要があり、背教者への刑罰はシャリーアにより修正すべきであり、Qadiyani Auqaf (献金と寄付金) は没収すべきであり、季刊誌は発禁とすべきであり、文民官僚と軍部官僚の主要ポストに就いている Qadiyani (アフマディー教団員) は追放すべきである、と要求することである。」 *The News International* はさらに、

「Qadiyani の活動に対抗する」ために、Khatme Nabuwaat TV チャンネルが開始されると報じた。[44b]

目次に戻る
ソースのリストを見る

現状

- 19.58 2008 年 6 月 30 日のパキスタン人権委員会 (Human Rights Commission of Pakistan、HRCP) の報告によると、Rabwah の数千というアフマディー教団の住民に対する一次情報報告書 (First Information Report、FIR) が 2008 年 6 月 8 日に持ち出された。FIR は、パキスタン全土、特に Rabwah で開催されたアフマディー教団の公式な祝典を調べたものであった。FIR には、次の記述がある。「…同教団の各地元の各自が花火や灯火、挨拶 (国の論議を呼んでいる法に従えば、信仰を説教すること、つまり犯罪になる) をしてこれらの祝典に関与しているように見えた。」 [27d]
- 19.59 アフマディー教団はの主張によると、2006 年 7 月～2007 年 6 月は 28 人が刑事責任を問われたのに対し (USSD IRF 2007) [2f] (セクション II)、2007 年 7 月～2008 年 6 月の期間に宗教法により、または信仰のために 45 人の教団員が刑事責任に問われた (USSD IRF 2008) [2i] (セクション II)。2007 年 7 月～2008 年 6 月の期間に問われた刑事責任のうち、7 人はイスラム冒涇法の下で行われ、23 人はアフマディー教団に絞った法の下で行われ、15 人はその他の法であるが、アフマディー教団の信仰に動機付けられて行われた。少なくとも 25 人のアフマディー教団員が 2007 年 7 月～2008 年 6 月の間にイスラムへの冒涇で逮捕された。(USSD IRF 2008) [2i] (セクション II)
- 19.60 USSD IRF 2008 は、以下のように続く。
- 「報告対象期間 (2007 年 7 月 1 日～2008 年 6 月 30 日) の終わりには、4 人のアフマディー教団員がイスラムへの冒涇の容疑で逮捕され、1 人が投獄され、残りの 3 人は保釈で釈放された。アフマディー教団は、彼らが信仰により間違っ て起訴されたと主張した。さらに殺人から器物損壊までの 15 件の刑事裁判が、報告対象期間にアフマディー教団の重要な団員に対して起こされた。それらはまだ起訴されず、被告人は保釈金を支払うことが認められた。」 [2i] (セクション II)
- 19.61 パキスタンのアフマディー・イスラム教団の問題を伝える、2008 年 7 月 9 日時点のウェブサイト www.thepersecution.org の『Persecution of the Ahmadiyya Muslim Community』では、2007 年度まとめ (Summary) の「2007 年におけるパキスタンのアフマディー教団への迫害 (Persecution of Ahmadi in Pakistan during 2007)」の中で 5 人のアフマディー教団員がその期間に殺害されたと報告している。[60a] (アフマディー教団員、殺害される - 信仰のみを理由に) 同報告書はまた、1984 年～2007 年 12 月の期間に、87 人のアフマディー教団員が殺害され、1 人のアフマディー教団員に対して 106 件の殺人未遂が起こった。[60a] (付属資料 II、その他のまとめ) しかしながら、USSD Report 2006 は、殺害されたアフマディー教団員の数字に関して異なる統計を示した。「171 人の団員が 1988 年以降殺害されたが、政府はこれらの殺害、およびその他の宗派的な暴力に関与した者を裁判にかけたり、襲撃対象の団員や家族

を保護したりする努力をほとんどしなかった、とアフマディー教団は主張した。」 [2b] (セクション 1)

- 19.62 2008年7月9日時点のウェブサイト www.thepersecution.org の 2007年度まとめ (Summary) の中で、1984年4月～2007年12月までにアフマディー教団員に対して起こされた刑事裁判の件数の一覧が載っている。その一覧には、『イスラム教として装った』ために逮捕されたアフマディー教団員は405人、説教をしたために逮捕されたのは628人、「『イスラム冒涇法』 (すなわち、295-C)」の下で起訴されたのは236人であった。引用されたまとめによると、アフマディー教団員合計3,533人が宗教的な理由で逮捕、または起訴された事件であった。 [60a] (付属資料II、最新の事件のまとめ、1984年4月～2007年12月)
- 19.63 2007年8月に発行された、国連人種差別撤廃委員会 (UN Committee Against Racial Discrimination) への報告書『Pakistan: The Land of Religious Apartheid and Jackboot Justice』の中で、アジア人権センター (ACHR) が次のように述べている。「2007年1月26日、報道によると、Khushab地区のChora Kalan警察署は、Jamaat-e-Ahmadiyaの児童月刊誌 *Tasheezul Azhan* を購読した容疑で、公共秩序維持令 (Maintenance of Public Order Ordinance) 第17条項の下で5人のアフマディー教団の子供に対して訴訟手続きに入った…」 [67a] (p5: イスラム冒涇法の下での迫害)
- 19.64 USSD IRF 2008によると、アフマディー教団員は礼拝所の設立に対して制限を受け一方、当局は「アフマディー教団員とその団体の監視を続けた。複数のアフマディー教団のモスクが閉鎖されたという報道もあれば、他のモスクが冒涇されたり、建設を中止させられたりしたという報道もあった。」すべての少数派の人々は、政府関連の人材募集で差別を経験したと主張したが、アフマディー教団員は特に酷い差別を受けていたため、「…『暗黙の差別』があるから、上級職に昇進することはできないだけでなく、資格のあるアフマディー教団員の雇用やその継続を拒否する政府の部署もあった、と強く主張した。」 [2] (セクション II)
- 19.65 さらに、USCIRF Report 2008も以下に記載する。
- 「2007年9月、Punjab州の南部に位置するRahim Yar Khanのアフマディー教団がアフマディー教団員に対して深刻な嫌がらせを9例報告した。1つの事件では、報道によると、聖職者が同地域にあるアフマディー教団のモスクの解体を要求するとともに、アフマディー教団員との接触を続けたイスラム教徒を罰する命令を下した。これらの事件のなかには、伝えられるところによると、警察がアフマディー教団員に対する暴力やその他の行為を調査中に脅迫された場合もあった…わかる範囲でも、反アフマディー法の改革を始めるパキスタン政府側の努力は見られなかった。」 [53] (p164)
- 19.66 Rabwahのアフマディー教団代表者とのインタビューの中で、アフマディー教団員に対してなされる一次情報報告 (警察に報告される嫌疑や疑惑) については、「Khatme Nabuwatの会員によって持ち込まれる報告、警察や政府の介入が招く報告、および個人的な対立関係や敵対関係を解消するのに使用される報告報という3つの主要な情報源が登録されることを、2007年の

Parliamentary Human Rights Group (PHRG) Report の委員は確認した。」 [51] (p12、セクション3、Rabwah のアフマディー教団員が直面する可能性のある危険要因)

- 19.67 アフマディー教団代表者によって PHRG 委員に知らされた点は、アフマディー教団員は Rabwah では、保護を求めて警察や裁判所に頼ることができないことであり、警察が Rabwah のアフマディー教団員を保護した事例を 1 例も PHRG 委員に提示することができなかつたことである。さらに同報告書には、以下の記載がある。

「PHRG の委員は、国家が金曜日の礼拝に中央モスクに象徴的に警官を配置させる以外、Rabwah のアフマディー教団幹部やモスクが全く保護されないことを知らされた。アフマディー教団代表者は、Rabwah での Khatme Nabuwat 集会の期間、Khatme Nabuwat の会員たちが『不潔な、汚いスローガン』を唱え、アフマディー教団員の建物などを破壊しながら町中を行進する時に、警察は通りに列をなしてそれを見ている様子を説明した…アフマディー教団代表者は、家の周りで襲撃されることを恐れて Rabwah に逃げてきても、警察の保護を得られないだろうと結んだ。実際には、アフマディー教団の目には、警察は Mullah とその支持者を積極的に守る存在である。」 [51] (p21、セクション 4.2、国家の保護)

- 19.68 PHRG 委員は、別の情報提供者にも当たったが、同じような見方が示された。

「アムネスティ・インターナショナル・パキスタンの理事長 Faiz ur Rehman は、警察がアフマディー教団員を保護することを拒否するため、アフマディー教団員にとって Rabwah を含め、安全な場所はどこにもないと述べた。パキスタンでは、Rabwah とその他の場所で警察が異なった対応をするかどうか質問された時、Rehman 氏は、全くないとは言えないが、これまでは起こったことはないと説明した。アフマディー教団員の問題を扱う時には、地元のかなりの地位にいる、教養のある警察官でも彼らの上司と固く結ばれていると、彼は説明した…」 [51] (p21、セクション 4.2、国家の保護)

- 19.69 USSD IRF 2007 Report には、以下の記述がある。

「アフマディー教団の個人や団体は長らく宗教的暴力の犠牲者であり、ほとんどの暴力は宗教的過激派が組織的にけしかけたものである。アフマディー教団の指導者は、これまでも長年、過激派のスニー派 mullah やその支援者が時に、中央 Punjab のアフマディー教団員の圧倒的に多い、神聖な町である Rabwah の通りを練り歩く暴力的な反アフマディー行進を実施してきたことを非難した。100 から 200 人の群衆の支援を受けて、mullah は、伝えられるところでは、アフマディー教団員とその創始者を否定したが、これは時に暴力を引き起こす状況である。アフマディー教団は、警察は一般に、それらの行進が続いている間はあるが、暴力を防ぐための介入をすることはなかつた。その前の報告書とは対照的に、この報告対象期間の報告書はなかつた」 [21] (セクション II)

- 19.70 内部移住と Rabwah については、2005 年 4 月 13 日の UNHCR の文書に解説がある。

「内部移住の選択肢は、状況によってはあり得るが、特にアフマディー教団の低い地位の団員の場合、アフマディー教団のつながりを見つけるのが容易であると考え、一時しのぎの方法にすぎないかもしれない。つまり、アフマディー教団は、例えば、多数派イスラム教徒と同じモスクに行くことはできない上、政治的公的にイスラム教徒として登録することもできないからである。そのため、アフマディー教団員はイスラム共同地区内で、特に小さな共同地区内では多少なりとも目に付いてしまう。Khatme Nabuwatなどのグループの活動のため、アフマディー教団員に対する非寛容さはパキスタン全体に存在しており、パキスタンのどの場所でも短期間に多数の扇動者が生まれ、触媒反応が起こりうる。」 [20a] (p3)

- 19.71 同報告書にはさらに、次の記述がある。「Rabwah は実際、個々のアフマディー教団員に共同社会的な支援をある程度行うが、Rabwah は、反アフマディー行動やその他の行動についてイスラム原理主義者グループに狙われる可能性が高いことを示唆する報告もある。従って、迫害に直面したアフマディー教団員の解決策として、内部移動に頼っても、パターン化した移動になってしまい、宗教的なつながりが発見されるたびに、再移動を余儀なくされてしまうことになる。」 [20a] (p3)

目次に戻る
ソースのリストを見る

社会的差別

- 19.72 PHRG Report 2007 には、アフマディー教団の社会的な背景を考慮した報告がなされている。

「HRCP (Human Rights Commission of Pakistan) は、経済的に下層階級に属するヒन्दウー教徒の共同社会は比較的人々の注目を集めることは少なく、差別を受けるのも少ないことを指摘しながら、アフマディー教団員に対するこの(過酷な)扱いを促すような階級的な、あるいは経済的な側面があることを示した。それに対して、アフマディー教団員は傾向として、歴史的に政府や市民社会で重要な地位にまで上った者がいる教養の高い成功した社会集団である。今日、アフマディー教団員は国防機関や文民機関の幹部になることはできない。Faiz ur Rehman (アムネスティ・インターナショナル・パキスタンの理事長) は、同じような状況について説明している。1974 年以前は、パキスタンの行政府に大勢のアフマディー教団員が上級の役職に就いていた。現在ではもはやこれに当てはまらない。アフマディー教団員の政策立案者も裁判官も教育者もない。」同報告書はさらに次のように述べている。「…英国高等弁務官事務所 (BHC) も、メディアが果たした役割を指摘した。HRCP は、地元紙が悪意ある反アフマディー派になったと説明している。国营テレビは、『アフマディー教団員は死に値する』などの反アフマディー的な表現を使った放送を流す。伝統的に進歩的な英語新聞においてさえアフマディー教団員を守ろうとすると、ジャーナリストに対する攻撃の恐怖は激しさを増し、信教の自由で防御するのが難しくなっている。BHC によると、地元紙に刺激されて、アフマディー教団に対する一般の意見は保守的になっている。キリスト教徒の権利は新聞などによって守られる場合もあるが、アフマディー教団員はそうではない。つまり、ほとんどの人々はアフマディー教団員は非イスラム教徒であるという考えを認めていて、これを問題とする限

り、こうなるのである。個人的な、あるいは政治的な利得のために差別をチャンスとして使う者もいる。」 [51] (p6、セクション2、パキスタンにおけるアフマディー教団員の地位)

19.73 同報告書には、以下の記述もある。

「HRCP は、アフマディー教団員が現在、直面している状況とは貧困であり、1年ごとに状況は悪化するばかりである。宗派主義が広がる国では、アフマディー教団は、最悪のシナリオとしてHRCPが描くようなものになる。つまり、宗教に関する公式の政策によって、このグループは非常に脆弱なものになる。アフマディー教団員は、住む場所によって異なる。農村では、アフマディー教団員は安全に暮らすことができる一方、他のところでは、追放された場合もあった。暴力に関する報告は毎年、大きく変化するが、アフマディー教団員に対する全体の暴力の傾向は悪化している…アフマディー教団員に対する非寛容の雰囲気は深刻化しており（アフマディー教団員への暴力犯は、被害者として描かれる）、アフマディー教団員を守らない政府は間接的にこの雰囲気を醸成している。3年前、司法または政府のある役人が、暴力に反対する声を上げ、新聞で襲撃に反対してアフマディー教団を守るために介入したが、もはやこのような状況ではない…」 BHCによると、「Musharraf大統領が宣言した『見識ある中庸』の道はどちらにも決まらない状態にある、という現在の政治状況の1つであり、近代化を目指す者と極端を目指す者とのせめぎあい…」であり、「Musharrafと首相は、宗教的な寛容さを促進するために力を入れていた。しかし、実際には、ほとんど変化はなかった。優位に立つための道具として宗教は利用され続け、イスラム冒涇法の乱用を防止しようとするMusharrafの取組みは、現実にはほとんど影響を及ぼしていない…BHCは、この文脈の中でさえ、一般の意見がアフマディー教団に対して厳しくなってきたように、アフマディー教団の問題は他とは違っていると指摘した。アフマディー教団のアイデンティティはあまりにも微妙な位置にあるため、アフマディー教団は社会的孤立に直面している。Rehman氏（アムネスティ・インターナショナル・パキスタン理事長）の見方では、アフマディー教団はパキスタンで最も抑圧された集団である。キリスト教徒の集団も問題に直面しているが、その存在はパキスタンで容認され、支援も受けている。アフマディー教団のために力を貸す者がいない。」 [51] (p7、セクション2.1、社会的政治的環境)

19.74 PHRG Reportには、BHCの以下の記述もある。

「…アフマディー教団への迫害に関する報告が少ないため、アフマディー教団員への襲撃の回数に関する正確な評価を行うことが難しい。とはいえ、BHCはアフマディー教団員が直面している問題は深刻であると考えている。パキスタン政府は、アフマディー教団員が直面している問題を緩和する努力をほとんど行っていない。直接的にアフマディー教団の問題に対処することは、『政治的な自殺行為』になるため、政治家は宗教的な寛容さに関する問題としてアフマディー教団の例を用いることはない。上級政府顧問（Senior Government Advisor）も同様の結論に達した。政府には、アフマディー教団の状況を覆すだけの力はなく…法律の変更だけでは、国民の考え方を変えるのには十分ではないだろう。まず始めに世間の見方を変えなければならない。

ただし…パキスタンでアフマディー教団に関する論議を進める用意がある政党もなければ、機関もない。」 [51] (p7、セクション 2.1、社会的政治的環境)

19.75 USSD IRF Report 2006 には、以下の記述がある。

「アフマディー教団員は社会の嫌がらせと差別に苦しんでいた。アフマディー教団員だとか、親戚にアフマディー教団員がいるという噂だけでも、雇用や昇進の機会を失う恐れがある。ほとんどのアフマディー教団員の子供は自宅で学習するか、民間学校か、アフマディー教団の運営する学校に通った。民間学校に通うアフマディー教団の学生は、アフマディー教団員でない同級生の嫌がらせの対象となることが多かった。アフマディー教団の子供が圧倒的に多い学校に政府によって振り分けられた教師の質は低かったとされた。2002年に、アフマディー教団に有利になる計らいをしたとして非難された Pervez Musharraf 大統領は、イスラム教聖職者の質問に応じて、アフマディー教団員は『非イスラム教徒』であると信じると宣言した。」 [2a] (セクション III) USSD IRF 2008 によると、「これまでの報告対象期間と対照的に、アフマディー教団やキリスト教の子弟が大学や医学校に出願した時、差別を受けた報告がなかった。」 [2i] (セクション II)

目次に戻る
ソースのリストを見る

キリスト教徒

人口統計

19.76 USSD IRF Report 2006 には、以下の記述がある。

「キリスト教徒の数は正式には 209 万人とされるが、キリスト教徒自身は 400 万人がいて、そのうちの 90% は Punjab に住んでいると主張する。最大のキリスト教徒の宗派は、アングリカン・コミュニオン (Anglican Communion) に加盟している、統括的なパキスタン・プロテスタント教会 (Protestant Church of Pakistan) である。ローマカトリック教会は 2 番目に大きな組織であり、残りは様々な宗派の福音派に属する。Karachi のカトリックの司教管区の推定では、カトリック教徒は 12 万人が Karachi、4 万人がその以外の Sindh、5 千人が Balochistan の Quetta に住んでいる。Sindh 内陸部の下級カーストの少数の部族ヒンドゥー教徒は、キリスト教に改宗した。外国人宣教師がこの国で活動している。最大のキリスト教宣教団体は、パキスタン教会のために聖書の翻訳に携わっている。英国教会宣教師団体は、管理と教育業務に関してパキスタン教会を支援するため、宣教師を複数名派遣している。カトリックの宣教師は、ほとんどがフランシスコ会に属し、身体障害者とともに活動している。」 [2a] (セクション I: 宗教的人口統計)

現状

(キリスト教徒に対する法的差別については、[イスラム冒瀆法 \(Blasphemy Laws\)](#) と [フドウド法 \(Hudood Ordinance\)](#) に関する副セクションを参照する。)

- 19.77 USSD IRF 2008 には、次の記述がある。「政府は複数の手段を講じて、この報告書の対象期間（2007年7月～2008年6月）に信教の自由を改善した。2007年11月、政府は Kawan-e-Aman（宗教的少数派、特にキリスト教徒を対象とした社会的差別および無差別暴力を調査した異教徒間調和プロジェクト）を支援した。」しかし、同報告書はさらに、「キリスト教徒に対する暴力と嫌がらせは本報告書の対象期間も続いていた」と記す。同報告書はまた、その報告対象期間に、少なくとも11人のキリスト教徒（前年の報告対象期間の10人と比較（USSD IRF 2007）） [2f] がイスラムへの冒涇の容疑で逮捕された… [2i] (セクションII) パキスタンの HRW 2007 Report（2006年の事件に関する）には、次の記載がある。「…政府が宗教的少数派に対するイスラムへの冒涇の訴訟手続きを回避するよう、警察に指示したように思われるが、キリスト教徒とヒンドゥー教徒を含む宗教的少数派は引き続き法的差別の対象となっている。」 [13d] (信教の自由)
- 19.78 USSD IRF 2008 Report は、宗教的少数派をイスラム教に強引に改宗させる事件も社会的要因によって起こった、と指摘する。少数派グループは、これに対抗するための政府の対策は不十分であると主張する。同報告書は、報告対象期間中にキリスト教徒がイスラム教への改宗を強いられた事件が少なくとも3件あったと記載している。 [2i] (セクションII: 信教の自由の状況)
- 19.79 社会的暴力のに関して、USCIRF Report 2008 には次の記述がある。
- 「2007年10月、イスラム過激派は、イスラム教への改宗を拒否したことを理由にパキスタン北西部のキリスト教徒の家族を爆弾で脅した。それより1カ月前、家族は類似の脅迫を受けていた。2007年8月と9月、3人のキリスト教の牧師が別の事件で『狂信者』によって殺害された。2007年6月、会合の中止を求めて銃、斧、棒を持った40人を超える武装暴徒にプロテスタントが衝撃された後、キリスト教徒の家族は、Punjab州の村から逃亡した。7人が負傷した。少数派を襲撃した犯人が裁判にかけられることはほとんどなかった。」 [53] (p164)
- 19.80 USSD Report 2007 は、次のように記す。「シーア派教徒、キリスト教徒、およびアフマディー教団員は宗教的暴行の対象とされた…アフマディー教団、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒、シーア派イスラム教徒の社会は、政府機関を含め、雇用から教育まで大きな差別があることを報告している。」 [2h] (セクション2c)
- 19.81 USSD IRF 2006 には、以下の記載がある。
- 「多くのキリスト教徒は社会経済的に最貧困層に属し、差別を受けてきたが、その原因は宗教に関連するというよりも、民族的社会的要因に関わっているように思われる。多くの貧しいキリスト教徒は、下級カーストのヒンドゥー教徒の祖先（そのほとんどは『不可触選民』）の職業のままであった。社会での立場は、過去に比べ幾分良くなっているとはいえ、100年を超える期間、宣教師による着実な援助と進展があったにもかかわらず、大幅な向上は見られなかった。キリスト教徒の学生は、イスラム教徒が圧倒的に多い公立学校では別のテーブルでの食事を強いられた。」 [2a] (セクションIII: 社会的虐待と差別)
- 19.82 USSD IRF Report 2008 には、以下の記述がある。

「信教に基づく雇用の差別が蔓延しているように思われる。近年、民間部門で多少状況が改善されてきたと、キリスト教徒の活動家が述べているとはいえ、キリスト教徒は単純労働関連の仕事以外に仕事を見つけることは難しい。政府はレンガ造りと農作業の両方での奴隷労働を防止するために十分な措置を講じるべきなのにできていない、と少数派集団の指導者は非難した。キリスト教徒とヒन्दゥー教徒は、この慣習の凄まじいばかりの犠牲者であった。」 [2i] (セクション II)

19.83 USSD IRF 2006 には、以下の記載がある。

「多くの…キリスト教徒は、信仰する宗教のため、政府教育機関への入学に際し差別を受けたと報告している。キリスト教徒とアフマディー教団員が医学校に進むことを拒否されたと報告されている…留置所での警察の拷問と虐待は、国中で深刻かつ普通の問題となっていて、時には裁判なしの殺害に至る場合もある。宗教的少数派が被害者である場合には、宗教が要因の1つであるかどうかを解明するのは通常、不可能であったが、キリスト教とアフマディー教団のグループは、自分たちの成員のほうが虐待される可能性が高いと主張した。」 [2a] (セクション II)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

シーア派とスンニー派のイスラム教徒

背景

19.84 Encyclopedia of the World's Minorities (2005 年) には、次の記載がある。

「予言者ムハンマドの義理の息子アリー（シーア派伝承の初代イマーム）が予言者ムハンマドの死後、カリフの選出によって無視されて以降、イスラム教シーア派とイスラム教スンニー派は異なる道筋を辿って今日まで来た。シーア派教徒と異なり、スンニー派教徒は聖職者を仲介せず神と直接交わると信じている。これは、イマームを神の仲介者とするシーア派の教義と正反対である。スンニー派教徒は、コーラン、および予言者ムハンマドの言行録 (hadith、ハディース) をイスラム教原理の基本的出典と見なす。」 [37] (p881)

19.85 同 Encyclopedia には、さらに以下の記載がある。

「632 年の予言者の死後、初代から 4 代までの『正しく導かれた』 (rashidun) カリフは、多くのイスラムの慣行を成文化した。イスラム法 (Shari'a、シャリーア) に厳格に忠実であることを支持したシーア派は、最初の 3 代のカリフは予言者の教えから外れる慣習を定めたと信じる。シーア派は、最初の 3 代のカリフは正統でないと考え、第 4 代カリフのアリーのみがイスラムの人々を支配する神聖な権利があると主張する。ムハンマドの娘ファティマと結婚したアリーは、クファの町で暗殺されるまでの 656 年から 661 年までカリフであった。」同 Encyclopedia は次のように続く。「シーア派は、アリーとファティマの末裔として定まった者をイマーム (罪を犯すこ

とのない、シャリーアを解釈する神聖な権利を有する宗教的政治的指導者)と見なしている…すべてのシーア派教徒に特に重要なことは、第3代イマームで、アリーの息子であるフサインが、父のアリーの死後にカリフを継承したウマイヤとカルバラで戦って680年に殺害されたことである。今日、宗教行事のアシュラは、シーア派教徒がフサインの殉教を心に刻む時であり、その殉教後、世界は正義の道を捨てたのである。」[37] (p880)

人口統計

19.86 USSD IRF 2008 Reportによると、「国内のイスラム教徒の大多数は、スンニー派教徒であり、シーア派教徒は10~20%である。」[21] (セクションI) シーア派支持者は、人口の少なくとも20%はシーア派であり、さらに「Qom 学派(約40%)と Najaf 学派(約60%)に分かれる」と言う。」(USSD IRF 2006) [2a] (セクションI)

19.87 同報告書はさらに、以下のように記している。

「シーア派に関する政府の推定では、イスマーイール派 (Ismaili) が約750,000人で、その大多数はアーカー・ハーン (Aga Khan) の精神的な支持者である。イスマーイール派の推定8万人は Bohra 学派や他のより規模の小さい学派に属する。シーア派教徒は全国的に散らばっているが、人口集中は Karachi、Gilgit、および Balochistan の一部に見られる。スマーイール派教徒は主に Hunza、Karachi、Baltistan に住んでいる。多数派のスンニー派イスラム教徒は、3つの主要学派 (Brailvi、Deobandi、Ahl-e-Hadith) および社会政治運動で、独自の神学理論、学校およびモスクを持つジャマーアテ・イスラーミー (Jamaat Islami、JI) に分けられる。Ahl-e-Hadith の支持者は多くてもイスラム教徒の5%を構成し、Punjab に集中している。JI の構成員は常に他の学派への忠誠も示すので、JI の支持者に関しては、信頼できる数字がない。しかし、その支持者は一般に都市中心部に見られる。Brailvi と Deobandi の指導者はともに、イスラム人口全体の最高80%を構成していると主張した。最も公平な監視者によると、Brailvi は最大学派で、全イスラム教徒の約60%からなり、Deobandi は約20%だが、増えている。Brailvi は、Sindh と Punjab では圧倒的多数派である。Deobandi は一般に、北部 Punjab から Pashtun 地帯、NWFP 全域、北部 Balochistan に見られるが、Karachi や Punjab の Seraiki 地域でも支持者を増やしている。」[2a] (セクションI: 宗教的人口統計)

宗派暴力

19.88 USSD 2007 には、以下の記述がある。

「礼拝所、宗教的集会、宗派につながった宗教的指導者、宗教的過激派、テログループへの襲撃は、その年に少なくとも529人の死者を生んだ。これには、Parachinar でのスンニー派とシーア派による宗派間の論争の中で殺害された約300人も死者も含まれる…Pir Syed Rakheel Shah の聖堂で起こった2005年の爆発(40人が死亡、100人以上が負傷)、5月に起こった Bari Imam の聖堂での自爆テロ(20人が死亡、100人以上が負傷)、Karachi のシーア派モスクで5月に起こった自爆テロ(5人が死亡、30人が負傷)も含め、

政府は 2005 年に報告された宗派暴力への調査を行わなかった。これらの事件で 1 人の逮捕者もでなかった。」 [2h] (セクション 1a)

19.89 USSD IRF 2008 Report には、以下の記述がある。

「イスラム教徒、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒、シーク教徒、仏教徒、拝火教徒の各団体の指導者、および Musharraf 大統領の支援を受けたイスラマバード世界宗教評議会 (World Council of Religions in Islamabad) は継続して国の各地で宗派間の対話集会を開催した。宗教省および教条評議会は継続して、小宗派間や宗派間の会議や対話集会を開催した。これらの会議や集会の後、Deobandi と Jamaat-e-Islami の宗教的・政治的指導者たちは、反キリスト教、反ヒンドゥー教を強く訴える表現を大幅に和らげた…報告対象期間、政府は継続して、交渉と平和会談を通じて Kurram Agency においてスンニー派とシーア派間の暴力を終わらせようと取り組んだ。」 [2i] (セクション II)

19.90 同報告書はさらに、以下のよう記している。

「聖職者を狙った暗殺は、活動を禁止された宗派組織 Sipah-i-Sahaba (SSP)、テロ組織 Lashkar-i-Jhangvi (LJ)、宗派組織の Sunni Tehrike (ST) と Sipah-i-Mohammad (SMP) など、複数の集団の重要な戦術である。SSP と LJ はシーア派と (スンニー派の) Barelvi の両方を標的とし、ST と SMP は (スンニー派の) Deobandi を標的とした。」 [2i] (セクション II) 同報告書はまた、次のように記している。「国の宗教団体間の関係は切迫していた。宗教的少数派に対する暴力およびイスラム教の宗派間の暴力は続いている。大部分の人々は、少数派グループが襲撃に対して責任があると思っているが、差別的な法律および宗教的非寛容の教えが、武力行使に寛容な環境を生み出した。警察はしばしば、暴力や嫌がらせを防ぐことを拒否したり、そうした犯罪を犯した者を告訴することを拒否したりした。」 [2i] (セクション III)

19.91 USSD IRF 2008 Report は、報告対象期間 (2007 年 7 月～2008 年 6 月) に起こった宗派暴力の例を複数取り上げている。

「2008 年 6 月 17 日、4 人のシーア派イスラム教徒が NWFP の Hangu で殺害された。警察はその攻撃が宗派によると断定しなかったが、多数派のスンニー派イスラム教徒と少数派のシーア派イスラム教徒との間の暴力の衝突は、その町で繰り返されてきた歴史である。BBC Report によると、2008 年 6 月 16 日、Dera Ismail Khan のシーア派モスクの外で爆弾が爆発、4 人が死亡、他に 3 人が負傷した。この爆発は、夕方の礼拝後、礼拝者が帰ろうとしていた時に発生した。2008 年 1 月 17 日、Peshawar の Qissa Khawani Bazaar にあるシーア派のモスクで自殺テロが発生し、10 人が死亡、他に約 20 人が負傷した。この攻撃は、神聖な月 Muharram の 7 日目に発生した。爆弾攻撃は主に宗派間の緊張が引き金になった。その爆発の後に複数の小規模な抗議デモが起こったが、平和裏に終結した。2007 年 11 月以降、Deobandi とシーア派間で続いていた争いにより、複数の暴力死亡事件が Kurram Agency で報告された。スンニー派過激派が故意に宗派間の緊張につけ込んだ結果、その 1 年間に複数の死者が生まれた。」 [2i] (セクション III)

- 19.92 南アジア・テロリズム・ポータル（South Asian Terrorism Portal、SATP）のウェブサイトは、（ニュース記事に基づいて）2007年にパキスタンで起こった宗派暴力に関する統計を提供しており、事件は341件、死者は441人、負傷者は630人と記している。SATPによると、2008年9月1日時点で2008年に起こった宗派による事件は86件、それによる死者は228人、負傷者は331人を数えた。[61a] (2007～2008年にパキスタンで起こった宗派暴力)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

20. 少数民族

- 20.01 The Asian Centre for Human Rights (アジア人権センター) が 2007 年 8 月に UN Commission Against Racial Discrimination (人種差別に対抗する国連委員会) に提出した報告書には、以下の記載がある。

「パキスタンの主な民族集団としては、パンジャブ人 (総人口の 44.15%)、そしてパシュトゥン人 (15.42%)、シンド人 (14.1%)、セライキ人 (10.53%)、ムハジール人 (7.57%)、バロチ人 (3.57%) が続く。その他の少数民族としては、トゥルワリ人 (Turwalis)、カフィリスタン人 (Kafiristanis)、ブルーショ人 (Burusho)、ヒンドウコ人 (Hindko)、ブラーフイ人 (Brahui)、カシミール人 (Kashmiris)、コワール人 (Khowar)、シナ人 (Shina)、カラシュ人 (Kalash) などがある。さらにパキスタン国内には多数のアフガニスタン難民も居住しており、これには民族的にはパシュトゥン人、タジク人、ウズベク人、トゥルクメン人、ハザラ人などを含む。こうした難民のうち多数は、パキスタンに恒久的に居住している。さらに Karachi にはベンガル人、アラブ人、ビルマ人、アフリカからのイスラム教徒などの難民も恒久的に居住しており、それに加えパキスタン国内の各地にイランからの移民数十万人が点在している」 [67a] (p13)

- 20.02 International Dalit Solidarity Network (IDSN、国際ダリト連帯ネットワーク) という、インドなどのカースト制度で差別を受けているダリトという人々の権利を求める各国のグループのネットワークがあり、デンマークに本拠を置いている。このネットワークは 2007 年 6 月 3 日に「パキスタンにおける、カーストを基盤とする差別」に関するワークショップを開催、次のように報告している。「約 200 万人のカーストで最下層に属する人々がパキスタンでも最貧層にいるものと見られ、日々の生活で差別を被っている。こうした最下層カーストを構成するコミュニティとしては、Kolhi、Meghwar、Bheel、Balmiki、Oad、Jogi、Bagri、その他のコミュニティがある」 [24]

- 20.03 同じ IDSN はこのワークショップに関する BBC の報道を引用しながら、次のように述べている。

「この調査の結果、カーストが上位のヒンドゥー教徒とイスラム教徒の両方から差別を受けるといふ最悪の差別は、“接触を避けられる” という形態で行われていることが判明した。つまり、レストランや理髪店など公の場に入ることが許されていないのである。一部の地区では彼らには専用の別の場所で別食器が出され、さらに一部のレストランや店舗には立ち入ることができない。住居も隔離されており、農漁村地域ではこれがさらに酷い。Rahimyar Khan という地区に住むダリトの 95% は“避けられる” 者としての扱いを受けており、これが Multan (という都市) では 35% である。調査に回答した人々の 69% は、その近所に住む人々のうちカーストが上位のヒンドゥー教徒もイスラム教徒も結婚式など社交の場に彼らを招かず、あるいは招かれたとしても別の食事を出されると答えている。こうした態度は Tharparkar (60%) よりも Rahimyar Khan (87%) で比較的頻繁であった」

「今回の調査からは、この最下層カーストに属する人々の 1% しか公務員の職に就いておらず、しかも初等教育の教師のような“階層としては低い” 公務

員職においてもそうである。ダリトの人々の非識字率は73%であり、パキスタン全体での識字率約50%と比べても高い。字が読めるダリトの人たちも初等教育あるいは中等教育しか受けておらず、しかも卒業できたものは1%のみである」

「ダリトの所帯のおよそ56%が、katcha と呼ばれる一部屋だけの住居に住んでいる。また35%は、自分の家族の子供が5歳未満で死亡したことがあると述べている。得られたデータからは、こうした人々は政治団体からも政府からも無視されている。そのため、政府の権限委譲計画の恩恵にも何らあずかることができない。さらに彼らは経済的搾取も被っており、Sindh 州での奴隷労働者の過半数はこうした最下層カーストの出身である」

「この調査結果からは、最下層カーストなど社会から抑圧された人々が抱える問題の現状については、入手できる情報がほとんどない。さらにインドとは違い、パキスタンではカーストによる差別に対抗する法的保護やマイノリティ優遇政策が実施されていない」 [24]

- 20.04 2007年11月24日付の *Daily Times* が報じたところによれば、Sindh 議会での9名の候補者のうち、Pakistan People's Party (PPP、パキスタン人民党) はヒンドゥー教での最下層カースト出身者を一人も指名していない。さらに国家議会での候補者5名のうち、最下層カーストの出身者は一人だけである。この記事では Sindh 州の総人口270万人のうち、220万人が最下層カーストの出身である。この記事はさらに、Zia-ul-Haq 前大統領が定めた指定カーストの人々には、公的部門での雇用において専用のポジションが用意されている」 [55o]

目次に戻る
ソースのリストを見る

モハジール（避難民）

背景

- 20.05 Encarta Online Encyclopedia の2005年版には、以下の記載がある。

「モハジールと呼ばれる人々はパキスタン総人口の約8%を占める。彼らはイスラム教徒で、英国占領下のインドが1947年に分割されたのを受け、パキスタンに移住した人々である。パキスタン国内の他の文化集団とは異なり、部族を基盤とした文化的アイデンティティを持っていない。同国の公用語であるウルドゥー語を母語としているのは、モハジールだけである。この集団は英国占領下のインドを分割しインド系イスラム教徒のために独立国家を設立しようというパキスタン分離運動の主導者であった。分割後、イスラム教徒の多数はインド各地の主要都市から新設の国家パキスタンへと移住した。こうした移住者たちが後に自らをモハジール、つまりウルドゥー語とアラビア語で「避難民」という意味の言葉で呼ぶようになった。多数のモハジールたちが Sindh (シンド) 州に定住、特に Karachi や Hyderābād (ハイデラバード) に居を定めた。パキスタンの先住者たちの多くよりも教育レベルが高く、ビジネスや金融、行政での指導的立場を占めている。現在、その大半は都市部に集中している」 [32a] (p2)

MQM の形成

20.06 Encarta には、以下の記載もある。

「シンド人たちは Sindh の地の主要都市においては、優勢なモハジール人たちによりその地位を奪われたと感じた。1970 年代にはシンド人たちの中で中産階層が勃興、さらに 1972 年には同州の公用語としてシンド語が採択されたことを受け、モハジール人とシンド人のあいだの緊張が高まった。1973 年のパキスタン憲法では、Sindh（シンド州）を農漁村部と都市部に分割した。これには、シンド人の人口の方が多いので、その政府における影響力を強化しようという意図がある。モハジール人の多くは自分たちには機会が認められなくなったと感じ、自分たちの利権を求める運動を開始した。この運動が発展して 1980 年代半ばには Mohajir Qaumi Movement（MQM、モハジールクアウミ運動）となり、モハジール人を独立した文化集団として認めるよう求め、またモハジール人の権利の向上を要求した。MQM 内部での対立や暴力事件によりそのイメージが損なわれ、支持基盤も縮小することになったが、今もこの運動は Sindh（シンド州）の主要都市では有力な勢力である。特に Karachi では勢力が強い。MQM の成果としてモハジール人たちのパキスタン国内におけるアイデンティティが明確になった」[32a] (p2)

20.07 2008 年 2 月 12 日に Europa World Online を閲覧したところ、以下の記載があった。MQM は「1984 年に Mohajir Qaumi Movement という名称で設立され、1997 年には Muttahida Qaumi Movement に改称された……。イスラム教徒でウルドゥー語を使うパキスタン在住の（インドからの）移民の権利を求める運動である。モハジールを同国内で 5 番目の文化集団（シンド、パンジャブ、パサン、パロチについで）として指定するよう、要求している。また現状で支配的な封建的政治システムを廃し民主政治を確立することを目的としている」[1] (Muttahida Qaumi 運動 (MQM))

20.08 2008 年 3 月 17 日に SATP のウェブサイトの Muttahida Quomi Mahaz, Terrorist Group of Pakistan（ムッタヒーダクアウミマハズ、パキスタンのテロリストグループ）というセクションを閲覧したところ、日付は記されていないが以下の記載があった。

「本来モハジールクアウミ運動（MQM、Mohajir Quomi Movement）として結成された運動であったが、現在では 2 つの派閥に分かれている。創設者の Altaf Hussain が率いる派閥はムッタヒーダクアウミマハズに改称され、通常 MQM (A) と呼ばれている。これに対し、1992 年に設立された分派は Mohajir Quomi Movement と呼ばれているが、その最後に Haqiqi という接尾辞がある。これは“真の”という意味で、通常は MQM (H) と呼ばれている。MQM (A) はパキスタンの選挙プロセスにも関与しているのだが、この 2 つの派閥はともに都市でのテロ活動数件の責任を負っている。国家政府が 1998 年に強硬な措置を講じた結果、MQM (A) は自らの活動方針を改め、純然たる政治的組織という外見をまとうようになった」[61d]

目次に戻る
ソースのリストを見る

現在の状況

20.09 2007年、USSD（米国国務省）は以下のように報じている。

「5月12日、不特定の狙撃者複数名が Karachi で複数の政党の政治活動家に向けて発砲、40人以上を射殺した。これは当時停職処分中であったパキスタンの法務大臣の到達と時期を合わせたデモ活動の最中に行われた。目撃者の多くは、Muttahida Qaumi Movement (MQM) 党の責任だと主張した。この政党は Sindh（シンド）州政府の連立政権に参加している。この主張の根拠として、政府は警察に対し、このデモ活動の地域には警官を配備しないよう命じたとの報告が複数あった。MQM の役員たちはこの射撃事件に関する関与を否定しており、射殺された犠牲者たちのうち18人はMQMのメンバーであったと主張している。当局は後に、2007年末の時点で進行中であった裁判を中断させようとMQMがデモ活動を組織したとして、MQMを非難した」

「Karachi ではMQMの情報筋はJamaat-e-Islami (JI)の活動家たちを、2007年にMQMの活動メンバー7人を殺害したとして非難した。Sindh（シンド）州の政治権力を巡り、この両政党間の対立が暴力に発展、継続している中でのことだ。逆にJIはMQMを、JIの活動家5人を殺害したと非難している。人権擁護家の観察による報告では、政治がらみの殺人は合計で2007年末までに132人にのぼっている」 [2h] (第1a章)

20.10 2007年のUSSD（米国国務省）の報告には、以下の記載もある。

「Karachiにある一部の大学のキャンパスでは、重武装の学生のグループが、他の学生や教員、運営側と言語やシラバスの内容、試験の方針、成績、宗教教義、服装規定などを巡り衝突、彼らにとって脅威となっている。こうした武装学生集団の多くは、All Pakistan Mutahidda Students Organization（全パキスタンムッタヒーダ学生組織、MQMと連携）あるいはIslami Jamiat Talaba (JIと連携)に関与している。武装学生集団は頻繁に試験での不正行為を手助けする、スタッフの雇用に介入する、大学への入学に影響力を行使する、といった行為を行っており、場合によっては大学の公式資金の用途にまで影響力を行使している。こうした影響力は一般に、抗議ラリーやキャンパス内メディアの制圧、集団による暴力を利用するとの脅迫によって獲得したものである。これに対応して大学当局は多くのキャンパスでの政治活動を禁止したが、その効果は限られたものである」 [2h] (第2a章)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

21. 同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー

法律上の権利

- 21.01 Sodomylaws というウェブサイト を 2007 年 11 月 24 日の状態で閲覧したところ、以下の報告があった。

「（パキスタンの）刑法第 377 条では、『自然の秩序に反するいかなる男性による性的知識』をも犯罪として規定しており、2 年以上終身までの禁固・懲役さらに場合によっては 100 回のむち打ちという体罰に処すとしている。『イスラム法は、1990 年に再導入された』とされる。パキスタンの民法では男性の同性愛行為を 2 年以上終身までの禁固・懲役に処すと定めており、同時にイスラム法も合法的に適用できるのだが、そのイスラム法では 200 回のむち打ちまたは石うちによる死刑に定めている。[この第 377 条がそのまま女性の同性愛行為にも適用されるとは考えにくい、イスラム法が適用されることは考えられる] 『逮捕や裁判は、現実には行われていない… 同性愛行為への処罰が規定されていても実際には施行されていないことはよくあるが、そうした諸国と同様にその法律の存在そのものが脅威になっている。この脅威が、脅迫行為を招きやすい。パキスタンではあまり生活に法律は影響力を持っていないが、法の名の下に行動する者たちが… 同性愛行為（商業的か否かを問わない）に関与している者たちを警察が脅し、金銭や成功を強要する事件が繰返し発生している。（Sociological Control of Homosexuality（同性愛の社会的・法的管理）にある、Stephen O Murray ならびに Badruddin Khan chapter によるパキスタンに関する章）』 [50]

- 21.02 IRB（Immigration and Refugee Board of Canada、カナダ入国難民局）による 2007 年 11 月 29 日付のパキスタンにおける同性愛関係に関する報告には、以下の記載がある。

「同性愛行為は、パキスタンでは非合法である。同国の刑法第 377 条には明示的に同性愛という言葉は登場しないものの、『自然の秩序に逆らう性行為』を罰金あるいは 2 年以上終身までの禁固・懲役により処罰すると定めている。さらに 1990 年に導入されたパキスタンの Sharia law（イスラム法）によれば、同性愛行為は体罰（むち打ち）、投獄、ないし死刑の対象とされる。だが 2005 年 10 月、Khyber 地区で 2 名の男性による『結婚』が締結されたとの報告もある。報告によれば、その部族の会議はこの 2 名に対し『イスラムおよび部族の価値観を破壊した』との理由で、その地を去るか、死刑を選ぶかを迫ったとされている。2007 年 5 月、ある夫婦が Lahore 高等裁判所の判決により投獄された。この“夫”は元女性であったが、性転換手術により男性になった。だが裁判所は、彼は今も“女性”であると判断したのである。妻の家族がこの夫婦に嫌がらせを加えており、本来はそれからの法的保護を夫婦が求めた裁判であった。だが裁判所は、この夫婦を偽証罪で有罪とした。夫の性別を偽ったと判断し、しかもこの女性同士の結婚は”反イスラム的”であるとしたのだ。1 か月後、パキスタン最高裁判所への上訴の結果、この夫婦は保釈金により釈放された…」 [12c]

- 21.03 この最高裁判所への上訴に関し、International Gay and Lesbian Human Rights Commission（IGLHRC、国際ゲイ・レズビアン人権委員会）はその

Human Rights and Transgender People in Pakistan (パキスタンにおける人権と性転換者) という 2008 年 2 月公表の報告書 (IGLHRC Report 2008) において、以下のように述べている。「パキスタンでは目下、性転換者の権利に関する画期的な裁判が進行中である。同国の Lahore にある ASR リソースセンターのディレクター Nighat Saeed Khan によれば、『パキスタンでは性転換者は通常、警察や家族、地域共同体、宗教権力などからの危険にさらされ、国を去るしかなかった』現在進行中の裁判は、こうした現状に対する挑戦となる。女性から男性へと性転換した男性とその妻とによる結婚が認知されるか、大きな実験である。身体に拘束されない性的アイデンティティへの権利というものを、最高裁がどのように認識しているのかが問われている … 今回の裁判が、判例を提示することになる … 性的アイデンティティという問題が、最高裁の判断に付されたのだから」ただしこの裁判の審議は遅れている。これは、2007 年 11 月に緊急事態宣言が出されたこと、それに続く 2008 年初頭に政治的紛争が発生したことにより、司法審議が中断させられたためである。[49]

- 21.04 英国の Foreign and Commonwealth Office (FCO、英国外務連邦省) ではパキスタンでの性転換や性非同一性 (トランスジェンダー) の問題について、地元の専門家の意見を求めた。その中には、ジャーナリストや民間テレビ局 Geo TV のプロデューサーも含まれている。この 2 名は、この問題に関するドキュメンタリー番組を制作した。この意見を聞いた後、FCO では UK Border Agency (英国国境警備局、当時は Border and Immigration Agency) に宛てた 2008 年 2 月 6 日付の書簡において、性転換者に関する同国の法律に関し、次のように記載している。

「パキスタンには、2 つの法体系が同時に存在している。パキスタン憲法、そしてイスラム教による連邦 Sharia (宗教法) である。パキスタン憲法の下では、性別には 2 種類しか認められていない。男と女である。憲法では、性転換手術を受けた人物の性別の扱いに関して、何も定めていない。一方、イスラム法つまり Sharia では、こうした手術そのものを認めておらず、厳密に禁止している。性転換手術に関与した人たちが逮捕され、パキスタンの裁判所で告訴された各種のケースがあるが、この Sharia に基づくものである。性転換の重度に応じ、いずれのケースでも各種の処罰が加えられた。

「… (性転換手術を受ける) 理由によっては、審議団あるいは裁判官はその転換者を投獄あるいはむち打ちの刑に処す場合がある。Sharia を厳密に適用するならば、石打による死刑などの過酷な刑罰すらありえるが、まだ実際に執行された例はない。一部の農漁村部では、石打による死刑は実際に執行された場合がある。地元の長老たちが裁きを行った場合だ … 憲法には、パキスタン国内のいづこにおいても、性別による差別は許されないと定めている。だが性転換者の権利を守ることには、失敗したようだ」[11f] (第 1 段落)

下記の「トランスジェンダー・性転換」の項を参照。

- 21.05 パキスタン刑法の第 377 条の全文を、Punjab 警察のウェブサイトから入手した。下記に示す。

「第 377 条 自然に逆らう犯罪：何人であれ男・女・動物に対し意図的に自然秩序に反する性行為をなしたものは、終身刑・2 年以上 10 年までの期間の禁固または懲役、あるいは罰金に処す」

「解説：本条に定める性行為を成立させるには、挿入が行われた事実をもって性行為と見なす」 [63] (パキスタン刑法、Punjab 警察のウェブサイトより入手)

目次に戻る
ソースのリストを見る

政府ならびに社会の姿勢

21.06 2007 年の USSD (米国国務省) の報告書の記録には、「同性間の性交は犯罪行為ではあるが、現実にはパキスタン政府がこの犯罪で告訴に踏み切ることには珍しい。同性愛者が性的指向を公表することはめったにないし、性的指向を理由にした差別を問う裁判が同年に起こされたこともない…」 [2h] (第 5 章)

21.07 IGLHRC (国際ゲイ・レズビアン人権委員会) の 2008 年報告書には、以下の記載がある。

「パキスタンには、レズビアンやゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー (zenana) のコミュニティによる草の根の活動は見受けられない。この活動の欠如やセクシュアリティが話題にされないこと、そして同国では大半の同性愛者が同性愛指向を厳密に隠していること (多くは、自らの性的指向が悟られないよう、二重生活を送っている) により、彼らの生活状態や人権状況を正確に評価するのは困難である。国を離れたパキスタンのゲイの人々からの散発的な情報によれば、彼らはパキスタンでは恐怖に身を隠し、自殺する者や強制結婚をさせられた者もあり、異性愛を正常と見なす家庭やコミュニティからの圧力にさらされていた」 [49]

21.08 Spartacus International Gay Guide 2008 のパキスタンのセクションには、目付はないものの、パキスタンにはゲイの運動や団体が存在していないと記載されている。このガイドによれば、「道徳基準に関してはイスラムの厳格な法が存在しているものの、ゲイの男性たちや異性の服装を好む者たち、性転換者たちは比較的、警察から煩わされることなしに生きている」だがこのガイドはゲイの男性が当局からほとんど保護を受けられないことをも記している。同ガイドによれば、「一般国民や家族は同性愛を肯定的に見ることはほとんどないが、害して容認しており、自分が影響を被らない限りは眼をつぶっている」 [25] (p730)

21.09 2007 年 11 月 29 日付の IRB による Response to Information Request (RIR、情報問い合わせに対する返答) には、以下の記載がある。「パキスタンでの同性愛者に対する迫害の件数やその結果については、調査理事会が調べた情報源には情報が見当たらなかった。だが Country Reports on Human Rights Practices for 2006 (2006 年人権慣行に関するカントリーレポート) によれば、パキスタン政府は『めったに』同性愛の告訴を行っていない。にもかかわらず、2005 年 5 月には同国北西部の Khyber 地区において 2 名の同性愛の男性が、性行為の現場で逮捕され公開でのむち打ちの刑に処されている」 [12c]

- 21.10 同性愛行為に対する社会の姿勢という問題に関しては、この RIR には以下の記載がある。

「同性愛はパキスタンでは『比較的』普通に見られるものと思われるが、『タブー』の話題とされており公に論じられることはめったにない。報じられているところでは、同性愛者が自分のセクシュアリティを公にすることは極めて珍しい。According to a 10 May 2005 年 5 月 10 日付で国連 (UN) の Integrated Regional Information Networks (IRIN、統合地域情報ネットワーク) が発表した記事によれば、パキスタンでは同性愛者は「同国の頑ななまでに保守的で性的少数者をおおかた無視し容認しない社会にあって、“疎外される”不安を常時抱えて生きている」地方の非政府組織 (NGO) の代表者の発言が同じ記事の中に引用されているが、同国で個人が公にゲイの人権を求める運動を起こすならば、イスラムに忠実な者たちにより殺害されてしまうであろう。だが調査理事会が検討したいくつかの情報源によれば、一般的にはパキスタンでは同性愛が『密かに容認されて』いる可能性もある。同性愛者に対する襲撃は『まれ』とされている。パキスタンの North West Frontier Province (NWFP、北西部国境地帯) では、パシュトゥン人の男性が少年を愛人とする場合のあることは公然の事実である。IRIN によれば、これは「今では地域文化に深く根付いた慣習である」2006 年 3 月、ドレスをまとった同性愛男性たちのグループが Lahore の祭に参加した。報道によれば、パキスタンの同性愛者たちの『連帯感』の構築にはインターネットが一役買っている。オンラインのチャットルームには、『中・上層階級のゲイの男性たちにとって匿名で安全に話し合えるフォーラム』があると言われている」[12c]

- 21.11 同じく RIR には、以下の記載もある。

「2005 年 10 月 5 日の British Broadcasting Corporation (BBC) の記事によれば、同性カップルの同居するケースが、Karachi やイスラマバードといったパキスタンの大都市では『増加している』とされている。だが 2006 年の *Guardian* の記事には、同性愛カップルが同居することは『まれ』であるとされ、多くのゲイの男性たちも『家族を危険に陥れないために』女性と結婚する、とある。IRIN の別の記事によれば、イスラマバード Karachi、Lahore といったや大都市の雰囲気は『微妙に』同性愛に対して容認的であるものの、農漁村部では保守主義が『極端』であり、同性愛者たちは『息を潜めて』いる。2つの情報源によれば、パキスタンの文化風習では同性のもの同士が公に愛情表現をすることは認められているが、そのためゲイの男性 2 名が交際していても周囲の注目を浴びることはない」[12c]

- 21.12 女性同士のカップルに関しては、IGLHRC (国際ゲイ・レズビアン人権委員会) の 2008 年報告書には「パキスタンでは、2名の女性が同じ住宅に同居することはできるが、恋愛関係ではない」とある。[49]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

トランスジェンダー・性転換

- 21.13 2008 年 2 月 6 日の FCO (英国外務連邦省) がパキスタンにおけるトランスジェンダーや性転換に関し報じた書簡には、以下の記載がある。

「トランスジェンダーはウルドゥー語では hijras、つまり『第3形』と呼ばれている。両性具有やトランスジェンダー、宦官、性転換者に対する適切な言葉が、そこ（原文のまま）にはない。Hijra という単語1つで、これらすべてが括られている。大半の人々はこうした hijra の存在を無視するが、なかには彼らに敬意を表すものもあり、衣服や寄付を施している。多くの男性は彼らを嘲笑する。この種の人々が穏やかに生きていこうとする上で大きなハードルになるものが2つあり、その1つが男性からの嫌がらせである。公の場での殴打や口頭での罵倒などで、誰もがこれを浴びせかける。したがって hijra は社会の周辺で生きていく術を学ぶはめになり、物乞いや結婚式や子供の出産などの場所でダンスを舞い金銭を得ることになる。現時点では彼らはどこに行っても嫌がらせを受けるため、自分の場所も働く産業もない。教育も、受け得ない。Hijra が養子をもらい育てたとしても、いずれは社会の圧力の下で子供は親から離れていくことになる」[11f] (第6段落) 同じ書簡には、次の記載もある。「パキスタンでは、女性のように振舞う男性や性転換手術を受ける男性、またジェンダー同一性で心理的・生理的に苦しむ男性たちを、（まとめて）hijra と呼んでいる」この書簡によれば、女性が性転換手術を受けて男性になるケースは極めてまれで、こうしたケースは hijra とは呼ばれていない。[11f] (第7段落)

21.14 上記の書簡にはさらに、以下の記載もある。

「性別を無視したり性転換手術を受けることが犯罪とされ、これは基本的に神による創造の秩序に違反しているとの理由とされている。これを、（パキスタンでは）犯罪と扱う・・・この問題が多角的な視点から把握されることはまれで、そうした見方ができる人はわずかである。これは、この話題自体が禁止されタブーとされているためだ。このため（多数派の）見解が偏狭なものとなり、『性犯罪の一種』とする見方が固まってしまった」

「Sharia（イスラム法）の法廷で、この種の問題が審議された記録は、歴史上存在しない。イスラム思想の中でも、進歩派や穏健派の見方はこうである。つまり、『宗教法では、医師が成人患者に深刻な健康リスクを見て（性転換）手術を実施することに決めた場合のみ、例外と認められる。宗教法の規定では、その手術以外に選択肢がないことが条件で、その患者は手術後は新しい性別で扱われるべきである』以上は進歩派のイスラム学者の言葉を引用したものである。この学者の名前は Khursheed Nadeem といい、イスラマバードにある Organization for Research and Education（研究教育機関）という NGO のカントリーディレクターである。古典的・保守的なイスラムの理解では、（性転換の類は）むち打ちや石打による死刑に処される。初期のイスラムでは、姦淫罪に対して適用されていた刑罰だ・・・石打やむち打ちは、最も重大な性犯罪に対して実施される。今までのところ、この種の犯罪に対してパキスタンの裁判所がこうした刑罰を下した例はない。（そもそも、この種の犯罪が合判所で審議されたケース自体が、少数しかない。）だが農漁村部でこうしたケースが発覚すると、封建的な部族法と慣習により、宦官もトランスセクシャルも公の場でむち打ちに処される。そうした実例は報道されている限りでは少数だが、これはトランスセクシャルな人々がより寛容なコミュニティに移っていくためである」[11f] (第2段落) 同じ書簡にはさらに、トラ

ンスセクシャルな人物が犯罪を犯した場合、法の定める刑罰はトランスセクシャル以外の犯罪人の場合と同じだ、と記している。[11f] (第 9 段落)

21.15 やはりこの FCO の書簡には、ID 書類の取得に関して下記の記載がある。

「パキスタンでは（トランスセクシャルな人々が）性別の変更などを求める書類を提出しても、担当役人が性別を変更してくれない。それだけでなく、嘲笑やいじめ、精神的虐待、場合によっては警察への通報と逮捕までが待ち受けている。逮捕された場合に弁護士はおらず、自分で弁護士を雇う以外の選択はない」 [11f] (第 4 段落)

21.16 先述の民間テレビ局 Geo TV のプロデューサーとジャーナリストによれば、この両名はトランスセクシャルな人々数名をインタビューしたのだが、性別を変更した新しい ID カードや旅行用の文書を申請した際、拒否されたとのことである。上記の書簡には、次の記載がある。「… こうした役所の役人たちは（トランスセクシャルに対し）健康記録と手術記録の提示を求めるが、こうした手術自体がこの国では非合法とされているため、性転換手術の証明書を発行できる医師などおらず、トランスセクシャルな申請者の主張を裏付ける根拠はなくなってしまう。社会からの嘲り、非難、官僚機構もトランスジェンダーの社会参加を妨害する … NADRA (National Database and Registration Authority、パキスタンデータベース・登録局) にも、この問題に関して明確な方針はないようだ。こうした申請そのものが、極めて例外的な事態としてしか扱われていない」 [11f] (第 11 段落)

21.17 Women Living under Muslim Laws (イスラム法の下で生きる女性たち) というウェブサイトには 2007 年 8 月 14 日に追加された記事には、夫が部分的な性別調整手術を受けた夫婦の裁判が記されている。(上記の 21.02 参照) この記事によれば、「法的にはこの“女性”(Shamial Raj という名で、“夫”) はどこでも好きな場所で暮らす権利があり、この 2 名の“女性”が同居することに問題はないはずである。さらに現在の状態のままでもともに暮らす権利があるはずだが、この事実をうまく隠さねばならない。この二人が結婚していない男女であると言うのなら、社会的な問題となる」 [62]

21.18 同じ記事には、以下の記載もある。

「マスメディアはこのケースをセンセーショナルに取り上げたが、Shamial も Shahzina も“レズビアン”としての告訴など受けたことはなく、その結婚の合法性も問われたことはない。パキスタンの法律にはこの種の問題に関して規定がなく、処罰もないのだ。Shamial の性別・セクシュアリティが問題になったのは、この夫婦が法律手続きに関与した時点でのことだ。Shahzina の父親からの嫌がらせを終わらせるため、法の保護を求めたもので、この父親は自分の借金を返済するために Shahzina を“嫁がせて”(結納金を) 得たかったのである … PPC (パキスタン刑法) の第 377 条による告訴がなされ、裁判となった。“レズビアン”という理由での告訴がなされたことは、本年では一度もない。この夫婦の結婚(の合法性)に関しても、同様である … (2007 年) 5 月 28 日、この裁判所は Shahzina と Shamial を第 377 条(不自然な性行為)を理由に有罪とする根拠が乏しいと判決、ただし偽証がなされ

たことは認め（より軽い）刑罰を下すこととなった。それでも、この夫婦はそれぞれ3年間の服役に処されたのであった」[62]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

22. 障がい者

- 22.01 USSD（米国国務省）の Country Report on Human Rights Practices 2007（USSD Report 2007、人権関連の慣行に関するカントリーレポート）には以下の記載がある。

「（パキスタンの）法律では、障がいのある人々を差別してはならない。連邦と州の両レベルで、障がい者の雇用割当を設けている。だが同国政府は、障がい者が建築物や政府によるサービスを利用できるようにするための法律その他を制定していない。身体・精神を問わず、障がい者の世話をしている大半はその家族であった。だが物乞い生活を余儀なくさせられていた障がい者も存在し、その収入の大半は犯罪組織が手にしていた。法律では、民間か公的かを問わず雇用者はその雇用人数の2%をその職務遂行能力のある障がい者のために割り当てることが義務付けられている」

「障がい者を雇用したくない組織は、所定の金額を政府に納めることになる。政府はその金を障がい者たちのために使用する。だがこの義務が実際に守られることはまれであった。National Council for the Rehabilitation of the Disabled（障がい者社会参画のためのパキスタン評議会）でも雇用やローンを提供するとともに、ある程度の生活保護を支給している。同評議会はさらに Pakistan Society for the Rehabilitation of the Disabled（障がい者社会参画のためのパキスタン協会）という団体も運営しており、これはリハビリ活動や職業訓練、ある種の医療サポートを障がい者に向けて提供している。障がい者による投票や民事への参加には、制限はない」[2h] (第5章)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

23. 女性

概要

- 23.01 パキスタンは、UN Convention for the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (CEDAW、国連女性差別撤廃条約) の署名国である。[20f] (UN、2007年6月11日；p1)
- 23.02 (国連の) Committee on the Elimination of Discrimination against Women (国連女性差別撤廃委員会) の第38回総会は、2007年6月11日付でパキスタンでの好ましい展開に関して以下のように結論付けている。
- 「…最近の女性差別撤廃と両性の平等に向けた法改正のなかでも、特に以下のものを歓迎する。まず、Legal Framework Order (法的枠組みに関する指令) による2002年の憲法第51条ならびに第59条の修正。これにより、国家の上院下院における女性の参加が強化された。2000年のPakistani Citizenship Act 1951 (1951年パキスタン国籍法) への改正。これにより、外国籍の配偶者との間の子供にも国籍が認められるようになった。また2002年に採択された、Prevention and Control of Human Trafficking Ordinance (人身売買の予防と制御の布告)。2004年に採択された、Criminal Law Amendment Act (刑法改正法)。これにより、『名誉殺人』の告訴が容易になった。さらに2006年のProtection of Women (Criminal Laws Amendment) Act (女性保護のための刑法改正法)。これは、それまで存在していたHudood布告(というイスラム法による性行為に関する規定)の一部を改訂したものである」[20f] (p2)
- 23.03 同委員会はさらに、National Plan of Action (1998、国家アクションプラン)、National Policy for Advancement and Empowerment of Women (2002、女性の進出と権利拡大のための国家政策)、Gender Reform Action Plan (2005、ジェンダー改革アクションプラン) を採択した点でも、パキスタン政府に賞賛を表明する。さらに Ministry of Women Development (女性進出省) の再編と National Commission on the Status of Women (女性の地位に関する国家委員会) の設立をも歓迎している。また、暴力被害にあった女性への支援努力も賞賛できる。[20f] (p2)
- 23.04 だが女性差別撤廃委員会は、CEDAW (国連女性差別撤廃条約) の下での義務の履行という面では、パキスタンに関し次のいくつかの点で懸念を表明している。つまり、同国の憲法には差別とは何かについての定義が見当たらないこと。同国の国内法に CEDAW が充分には具体化されていないこと。新しい諸法を確実に施行するための手段が不十分であること。救済メカニズムが利用しづらく手が届きにくいこと。女性の権利を推進している諸団体にリソースが不足していること。「名誉」に関する犯罪が多発していることに加え、Qisa (報復) や Diyat (賠償金) といったイスラム法が存在していること。刑事裁判システムのなかに、女性に対する暴力犯罪に関し説明責任が不足していること。jirgas (紛争を調停するための部族会議) が『女性に対する暴力を正当化する』ような判定を下すことがよくあったため、高等裁判所の判決によりこうした部族会議を禁止したにもかかわらず、今も部族会議が開かれていること。パキスタンは今も父権的な社会のままでその伝統は根深く、家庭

や職場、社会一般での女性に対する文化的ステレオタイプが残ること。女性の人身売買が行われていること。政府や司法システム（女性裁判官の人数）での女性の進出が遅れていること。識字率の低さやヘルスケアを利用できない、出生や結婚の登録の不備、離婚時の不平等といった社会的・経済的問題が残ること。[20f] (p3-8)

目次に戻る
ソースのリストを見る

法的権利

- 23.05 パキスタン憲法には、「すべての国民は法の下に平等で、法による保護を等しく享受する …… 性別のみを理由にした差別は許容されない …… 本条のいかなる規定も、国家が女性や児童の保護のために特殊な規定を設けることを妨げるものではない」とある。[14a] (パキスタン憲法第 25 部第 1 章第 2 節、p5)
- 23.06 USSD (米国国務省) の Country Report on Human Rights Practices 2007 (USSD Report 2007、人権関連の慣行に関するカントリーレポート) には以下の記載がある。「(パキスタンの) 法律は性別による差別を禁じている。だが現実にはこの規定は実施されていない。女性たちは家族法や財産法、さらには司法システムの中で差別に直面してきた」[2h] (第 5 章)

女性保護法

- 23.07 2006 年 12 月 1 日、Musharraf 大統領 (当時) は Women's Protection Act (WPA、女性保護法) という新法に署名した。(USSD IRF Report 2008) [2i] (第 II 章) この報告書によれば、この新法により

「… 強姦や姦淫のケースは Shari'a (イスラム法) 法廷ではなく、世俗裁判所で扱われることになった。以前には Hudood 布告 (というイスラム法による性行為に関する規定) により強姦や婚外性交渉、財産に関する犯罪、アルコール関連、ギャンブル関連の犯罪については、証拠と処罰に関してコーランの基準が過酷かつ差別的に適用されてしまうことが頻繁にあった。こうしたコーランの規定はイスラム教徒にもそれ以外にも、同じように適用された。コーランの基準を適用すると、証言者がイスラム教徒かそうでないのか、男性なのか女性なのかによって、証言の比重が異なった扱いを受けた。Musharraf 前大統領はさらに、Hudood 布告で服役中の全女性の釈放を命じた。約 2,500 人の女性が自由を得た。だがその多くは自分の過程に戻ることはできなかった。社会からの排斥が待ち受けていたからだ。少数の女性は今も拘留されており、大半は Daarul Amaans (政府の運営するグループホーム) に居住している。Hudood 布告時代には姦通や姦淫、種類の所持などの理由で逮捕された女性も、今では Women's Protection Act のもとで自己の事情や主張を陳述することができる」[2i] (第 II 章)

- 23.08 2007 年 12 月 3 日付の IRB (カナダ入国難民局) による Response to Information Request (RIR、情報問い合わせに対する返答) には、この WPA (Women's Protection Act) に関し、次の記載がある。「… WPA によりさらに、女性が強姦の犠牲者であるのだが『合意のないこと』を証明できない場合には、姦通罪で女性を告訴することが禁止された。… だが合意による

異性間の性交渉は今も違法とされており、WPA ではこうした訴訟については正式な訴訟に入る前に裁判所による調査が行われるよう定めている…」[12f] (パキスタン：2006年女性の保護（刑法改正）法ならびにその執行、2007年12月3日)

- 23.09 WPAの制定という話題に関して、USSD（米国国務省）の2007年報告書には以下の記載がある。

「この新法案は、Hudood 布告の暗黒面の大半を廃止したものだ。Hudood 布告には、強姦や姦淫に対する処罰規定があった… この新法により強姦罪はイスラム法廷ではなく世俗刑法により裁かれることとなった。婚外性交渉は今も犯罪とされているが、今回の新法ではこうした主張を調査する権限を警察は失った。警察にはこの種の調査での訓練が施されておらず、しかも法の技術的側面に対する自覚が欠如していたため、実際の調査は大問題であった。今回の新法の成立により、警察は世俗裁判所の裁判官からの許可がない限り、女性を逮捕すること、あるいは女性を夜通し拘留することは許されなくなった… この Women's Protection Bill の成立後、女性を相手取った訴訟は同胞の下で処理されることになり、Hudood 布告の適用から外された」[2h] (第5章)

- 23.10 2007年1月公表の Human Rights Watch による World Report 2007 年版には、パキスタンに関して以下の記載がある。

「パキスタンの国家議会は（2006年）11月15日、Women's Protection Bill を通過させた。これは不完全とはいえ、女性に対する法的差別を終結させるための重要なステップである。野党である Pakistan Peoples Party（パキスタン人民党）も、この法案には賛成した。この法案の成立により、Hudood 布告のなかの特に危険な規定の一部が廃止された。今後、裁判官たちには強姦のケースをイスラム法の下ではなく、刑法の下で扱う権限が与えられる。この改正の重要な効果のひとつとして、強姦されたと主張している女性が4名の証人を立てる必要がなくなる。以前にはこの要件のため、強姦罪の告訴を成功させることが不可能に近かった。同時に、実は強姦の犠牲者であっても姦淫罪で告訴される危険が存在した。さらに今回の改正により、合意による婚外性交渉で有罪とされた人物も死刑やむち打ちを免れることになった。だが Women's Protection Bill には、Convention on the Elimination of Discrimination against Women（国連女性差別撤廃条約）におけるパキスタンの義務履行という点では、まだ欠落がある。同条約は締約諸国が、女性に対し差別的な法律を修正あるいは廃止することを要求している。Hudood 布告の元での差別的規定では婚外の性交渉を犯罪として扱っていたが、今もこれは犯罪とされており、5年間の服役と罰金に処される。この規定が今も残っており、また夫婦間の強姦をパキスタンの法律は認めていない」[13d]

- 23.11 AHRC（Asian Human Rights Commission、アジア人権委員会）の The state of human rights in eleven Asian nations – Pakistan（アジア11か国における人権状況 – パキスタン）という2007年12月付けの報告書には、以下の記載がある。

「パキスタン全土での女性たちは女性の保護をうたう今回の新法を歓迎したものの、過半数の女性の一般的な状態は改善していない。性的虐待や強姦に関しても、法の執行当局はいまだに時代錯誤の古い手法に頼っているようだ。裁判所はいまだに、虐待や強姦に関しては旧来以前とした手順で裁判を始め

る。つまり、その性的犯罪に対する証人を召喚せよと求められる。そして、結局は姦淫罪を犯したことにされてしまうのである。女性に対する名誉殺人や集団強姦、拉致、殺害を当局が黙認したケースの件数は、むしろ増大している。大臣その他権力の座にある人々が女性に対する暴力に関与していたケースすらある」 [52b]

第 11 章の「Hudood 布告」の項、ならびに第 19 章の「Hudood 布告」のサブセクションを参照。

目次に戻る
ソースのリストを見る

政治的権利

23.12 USSD（米国国務省）の 2007 年の報告書には、以下の記載がある。

「（パキスタンの）国家議会の定数は 342 議席だが、そのうち 73 が女性議員であった。連邦政府の内閣には 2 名の女性がいたが、最高裁には女性の姿は見えない。議会では、女性に割り当てられている議席が 60 あった。また各州の議会には合計で 758 の議席があるが、そのうち女性に割り当てられていたのは 128 議席で、地方自治体議会では三分の一が女性に割り当てられている。各州の州首相が自分の内閣の大臣を任命するが、女性も任命されている。一部地域では、社会的ないし宗教的保守派が女性の選挙出馬を阻んでいる。選挙に参加する女性は多かったが、家族や宗教指導者、部族指導者が投票をやめるよう説得した例もある。メディア報道によれば北西部国境地帯（NWFP）の Upper Dir ならびに Battagram の両地区では 2005 年の地方選挙の際、現地の地域ならびに宗教的指導者たちが女性による投票あるいは公的職位への就任を妨害した。PML-Q（パキスタンムスリムリーグ）ならびに PPP（パキスタン人民党）では各地域の指導者たちが女性の立后法や投票を妨害することを禁じた。だが、北西部国境地帯の Bannu では当地の政治的指導者たちの間に、3 月 29 日の補欠選挙の間助成が投票することを許さないという合意があったとの報道があった」 [2h] (第 3 章)

23.13 2008 年 3 月 19 日、BBC News はパキスタン国家議会史上初の女性議長の選出を報じた。ベテラン政治家で Asif Ali Zardari 現大統領の支持者である Fahmida Mirza が、342 議席の下院で 249 表を獲得したのだ。新議長は議会の仕事を監督し、どのような討論や動議を許可するか決定する。Mirza 議長は議員としても、Sindh（シンド）州の選挙区から 3 度議会に当選している。 [35n]

23.14 パキスタンで女性が公的な職務に就くことへの反対に関して、ACHR（アジア人権センター）の South Asia Human Rights Index 2008（2008 年南アジア人権指標）には以下の記載がある。

「Sindh（シンド）州の州首相 Arbab Ghulam Rahim 博士は Thatta という地で自らの政党が 2007 年 8 月 26 日に選挙運動を開始した際に、女性が指導者になるのは社会にとっての“災厄”であると述べた」

「2007年3月29日、北西部国境地帯（NWFP）のBannu地区の部族指導者たちは国家議会第26議席を争う補欠選挙において、女性が投票することを妨害した」

「北西部国境地帯（NWFP）のUpper Dir地区では女性議員の大半は、2005年以来地方ならびに連邦の会議に出席していない。これは、地域のjirga（紛争を調停するための部族会議）による“非公式な禁止”のためである。そのため2005年以来、女性議員の男性の親戚が、選出されたわけでもないのに議会に代理として出席している。こうした女性議員の“代理”を名乗る男性は明らかに女性議員の父親や息子、兄弟や夫などで、その議員の部屋に入ると出席表に署名し、女性議員に代わって討論に参加する。国家はそれを、まったく黙認している」 [67b] (p75)

目次に戻る
ソースのリストを見る

社会的・経済的権利

家族関係法：結婚、離婚、相続

- 23.15 1961年のMuslim Family Laws Ordinance（イスラム家庭法規）には、「パキスタン全体を対象都市（原文のまま）、パキスタンのイスラム国民全員に、その所在地とは無関係に適用される」とある。この法は結婚、重婚、離婚、慰謝料をカバーしている。[30] (p1) Dissolution of Muslim Marriages Act 1939（1939年のイスラム教徒結婚解消法）が、女性から夫を離婚する場合の基盤となっている。[31] (p1) 1979年のOffence of Zina（Hudoodの執行）令では、成人男性を18歳に達した者、成人女性を16歳に達した者、あるいは思春期に達したものと定義している。[14b] (p1) USSD（米国国務省）の2007年の報告書によれば、「（2007年の）2月、議会は強制結婚を禁止した。だがこの法律の施行は問題を抱えたままである…」とされている。[2h] (第5章)
- 23.16 USSD（米国国務省）の2008年IRF Reportには、以下の記載がある。

「（パキスタン）政府は、民事婚も事実婚も認めていない。結婚は当事者の宗教グループごとに行われ、登録される。非イスラム教徒の男性の婚姻は、彼がイスラムに改宗した場合にも有効であり続ける。だが非イスラム教徒の女性がイスラム教に改宗した場合には、しかもその改宗以前の結婚が以前の宗教によるものであった場合には、その婚姻は解消したものと見なされる。ヒンドゥー教徒やキリスト教徒の女性に生まれた子供は、その母親が結婚後にイスラム教に改宗した際には、夫が（イスラムに）改宗しない限り非嫡出子と見なされる。非イスラムの男性の子供は、嫡出子と見なされる。イスラム教徒の男性が“経典の民”つまりユダヤ教徒やキリスト教徒の女性と結婚することは許されているが、その他の宗教グループの女性と結婚するには、その女性がイスラム教・ユダヤ教・キリスト教のいずれかに改宗することが要求される。イスラム教徒の女性が結婚できる相手は、イスラム教徒の男性のみである。イスラム男女がともにイスラム以外の宗教に改宗した場合には、その子供は非嫡出子と見なされ、政府がその親権を奪取する場合がある。実質的には、政府が結婚を認めるのは新郎と新婦の両方が同じ宗教グループの場合（グループの中での宗派は問わない）、あるいは新郎がイスラム教徒で

新婦が“経典の民”の場合である。こうした夫婦に生まれた子供は嫡出子と見なされる。妻がイスラムで夫がイスラム以外の場合には結婚は有効と見なされず、その子供は非嫡出子とされる。イスラムの男性は他のいかなる宗教グループにも改宗できないので、その結婚を有効とし子供が相続の対象となるには、夫がイスラムに改宗するしかない」[2i] (第II章)

- 23.17 やはり結婚に関し、USSD（米国国務省）の2007年の報告書には、以下の記載がある。

「政府は結婚する権利に関してはあまり干渉することはないが、地方の有力な家族がある結婚に反対している場合に、その地方の役人がその家族に手を貸す事例は時折見られた。また家族の一員（通常は女性）が家族内の他メンバーの希望に反した結婚や離婚を理由にその一員を処罰した場合に、政府はそうしたケースを積極的に告訴することを怠ってきた。イスラム教徒でなかった女性がその宗教の儀式で結婚し、結婚後にイスラムに改宗した場合には、その結婚は解消したものと見なされる。それに対し男性が結婚後にイスラムに改宗した場合には、その結婚は有効のままである」[2h] (第1f章)

- 23.18 同じ報告書には、以下の記載もある。

「離婚の場合には家族法が女性を保護し、その一環として慰謝料の要件を定めているとともに、未成年者の子供の親権とその養育費に関するガイドラインも明確に定めている。多くの女性はそうした法律による保護のことを知らなかったか、知っていてもそれを執行するための弁護士などの助力が得られなかった。離婚した女性は生計の途が絶たれる場合も多く、自分の家族からも追放される。花嫁の売買という慣行は法では禁じられているものの、農漁村部では存続していた。法律上は女性は家族の同意なしでも結婚できることになっているが、それを実行した女性は（家族から）追放されるか、名誉犯罪の犠牲になることがよくあった」[2h] (第5章)

- 23.19 IRB（カナダ入国難民局）による、一人暮らしの独身女性に関する2007年12月4日付のResponse to Information Request（RIR、情報問い合わせに対する返答）には、以下の記載がある。

「…パキスタンのイスラム家族法によれば、イスラム教徒の男性には一方的に妻を離婚する権利がある。これはTalaqと呼ばれる。これに対しイスラムの女性が結婚を解消するには、裁判所の仲裁を得るしか道がない。女性にはtalaqという一方的な離婚の権利がなく、例外は結婚契約において夫がその権利を彼女に認めた場合である。だがこの権利を妻に認める例は珍しい。キリスト教の家族（ならびにその法）でキリスト教徒の女性が結婚の法的な解消を望んだとしても、その理由の立証に非常な厳格性が要求されるため、多くはイスラム教に改宗する道を選んでいる。そして改宗すれば、今までのコミュニティとの関係が閉ざされる。女性の両親も“出戻り”という烙印を押されることを嫌い、両親の家に戻ることを薦めない。この烙印は、社会からのけ者となるに等しいからだ。だが、夫の行いの悪さなどが問われることは少ない」[12]

23.20 相続法に関しては、USSD（米国国務省）の 2007 年の報告書に「…女性に対して差別的である。女の子には、男の子の相続分の半分しか権利が認められていない。妻が相続するのも、夫の財産の八分の一だけである。しかも、法的権利がある相続分よりもはるかに少ない財産しか受け取れない場合すら、現実には少なくない」[2h] (第 5 章)

23.21 同じ報告書には、次の記載もある。

「World Bank（世界銀行）が（2007 年の）2 月にある調査結果を公表したが、農漁村部の結婚のおよそ三分の一は watta satta つまり一種の交差婚であった。2 名の男性が、お互いの姉妹と結婚するというものである。この調査からは、この慣習の互酬的な性格には女性の保護という面もある。つまり同調査によると『watta satta 婚なら女性が結婚において疎外される、家庭内で虐待される、その他の陰鬱な事態を招く確率が有意に低い』だが HRCP（パキスタン人権委員会）などの人権団体はこの慣習を批判しており、『この種の結婚では女性を商品のように扱っている。一方の家庭内に緊張が走れば、他方にも影響を及ぼす。自分の兄弟の結婚生活に影響が及ばないよう、女性が苦痛を黙って耐えている場合もある』としている」[2h] (第 5 章)

23.22 この USSD（米国国務省）の 2007 年の報告書にはさらに、次の記載がある。「Sindh（シンド）州の農漁村部で土地を所有する家族は、“コーランによる結婚”の慣習を今も続けている。これは、財産の分割を防止するためである。コーラン式結婚では、女性の財産はその父親ないし最年長の兄の法的管理の下に留まり、その女性は 14 歳を超えるいかなる男性とも接触が禁じられる。家庭におり、家族以外の誰とも接触を続けない」[2h] (第 5 章)

23.23 Freedom House による Freedom in the World 2008 Country Report on Pakistan という報告にはさらに、次の記載がある。「vani と呼ばれる部族慣習は、対立している 2 つの家族間での地の復習を調停するために女性が政略結婚をさせられるというもので、パキスタンの農漁村部の一部では今も続く慣習である。もっともこの慣習に反対する声は勢いを増しており、社会活動家や宗教学者に加え女性自らが声を上げている。2004 年にこの慣習は非合法であるとの裁定が最高裁から出ており、2005 年 12 月の画期的な判決では各地の警察に対し女性を保護するよう裁判所が命じている」[19a]

（第 24 章のサブセクション「子供の権利＝公民権と自由」ならびに「強制結婚」の項を参照）

目次に戻る
ソースのリストを見る

職場での女性

23.24 USSD（米国国務省）の 2007 年の報告書には、職場での女性の権利に関して以下の記載がある。

「職場で女性を保護する法律が存在していなかった。報道機関によれば、家庭内の労働やナースが特に嫌がらせを受けやすい。刑法では確かに嫌がらせを禁じているが、それを実際に告訴することはまれであった…女性は雇用

面でも重大な差別に直面しており、同じ仕事をしていても報酬が男性より少ないことが頻繁にあった。パキスタン農漁村部の多くでは社会からの圧力が強く女性が家庭の外で働くことが難しい。一部の部族では、親族以外は一切の男性との接触から女性を切り離すという伝統的慣習が今も行われている」[2h] (第5章)

(下記の「[名誉殺人](#)」に関するサブセクションを参照)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

社会・経済的指標

- 23.25 日付が欠落しているが、World Health Organisation (WHO、世界保健機関) によるパキスタンの国家プロフィールには男女別の社会・経済的統計を列挙している。WHO のウェブサイトにて 2008 年 1 月 18 日にアクセスしたところ、そこに 2005 年の統計数値が公表されていたが、成人・未成人を問わず女性は男性よりも教育を受ける可能性が低い。(女の子の総人口のうち初等教育の学校に就学している割合が 77%、中等教育が 40%であったのに対し、男の子ではそれぞれ 94%と 51%であった) さらに識字率も女性の方が男性より低い。(15 歳以上の女性の 40%が識字可能であるのに対し、男性では 65%であった) [5a]
- 23.26 この WHO によるパキスタンの国家プロフィールには、女性に直接関連する基本的なヘルスケアのデータも掲載されていた。全女性のうち出産前のケアを受けたのは 42%であったが、実際の出産のなかで“熟練した保健関係の人員”による立会いがあったのは 19%に過ぎなかった。[5a] また UN Population Fund (国連人口基金) によるパキスタンの国家プロフィールにも、女性に関する社会・経済的統計が掲載されている。それによれば“労働人口への参加比率”は 15 歳から 64 歳までの男性で 84.6%であったのに対し、同じ年齢層の女性はわずか 15.4%であった。[66]

(第 26 章「[医療問題](#)」ならびに第 24 章「[児童](#)」を参照)

独身女性

- 23.27 2007 年 12 月 4 日付の Immigration and Refugee Board of Canada (IRB、カナダ入国難民局) による、パキスタンでの一人暮らしの独身女性の生活に関する Response to Information Request には、デンバー大学のジェンダー研究と国際研究専攻の助教授との以下のやり取りが掲載されている。

「(パキスタンでは) 都市か農漁村部を問わず、独身の女性が一人住まいをするのは大変困難である… もっとも、年齢や階級、教育程度、環境が都市なのか農漁村なのかにより程度は異なるが。都市部での若い未婚あるいは離婚経験のある女性は、階級とは無関係に一人暮らしを続けるのが極めて困難であると実感している。アパートを借りるのも難しい。財産を持っていれば自らの選択で一人暮らしをすることもできるが、社会からの圧力は受ける。しかも、各種の風評やゴシップのねたになる。こうした場合、年齢が最大の問題となる。年齢を重ねた女性は一人暮らしができるが、社会的にも物理的

にも不安を感じる。現在、大都市に住む教育程度が高く経済的にも自立した女性たちは一人暮らしをしたがるが、そうした女性の比率はきわめて低い。農漁村部では合同家族とともに暮らす人が大半だが、馬が合わなくてもそうするほかに選択肢がないのだ……」 [12]

- 23.28 同じく IRB は上記の Request で、イスラム法やイスラム慣習の女性への影響を特に扱う女性問題関連の NGO の代表者とのインタビューを実施した上で、以下のように記している。

「……この NGO 代表者はパキスタンでは 1 年間暮らしたが、そのうえでひとり暮らしの女性とは一人としか会ったことがないと述べている。同代表の弁では、この一名の女性が一人暮らしができていたのは、活動家であり自分の権利を認識しており、“毎日直面する課題を乗り越える” ための文化的システムを理解していたからである。さらにこの代表者によれば、この女性は他の女性たちも自分用のアパートを借りようとしたが、家主の反対で借りられなかったそうである。家主たちは、こうした女性たちが風俗営業を始めつもりだろうと想像したのだ。同代表は、パキスタンでは男性も一人暮らしが珍しいことは指摘している。これは、人は結婚するまで家族と暮らすことが当然とされており、結婚後は自分の所帯を営むものとの社会通念があるためだ。さらにこの代表者によれば、女性の一人暮らしが法律で禁じられているわけではないが、女性が自分で家やアパートを借りようとするると各種の障害があり、その安全は末永く問題となる。特にその女性が一人暮らしであることが広く知れ渡ると、大いに危険がある」

「Shirkat Gah Women's Resource Centre (Shirkat Gah 女性リソース センター) というパキスタンの市民団体ではすでにこの 30 年間女性の権利の推進拡大に携わっているが、その代表者が 2007 年 12 月 4 日に Research Directorate (調査理事会) とのやり取りに応じてくれた。そこから、パキスタンでは一人暮らしの女性の生活は社会的・経済的状况に応じて変わるとの証言が得られた。さらにこの代表は、次の情報を提供してくれた。つまり、都市か農漁村かを問わず、国外での良い仕事を求めて夫が家庭を離れるという傾向が強まっている。こうした夫の妻たちは通常、一人で暮らすことになる。だがこうした一人暮らしの重大な側面として、社会がそれを容認するか、家族からのサポートがあるかという問題がある。こうした女性の多くにとっては収入面の安定が重要な問題であり、否定的な批判にさらされることはないそうである」 [12]

- 23.29 同じく IRB の Request には、次の記載もある。

「次の情報は、ワーウィック大学の法学教授で女性の人権ならびに法とジェンダーの問題を専門にしている研究者に 2007 年 11 月 22 日にやり取りを行い、そこから得られたものである。この教授はパキスタンに関し各種の著作を出版しており、オスロ大学でも教授職を務めている。

「(IRB からの) ご質問に対する回答だが、同じ独身女性といっても状況や社会・経済的身分、教育程度、職業などによって状況は異なる。一般的には、パキスタンでは家族のうちの誰か男性がともにいない限り、独身女性が一人で暮らすことは極めて困難と言ってよいであろう。その理由には多数あるが、

基本的には社会習慣と文化にある。女性は、その家族の男性に保護してもらい監督を受けるのが良いとする文化である。一人暮らしの女性をこの社会は好ましく思わず、独身女性の名誉を守ろうとはしない。大都市であれば、一人で暮らせる手段がありヘルパーの援助と保護の下で一人暮らしをしている女性も、独身女性 100 万人に一人くらいは見つけられるかもしれない。こうした女性はいうまでもなく少数派で、あくまで例外に過ぎない」 [12]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

女性に対する暴力

23.30 USSD（米国国務省）の 2007 年報告書には、以下の記載がある。

「家庭内暴力は蔓延しており、深刻な問題であった。夫が自分の妻を打ち叩き、場合によっては殺してしまうとの報道がある。既婚の女性はときにその姻族により虐待され、嫌がらせを受ける場合もある。花嫁の持参金や家族に絡む紛争がこじれ、（女性が）殺害される、やけどや強酸でひどい容貌の負傷を負わされるといった事態も存在する。8月のHRCP（パキスタン人権委員会）の報告によれば、Punjab（パンジャブ）州農漁村地帯の妻たちの82%は些細なことによる夫からの暴力を恐れており、特に開発の進んだ大都市部ですら妻たちの52%は自分の夫から殴打を受けた経験があるという。（この年）11月までに、34件の“火あぶりによる死”が報告されている。女性の全身に灯油をかけ、火をつけるというものである。こうしたケースの多くは、姻族間の紛争が絡んでいる。Progressive Women's Association（進歩的女性協会）によれば、強酸をかけられてやけどを負う被害者の統計をまとめることは困難で、これは多数の病院はこの種の被害者の処置を拒否しているためである」

「National Commission on the Status of Women（女性の地位に関する国家委員会）では、家庭内暴力に関する具体的な法案を推進している。具体的な欠いていない暴力に関する法律がまだないため、虐待者を暴行で非難することはできても現実に提訴にまでいたる例が少ない。警察と裁判官も家庭内暴力のケースには関与をためらう。家庭問題にまで干渉したくないというのである。多くの場合、虐待を受けた女性には、虐待を加える家族の元に戻るしか選択肢がない。また女性自身も、離婚は社会的に汚点と見なされること、経済的・心理的に家族親族に依存していることから、提訴に踏み切れない。また家族親族は、家の名を汚したくないとの心理から虐待を見ても通報したがらない」 [2h] (第5章)

23.31 Freedom House の 2008 年 Freedom in the World Country Report on Pakistan（カントリーレポート、パキスタン）には次の記載がある。

「伝統的価値観、差別的な法律、そして法の執行の不充分さという三悪が、今も強姦や家庭内暴力、強酸による攻撃、その他各種の女性への頻繁な虐待を招く条件を作っている。HRCP（パキスタン人権委員会）によれば、女性の80%までが、生涯に少なくとも一度はこうした虐待の犠牲となる。強姦その他の性犯罪の犠牲となった女性に対し、警察が提訴を控えるよう圧力をかけることがよくある。さらに家族がその女性に圧力をかけ、自殺に追いやられ

る場合もある。女性の親族が犯罪を犯した場合に、村の会議が処罰としてその女性を集団で強姦するケースも、いまだに報告されている。そうした加害者たちには厳格な処罰が下されるケースもあるが、それにもかかわらずこうしたケースはいまだに存在している」[19a]

- 23.32 2008年7月1日付の *Daily Times* の報道によれば、人権活動家たちや議会の女性議員、法律家たちによって検討中の家庭内暴力（防止と保護）法案というものがある。この記事によれば、「この法案は、女性に対する家庭内暴力を減らすための法的体制を提唱することが目的である。同法案の草案はパキスタン議会に提出され、成立すべきか否か審議を受ける。法律家や市民活動家たち、また議員たちによれば、女性に暴行を加える流れを食い止めるべきであり、この法案もそのための試みである」[55m]
- 23.33 Asian Human Rights Commission (AHRC、アジア人権委員会) はその 2007 年 12 月付の *The state of human rights in eleven Asian nations in 2007 – Pakistan* (アジア 11 か国における人権状況 – パキスタン) という報告書で、以下のように述べている。「Lawyers for Human Rights and Legal Aid (LHRLA、人権と法的支援のための法律家連合) によると、2007 年の 1 月から 12 月までに合計で 2226 件の女性に対する暴力がパキスタン全土で報告されている。そのうち 1739 件は物理的暴力で、527 件は性的虐待が関与していた。性的虐待の報告のうち、… 295 件は強姦で 160 件は集団強姦が絡んでいた。72 件では、被害者はひどい暴行を受けた後に残虐な方法で殺害されている」[52b]
- 23.34 Human Rights Commission of Pakistan (HRCP、パキスタン人権委員会) の *State of Human Rights in 2007 Report* という報告書には、以下の記載がある。
- 「女性たちは残虐な家庭内暴力や誘拐、性的嫌がらせ、強酸や火による襲撃なども被っている。家庭内暴力やその他の襲撃事件の多数では、身体の一部や脚の切断、火でやけどを負わせる、眼や鼻、口や耳を強酸でつぶす、さらに恐るべき強姦や集団強姦などが行われている。パキスタン国内ならびに国際的な女性の人身売買も広く行われていた。女性の自殺件数も高いままだ」[27a] (女性)
- 23.35 2008年3月11日付の IRIN (統合地域情報ネットワーク) の記事には、以下の記載がある。「家庭内暴力は、パキスタンでは蔓延している」この記事によれば、in the eight years since the publication of HRW (Human Rights Watch) が 1999 年にパキスタンにおける家庭内暴力に関する報告書を公表して以来の 8 年間で、同国で何らかの有意義な変化があったことを示す証拠はほとんどない。この記事には一流法律家や人権活動家の発言も引用されているが、『家庭内暴力は蔓延している。それには、我々の社会では女性の権利向上の努力が欠落しているという事実が絡んでいる』といった発言である」[41a]
- 23.36 同じ IRIN の記事には、以下の記載もある。
- 「時に、女性に対する暴力が異常に残虐な形態をとる場合もある。イスラマバードに本拠を置く Progressive Women's Association (PWA、進歩的女性協会) は Shahnaz Bukhari が率いる団体であるが、最大で 4,000 人の女性が毎

年火で焼かれていると言う。その加害者はほとんどの場合に被害者の夫または姻族で、些細な“誤り”に対する“罰”ないしは花嫁持参金が少ないことに対する怒りである場合も多い。PWAによれば、1994年3月から2007年3月までのRawalpindi-Islamabad地域にある3箇所の病院だけでこうした犠牲者に関する詳細な情報を収集したところ、なんと8,000人近くにのぼった…家庭内暴力の女性犠牲者が安全を保てるシェルターがなく、この問題が社会であまり認識されておらず、さらに特にこの問題に対応する法律もないため、問題はさらに複雑化している。その結果、何千人もの女性が自分の家庭内の過酷な暴力の犠牲となっている。その大半は報告されることもなく、加害者は自分が加えた暴力に対し何ら刑罰を受けていない」[41a]

- 23.37 Journal of Pakistan Medical Association (JPMA、パキスタン医療協会ジャーナル)の2006年6月の記事によれば、出産で入院している女性300人を問診したところ、「44%の女性が生涯にわたり身体への暴力を受けており、23%は指数が示す妊娠期間中の暴力であった。物理的虐待を被ったことのある女性132人全員が言葉による虐待も経験しており、36%は性交を強制されたことがある…手のひらで叩かれる、殴られる、押し倒される、つかまれる、髪を強く引っ張られるなどの暴力が、特に一般暴力(原文のまま)であった」[40]

(第13章「刑務所の現状」の「女性が利用できる支援」というサブセクションを参照)

目次に戻る
ソースのリストを見る

名誉殺人

- 23.38 IRB(カナダ入国難民局)による2007年1月24日付のPakistan: Honour killings targeting men and women, especially in the northern areas (2001 - 2006)(パキスタン: 男女を対象とする名誉殺人、2001 - 2006)というResponse to Information Request(RIR、情報問い合わせに対する返答)には、この名誉殺人という習慣に関する短い説明と、その対象となる人たちについて以下の記載がある。

「パキスタンにおける名誉殺人に関し、女性が犠牲である場合については広範な情報がある。名誉殺人とは、多くの場合には女性が、場合によっては男性が、性的な不忠を働いたとの非難を受けたうえで殺害される習慣のことをいう。殺害者たちは、その犠牲者が家に恥を招いたとして、それに対する報復として殺害する。だが女の子(さらに、少数だが男の子も)この習慣の犠牲になっている。名誉殺人の呼称は、パキスタン国内でもこの習慣が実施されている地域により異なる。Sindh(シンド)州では *karo kari* と呼ばれるが、*karo*は『黒く塗られた』という字義で不名誉を被った男性を指す。*kali*は『黒く塗られた』女性を指す。北西部の国境地帯(NWFP)では *tor tora* と呼ばれ、*tor*は非難されている男性、*tora*は非難されている女性のことである。Punjab(パンジャブ)州では *kala kali* という名称で、*kala*は非難を受けている男性、*kali*は非難されている女性である。バロチスタンでは *sinyahkari* と呼ばれている」[12e]

23.39 同じ RIR には、名誉殺人の動機や理由についても詳細な説明がある。それによれば、名誉殺人は：

「… 家族内の女性の性的不忠により自分たちの名誉が損なわれたと考える男性たちにより行われ、たとえそれが単なる嫌疑であっても実施されることがある。例として部族の司法システムでは、夫や男性親族には、女性の性的不忠の嫌疑により家にもたらされた不名誉を回復する義務がある、とされている。その手段として多くの場合、その女性ならびに不倫相手となった容疑者を殺害する。NCSW（National Commission on the Status of Women、女性の地位に関する国家委員会）によれば、名誉殺人だけではなくすべての形態の家庭内暴力が『女性が男性に服従しないため、男性の名誉が損なわれたことに対する懲罰である場合が多い』。パキスタンのマスメディアによれば、その女性の不倫相手となった男性も殺害され、これもその家の名誉を守るためとされている。あるいは、女性の両親の同意なしに他部族の女性と結婚した場合も女性の部族にとっての不名誉とされ、その部族の名誉回復のために名誉殺人が実施される」 [12e]

23.40 この IRB による RIR は、名誉殺人の動機を次のようにまとめている。

- 家の資産を守る
- 他の家の資産を獲得する
- 女性が自分で自由に夫を選ぶことができないようにする
- 離婚を願う女性や強姦された女性、家の希望を裏切った女性を罰する
- 敵対者への報復
- 他の男性を殺害したのだが、それを隠蔽する [12e]

23.41 この IRB による RIR には、さらに以下の記載がある。

「名誉殺人が特に蔓延しているのは、パキスタンでも農漁村部であると報じられている。2004 年、報告された名誉殺人の半数以上は Sindh（シンド）州南部で発生した。だがこの習慣は、Punjab（パンジャブ）、Balochistan（バロチスタン）、北西部国境地帯、FATA（連邦直轄部族地域）でも蔓延しているものと見られている。しかも HRCP（パキスタン人権委員会）は 2005 年、Lahore などの都市部においてもこの種の殺人が増大していたとしている。パキスタンの National Commission on the Status of Women（NCSW、女性の地位に関する国家委員会）も同様に、名誉殺人は都市部でも行われており、そうしたケースの中には都市部のエリート層が殺害を行ったものもあるとしている」 [12e]

23.42 Aurat 財団という NGO による 2008 年 7 月付の第 2 回 National Quarterly Report（全国四半期レポート）によれば 2008 年の前半、いわゆる“名誉殺人”により 225 人の女性が殺害された。さらに女性に対する暴力の報告は 3,026 件、記録されている。[57] (p6) この NGO によると殺人や“名誉殺人”の主な動機は、被害者の女性が不貞な性関係を結んだという容疑、あるいは結婚相手を（両親などが）良しとしなかったことにある。大半の“名誉殺人”の加害者は、その女性の兄弟や父親、その他親族である。[57] (p9)

- 23.43 Amnesty International の 2008 年のパキスタンに関する報告書によれば、「Aurat 財団という NGO によると 2007 年の 1 月から 10 月までに Sindh (シンド) 州だけで、183 人の女性と 104 人の男性が家の“名誉”を汚したとの理由で殺害された。[4a] (女性に対する暴力) USSD (米国国務省) の 2007 年報告書には、「名誉殺人は今も大きな問題であり、基本的には女性が犠牲にされる。この年、地元の人権団体の報告では 1,200 から 1,500 件が発生している。その大半は Sindh (シンド) 州と Punjab (パンジャブ) 州で発生している。だが多数は報告されていないのであろう … [2h] (第 1a 章) 名誉を損なう犯罪に対する処罰としては、女性を全裸にする、身体を切断する、強姦するといった行為がある」[2h] (第 1c 章)
- 23.44 Freedom House の 2008 年 Freedom in the World Country Report on Pakistan (カントリーレポート、パキスタン) には次の記載がある。
- 「HRCP (パキスタン人権委員会) によると、2007 年には少なくとも 636 人の女性がいわゆる名誉殺人で家族により殺害されている。その他の各地の人権団体では、実際の犠牲者数はこれよりも遥かに大きいと見ているが。さらに、殺害されなくても辱められ身体の切断などを受けた犠牲者はさらに多数いるとしている。政府が推進し 2005 年に成立した法案により、名誉殺人に対する刑罰がより厳格になり、場合によっては死刑すらありえるようになった。だが当局は女性に対する暴力の加害者をあまり積極的に告発しないという姿勢が支配的であり、そのため活動家たちはこの新法の有効性を指紋視している」[19a]
- 23.45 USSD (米国国務省) の 2007 年報告書には、以下の記載がある。
- 「名誉殺人や身体切断も、この年に発生している。自らの夫や男性親族の手により、犠牲となる女性が多い。この途市に発生した名誉犯罪の件数に関して、精確な統計は存在していない。だが SHARP (Society for Human Rights and Prisoners' Aid、人権と囚人支援団体) によれば、この年の半ばまでに記録されている名誉犯罪 613 件のうち 434 件は女性を被害者としたものであった。2006 年の公式統計によると、名誉殺人により殺害された犠牲者数は、毎年平均で 1,000 人にのぼる」[2h] (第 5 章)
- 23.46 やはり USSD (米国国務省) の 2007 年報告書には、以下の記載もある。
- 「人権団体によれば、この種の犯罪は Sindh (シンド) 州でも Punjab (パンジャブ) 州でもよく見られ、バロチスタンや NWFP (北西部国境地帯)、FATA (連邦直轄部族地域) の部族社会においてもそうである。2005 年、Musharraf 大統領 (当時) はある新法に署名、これは名誉犯罪のすべてに対する刑罰を強化するとともに、犯罪行為に対する賠償として女性を嫁がせることを犯罪と定めるものだ。だが人権団体はこの新法を、被害者あるいは被害者の後継者が加害者からの物理的または金銭的な賠償を求める代わりに告訴を取り下げるケースを増やすとして批判している。名誉犯罪は一般に家庭内で行われるものであるため、加害者は名目的な賠償を交渉し、それ以上の刑罰を免れることがしやすい」[2h] (第 5 章)

- 23.47 Human Rights Watch が 2008 年 5 月 5 日に Human Rights Council（人権理事会）に提出した文書によれば、「パキスタン内務省によると、2001 年以来今までに同国内では 4,100 件を超える“名誉殺人”が発生している」さらに、「Qisa（報復）や Diyat（賠償金）法の規定によれば、（被害者）の後継者が賠償金を受け取ることで加害者を“赦す”ことができる。そしてこの規定は、今も有効である。そのためいわゆる名誉殺人の加害者がこの規定を悪用し、刑罰を免れる場合がありうる。こうした法は実質的に、男性は金を支払えば女性を殺害できることになってしまい、名誉殺人と呼ばれている犯罪を阻止する効力を持たない」[13f]
- 23.48 Immigration and Refugee Board of Canada（IRB、カナダ入国難民局）による 2007 年 12 月 4 日付の独身女性に関する Response to Information Request（RIR、情報問い合わせに対する返答）には、以下の記載がある。

「南アジア地区全域をカバーしたニュースや情報、時事解説を行う独立系ウェブサイトである South Asian Media Net には、パキスタンの女性の現状に関して以下の指摘がある」

「パキスタン社会の社会・文化的体質は、圧倒的に父権的である … 男性の名誉や izzat（栄誉）には女性の性的行動が関与しているため、女性のセクシュアリティは家の名誉を汚す恐れがあるものとされている。このため、女性の移動には過酷な制限が科され、purdah という性別分離システムと女性への暴力で管理されている」 South Asian Media Net はさらに、公に求職する際に女性には競争力のあるスキルがないため、社会的にも経済的にも男性に依存することになる。Purdah は直訳すると“スクリーン”や“ベール”といった意味になるのだが、女性には身体を覆い隠す衣装を着させ、壁やカーテン、スクリーンで家庭内に囲うことで公的生活から女性を隠すことを言う。この結果、女性には経済的自立が得られない」[12]

目次に戻る
ソースのリストを見る

強姦

強姦に関する法の改正については、第 11 章ならびに「女性保護法」のサブセクション、また「Hudood 布告」に関する章を参照。さらに上述の「名誉殺人」に関するサブセクションも参照。

- 23.49 USSD（米国国務省）の 2007 年報告書によれば、「強姦に関しては信頼できる統計がないが、AHRC（アジア人権委員会）ではこの年に 3,000 件の強姦が発生したと見ている。Women Against Rape（強姦に反対する女性連盟）という NGO の推定では、マスメディアで報道された強姦 217 件は、カラチで実際に発生した件数の 5%未満に過ぎないという」[2h] (第 5 章)
- 23.50 この USSD の 2007 年報告書には、さらに以下の記載がある。

「自分の配偶者以外の人物による強姦は、犯罪とされている。だが夫婦間の強姦ならびに加害者と被害者が結婚契約を済ませており式を済ませていない期間中の強姦は、犯罪として告訴することができない。強姦は蔓延している

が、告訴はまれである。推定では、強姦被害者のうちそれを警察に通報したのは、三分の一に満たない・・・地元の情報筋によると、Women Protection Bill（女性保護法）の成立後には、法廷に出廷して姦淫や姦通罪で告訴された女性はいない。また家族や部族が強姦の被害者を殺害したり、自殺を勧めたりしたケースがある」[2h] (第5章)

23.51 上記の報告書には、さらに次の記載がある。「強姦の被害者が警察に訴えても各種の困難に直面するため、Women's Protection Billのある規定では、公定裁判官がすべての強姦の訴えを聞くことを定めている。だが女性の権利を求める NGO 諸団体は、この新法のため経費がない被害者や法廷を利用できない被害者には新たな障壁が生まれたと抗議しており、一部の警察署ではこの新法のために強姦の訴えを記録すらしなくなったと報じている」[2h] (第5章)

23.52 同じ報告書には、次の記載もある。

「警察が実は強姦に関与している場合さえあった。警察が被害者に虐待や脅しを行うことが少なくなく、特に被告からの賄賂を受け取った場合にはそうである。強姦の訴えが申し立てられる前に、被害者から警察が賄賂を要求するケースもあった。そして、取調べは通り一遍のものであることも多い。医療関係者の多くは、強姦の証拠収集については訓練を受けていない。逆に女性が姦淫・姦通罪で訴えられた場合には、強制的に医療検査を受けさせられる。法律では、女性自身の同意が必要とされているのだが」[2h] (第5章)

23.53 Human Rights Commission of Pakistan (HRCP、パキスタン人権委員会) では 2005 年と 2006 年の人権侵害の動向を分析しているが、その分析には以下の記載がある。

「禁じられた人権侵害行為の中でも、いまだに強姦が特に重大な行為の 1 つである。したがって、ニュースでも HRCP にも報告されにくい。このため統計数値は強姦、強姦未遂、性的嫌がらせの件数を適格に示してはならず、現実には（判明しているよりも）はるかに多いと思われる。2006 年、報道された強姦ならびに集団強姦の件数は 129% 増加した。同年、未成年者の被害者の関与する強姦件数だけでも、2005 年の 111 件から 293 件にまで倍以上に増大した。2006 年も従来と同じく、強姦統計で最も狙われやすい女性グループは、既婚者の女性であった。だが強姦被害にあった女性の中で、既婚者の“未婚者・夫に先立たれた女性・離婚した女性”に対するパーセンテージは、2005 年の 81% から 2006 年には 60% にまで低下した。こうした統計の中で最もショッキングなのは、ことによると次の事実かもしれない。つまり、強姦事件で告訴された人々の大半はコミュニティの中で影響力の強い男性や地主などであり、また強姦加害者の中で最も多いグループは、2005 年も 2006 年も被害者のコミュニティに住んでいた者である」[12e]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

女性が利用できる支援

政府からの支援

- 23.54 USSD（米国国務省）の 2007 年の報告書によれば、2005 年にパキスタン当局は女性用警察署を設立した。「… スタッフが全員女性で、これは女性が警察において虐待を受けていた事実に関する苦情を受け、設立されたものである。警察における虐待の中には、強姦すらあった。政府の National Commission on the Status of Women（女性の地位に関する国家委員会）の主張によると、警察署があまり機能しなかったのは主にリソースの欠乏によるものであった。裁判所命令や規則では、女性の容疑者とは男性の警官がやり取りしてはならない。だが実際には通常の警察署では、男性警官が女性を尋問したり拘留することがよくあった …」 [2h] (第 1c 章)
- 23.55 女性を支援するセンターの利用しやすさについては、この 2007 年の USSD 報告書に以下の記載がある。「パキスタン政府は Crisis Centers for Women in Distress（困窮している女性のための危機対策センター）を運営している。ここでは虐待を受けた女性を NGO などに紹介し、支援を受けてもらう。また地方自治体の運営する困窮女性用の緊急対応センターが 276 箇所あり、シェルターや医療へのアクセス、限定されるものの法的措置の代行、ある程度の職業訓練を実施している。場合によっては、シェルターの中で女性が虐待を受ける場合もあった。NGO が運営するシェルターは 3 箇所あり、イスラマバード、Lahore、Karachi に 1 箇所ずつである」 [2h] (第 5 章)
- 23.56 危機に面した女性への支援センターに関し、Ministry of Women Development（女性発展省）のウェブサイトには 2006 年 7 月の更新内容として、10 箇所のそうしたセンターを紹介している。場所は、Islamabad、Lahore、Sahiwal、Vehari、Rawalpindi、Mianwali、Peshawar、Kohat、Quetta、Karachi である。さらにもう 10 箇所の危機対応センターが、Faisalabad、Sialkot、Bahawalpur、Hyderabad、Mirpur、Sibi、Abottabad、Multan、Mirwala、Nawabshah に設けられる予定である。こうしたセンターは地元の NGO との協力で運営されていた。このウェブサイトには、こうしたセンターが行うサービスのリストも紹介されていた。
- 医療エイド
 - 法務支援
 - 社会福祉に関する相談
 - 暴力や暴力ケースの履歴の調査
 - 法執行機関や警察の苦情受付窓口との関係構築
 - マイクロクレジットによる起業のための訓練
 - マイクロ金融を利用しての、社会復帰
 - 無金利のローン。1 件当たり Provision of interest free credit up to Rs. 15000 パキスタンルピーまで [29h] (危機対応センター – シェルター住居)
- 23.57 だが 2007 年 3 月 8 日付の Inter Press Service News Agency の記事には、こうした女性を支援するはずのセンターも「… 連邦政府の ministry of women development (MoWD、女性発展省) が各地で設立、運営しており、『あくまで緊急ベースの（原文のまま）支援や援助をし、暴力や困窮している女性の社会復帰を助けるするためのもので』 … こうしたセンターが開設されたという事実そのものが、政府がヨウヤクこの重大な人権問題を認めたことを示している。もっとも、対応はまだまだ不十分だが」 [7]

- 23.58 上記の記事には、さらに以下の記載がある。「パキスタンという国では女性に対する暴力が広く蔓延していることを思えば、こうした女性用センターでは嵐のような事態への対応に迫られていることは想像に難くない。鳴り止まぬ電話、打ちひしがれた女性をケアする精神科医、訴訟準備をする弁護士など。ところが現実には、こうしたセンターでは閑古鳥が鳴いているのだ」Karachiにあるこうしたセンターを紹介するこの記事には、さらに地元の NGO で仕事をする弁護士の発言を引用している。それによれば、(Karachi の) センターを訪れる女性が少ないのは(センターの対応に) 責任も活動調整もガイドラインも欠落しているのが原因である。さらに Karachi のセンターの場合には、食糧や衛生用品といった基本的リソースすら欠落している。この記事によれば Sindh (シンド) 州にある 4 箇所のセンターのうち、実際に機能しているのは Karachi のセンターだけである。[7]
- 23.59 パキスタンの市民団体で女性の権利拡張・推進に取り組んでいる Shirkat Gah Women's Resource Centre (Shirkat Gah 女性リソース センター) の代表者とやり取りをしたうえで、IRB (カナダ入国難民局) は 2007 年 12 月 4 日付の Response to Information Request のなかで、ある一人住まいの独身女性の事例を取り上げている。
- 「女性は常に社会からの批判にさらされ、独身女性が生き残るには家族からの支援が必要だ。その支援がないと、生存事態が極めて困難になる。この困難に加え、国家の女性支援機関が知られておらず利用しにくい、女性は自分で生きていくというステップに踏み出しにくい。政府レベルでもコミュニティの支援センターがないため、女性は虐待を受けてもその虐待の生じる関係に閉じ込められてしまい、暴力に抵抗するのが困難なのだ… 政府が運営するシェルターはあくまで一時的な滞在のみを考えたものであり、適切な対応ができない。さらに滞在期間を超過した女性たちがどう社会復帰できるのか、政策に基づく諸策が欠落している」[12]
- 23.60 上記の Response to Information Request にはさらに、仕事を求めて農漁村部から都市部へと移動する女性たちについて、次の記載がある。「こうした(女性たち)は、数々の問題に直面する。働く女性のためのホステルがない、ホステルでの手続きの複雑さ、こうした女性向けホステルに対する社会の悪意などである。Lahore (パキスタンで第 2 の大都市) だけでも、政府の推定ですでに人口は 1,000 万人前後に達しているのだが、働く女性のためのホステルは 2 箇所しかなく、民営の宿泊所もわずかである」[12]
- 23.61 USSD (米国国務省) の 2006 年の報告書には、以下の記載がある。

「Ministry for the Advancement of Women (女性発展省) にはスタッフもリソースも不足しており、効果的に機能できずにいる。政府には National Commission for the Status of Women (NCSW、女性の地位に関する国家委員会) も設置されているものの、そこには空席が続いており政府はそれを埋めることができずにいた。そのため、せつかくの同委員会も有効な機能ができずにいたが、(2006 年) 2 月 1 日に Arifa Syed Zehra が同委員会の委員長に任命され、スタッフの募集を始めた。2003 年、政府は NCSW が女性を支援するための政策を策定することを義務付けた。以前の委員長 Majida Rizvi は 2003 年 8 月に Hudood 布告の全面的撤廃を求めたが、それを受けて政府はそのためのさらなる調査のための資金を提供している。ひとつにはその結果と

して、(2006年)12月1日のWomen's Protection Act(女性保護法)が成立したのである」[2b](第5章)

目次に戻る
ソースのリストを見る

非政府組織(NGO)からの支援

23.62 USSD(米国国務省)の2007年の報告書によれば、「女性の権利を求めるNGOが多数存在し、たとえばProgressive Women's Association(進歩的女性協会)、Struggle for Change(変革を求める闘争)、Aurat財団などが都市部で活動していた。こうした団体の基本的な関心事項としては、家庭内暴力、Hudood布告、名誉犯罪などがある」[2h](第5章)

23.63 Lawyers for Human Rights and Legal Aid(LHRLA、人権と法的支援のための法律家連合)というNGOのウェブサイト(Current Projects(現在進行しているプロジェクト)というセクションのページを見ると、日付は記載されていないが、Karachiで利用できる女性保護サービスに関する詳細な情報がある。その一部に以下の記載がある。

「虐待犠牲者のためのホットラインサービス。訓練を受けた臨床精神科医による、カウンセリングと心理治療。虐待ケースの文書記録。子供と女性向けのサービスプロバイダーすべてを記録したデータベースによる、紹介サービス。法務支援。女性デスク(女性の問題に対応するため、独立したデスクを配置。これを担当するスタッフも女性で、各種のトラウマや虐待の経験者に法務や心理、社会復帰のサービスを提供)。行方不明の児童のデータベースによる、家族への協力。LHRLAでは、未成年者の囚人に対するカウンセリングと保護のサービスを行うセンターも計画している」[68]

23.64 Progressive Women's Association(PWA、進歩的女性協会)のウェブサイトによれば、RawalpindiにあるAASRAというシェルターは1999年の設立で、家庭内暴力の犠牲者を支援する。[69a](パキスタンのPWAシェルター)さらにPWAは、「1987年以来、総計で17,000件を超える助成に対する虐待ケースに対応してきた」としており、次の各サービスを提供している。つまり、「警察への刑事事件の通報、そうしたケースを法廷システムに提訴するための弁護士の紹介、法務支援の申し出、情緒的・心理的支援の提供、住居事情を変えるための、代替案の提案、被害者のための組織や政府との折衝」[69b](What We Do [PWAの活動])

第25章「人身売買」、第17章「人権関連の機関や団体、活動家」を参照。

目次に戻る
ソースのリストを見る

24. 児童

概要

24.01 UNICEF のウェブサイトにある Pakistan Overview (パキスタンに関する概要) のページに 2008 年 10 月 1 日にアクセスしたところ、パキスタンにおける子供の立場を次のようにまとめている。

「パキスタンの子供たちには、各種の問題がある。栄養不良から教育や医療施設の利用が困難であること、さらには児童労働という形態での搾取まで、さまざまである。社会の中で子供の地位が低いため、家庭でも学校でも日々暴力の犠牲になりやすい。それに加え、組織犯罪による人身売買や性的搾取も待ち受けている。社会の保守的な体質から、特に女の子は就学や卒業が困難になる。最近発生した自然災害により、何千人もの子供たちの状況はさらに悪化している。2005 年、大規模な地震が発生し推定で 73,000 人が死亡、330 万人が家を失った」 [72a] (背景)

24.02 上記のウェブページによると、パキスタンの子供たちが直面している問題は困難を極めている。このウェブページには、次の記載がある。

「5 歳の誕生日を迎えられない子供が、10 人に一人いる … 子供たちの 30% は慢性的な栄養不良に苦しみ、安全な水も清潔な家屋もない。特に農漁村部では、そうである。パキスタンは GDP の 2.5% しか教育部門に支出していない。同国の初等教育就学年齢にある 1,900 万人の子供たちのうち、半分強しか学校に就学していない。しかも初等学校に就学している男の子の比率が 58% であるのに対し、女の子は 48% である。パキスタンの女性のうち、識字ができるのは三分の一強に過ぎない。14 歳未満の子供のうち、推定で 360 万人が就労している。しかもその大半は、危険な労働で搾取を受けているのである」 [72a] (背景)

24.03 だが UNICEF の Pakistan Annual Report 2007 (パキスタン年次報告 2007) には、子供たちに関連する好ましい出来事も、以下のようにいくつか紹介されている。

- 5 歳未満の子供 3,200 万人にポリオ予防接種が施され、13 歳未満の子供 3,000 万人にははしかワクチンが摂取された。
- 洪水被害を受けた地区でも 13 歳未満の子供の約 96% つまり 220,000 人がはしかワクチンの摂取を受け、この感染症の蔓延を防止できた。
- 3,000 万人の子供に、ビタミン A のサプリメントが配布された。
- 11 地区の保健施設 69 箇所が拡充され、出産に対する緊急ケアを行えるようになった。
- 地震ならびに洪水に見舞われた地域では“治療的” (原文のまま) 給食センターが 69,000 人の栄養不良に苦しむ母親と子供たちに食事を支給した。
- 初等学校で 320,000 人を超える女の子に、安全な飲料水が支給され衛生措置が施された。

- Balochistan (バロチスタン)、Sindh (シンド)、北西部国境地帯の各州の対象地区では、96,000 人を超える女の子が初等学校の第 1 学年に就学した。
- Punjab (パンジャブ) 集の初等学校の教員 150,000 人が、訓練を受講した。
- 4 つの州にある 8 つの地区で 1,000 人近い訓練を受けたサービス プロバイダーが、32,000 人の子供たちに心理・社会の両面でのリハビリ・社会復帰のためのサービスを提供した。そのうち 5,000 人は女の子であった。
- 地震の被害を被った地域では、85,000 人を超える子供たちの出生登録が完了した。[72b] (p6)

「保健と福祉」のサブセクションを参照。

- 24.04 USSD (米国国務省) の Country Report on Human Rights Practices 2007 (USSD Report 2007、人権関連の慣行に関するカントリーレポート) には以下の記載がある。

「パキスタン政府はこの年、子供の人権と福祉を守る上で法制度とプログラムの両方である進歩を遂げた。だが、問題は今もなくなっていない。Juvenile Justice System Ordinance (未成年者司法システム布告) では、テロ犯罪や麻薬犯罪で告訴されている未成年者が保護されない。Society for the Protection of the Rights of the Child (SPARC、子供の権利保護協会) の報告によれば、Anti-Terrorism Act (テロ防止法) のもとで 12 歳の子供すら逮捕されている。この法律により有罪判決を受けると、子供であっても死刑に処されることがあった」 [2h] (第 5 章)

- 24.05 その Society for the Protection of the Rights of the Child (SPARC) のウェブサイト に 2008 年 3 月 28 日にアクセスしたところ、以下の記載があった。:

「1990 年 11 月 12 日、パキスタンは Pakistan ratified the UN Convention on the Rights of the Child (UNCRC、国連子供の権利条約) を批准した。同年 12 月 12 日には発効している。批准の時点で、パキスタンはこの国連子供の権利条約の一般規定の 1 つをイスラム法とその価値基準に従い解釈するとの保留条件を設けていた。この保留は、1997 年 7 月 23 日に撤回された。だが、… パキスタンの国内法として同条約を取り入れる法案が成立するまでは、この条約を同国内では執行できない。そしてパキスタンは、この種の法律を制定していない … 2001 年 10 月 31 日、パキスタンは同条約の子供の売買や児童買春、児童ポルノに関する任意協定、ならびに武装闘争への子供の関与に関する任意協定にも署名した。だがこれらは、まだ批准されていない」 [71b] (子供の権利)

基本的な法律に関する情報

- 24.06 1979 年の Offence of Zina (Enforcement of Hudood) Ordinance (イスラム法による Zina (Hudood の執行) つまり婚外性交渉犯罪の処罰に関する布告) の第 1 部第 2(a)項には、以下の記載がある。「… “成人” とは、男性の場合 18 歳、女性の場合 16 歳または思春期にそれぞれ達した人物のことをい

う」 [14b] (p1) パキスタンでの投票ができる年齢は、18 歳である。
 (Commonwealth Parliamentary Association [英連邦議会協会]、2008 年 3 月 27 日の更新時点) [70] 男性が合法的に結婚できる年齢は 18 歳、女性は 16 歳である。(USSD [米国国務省] Report 2007) [2h] (第 5 章) だが Society for the Protection of the Rights of the Child (子供の権利保護協会) の State of Pakistan's Children 2006 (SPARC Report 2006、パキスタンの子供の現状 2006) という報告書によれば、イスラム法の下「思春期に達したすべての子供には、15 歳に達した時点で結婚に関する行為を行う資格が与えられる」 [71a] (p202) パキスタン陸軍の兵役ならびに正規業務への人員募集は、兵士や将校に関しては 17 歳で対象となる場合がある。(Coalition to Stop Child Soldiers、Child Soldiers Global Report 2008 [児童兵士廃絶を求める連帯による“世界児童兵士レポート 2008]) [16] だが 2008 年 10 月 2 日更新の CIA の World Factbook によれば、実際に戦場に兵士が向かうのは 18 歳からであるものの、16 歳でも募集対象にはなる。[34] (軍隊) 工場や鉱山、その他の危険な職業では、14 歳未満の子供を就労させるのは非合法である。(USSD Report 2007) [2h] (第 5 章) 刑法上の責任が問えるのは、7 歳からである。(SPARC Report 2006) [71a] (pxvii)

第 10 章「兵役」、第 23 章「女性」を参照。

目次に戻る
 ソースのリストを見る

子供の権利 – 市民権と自由

24.07 2006 年 5 月 23 日、パキスタン政府は第 2 回 National Plan of Action for children (NPA、子供ための国家アクションプラン) を採択した。この NPA は、パキスタンの Ministry of Social Welfare and Special Education (社会福祉特殊教育省) の機関である National Commission for Child Welfare and Development (NCCWD、子供の福祉と発達のための国家委員会) ならびに国連児童基金 (UNICEF) が策定したもので、「パキスタン政府の自国の児童に対する今後 10 年間の取り組みを定めている」2006 年 12 月の SPARC (子供の権利保護協会) へのプレゼンテーションにおいて、NCCWD のディレクターはこの国家政策と Plan of Action for Children を強調して打ち出した。その内容を次に要約する。

- 児童第一
- 貧困の克服：子供たちに投資を
- 一人の子供も“落ちこぼす”な
- 子供一人ひとりを大切に
- すべての子供に教育を
- 子供たちを危害や搾取から守れ
- 戦争から子供たちを守れ
- HIV と AIDS 対策
- 子供たちの声に耳を傾け、子供たちの参加を確実に
- 子供たちのために、地球を守れ Protect the earth for children (SPARC Report 2006) [71a] (pxxiii)

目次に戻る

ソースのリストを見る

国内法

24.08 2008年9月10日の *The Nation* の報道によれば、National Child Protection Policy and Child Protection（子供の福祉と発達のための国家法案）を、Ministry of Social Welfare and Special Education が今後2か月以内に議会に提出する見込みである。この記事によれば、「この子供の福祉と発達のための国家政策はパキスタン全国を対象にするものであり、Child Protection Bill（子供の保護法案）の方は Islamabad Capital Territory（イスラマバード首都地区）のみを対象とする」[79]

24.09 婚姻法に関し、USSD（米国国務省）の2007年報告書には以下の記載がある。

「児童の結婚を禁止する法律はあるものの、実際には多数の児童結婚が行われている証拠があった。2007年3月の Family Planning Association of Pakistan（パキスタン家族計画協会）の推定では、同国における結婚の32%が児童間の結婚である。この協会ではその理由として、貧困・伝統・女性の地位の低さを挙げている。7月にイスラマバードで開催された人権に関するセミナーで参加者は、Sindh（シンド）州や NWFP（北西部国境地帯）では12歳の女の子が90,000から200,000ルピー（1,500–3,500米ドル）で“買える”事実を報告している」[2h] (第5章)

「強制結婚」のサブセクション、ならびに第23章「女性」の「家族関係法：結婚、離婚、相続」というサブセクションを参照。

24.10 児童による就労については、USSDの2007年報告書には以下の記載がある。

「パキスタン政府は、職場での搾取から児童を守るための法律を採択し、政策を発表している。だが児童労働を禁ずる法の執行は不徹底なもので、児童労働は深刻な問題であった。HRCP（パキスタン人権委員会）によれば就労している児童は1,000万人ほどいた。マスメディアの報道によれば、農業以外での児童就労の70%は、非常に小規模の職場で行われている。そのため児童就労を禁ずる法律を執行しようとしても、複雑な事態に直面する。この法では、従業員数が10人に満たない施設は検査対象になっていないためだ。農業と家庭内労働では、児童の就労は広く見られた」

「Employment of Children Act（児童就労法）では、工場や鉱山、その他危険な職場での児童の就労を禁止し、その他の場合でも14歳以下の児童の就労については規制を設けている。例として、児童の時間外労働や夜間労働は禁じられており、1週間に1日必ず休日を認めねばならない。だが大半の地区には児童労働の検査官は少数しかおらず、しかも多くの検査官はあまり訓練を受けておらず、リソースもわずかで、賄賂を受けやすい… 2001年に Ministry of Labor（労働省）は危険な児童就労の形態35種類を特定している。その例としては、路上での物販、外科用器具の製造、遠洋漁業、皮革製造、レンガ造り、サッカーボールの製造、カーペット織り、その他がある」

「児童就労法違反の有罪判決のケースは何百もある。だが裁判所が科す罰金は少額で、平均ではNWFP（北西部国境地帯）での6米ドル（364ルピー）

一) から Balochistan (バロチスタン) での 121 米国ドル (7,344 ルピー) といったものであり、これではあまり抑止力にはならない。Employment of Children Act (児童就労法) の規定では、最大で 333 米国ドル (20,200 ルピー) までの罰金を認めている。また、同法に違反している事実が判明しても、罰金が科されなかった例も少なくなかった」 [2h] (第 6d 章)

24.11 USSD の 2007 年報告書には以下の記載がある。

「この法は、児童の労働も含め強制労働や奴隷労働を禁じている。だがパキスタン政府はそうした禁止事項を効果的に執行していない。そのためこうした事実が現実にはあるという報告が存在していた。Bonded Labor System Abolition Act (BLAA、拘束労働廃止法) では奴隷労働を禁止し、拘束労働にともなう負債すべての取り消しを定めている。この法では児童による奴隷労働には 5 年以下の投獄ならびに 825 米国ドル (50,000 ルピー) までの罰金を科している」 [2h] (第 6c 章)

「強制労働」ならびに第 32 章「雇用に関する権利」を参照。

目次に戻る
ソースのリストを見る

司法と刑罰に関する権利

24.12 Amnesty International の Annual Report 2008 for Pakistan (パキスタンに関する年次報告 2008、2007 年 1 月から 12 月までの出来事をカバー) によれば、「少年裁判所の数は不足したままであった。子供たちが今も成人とともに裁判を受け、拘留されている。部族地帯では、Frontier Crimes Regulation (国境犯罪規則) の集団責任項の規定の下、他人が犯した犯罪の故に子供が拘留されている。これは明らかに、集団処罰を禁じる国際法に違反している」 [4a] (子供の人権の無視)

24.13 Human Rights Watch の Enforcing the International Prohibition on the Juvenile Death Penalty (未成年者への死刑の国際的な廃止の実施) という 2008 年 5 月 30 日付の報告書には、以下の記載がある。

「2000 年の Juvenile Justice System Ordinance (未成年者の司法システムに関する布告) では、犯罪の実行時点で 18 歳未満であった人物に対する死刑を禁止している。さらに少年裁判所に対しては、被告人の年齢に関して疑いをもたれる場合には医療検査を実施するよう定めている。この布告は 2003 年には、Azad Jammu ならびに Kashmir の両地区をもカバーするよう拡大され、さらに 2004 年末には Provincially Administered Tribal Areas (州管轄部族地区) ならびに Federally Administered Tribal Areas (連邦管轄部族地区) をも対象とするよう拡大されたとの報告がある。だがその実施はいまだ極めて限定されたもので、これはこの法律が求めている裁判所その他の機構が多くの地域に欠落しているためである … パキスタンの最高裁では、犯罪を犯した時点で被告人の年齢を示す記録がない場合には、未成年者の被告に対する死刑の求刑を却下したことがある」 [13e] (p16)

- 24.14 Amnesty International の Annual Report 2008 for Pakistan (パキスタンに関する年次報告 2008) によれば、2007 年には犯罪の時点で 18 歳未満であった犯罪者少なくとも 1 名の死刑が執行された。この 1 名は、執行時点では成人ではあったが。この報告書によると、「Muhammad Mansha が (2007 年) 11 月、Sahiwal という地で処刑された。彼は 2001 年 3 月に殺人罪で死刑判決を受けていたが、殺人を犯した時点で 15 歳前後であった」 [4a] (死刑)
- 24.15 児童への性的虐待とその犠牲者を保護する法律に関しては、SPARC (子供の権利保護協会) のウェブサイトにて下記の記載があった。

「パキスタンの刑法システムでは、成人に対する性的虐待と未成年者に対する性的虐待との扱いに違いがない。パキスタン刑法と 1979 年の Hudood 布告を利用して、一部の児童に対する性的虐待を告訴することができる。性的虐待者を直接的に強姦や同性愛行為で告訴するには、パキスタン刑法 (PPC) の規定を用いる。殺人や誘拐を理由に、間接的に犯罪者を処罰することもできる。女性への強姦に関する第 376 条によれば、その刑罰は死刑、10 年以上 25 年までの服役と罰金とされている。第 377 条は同性愛行為への刑罰も規定しており、2 から 10 年の服役が定められている。第 254 条では性的嫌がらせも刑罰の対象とされているが、その刑罰は最大でも 2 年間の服役に過ぎない」

「最新の特に重要な発展としては、2006 年の Protection of Women Act (女性保護法、刑法修正) がある。この法律は、それまでの刑法をいくつかの点で修正している。強姦罪 (zina-bil-jabr) ならびにそれに対する刑罰を zina 布告 (婚外性交渉に関するイスラム法) から削除し、刑法の第 375 条と 376 条に戻した。強姦罪は男性が女性に性行為を強要する犯罪と定義され、1979 年以前のパキスタン刑法にあった男性も強姦される場合があるという認識を払拭した。さらに女性の合意があったとしても、女性が 16 歳未満であれば行為は正当化されない。強姦罪に対する刑罰は死刑、あるいは 10 年から 25 年の服役である。強姦ならびに集団強姦に対する処理は、刑事訴訟法 (CrPC) に定められている。通常の裁判所で事情聴取が行われる点は以前と同じだが、今回の新法の下では訴訟申し立ても通常の裁判所で行うことができ、Federal Sharia Courts (FSC、連邦イスラム法廷) ではない。Zina 法では Tazir と呼ばれる、コーランや伝承ではなく裁判官の裁量による刑罰が下される場合が多く、そのため刑法に戻したのである。この犯罪には保釈金の適用が可能で、刑罰は 5 年以下の服役である。すべての訴えは原告個人が起こし、それを 2 名の成人イスラム教徒の男性が承認として支持する …」 [71c] (法律による児童への性的虐待の犠牲者の保護)

第 23 章「女性」の「女性保護法 (WPA)」というサブセクションを参照。

- 24.16 未成年の犯罪者に関しては、USSD (米国国務省) の 2006 年の報告書に以下の記載がある。

「未成年の犯罪者も一般的に成人と同じ刑務所に投獄されていた。もっとも、建物は別であったが。BBC の報道によると、独立系の NGO の調査により警察と接触した子供たちの 70% が何らかの形で虐待を受けていることが判明した。子供の囚人も成人の囚人から切り離されてはいないため、そこでも性的

虐待を受ける危険があった。同報告によればこうした未成年者の過半数は心理を待つ拘留中の被告人で、そのなかには 1~3 年後に証拠不十分で釈放された者も少なくなかった」 [2b] (第 1c 章)

24.17 USSD (米国国務省) の 2007 年の報告書に以下の記載がある。

「パキスタン当局は未成年者をも (成人犯罪者と) 同じ過酷な条件の刑務所に収容し、同様に審理の遅れや虐待もあった。現地の NGO いくつかの推定では、この年の終わりの時点でおよそ 1,900 人から 2,000 人の未成年者が服役中であった。刑務所に代わるものとして、未成年の犯罪者は Karachi と Bahawalpur の 2 箇所にある全寮制少年院のいずれかに収容され、そこで 18 歳までを過ごす場合もある。こうした施設では、虐待や拷問も行われている。栄養状態と教育も不適切だ。その家族が食糧の差し入れや訪問をしようとすると、賄賂を強要される。2004 年 12 月に Lahore 高裁の判決に反対し訴えがなされた。これは Juvenile Justice System Ordinance (少年司法システム布告) を無効とした判決だが、この訴えはいまだ係争中である。この布告は未成年者の被告の保護のために成人とは別の訴訟手順を定めた規則であるが、成人用の刑法とは異なる規定が見られる。この布告は今もあまり実施されていない。(2007 年) 9 月には … 新たな少年裁判所が Faisalabad に開設された」 [2h] (第 1c 章)

24.18 この Juvenile Justice System Ordinance (少年司法システム布告) の第 3 節によれば、パキスタン政府は未成年の犯罪者には無料で法務支援を提供する義務を負う。 [67b] (p78) だが ACHR (アジア人権センター) の South Asia Human Rights Index 2008 (2008 年南アジア人権指標) によれば、「ほとんどの犯罪者は今も法的支援を受けられずにいる。これは主に、弁護士団が法的支援を実施できずにいるためである」 [67b] (p78)

24.19 SPARC (子供の権利保護協会) の State of Pakistan's Children 2006 (パキスタンの子供の現状 2006) という報告書) という報告書には、以下の記載がある。

「少年院に当たる施設が不足しているため、未成年の犯罪者が今も成人犯罪者と同じ刑務所にある … Sheikhpura 刑務所は Punjab でも最悪の生活条件で悪名高い。

未成年の犯罪者は今では同刑務所に新設された建物に移送され、そこでは遊ぶスペースも充分にある。特に目立つ改善があったのは、Lahore である。未成年の服役者たちが床や眠るためのベッドにタイルを貼ったのだ。これが可能になったのは、その刑務所の最高責任者の善意による。服役中の子供たちにも十分な遊ぶスペースが与えられている。彼らには教育や職業訓練も施されている。Rawalpindi にある Adiala 刑務所に服役中の未成年者たちも、今では生活条件が大幅に改善した。これは、多数の NGO がこの刑務所内で作業に当たっているためだ。未成年者たちはスポーツ活動もできる。こうした大幅な改善は、Haripur 刑務所 (北西部国境地帯) や Karachi Youthful Offenders School (カラチ少年院、Sindh 州) でも見られる …」 [71a] (p158)

24.20 上記の報告書には、次の記載もある。

「だが大半の場合には、留置所の状態は敵対的で不適切である。未成年者が別々の独房に監禁され、スペースも狭い。こうした狭い部屋は不潔で暗く、非衛生である。場合によっては、未成年の犯罪者が刑務所内の最も粗末な部屋に拘留されるケースすらある。その例が Muzaffargarh、Rajanpur、Dera Ghazi Khan の各刑務所に見られる。Sargodha 地区刑務所ならびに Sialkot 地区刑務所に収容されている未成年犯罪者たちの生活状態は、ひどいものだ。いずれの地区刑務所でも未成年者が、死刑が確定した囚人用の部屋に拘留されている。6 から 8 人の未成年者が 1 つの部屋に押し込まれ、そのトイレは仕切りがなく部屋の中にあり、極めて非衛生である。しかも 6~7 月の暑さは過酷で、人間が住めた状態ではない。一部の少年院や少年用獄室で見られる過酷さの実例としては、体罰や人としての尊厳を冒すような刑罰の適用もある。無論、こうした罰は JJSO (Juvenile Justice System Ordinance、少年司法システム布告) で禁じられているのだが、現実には頻繁に行われている。… 服役者には、単調な日々の労働が科せられる。苦情申し立てのメカニズムには欠陥があり、未成年の服役囚には当局に苦情を申し立てる術がない。ある医療チームが Karachi の Youthful Offenders Industrial School (カラチ少年院) で服役中の未成年者 200 人をインタビューしたところ、約 60% の少年たちが深刻な拷問を受けたことがあり、それには『危険な殴打や電気ショック、首つるし、“cheera” (両脚を無理に開かれ、ときには性器を蹴られる)』なども含まれていた。成人用刑務所で服役中の未成年者たちは、当局ならびに成人の服役囚たちからのこうした虐待や暴力に傷つきやすい」 [71a] (p158-159)

目次に戻る
ソースのリストを見る

子供のケアと保護

24.21 UNICEF の Pakistan Annual Report 2007 (パキスタン年次報告 2007) によれば、「子供の保護や未成年者の司法のための訓練は、1,160 人の役人に施されていた (当初の目標数は、500 であった)。訓練を受けたものには、弁護士、裁判官、刑務所スタッフ、警察が含まれる。子供の権利と保護のためのモジュールが訓練コースに取り入れられ、Balochistan の州都 Quetta の警察には児童保護ユニットも設立された。これは、カシミールのパキスタン統治地区でも実施された」 [72b] (p33)

24.22 上記の報告書には、以下の記載もある。

「4 つの州の対象とされた 7 つの地区で、996 人の訓練されたサービスプロバイダーが、少女 5,000 人と少年 27,000 人にやさしく、秘密を守りながら適切なリハビリや社会復帰のための保護サービスを行った。当初の目標であった 23,500 人を大きく上回る人数である。対象となった施設としては、Faisalabad、Karachi、Lahore、Larkana、Mardan、Peshawar、Quetta にある 16 箇所のドロップインセンター (立ち寄って相談ができる施設)、3 箇所のアウトリーチ用センター (問題を抱えた人々を訪問し相談などするチームのためのセンター) である。こうした各センターでは、家庭に関するカウンセリングや各行動様式に応じた生活スキルのトレーニング、非公式の教育、心理的・社会的な支援やカウンセリングによる支援、法務面での支援や個人の保健面での支援、(他の支援サービスなどへの) 紹介を、路上暮らしの子

供たちや家庭から脱走した子供たち、その他脆弱な立場にある子供たちに提供している。上記の都市には女性や子供、思春期の人々向けの電話でのヘルプラインが9種類ある」[72b] (p33)

- 24.23 Punjab 州政府の Home Department (内務省) の監督下にある独立組織である Child Protection and Welfare Bureau (児童保護福祉局) は、2004 年の Punjab Destitute and Neglected Children's Act (パンジャブ極貧・遺棄被害児童法) に則り設立された。[64a] この Child Protection and Welfare Bureau は児童や家庭を支援するために各種のサービスを提供しており、その一貫である Child Protection Unit (児童保護ユニット) では「… 極貧・遺棄被害児童の救出や回復、親権獲得、リハビリ、社会復帰、フォローアップなどを行っている」[64b] 24 時間無休の Child Help Line というデンワでのヘルプライン [64c] ならびに Open and Mobile Reception Centers (オープンな移動受け入れセンター) が、「… ケアやサポート、情報提供、その他の支援を … 子供たちに提供している …」[64d] [64e]

「児童の家庭」というサブセクションを参照。

子供に対する暴力

- 24.24 USSD (米国国務省) の 2007 年報告書によれば、「子供への虐待は蔓延していた。子供の権利に取り組む各 NGO によれば、虐待が最も頻繁に見られるのは家庭のなかだ。児童虐待を監視している各 NGO からの報告によれば、この 1 年間で児童虐待のケースは 2,650 件あった (その 70% が女の子、30% が男の子である)。農漁村部では、貧しい両親が奴隷労働に子供を売り渡しており、娘を代金と引き換えに結婚させている例もある」[2h] (第 5 章)
- 24.25 2008 年 1 月 18 日の BBC News による Child abuse 'growing' in Pakistan (パキスタンで“広がる”児童虐待) という記事によれば、パキスタンの NGO である Lawyers for Human Rights and Legal Aid (LHRLA、人権と法的支援のための法律家連合) からの報告による情報として、「パキスタンの子供たちが虐待や誘拐、暴力の被害にあうケースが増大している」しかも「子供の関与するこうしたケースの報告件数は 2006 年の 617 件から昨年は 1,595 件に増大した。… この理由の一部としては法の執行が不十分であり、子供の権利に関する旧来以前とした社会の体質もある」LHRLA の代表による推定では、児童虐待などのケースのうち 80% は報告されていない。さらにこの記事によれば、当局が子供の権利に関心が薄いため、誘拐が発生しても両親は当局に通報するよりも誘拐犯と交渉することを選択してしまう。さらにパキスタンの大半では、子供の虐待を通報することはタブーとされている。[35p]
- 24.26 2008 年 9 月 10 日付の *The Nation* の記事によれば、「Ministry of Social Welfare and Special Education (社会福祉特殊教育省) から入手できるデータによれば、パキスタンの 4 大都市ではおよそ 35,000 人の子供が街路に住んでいると見られ、一切家庭とのつながりがない。そのため暴力や拷問、性的虐待、搾取などに会いやすい」[79]
- 24.27 HRCP (パキスタン人権委員会) の State of Human Rights in 2007 (2007 年人権状況) という報告書によれば、「子供に対する物理的な虐待が蔓延して

いる。・・・学校でも体罰が広く行われており、骨折などの負傷を招くような極端な事態もまれではない。さらに性的虐待の報告も多く、しかも特に被害にあいやすい児童を保護する制度全体が不適切である・・・さらに子供たちの自殺が深刻度を増している」 [27a] (p165、児童、児童の保護)

- 24.28 SPARC（子供の権利保護協会）による 2006 年の報告書には、以下の記載がある。

「Sahil という NGO が発行している Cruel Numbers 2006（残酷な数値 2006）という報告書によれば、なんと 2,447 人も（子供たち）、女の子 1,794 人と 653 人の男の子がパキスタン全土で暴力被害にあっている。この数値の根拠は、マスメディアによる報道ならびに Sahil が直接対応したケースである。こうした児童に対する犯罪の過半数は、性的に利用するための拉致、ならびに同性愛行為である。また悲嘆すべき事実として、パキスタンでは児童の自殺件数も増大している。この要因としては貧困、心理的圧迫、理解の欠乏、両親からの支援の欠如などがあるが、もうひとつの大きな理由として社会全般の犯罪増加もある。武器を入手しやすくなっていること、狂信的集団の影響力の増大、そうした勢力が脅迫をかけていること、自分たちの目的のために児童を利用していること、社会のいずれのレベルにもこうした問題への責任が問われていないこと。こうした諸要素が重大な原因となって、社会全般においても特に児童に対しても、暴力が増大している」 [71a] (p177-178)

- 24.29 上記の報告書には、子供への暴力の全ケースをサブカテゴリーに分類した結果も掲載している。殺人が 704 件、性的虐待が 637 件、41 件が Karo Kari と呼ばれる名誉犯罪、誘拐が 1008 件、96 件が警察による拷問である。 [71a] (p186)

- 24.30 Amnesty International による Annual Report 2008 for Pakistan（パキスタンに関する年次報告 2008）によれば、「アフガニスタンのタリバンが統治している地区とのパキスタン国境地区では、女の子と女性に対する虐待件数が増大している」 [4a] (女の子と女性に対する暴力)

上記の第 23 章「女性」のサブセクション「強姦」、ならびに「司法と刑罰に関する権利」のサブセクションにある刑務所での子供の扱いに関する記載を参照。

目次に戻る
ソースのリストを見る

強制結婚

- 24.31 SPARC（子供の権利保護協会）による 2006 年の報告書には、以下の記載がある。「多くの地区で女の子は 12~13 歳で結婚させられ、家事や育児、姻族からの要求への対応、家庭義務の履行などの責任を負わされる。その女の子自身が、まだ子供時代を終えていないのに、である」 [71a] (p68) この報告書にはさらに、「人々の生活では、伝統や風習が重要な役割を占めている・・・父権主義が支配する社会の中で、女性と女の子は Karo Kari（名誉犯罪）や Swara（部族間紛争調停のための児童結婚）、Vani（紛争調停のための児童

結婚)、子供の結婚といった習慣のために最もひどい苦痛を味わうことになっている」 [71a] (p195)

24.32 USSD (米国国務省) の 2007 年報告書によれば、「児童の結婚に関し信頼できる統計は存在しなかったが、各関連 NGO の見解が一致する点として、児童結婚は大きな問題であり、特に北西部国境地帯の Dir と Swat の両地区では深刻である。こうした地区では Pashtun 人の小部族間で部族間紛争などに対する報復と調停のためのよく見られる習慣として、若い場合には 11 歳の女の子でも代金と引き換えに結婚させられている」 [2h] (第 5 章) Freedom House による 2008 年 Freedom in the World Country Report (カントリーレポート、パキスタン) には次の記載がある。「こうした各種の児童結婚や強制結婚は、法律では禁止されているにもかかわらず、今も問題である」 [19a]

24.33 2008 年 6 月 15 日の IRIN (統合地域情報ネットワーク) からの報告には、以下の記載がある。

「米国に本拠を置く International Population Council (国際人口評議会) のイスラマバード支局からの統計によれば、パキスタンの農漁村部女性の 58% が 20 歳に達する前に結婚していることが窺える。しかも多くは、法廷の結婚可能年齢である 16 歳になる以前だ。調査が進んでいないこと、また家庭が結婚登録で花嫁の年齢を偽ることが多いため、正確な数値は入手できていない。実際、多くの結婚は登録すらされていない。こうした結婚の比率は、都市部では 27% である。この評議会の報告によれば、パキスタン全土では 20 から 24 歳の既婚女性の 32% は結婚した時点で 18 歳未満であった。州ごとに比較すると、女性の中で若年結婚者が占める比率は南部の Sindh 州が最も高く、最も開発が進んでいる Punjab 州が一番低い」 [41c]

24.34 上記の報告によれば、最近 Sindh 州の Chach という村で開かれた jirga (部族の長老たちの会議) は「… 8 年間に及んだ部族間抗争を調停するため、Chakrani という部族の 3 歳から 10 歳までの少女 15 人を抗争相手である Qalandari 部族の男性に“嫁がせる”ことを決定した… Sindh 州政府と連邦政府に本件に介入するよう要請があったが、何ら実際の措置は発表されていない」 [41c]

24.35 Amnesty International による Annual Report 2008 on Pakistan (パキスタンに関する年次報告 2008) には、以下の記載がある。「(部族間などの) 抗争を調停するために少女あるいは女性を敵対者に“嫁がせる” swara という風習があるが、その責任者を高位の司法機関が告訴したケースが数件ある。2005 年制定の法律でこの習慣には最長で 10 年間の服役が刑罰として科せられるようにはなったが、今も広く行われている」 [4a] (女性に対する暴力)

24.36 ACHR (アジア人権センター) の South Asia Human Rights Index 2008 (2008 年南アジア人権指標) によると、「女の子は今も“家族の財産”扱いをされることが多く、負債の返済や家族間紛争の調停に利用されている」この報告には、実際に発生したこうしたケースの実例も紹介されている。 [67b] (p77)

第 23 章「女性」のサブセクション「社会的・経済的権利」を参照。

強制労働

- 24.37 USSD（米国国務省）の 2007 年報告書によれば、「児童労働は、深刻な問題であった。Sahil、SPARC、Rozan といった NGO が児童労働や児童の性的虐待、児童の人身売買といった問題に取り組んでいた。こうした犠牲者にカウンセリングや医療サービスを施し、この種の問題に対する社会の認識を広めるという点では、NGO が重要な役割を演じていた」[2h] (第 5 章)
- 24.38 児童の奴隷労働という問題に関し、USSD（米国国務省）の 2007 年報告書には以下の記載がある。「児童の奴隷労働は今もレンガを焼く工場、精米所、繊維工場などで実際に見られ、深刻な問題である。家族がこうした犠牲者である児童を奴隷労働に販売した例、娘を“嫁がせて”いるものと理解した例、合法的な就労をさせていると考えていた例もある。逆に、誘拐され奴隷とされた例もある」[2h] (第 5 章) SPARC（子供の権利保護協会）の 2006 年の報告書によれば、Sindh 州の都市部と農漁村部の間では 2001 年から 2003 年にかけて 41,218 人の児童が売買された。この売買の主な目的は、強制労働である」[71a] (p63)
- 24.39 この USSD（米国国務省）の 2007 年報告書には、次の記載もある。

「International Labor Organization（国際労働機関）の International Program for the Elimination of Child Labor（ILO IPEC、児童労働撤廃国際計画）では、カーペット織りや外科器具関連、ごみ回収、遠洋漁業などの産業での（児童就労の撤廃を求める）プログラム、さらに Time Bound Program for the Elimination of the Worst Forms of Child Labor（児童労働の最悪形態の廃絶のための時限プログラム）を実施している。パキスタン政府ならびに産業界との協力のもと、ILO IPEC では監視や教育の道を実現すること、リハビリ、家族の雇用といった手段を組み合わせ、こうした業界から子供たちを解放している。政府もこれにおいては ILO に協力し、経費の一部を負担している。Ministry of Labor（労働省）の役人数名も、このプログラムの実施において ILO に技術的な支援を提供している[2h] (第 6d 章)

（上記の第 25 章「人身売買」ならびにサブセクション「国内法」を参照）

目次に戻る
ソースのリストを見る

児童の家庭

- 24.40 National Commission for Child Welfare and Development（NCCWD、児童福祉と育成のための国家委員会）では路頭に暮らす子供たちに関するファクトシートを（インターネットに）掲載しており、日付は記されていないが 2008 年 6 月 27 日にアクセスした記事によれば、パキスタンには“SOS ビレッジ”も含め孤児院が 250 箇所以上にある。こうした施設は孤児だけでなく、両親に遺棄された子供たちのシェルターにもなっている。[29]
- 24.41 “SOS Children’s Villages”ではパキスタンの国別概略情報を公開している。日付のない報告によれば、「…パキスタンには SOS Children’s Village が 8 箇所があり、さらに SOS Children’s Home が 1 つ、SOS Youth Facilities（青

年向け施設)が6つ、SOS Hermann Gmeiner 学校が7つ、SOS 職業訓練センターが4つ、SOS ソーシャルセンターが4つ、SOS 医療センターが2つ、SOS 緊急対応プログラムが2つある」[28b] この情報源に2008年1月25日にアクセスしたところ、慈善団体 SOS はパキスタン国内に7つのコミュニティ (Lahore、Dhodial、Rawalpindi、Faisalabad、Karachi、Sargodha、Multan) を運営しており、さらに Muzaffarbad と Sialkot にも建設中である。こうしたコミュニティでは児童は必要に応じ学校教育、医療サービス、職業訓練を受けられる」[28a]

- 24.42 Punjab 州の Child Protection and Welfare Bureau (児童保護福祉局) によれば、同局では児童保護施設を5箇所開設、極貧ならびに遺棄された子供たちの緊急ならびに長期的支援を行う。こうした施設は子供たちにとって「…上質の住居と教育、職業訓練、リクリエーションの場となる」[64f]
- 24.43 パキスタン最大の福祉団体である Edhi 財団のウェブサイトによれば、同財団では「Edhi の緊急支援センターの大半に Jhoolas と呼ばれる乳児用のゆりかごを設置、遺棄された赤ちゃんをそこに置いていけるようにした。遺棄された乳児は Edhi のホームに住まい、後に養子に出される。[10a] (Edhi 財団の活動) このウェブサイトはパキスタン全土 112 箇所にある同財団のセンターを列挙している。[10b] (Edhi 財団の連絡先) 同財団では極貧状態にある孤児や家から脱出した子供たちのためのホームも運営していた。このウェブサイトによるとパキスタン全土にこうしたホームは13箇所あり、そのうち7つは Karachi にある」[10a] (Edhi 財団の活動)

目次に戻る
ソースのリストを見る

教育

- 24.44 Europa World Online というウェブサイトにて2008年2月12日にアクセスしたところ、「普遍的な無料の初等教育は憲法に定められている権利だが、教育は義務とはなっていない。初等教育は5歳で始まり、5年間続く。中等教育は10歳からで、3年間と4年間の2つの段階に分かれる」[1] (教育) Europa の記載によれば、パキスタンでの成人の識字率は2004年に49.9%で、男性で63%、女性で36.02%であった。[1] (統計: 教育) SPARC (子供の権利保護協会) の2006年報告書によれば、同年の National Education Census (全国教育調査) に基づく数値として、パキスタンには合計で245,000を超える教育施設があり、そのうち164,000以上は公立、81,103は私立であった。この学校総数のうち、12,000以上が“機能していない”状態にあった」[71a] (p102)
- 24.45 SPARC (子供の権利保護協会) の2006年報告書には、2005年 Robert Hathaway 編集の Education Reform in Pakistan Building for the Future (パキスタンの教育改革 - 未来への構築) からの引用として、以下の記載がある。
- 「パキスタンの教育システムについては、同国がその潜在的能力を発揮できずにいる最大の阻害要因の1つであるとの指摘が、頻繁になされている。国連 United Nations Development Program (国連開発計画) の Human Development Report (人材開発レポート) の“教育指標”では、アフリカ以外の諸国中ではパキスタンが最低の位置にいる。International Crisis Group

(国際危機グループ)によると、GDPのうち教育への支出が2%に満たない諸国は全世界に12か国しかないが、パキスタンはその1つである。同国の成人の識字率は50%を下回っており、しかも成人女性のなかで実用的な読解能力がある人は三分の一に満たない。パキスタンは人口が多く、世界でも6番目である。しかもその総人口1億6,000万人の約半数が18歳未満、また女性もほぼ50%である。だが推定で2,500万人の子供が就学できておらず、約1,000万人が児童就労している。また子供たちのおよそ20%は私立の英語の中等学校に通っており、これは確かにかなりの比率ではあるものの、残りの子供たちの四分之三は公立学校に就学している。この結果、さらに残る子供たちは私立の学校にも公立の学校にも行けず、madrassahと呼ばれる“学校”に通う。madrassahに通う子供たちの精確な人数については、データがない。だがかなりの人数であることは、疑いない」[71a] (p97)

24.46 USSD (米国国務省) の2007年報告書には、以下の記載がある。

「地元の法律では無料の公教育を義務化しておらず、学校の多くは授業料を徴収する。Punjabなど一部の州政府では無料の公教育を義務付ける法律を成立させたものの、多数の公立学校は今も授業料や教科書代、教材費、制服代を徴収している。公立学校、特に初等教育よりも上の公立学校は多くの農漁村部には存在していない。そのため親たちは平行してイスラムの私立学校であるmadrassaという学校システムを利用することになる。大都市圏では多数の親たちが子供たちを私立学校にやっている。これは、公立学校の施設や教育の質が不十分であるためだ」

「UNICEFによれば初等教育年齢の子供たちのうち就学しているのは56%で、中等学校に入学するまでの段階で就学率は男の子で31%、女の子で23%にまで落ち込む。パキスタン全体での識字率は約50%であるが、男性(64%)と女性(35%)の間にはかなりのギャップがある。これは、女の子の教育に関して歴史的にも社会的にも差別が残るためである。FATA(連邦直轄部族地域)では識字率が有意に低く、そこでは女性の識字率はわずか3%にも落ち込み、男女全体での識字率17%に比べても非常に低い。助成の教育を受ける比率が高まっているという断片的な証拠はあるものの、こうした差別は党に農漁村部では今も残っている」[2h] (第5章)

24.47 上記のSPARCの2006年報告書には、深刻な性差別についての記載もある。

「…北西部国境地帯(NWFP)の一部では、放火活動などが続いており状況は悪化を続けている。女性用の学校いくつかは爆破され、閉鎖された。あるいは、脅迫を受け深刻な事態にある。一部の学校では女の子が通学を続けたければ、Burqas(ベール)の着用を強制される。状況はさらに悪化しており、タリバンに類似した過激派が私立の共学学校に対し、学校を閉鎖するかさもなくば“然るべき結果を覚悟せよ”と脅迫をかけている」[71a] (p97)

24.48 IRIN(統合地域情報ネットワーク)が2008年9月16日付で報じたところによれば、北西部国境地帯(NWFP)の武装集団が同州の103の学校を破壊した。そのうち99%は女の子の学校であった。この記事によれば、「タリバンに同調する武装勢力が店舗や女の子の学校に放火を行っており、武装勢力の主張ではこうしたものが“退廃”を広めている…」この結果約14,000人の女

の子が現在学校に通えないでいる。それ以前から、教育の場が少ないため教育が受けられない児童が推定で 50,000 人いた。[41e]

- 24.49 SPARC（子供の権利保護協会）の 2006 年報告書によると、5 歳から 12 歳までの児童の就学率には都市部と農漁村部でかなりの違いがあり、州と州の間でもばらつきがある。Punjab が子供の就学率は最も高く、Balochstan は裁定である。いずれの州でも、また都市部でも農漁村部でも女の子の就学率は男の子よりも低かった。[71a] (p111-112)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

Madrassas（イスラム学校）

- 24.50 madrassa（イスラム学校）に関し、USSD（米国国務省）の 2007 年報告書には次の記載がある。

「Madrassa は Ministry of Education（教育省）の管轄ではなく Ministry of Religious Affairs（宗教省）の管轄下にあり、多数の地域で公立学校に代わる存在となっている。だが多数の madrassa は教育内容が適切でなく、イスラムに関する内容だけを教えている。madrassa を卒業しても、仕事につけない例が少なくない。一部の madrassa では狂信的な過激主義や暴力を教えているとの報告もある。パキスタン政府はこの年、madrassa での教育の近代化努力を引き続き展開した。2005 年、同国にある独立系 madrassa の連合 5 団体と合意が成立、madrassa の 85%をこれら団体の管理下に置き、そうした登録 madrassa には近代的な教育カリキュラムを導入することになった。この年の終わり、推定で 15,000 ある madrassa のうちおよそ 10,000 が登録を受けた」[2h] (第 5 章)

- 24.51 同じ USSD の IRF Report 2008（国際的信教の自由に関する報告 2008）には、以下の記載がある。

「（パキスタンの）Religious Affairs Ministry（宗教省）によれば、推定で 13,000 から 15,000 ある madrassa のうち約 11,000 が、この報告対象期間の終わりまでに登録を済ませていた …」

「2005 年 12 月、（当時の）Musharraf 大統領は madrassa を政府に協力登録するための枠組みを据えた。その一環として、財務と教育内容に関するデータの提出や、狂信的な内容や宗教による憎悪や暴力を教えることの禁止も含まれていた。政府と独立系 madrassa 連合団体は、すべての madrassa での“世俗的”教科の段階的な導入に合意した。それには、数学、英語、自然科学も含まれる。この改革は当初、以前の政権における政治的な紛争と管轄争いのために停滞を余儀なくされていた。新たに選出された連立政権は、madrassa の改革を優先事項の 1 つとしている。… すべての wafaq（madrassa の連合体）では、宗教的ないしは分派的な不寛容やテロリストまたは過激派の採用につながる行為を madrassa で行うことを禁止した。検査官たちは系列の各 madrassa ではイスラムの教授以外に、英語や数学、自然科学といった“世俗”教科も教えることを義務付けた。Wafaq はさらに、madrassa が外国からの民間の資金を請けることにも制約を設けた。試験に関

する問題が残っており、政府との活発な討論の議題になっている。Federally Administered Tribal Areas (FATA、連邦直轄部族地域)と北部 Balochistan にある未登録で Deobandi (というイスラム改革運動)が管理している madrassa の一部では、いまだに過激な内容を教えている。同様に Jamat-ud-Dawa (という団体)が運営する Dawa 学校も、過激な内容を教えており、Lashkar-e-Tayyiba という指定外国テロ組織の構成員をリクルートしている … 2007 年 3 月のある報告によれば、Karachi にある政府の管理を受けない過激派の madrassa がいまだに、若い失業者男性の多いこの無秩序な都市において反映している。International Crisis Group (国際危機グループ)の報告によれば、政府は madrassa の改革に 5 年間を充てたが、なお完全な成功を見ていない。そして過激派諸集団はモスクや madrassa を Karachi では公に運営しており、これは一貫した法規制が欠落しているためである」 [2i] (第 II 章)

- 24.52 HRCP (パキスタン人権委員会)の State of Human Rights in 2007 (2007 年人権状況)という報告書によれば、「Madressa における虐待 (原文のまま)も、蔓延しているものと見られる … (2007 年 3 月)、警察は Muzaffargarh 地区にあるイスラム学校の“ミニ刑務所”から 24 人の子供を解放した。これらの子供たちは自らの意志に反して拘留され、その中には拷問や同性愛行為を受けたものもいた。しかも警察はこの事件を、拘留されていた子供たちの一人が脱出するまで知らずにいた」 [27a] (p166、児童；児童の保護)
- 24.53 USSD (米国国務省)の 2007 年報告書には、さらに以下の記載がある。「大半の madrassa では学童や学生たちは適切な扱いを受けていた。だがマスメディアの報道によれば、特に NWFP (北西部国境地帯)や Sindh 州奥地の孤立した地区にある一部の madrassa では、子供たちが不法に監禁されて非衛生的な環境におかれ、身体的ないし性的な虐待を受けている」 [2h] (第 5 章)

目次に戻る
ソースのリストを見る

保健と福祉

- 24.54 USSD Report 2007 には、以下の記載がある。

「児童のヘルスケアサービスはいまだに深刻なまでに不適切である。(パキスタンの) National Institute of Child Health Care (国立児童ヘルスケア研究所)によれば、出世以後 5 年以内の児童死亡例のうち 70%が、下痢 (原文のまま)や栄養不良といった容易に予防できる病気によるものであった。少年少女は政府の施設を同じように利用できるものの、家族が医療支援を求める際に男の子を優先してしまう。パキスタン国内には、病院 919 箇所と診療所 4,632 箇所がある。それに加え、母子福祉センターが 907 箇所にある」 [2h] (第 5 章)

- 24.55 UNICEF の (ウェブサイトの) Overview of Pakistan (パキスタン概要)に 2008 年 10 月 1 日にアクセスしたところ、日付は欠落していたが以下の記載があった。「パキスタンの母親の死亡率は生児出生 100,000 件あたり 350 から 600 人に達する。米国では、生児出生 100,000 件あたり 17 人である。字乳幼児 10 人のうち 1 名は、5 歳の誕生日まで生きられない。しかもその死因の多くは、下痢・肺炎・ワクチン摂取で予防できる病気である。児童の 30%

は慢性的な栄養不良で、安全な水もなく、家屋も非衛生である。農漁村部では、特にこの問題が見られる」[72a](背景)

- 24.56 Karachiに本拠を置く National Institute of Child Health (NICH、国立児童ヘルスケア研究所)はパキスタンの Sindh 州では最大の、そして唯一の子供用病院である。同病院では小児科系のほとんどの病気に専門治療を施し、腎臓科、内分泌科、新生児科、腫瘍科、精神科などの専門部門がある。[80]([専門科の紹介](#)) Child Aid Association (CAA、児童支援協会)というボランティア団体は NICH の腫瘍科内部で活動を展開、無料の薬剤や支援、専門家によるケアを恵まれない児童がん患者に提供している。[81a] CAA によれば、この腫瘍科でのケア以外にも「… NICH の他の部門からの患者 896 人に、NICH では通常利用できない専門検査施設を完全無料または半額で提供し、無料の薬剤も提供している」[81b]

(第 26 章「[医療問題](#)」ならびにサブセクション「[概要](#)」を参照)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

25. 人身売買

25.01 USSD（米国国務省）の Country Report on Human Rights Practices 2007（人権慣行に関するカントリーレポート 2007、USSD Report 2007）の序章には、以下の記載がある。「人身売買や契約労働者、奴隷労働者、児童就労での搾取が蔓延しており、いまだ未解決の深刻な問題である・・・」[2h] (紹介) Federal Investigation Agency（FIA、パキスタン連邦調査局）の人身売買対策ユニットの基本的な任務は、人身売買に対抗することにある。人身売買と密輸に関する省庁間委員会があり、連邦としての取り組みを調整している。政府は人身売買の国際的な捜査のため、他の諸国とも協力している。FIA では、人身売買の密貿易を廃止させるための努力を強化した。この年 1 年で約 1,550 件が登録されたが、これには密輸ケースも含まれている。FIA では密輸と人身売買を区別していないためである」[2h] (第 5 章)

25.02 やはり USSD が 2008 年 6 月に公開した Trafficking in Persons Report 2008（USSD TIP Report 2008、人身売買密貿易に関するレポート 2008）には、次の記載がある。

「パキスタン政府は、人身売買の廃絶のための最小限度の規準を完全には遵守していない。だがそれを目指して懸命な努力は払っている。昨年、人身売買に対抗する努力は限定されたものであり、パキスタンは第 2 層に配される。特に法執行の面で問題がある。同政府は一部の密輸人の告訴を続けてはいるが、奴隷労働やその他の労働という形態での人身売買という深刻な問題への取り組みを実証していない。例としては、児童の強制労働や詐欺的な派遣業者による移民労働者の人身売買などがある。人身売買で有罪判決を受けた場合の刑罰も、甘い。さらに同政府は強制労働の犠牲者への保護サービスの提供においても失敗している」[2d] (p202)

25.03 人身売買を禁止する法律に関し、USSD Report 2007 には以下の記載がある。

「この法律は国際的な人身売買を禁止しているものの、国内での人身売買については何の規定もない。現実には、どちらの形態の人身売買も深刻な問題になっている。2002 年の Prevention and Control of Human Trafficking, Ordinance 2002（人身売買の防止と対抗策に関する布告 2002）のもと、国際的な人身売買はすべて禁止されており、最も厳しい刑罰は 7 年から 14 年間の服役と罰金である・・・この年、合計で 9,089 人が偽造文書その他の非合法な手段・経路で出国しようとしたが、食い止められた。FIA（パキスタン連邦調査局）は、それら不法出国しようとした被告人たちに関与していた 137 人の“代理人”も逮捕した。では「レッドブック」を発行したが、こうした“代理人”の使命と住所を収録したものである。こうした“代理人”たちは、地下に潜っているか逃走中である。もっともこのレッドブックはジャーナリストや役人たちが閲覧でき、広く市民が閲覧できるものではない」[2h] (第 5 章)

目次に戻る
ソースのリストを見る

パキスタンと他の諸国との間での人身売買

25.04 同じく USSD Report 2007 には、以下の記載がある。

「人身売買に関し精確な統計は入手できないものの、パキスタンは人身売買の出発点・経由地・販売先のすべてに該当している。女性や女の子がバングラデシュやアフガニスタン、イラン、ビルマ、ネパール、中央アジアなどからパキスタンへと売買され、性の売買による搾取や奴隷労働を強制されている。合法的な職業であるとの、詐称行為に騙されてのことである。Ansar Burney Welfare Trust という福祉トラスト NGO の推定によれば、およそ 250,000 人のバングラデシュからの女性ならびに 250,000 人のビルマからの女性がパキスタンに密輸入され、売買春に従事させられている。同様にパキスタンの男女も中東に“密売”され、奴隷労働や家庭内の使用人を強制されている。目的地への到着時点で密売人や雇用者は被害者全員のパスポートを押収し、輸送費用を返済せよと労働を強制する」[2h] (第 5 章) また USSD TIP Report 2008 (人身売買密貿易に関するレポート 2008) には、次の記載もある。「バングラデシュやスリランカ、ネパール、ビルマの女性はパキスタン経由でペルシャ湾岸地域に売られている」[2d] (P202)

25.05 中東でのラクダの騎手の人身密売買という問題について、上記の USSD Report 2007 には次の記載がある。

「2005 年、アラブ首長国連邦 (UAE) は児童をラクダ騎手として使用することを禁止、UNICEF ならびにパキスタンも含む主要国との間に、こうした犠牲者児童の回復と社会復帰のための機構を設ける協定に署名した。各 NGO からの報告によれば、未確認の情報ではあるが南部 Punjab 州や Sindh 州奥地などの貧困地域からの児童がこうしたラクダ騎手として使用されている。UNICEF の報告によると、6 月までに 695 人の以前ラクダ騎手をやらされていた児童がパキスタンに帰国した」[2h] (第 5 章)

25.06 上記の USSD TIP Report 2008 には、さらに次の記載がある。「パキスタン政府はテレビ、ラジオ、新聞を利用して、湾岸地域でのラクダ騎手としての児童の人身売買という危険について警戒を引き続き呼びかけている」[2d] (p203)

パキスタン国内での人身売買

25.07 パキスタン国内での人身売買に関し、USSD Report 2007 には次の記載がある。「農漁村地区の女性と子供がパキスタン国内で都市部へと売買され、商業性行為や強制労働で搾取を受けている。レンガ工場や精米所、繊維工場での児童の奴隷労働は、いまだに深刻な問題である。一部のケースでは、児童の家族がその児童を奴隷労働に販売する、あるいは“嫁がせて”いる、合法的な仕事に就かせていると信じ込んでいる場合もある。その一方、誘拐される児童犠牲者もいる」[2h] (第 5 章) 上述の USSD TIP Report 2008 によれば、「パキスタンでは国内で相当数の人身売買が行われており、報告によれば何千人もの女性や児童が債務返済や紛争調停のために“販売”されている。あるいは、性的搾取や家事労働を強制されている。深刻な問題である。ある NGO によると、幼い場合にはわずか 6 歳の児童が家事労働を強制されており、身体的・性的虐待を受けている。奴隷労働もパキスタン国内での深刻な問題

である。さらに未確認の数値ではあるが、パキスタンでの女性・男性・児童すべてを含んだ奴隷労働の犠牲者数は百万人単位にのぼるとの推定もある」[2d] (p202) SPARC (子供の権利保護協会) の 2006 年報告書によると、以前に SPARC 自身が行った調査を参照しながら、41,218 人の児童が 2001 年から 2003 年にかけて、Sindh 州内の農漁村部から都市部へと人身売買されていた。その大半は、強制労働を強いられている」[71a] (p63)

第 24 章「児童」のサブセクション「児童子供に対する暴力」を参照。

目次に戻る
ソースのリストを見る

告訴

25.08 上述の USSD TIP Report 2008 には、次の記載がある。

「この年、パキスタン政府による人身売買に対する法執行の努力は十分なものではなかった。同国では他国との人身売買については、Prevention and Control of Human Trafficking Ordinance (PACHTO、人身売買の防止と対抗策に関する布告 2002) によって一切禁止しており、その定める刑罰は 7 年から 14 年間の服役である。同国政府はまた、出国布告の第 17-23 節を根拠に、人身売買の告訴を行っている。加えて Bonded Labor System Abolition Act (拘束労働廃止法) では奴隷労働をも禁止しており、その定めている刑罰は 2 年から 5 年間の服役ならびに・または罰金である。人身売買に対して定められている処罰は十分に厳格なもので、強姦罪など他の重大な犯罪にも比肩するものである。だが労働力としての人身売買に対してパキスタンは、法を実際に執行しようという努力を十分に実施していない。同国での奴隷労働問題は深刻なものであり、犠牲者は 100 万人を超えるものと推定されているが、政府は奴隷労働に関しては何らかの逮捕や告訴、有罪判決、刑罰が行われた証拠をまったく提示していない。同様に、政府は奴隷以外の強制労働に関しても、本調査期間中にどれだけの告訴や刑罰が実施されたのか確認していない。ここで“強制労働に関して”という場合、詐欺的なリクルートや児童の強制労働も含む」[2d] (p202-203)

25.09 同じ TIP Report 2008 には、以下の記載もある。

「調査期間中の性的搾取のための人身売買に関しては、パキスタン政府は人身売買犯 52 人に PACHTO (人身売買の防止と対抗策に関する布告 2002) を根拠に有罪判決を勝ち取っている。昨年より 13 人少ない。だがその刑罰の過半数は罰金あるいは 6 か月の服役というもので、甘い処置である。また 4 人の人身売買犯は 6 か月から 2 年間の服役という判決を受け、別の一人は 2~10 年の服役に処された。法執行を担当する役人が人身売買に共謀している例が広く見られることを鑑み、パキスタンは人身売買に政府職員が関与しているケースについては“情け容赦なし”という方針を発表、またその方針を実際に 2 名の職員に適用した。この 2 名は 7 年間の服役に処された。だが人身売買への共謀についても、政府は捜査や告訴、刑事罰を組織的に実施する努力に関して何ら報告を出していない」[2d] (p203)

- 25.10 政府職員の告発という問題について、USSD の Report 2007 によれば人身売買犯が職員に賄賂を提供、国境などの通過を容認させていると述べている。だがこの年、政府は Federal Investigation Agency (FIA、パキスタン連邦調査局) の職員をも逮捕、さらに人身売買を理由に政府職員の告発も実施した。この報告書によれば、「イスラマバードに本拠を置くある NGO によると、FIA の職員 27 人が同局の規則に従い処罰された」[2h] (第 5 章)

人身売買の被害者への支援

- 25.11 上述の USSD TIP Report 2008 には、以下の記載がある。

「この年、パキスタン政府による人身売買被害者を保護する努力は不適切なものであった。政府は、強制労働の犠牲者の特定と保護のためのいかなるプログラムも報告していない。パキスタンの人身売買被害者の中で、最も多いのが強制労働の犠牲者なのだが、特に家事など非公式な産業での奴隷労働と児童労働について、何ら報告がない。たとえば少年が売買春をさせられるなど男性の人身売買犠牲者の場合も、政府からの保護サービスを受けていない。商業目的による性的搾取の犠牲者の保護についても、やはり極めて限られたものであった。首都イスラマバード以外で国内において人身売買される女性やその他犠牲者のために 276 箇所の政府運営のセンターがあり、そのいずれでも利用できることにはなっている。そうしたセンターでは医療、職業訓練、法務支援を女性や児童に対し提供している。だが性的人身売買の外国人犠牲者に対しては、IOM (国際移民機関) のシェルターを紹介する程度で、保護活動は限られている。この調査期間中、IOM シェルターは 22 人の被害者に対し包括的なケアを施していた。政府はまた、こうした被害者が加害者である人身売買者への捜査に協力することを奨励、被害者が法廷審理を待機している間も求職することを許可している。報道によれば外国人の被害者が人身売買の結果として何らかの非合法行為を犯しても告発や送還を受けることはないが、一部の被害者には性的人身売買の犠牲者であるにもかかわらず、姦通罪の処罰が適用される場合がある」[2d] (p203)

- 25.12 上述の USSD Report 2007 には、次の記載もある。

「パキスタン政府は誘拐被害者の救出も幾度か行っている。Overseas Pakistani Foundation (在外パキスタン人財団) ならびに Ansar Burney 福祉トラストでは 17 人近くのラクダ騎手を UAE ならびにカタールから本国へ送り返している。2005 年、中央政府は特に人身売買の被害者のためのモデルとなるシェルター 1 箇所を開設した … この年、FIA (パキスタン連邦調査局) ならびに International Organization for Migration (国際移民機関) では、政府職員向けに人身売買に対処するためのトレーニングやセミナーを施している。人身売買に特に対応している NGO はほとんどないものの、人身売買の被害者や被害にあいそうな人々にシェルターを提供している各地域ならびに各州の NGO は多数ある … いくつかの NGO ではこの年、人身売買に関するワークショップを開催しており、政府と NGO の協力でラクダ騎手の悲劇について、報道キャンペーンを利用した広報を展開、この悪習の廃絶を訴えた」[2h] (第 5 章)

第 23 章「女性」ならびに第 24 章「女性児童」を参照。

目次に戻る
ソースのリストを見る

26. 医療問題

医療処置と薬剤の利用性についての概要

26.01 World Health Organisation (WHO、世界保健機関) の Country Profile on Pakistan (パキスタンに関するカントリーレポート) に 2008 年 1 月 18 日にアクセスしたところ、同国の人口 10,000 人当たりの平均内科医人数は 8 人、歯科医は 1 人、ナースならびに助産人員は 3 人、病床数は 7 であると軒際があった。[5a] [Medics Travel](#) というウェブサイトにはパキスタンにある医療団体の一覧が掲載されているが、それには hospitals in Lahore、Islamabad、Karachi、Rawalpindi、一部農漁村地区の病院も列挙されている (2008 年 1 月 18 日にアクセス)。[15] イスラマバードにある各医療施設に関する詳細な情報は、在イスラマバードの米国大使館のウェブサイトに掲載がある。
http://islamabad.usembassy.gov/medical_information.html. [2j]

26.02 USSD (米国国務省) の Consular Information Sheet on Pakistan (パキスタンに関する領事情報シート) の 2007 年 9 月 27 日の時点での更新内容には、以下の記載があった。

「パキスタンの主要都市では適切な医療ケアを受けることができるが、農漁村部では利用が限られる。都市にある医療施設は多様で、レベルもサービスの幅も、清潔さもリソースもさまざまだ。アメリカ人が行くと、アメリカの水準以下に見えるかもしれない。農漁村部の医療施設は、ほぼ確実に米国の水準以下である・・・個人がけがや病気をした際の効果的な緊急対応というものが、実質的にパキスタンには存在していない。救急車も少なく、医療人員が中に乗っているとは限らない・・・アメリカのブランド薬剤の多くが利用できないが、よく知られた製薬会社によるジェネリックブランドの製剤なら手に入る。パキスタンで製造された薬剤の品質については、不明である」
[2e] (p3)

26.03 Society for the Protection of the Rights of the Child (SPARC、子供の権利保護協会) による 2006 年の報告書には、次の記載がある。

「健康、特に母子の健康に関するリソースの利用性と増強に関しては、ヘルスケア施設の数従来と比べ増大している。パキスタン政府の公表した数値によれば、パキスタンにあるヘルスケア施設としては 946 の病院、4,554 の診療所、5,290 のベーシックヘルスユニットならびにサブヘルスセンター、907 の母子保健センター、552 の農漁村部保健センター、289 の結核 (TB) センターがあり、多くは州政府が運営している。農漁村部や隔離した地域で妊娠中の母親を支援するため、多数の Lady Health Worker (女性保健ワーカー) が雇用されている。また「ナース系の」職業の振興のため、パラメディック人材の効率向上につながる刺激策も実施されている。主任ナース BPS 14 から 16 に、ナース長は BPS 16 から 17 に、それぞれ等級が格上げされた。ナース業界では雇用の創出も進んでいる。だが、現場での現実は以下も深刻なままだ。いくつかのベーシックヘルスユニットでは医師が不在のことがあり、患者の苦痛に拍車をかける。その一方、医師は医師で施設の不適切さを嘆いている。ヘルスユニットに医師を引き付ける方策を編み出すことが、強く望まれる」 [71a] (p6)

- 26.04 2008年10月13日、UK Border Agency（英国国境警備局）宛てに UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）がそのパートナー民間機関である SACH（Struggle for Change、“変革を求める闘争”）を經由して送った E メールには、以下の記載があった。

「（パキスタンでは）外国人患者は、無料の薬剤や診察、治療を受ける資格がない。同国の法律では、外国人患者にはいかなる無料の治療も施す規定ないしは指示がない」

「パキスタンに居住しており地域カウンセラーから認定されている Zakat（喜捨）書式を持つ者、ならびに政府職員は無料の医療サービスが受けられる。その他のパキスタン国民は、病院で利用できない薬剤と手術費用については、医療費を負担せねばならない。ワクチン接種と家族計画の手段は、全国民が無料で受けられる。ベーシックヘルスユニットと中央保健ユニット・・・は、・・・軽い疾患に対する無料の処置を施す。さらにパキスタン North West Frontier Province（北西部国境地帯）では、パキスタン国民とアフガニスタン国民に無料の産科ケアが提供される」

「North West Frontier（北西部国境地帯）の州立病院には現実にアフガニスタン国民も来診しており、ヘルスケアを受けている。ただし（大半は）薬剤経費と手術費用を負担せねばならない」 [20g]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

HIV/AIDS – レトロウイルスへの対応

- 26.05 USSD（米国国務省）による 2007 年報告書によれば、「寄進者ならびに国連との協力により、パキスタン政府は National AIDS Control Program（NACP、全国 AIDS 対策プログラム）を制定、国民への AIDS 関連教育を積極的に推進した。NACP ではラリーや公的キャンペーンを展開、避妊と AIDS に関する啓蒙をモスクで行った。HIV / AIDS に感染した患者たちは、広く社会的な差別を被っていた」 [2h] (第 5 章)
- 26.06 2007 年 4 月 9 日付の BBC の記事 Pakistan Battles HIV/Aids Taboo（パキスタン、HIV/AIDS というタブーと戦う）には、以下の記載がある。
- 「パキスタン政府職員ならびに World Health Organisation（WHO、世界保健機関）職員によれば、パキスタン全土の治療センターには 4,000 人近い HIV/Aids の患者が来診している。この数値は、同国における HIV 感染者総数の一部に過ぎない。UNAids（国連 AIDS 合同計画）の昨年の報告によれば、80,000 から 140,000 人が感染している。しかもこの感染率は、実際に感染していても報告されていないケースが多いため、さらに悪化する恐れすらある。WHO では 2005 年末以来、3 年に及ぶ 450 万米ドルをかけたパキスタンによるレトロウイルス対策プログラムに資金を供出している」 [35x]
- 26.07 上記の記事には、次の記載もある。「Ministry of Health（保健省）の HIV-Aids ニュースレターでは、報告されている感染人数を 3,933 人としているが、

そのうち約 618 しか全土に 9 箇所ある治療センターには登録されていない。パキスタン政府職員によれば、発見率が低いことと、この病気が社会的には恥辱と見なされているため、HIV/Aids 患者の治療が進展しない」この記事にはさらに、パキスタン国内ではこの感染に関する認識が低く、治療センターでは治療とカウンセリングの両方を実施しているとの記載もある。[35x]

目次に戻る
ソースのリストを見る

がん治療

26.08 2005 年 12 月 2 日、Aga Khan Development Network（アガカーン開発ネットワーク）が発表したプレスリリースには、以下の記載がある。

「Aga Khan 殿下（イスラム教シーア系ニザリー派の最高指導者）は Aga Khan Development Network（AKDN、アガカーン開発ネットワーク）の会長にして Aga Khan 大学（AKU）の総長でもあるが、本日 AKU の Karachi キャンパス内に、840 万米ドルをかけた Ibn Zuhr 腫瘍対策ビルの落成式を祝った。このビルは… 包括的ながんセンターで、最新鋭の設備によりスクリーニングから診断、治療までの各種サービスを行う。高度な放射性映像、薬物治療、放射線治療、外科手術、それにがん研究施設までを 1 つの屋根の下に揃えている。Karachi にある Aga Khan 大学病院（AKUH）はすでに 654 病床を誇るが、今回の新ビルが加わったことにより、Sindh 州では最初の包括的ながん施設を擁する病院となった。総人口の 5～10% ががんに罹患するパキスタンにあって、強く要望されていた医療サービスを提供することになる。AKUH だけでも、およそ 12,000 人の患者が毎年がんの診断を受けている。Aga Khan 総長はまた、同大学病院の Patient Welfare Programme（患者福祉プログラム）のおかげで、Ibn Zuhr ビルで行われる医療サービスがその経費を支払う能力のない人々にも提供されることに満足を表明した」[47]

26.09 主要部門があるその他の病院としては、以下のものがある。

- Pakistan Institute of Medical Sciences（PIMS、パキスタン医療科学大学）、Islamabad <http://www.pims.gov.pk/>
- University of Health Sciences（健康科学大学Jinnah病院）、Lahore <http://www.uhs.edu.pk/registration/affinst/aimc/aimc.html>
- Shaukat Khanum Memorial Cancer Hospital and Research Centre（Shaukat Khanum 記念がん病院・研究センター）、Lahore <http://www.shaukatkhanum.org.pk/html/index.html>

26.10 2007 年 7 月 30 日付のパキスタンにおけるホスピスならびに緩和ケアを取り上げた記事の中で、*Daily Times* は以下のように述べている。「在宅医療プログラムにホスピスの場所はなく、政府運営の病院には真の意味の緩和ケアもない。少数の NGO や慈善団体ががん患者向けケアセンターや回復のためのホームを運営しているが、そこですら緩和ケアによる支援の本質が欠けている。一般に大半の医師もナースも、がんの苦痛に対する処置については専門的な訓練を受けていない」[55]

- 26.11 Child Aid Association (CAA、児童支援協会) というボランティア団体は NICH (国立児童ヘルスケア研究所) の主要部門内で活動しているが、恵まれない児童がん患者に無料の薬剤や支援、専門家によるケアを提供している。[81a]
- 26.12 International Network for Cancer Treatment and Research (INCTR、がん治療と研究のための国際ネットワーク) のニュースレター2003~4 冬号には、パキスタンにおけるがん治療の利用性に関し、以下の記載がある。

「がん患者の治療用施設は少数の大都市では、公立・私立両種の病院に存在する。放射線治療センターは 18 箇所あり、放射線主要治療医は 65 人いる。こうしたセンターの質は、内科医の専門技術ならびに利用できる設備に応じて非常にさまざまである。主要都市にも、内科腫瘍医はわずか 15 人しかいない。最先端の外科腫瘍治療を施しているのは少数の病院に限られ、そのため過半数の患者は最適の外科手術を受けられない。パキスタンでは、医療ケアを受けられるか否かという点で同じ国民の中に大きな隔りがある。富裕層は高質の病院ケアを受けられ、そうした高品質ケアは私立の病院あるいは少数の公立病院で利用できる。そこまで富裕でない階級は政府運営の病院で無料のケアを受けられるが、やはりこの場合のケアの質には大変な上下があり、利用できるリソースと人材の訓練の程度に応じて劇的に変わる。治療の費用は患者が負担するため、貧困層には最先端の治療が手の届かないものになる。貧困層を支えるのは個人からの寄付や政府からの資金援助、また Zakat (喜捨) である。Zakat とは、富裕なイスラム教徒が特に貧者を助けるために払うべき税金のようなものである。こうした寄付金は不十分で不安定であることが多い。がん患者の経済的負担は膨張の一途をたどっており、こうした資金では不足することは明らかだ。病気に対して適切である最低限度の治療を実際に受けているのは、全患者の 30% に達しないと見られている」 [73]

腎臓透析

- 26.13 Global Dialysis のウェブサイトには、パキスタン国内の透析センター115 箇所のリストがある (情報源を参照)。[48]

精神衛生

- 26.14 World Health Organisation (世界保健機関) の Mental Health Atlas 2005 for Pakistan (精神衛生アトラス 2005 パキスタン) には、以下の記載がある。

「精神治療の費用の主な出所を多い順で並べていくと、患者あるいは家族による自費、社会保険、私的保険となる。パキスタンでは精神障がいのある人々には、障がい手当が支給される。障がい手当を受給できるのは、精神疾患のために就労できない人たちである。精神医学も、基本的なヘルスケア システムの一部になっている。重度の精神障がいも、プライマリ ケアのレベルで実際に治療を受けることができる。そうしたプログラムは当初、最大の州である Punjab で 1985 年に始まったものだが、年月とともに他の州にも広まった。居住型の施設もデイ ケア型の施設も多数あり、特に学習障がいのある人々に社会生活や職業訓練、教育を施す施設が多い。プライマリ ケア専門家への正規のトレーニングは、精神衛生の分野において行われている。ト

レーニング プログラムが始めて導入されたのも Punjab 州でのことで、当初はプライマリ ケア専門家のための実地訓練として行われた。現在に至るまで、およそ 2,000 人のプライマリ ケア内科医ならびに 42,000 人のプライマリ ケア ワーカーがトレーニングを受講している。さらに、NGO の地域活動かたち（たとえば、National Rural Support Programme (NRSP、全国農漁村部支援プログラム)）も、このトレーニングを受けている。内科医やナース、精神分析医向けのトレーニング プログラムもあるが、ソーシャル ワーカーそうした施設は存在していない。精神医療のトレーニングは、District Health Development Centre（地区健康推進センター）のプログラムにも取り入れられている。Institute of Psychiatry Rawalpindi Medical College（Rawalpindi 医科大学精神医学研究所）は、パキスタンで初めて WHO 提携センター EMR となり、現在では国家・地域の両レベルでトレーニングやサービス情報システム、研究のためのリソース センターとして機能している。プライマリ ヘルスケアの内科医やパラメディクス、コミュニティ ワーカー、教師向けに、多数のトレーニング用マニュアルが開発されている。ヘルスケア専門家向けにカウンセリング スキルのトレーニング パッケージもあり、精神病患者のリハビリのためのパッケージも開発されている … 精神障がいのある患者のための、コミュニティ ケア施設もある … ジュニア精神科医の 78%以上がコミュニティの精神衛生に関するトレーニングを受けており、こうした分野でのプログラム開発のためのリソース パーソンとして機能できる。National Steering Committee（国家推進委員会）が、定期的に実際のケアの質を評価している」 [5b]

26.15 この Mental Health Atlas 2005 for Pakistan には、さらに以下の記載もある。

「上記の他にも、精神衛生関係の人材が約 2,000 人いる。国内には、精神病院が 4 箇所にある。医科大学にはすべて、精神医学の専攻がある。精神医学ユニットはさらに提携各病院にもあり、私立病院・公立病院を問わない。一部の精神医学ケア施設は個々の tehsil（と呼ばれる行政地区、原文のまま）レベルで利用できる。麻薬依存患者の治療用病床も、ほとんどの病院施設で利用できる（232 箇所）。法医学用の病床も、少数の施設では利用できる。児童向けの精神科医は、国内に 2 名いる。精神医学専門家は大都市圏に集中している。大半の精神科医は、私立のクリニックを開設している」 [5b]

26.16 女性や児童といった特定集団向けの保健サービスに関しては、この Mental Health Atlas 2005 for Pakistan には以下の記載がある。

「パキスタンに特には難民と児童のための精神医療プログラムがある。各 NGO もそのサービス提供と難民や児童の支援とに関与している。アフガニスタンからの難民には、国際団体がサービスを提供している。また女性や拷問の被害者のための施設もある。大型病院や市域病院の内部には、児童向けの施設も一部にある。だがパキスタンの大半では児童ならびに思春期の精神医療を担当する施設がない。学習障がいを抱えた人々のための施設は、居住型・デイ ケア型の両方を含めて多数あり、特に大都市には多い。学校でも精神衛生のプログラムがあり、学童や教員、地域による精神衛生に対する認識を発展させるためのプログラムである。教員に精神衛生の不可欠な知識を習得してもらい、それを学童と分かち合ってもらおうとともに、基本的な心理的問題に関しては学童にカウンセリングを行ってもらうためである …」 [5b]

- 26.17 この Mental Health Atlas には、パキスタンにおいてプライマリヘルスケアというレベルで一般に入手できる治療薬を列挙していた。つまり carbamazepine、phenobarbital、chlorpromazine、diazepam、haloperidol; imipramine (amitriptylline の代替薬)、procyclidine である。[5b]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

27. 人道に関する問題

- 27.01 2006年12月15日のIntegrated Regional Information Networks (IRIN、統合地域情報ネットワーク)の報じたところによれば、「2005年10月8日、南アジアの大地震によりパキスタン北部ならびにパキスタン統治下のカシミール地区が壊滅、75,000人以上の人々が死亡、およそ70,000人が重傷や障がいを負った。推定で300万人が不適切なシェルターに暮らすことになり、その大半は緊急食糧を必要としている」この報道には、被害地区でパキスタン政府が運営していた救難キャンプで供給されているシェルターや食糧についても詳細な記載がある。[41b]
- 27.02 United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA、国連人道問題調整事務所)の2008年9月8日付のPakistan Humanitarian Response Plan 2008 (パキスタン人道対応計画2008)には、次の記載がある。

「(2008年)8月、パキスタンでは重大な危機が重なり国内で大量の国民が住居を失い、何十万人もの人々が人道的支援を必要とする状態に陥った…8月初旬の稀な大型モンスーンによる降雨と鉄砲水は、300,000人以上に被害を及ぼした。North West Frontier Province (NWFP、北西部国境地帯)のPeshawar地区ならびにPunjab州のRajanpur地区は特にひどい被害に見舞われた。さらにFederally Administered Tribal Areas (FATA、連邦直轄部族地域)ならびにNWFPでのSwat地区では政府軍と武装集団の間の軍事衝突が再発、ここでも多数の人々が非難を余儀なくされた」[74]

第8章「[治安状態](#)」を参照。

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

28. 移動の自由

28.01 「国内での移動の自由、外国旅行、出国、帰還」に関し、US State Department（米国国務省）の Report on Human Rights Practices 2007（人権慣行に関する報告書 2007）によれば、パキスタンの法律ではこうした自由が規定されているものの、現実には政府はそれに制限を設けている。同報告書によると、「政府は、ある種の制限地域に外国人が入るにあたっては特殊な許可を受けるよう要求しており、そうした地域としては FATA（連邦直轄部族地域）や Balochistan の一部がある」[2h] (第 2d 章)

28.02 上記の報告書には、以下の記載もある。

「（パキスタンの）法律ではイスラエルへの旅行を禁止しているものの、この法律は現実には執行されていなかった。政府職員と学生が国外に旅行する際には、どこからも反対がないことの証明書を手に入れなければならない。だがこの規定も学生に関する限り、現実にはあまり執行されていなかった。公に入手できる Exit Control List（ECL、出国制限リスト）というものがあり、これに記されている人物は国外旅行を禁じられる。マスメディアの報道によればこの年の終わり、ECL にはおよそ 917 人の人物が列挙されており、これは前年の 3,740 人より減少している。人権法律家たちによれば、この ECL の掲載人数が大幅に減った原因としては、裁判所がこのリストに注目した結果である。ECL は本来、係争中の犯罪ケースに関与している人物が国外に出ることを禁止するためのものであったが、ECL に新たな人物を掲載するに当たっては何ら司法処理が必要とされておらず、そのため ECL が人権活動家や野党勢力、国民主義政党への嫌がらせの手段として悪用されたことがあった。このリストに掲載された人物には、氏名削除を求める訴訟を起こす権利が認められている・・・法律では強制国外追放も禁じている。（前首相であった Benazir Bhutto と Nawaz Sharif は 2001 年に国外退去したが、それぞれ 2007 年 10 月 11 月に帰国が認められた）」[2h] (第 2d 章)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

29. 国外からの難民

- 29.01 USSD（米国国務省）の Country Report on Human Rights Practices 2007（人権慣行に関するカントリーレポート2007、USSD Report 2007）には以下の記載がある。

「（パキスタンの）法律には、1951年の UN Convention relating to the Status of Refugees（国連難民の地位に関する条約）ならびにその 1967 年 Protocol（議定）に則り亡命や難民資格を認める規定がない。だがパキスタン政府は、難民を保護するシステムは設けている。ただし同政府は難民資格や亡命を認めてはいない。現実にはこの政府はルフールマンを防止するための保護は実施しており、ルフールマンとは迫害を受ける恐れのある国に亡命希望者などを送還してはならないという規定である。1979 年以来パキスタン政府は、隣国アフガニスタンからの難民数百万人に一時的な保護を実施している。UN High Commissioner for Refugees（UNHCR、国連難民高等弁務官事務所）によれば、約 210 万人のアフガニスタン難民がパキスタン国内に滞在している。パキスタン政府は UNHCR との密接な協力のもと、これだけの難民を支援している。（2007 年）10 月中旬現在、およそ 346,000 人の難民 UNHCR の支援を利用して帰国しており、その中には正式には難民登録されていない 200,000 人以上も含まれている」 [2h] (第 2d 章)

アフガニスタン難民

- 29.02 USSD（米国国務省）の 2007 年報告書には、以下の記載がある。

「4 箇所のアフガニスタン難民キャンプが、今年中に閉鎖される見込みであった。だが実際に閉鎖されたのは、NWFP（北西部国境地帯）にある Kacha Garhi キャンプだけであった。また、アフガニスタン難民から警察が賄賂を求めた例もある。諜報機関の職員がアルカイダ捜索の間に難民に嫌がらせを行ったとの、信憑性の高い報告もある。NGO での仕事に合意して就労している女性難民の一部からは、自らのコミュニティ内部のタリバン賛同派から嫌がらせを受けたとの報告も出ている。難民には社会からの差別と地域コミュニティからの虐待が待ち受けている。地域住民は（難民の到来により）経済競争が激化することを怒り、また犯罪率の増大を難民のせいに行っているのだ」 [2h] (第 2d 章)

- 29.03 UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の 2007 年 4 月 16 日付 News Story には、次の記載がある。

「パキスタン在住の未登録アフガニスタン難民がアフガニスタンに帰国するまでの猶予期間がこの週末で終了したが、それまでに UNHCR の支援により 200,000 人以上のアフガニスタン難民が送還されている。UNHCR の支援によるアフガニスタンへの難民送還は第 6 年目になるが、この年アフガニスタン国民 215 万人以上がパキスタンで（難民）登録を受けた。この処置はこの年すでに終了しており、パキスタンによれば登録されておらず Proof of Registration (PoR) 登録証明書もないアフガニスタン国民には、6 週間の猶予期間の後自動的に帰国することが求められる … この猶予期間の最後の 1 日、9,000 人を少し上回るアフガニスタン人がパキスタンの 3 箇所にある

voluntary repatriation centre (VRC、自発的送還センター) から出国した。こうしたセンターは、North West Frontier Province (NWFP、北西部国境地帯) と Balochistan 州で UNHCR が運営していたものである。こうした州に UNHCR が運営している VRC から、アフガニスタン国籍の人々はパキスタンを出国していった。今年送還が始まって以来、合計で 205,977 人のアフガニスタン難民が自発的に帰国していったが、その大半は NWFP からのものであった」 [20c]

29.04 上記の UNHCR の記事には、次の記載もある。

「… UNHCR ではこの木曜日、PoR (登録証明書) カードのあるアフガニスタン国民のうち帰国を希望する人々への対応を開始する。このカードは単に ID 文書としてのみ認識され、3 年間有効である。パキスタン在住のアフガニスタン国民に一時的な保護を与えるためのものである。『PoR カードを所持するアフガニスタン人で、自発的に今年帰国を願う人々には、移動ならびに社会復帰への支援として、100 米国ドルも供与される。このように帰国支援パッケージを強化したのは、祖国に戻った人々の社会復帰を支援するためである』と、Kleinschmidt (パキスタンでの UNHCR 副代表) は語っている。副代表はさらに、『UNHCR では今後も門戸を開き、緊急の保護を必要としている亡命希望者を支援していく』としている [20c]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

30. 市民権と国籍

- 30.01 パキスタン政府の発表している情報（2008年6月30日にアクセス）によれば、同政府ではパキスタン市民権を特定の条件下で認めている。その条件とは、「パキスタン国民と結婚している多国籍の女性」、「外国籍の男性と結婚しているパキスタン女性（原文は Pak）の未成年の子供（21歳未満）」などである。パキスタン国籍の母親と外国籍の父親の間に2000年4月18日以降に生まれた子供は、自動的にパキスタン市民として扱われる。パキスタン政府は16か国と二重国籍協定を締結しており、それには英国も含まれる。[29b] Foreign and Commonwealth Office（英国外務連邦省）が公開している旅行に関するアドバイスの2008年10月8日更新の内容によれば、「（パキスタンへの）旅行者の父親がパキスタン生まれである場合、当局はその旅行者もパキスタン国民と見なす可能性がある。たとえパキスタンのパスポートを所持していなくても、この可能性がある。英国政府が領事による全面的な支援を提供しようとしても、このためにそれが阻害される可能性はある」[11a]（現地の法律と習慣） パキスタンと二重国籍協定を締結していない国の国籍をパキスタン国民が取得しようとした場合には、パキスタン国籍を放棄することが要求される」[29b] (p5)
- 30.02 1951年のPakistan Citizenship Act（パキスタン市民権法）では、同国市民縁は以下の場合に取得できると定めている。
- 出生 - 同市民権法の第4章
 - 家系 - 同市民権法の第5章
 - 移民 - 同市民権法の第6章
 - 帰化 - 同市民権法の第9章
 - 結婚 - 同市民権法の第10章 [20b]

国民 ID カード

- 30.03 パキスタンの National Database and Registration Authority（NADRA、国家データベースおよび登録局）では Computerized National Identity Card（CNIC、コンピューター化した国民 ID カード）を扱っているが、それに関する「よくある質問」（FAQ）のリストの中で、18歳以上のパキスタン国民はすべて CNIC の発行を受ける資格があるとしている。CNIC を取得するには、申請者はパキスタン全土にある NADRA Swift Registration Center（NSRC、NADRA 迅速登録センター）のいずれかで登録を行う必要がある。このプロセスには、紙を必要としない。だがこの FAQ の記載によると、身体障がいのある人々の場合には特別な申請書式があり、各地の NADRA あるいは NADRA 州本部で入手できる。この FAQ はさらに、「CNIC 取得には、次の文書が必要となる。申請者本人の出生登録書、教育証明と写し、両親の国民 ID カード。さらに申請者の両親の Children Registration Certificate（CRC、自動登録証明書）あるいはその B 書式も必要となる。これに代わる場合として、直近の親族がすでに CNIC を所持している場合には、その CNIC 番号だけでよい」としている。[29g]

第19章「宗教」のサブセクション「投票権」ならびに「パスポートとIDカード」を参照。

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

31. 入出国手続き

- 31.01 USSD（米国国務省）の Country Report on Human Rights Practices 2007（USSD Report 2007、人権関連の慣行に関するカントリーレポート）によると、パキスタンの法律では国内の移動の自由、外国旅行、出国、帰国の自由を認めている。だが現実には政府はこうした自由に制限を設け、「… 外国人が FATA（Federally Administered Tribal Areas、連邦直轄部族地域）や Balochistan などの制限地区に外国人が入ろうとすると、特別な許可が必要になる」[2h](第2d章)
- 31.02 通常の Machine Readable passports（MRP、機械で読み取れるパスポート）は、パキスタンの全市民が発布を受けることができる。これを申請する際、18歳以上の申請者は以前に発行を受けた National Database and Registration Authority（NADRA、国家データベースおよび登録局）からの ID カードとそのコピー2枚を提出する必要がある。政府職員の場合には、NOC（No Objection Certificate、反対がないことの証明）が必要になる。以前のパスポート（それがあつた場合）とそのコピー1枚も必要である。また二重国籍の場合に限り、該当国のパスポートとコピーも必要である。（以上はパキスタン政府の Ministry of Interior（内務省）、Directorate General Immigration and Passports（移民とパスポート局）の情報による。2008年10月28日にアクセスした）[29a](申請の方法)

第19章「信教の自由」サブセクション「パスポートとIDカード」を参照。

- 31.03 パキスタン政府の Federal Investigation Agency（FIA、パキスタン連邦調査局）ではそのウェブサイト（日付なし、2008年3月10日にアクセス）で、Personal Identification Secure Comparison and Evaluation System（PISCES、個人ID比較評価の高セキュリティシステム）についての情報を公開している。FIAは、こう述べている。

「PISCES プロジェクトにより移民担当職員と法執行機関とは、旅行者に関する重要な情報を追跡調査し、旅行者を特定し、必要なら問題のある個人を拘留する手段が得られる …」

「PISCES プロジェクトによりすべての出国・入国港をリアルタイムのネットワーク環境で結び、法執行機関は移民管理の面でスムーズに作業ができる調整と標準化を実現できる。この関連で PISCES システムは国内の7つの主要空港つまり Islamabad、Karachi、Lahore、Peshawar、Quetta、Multan、Faisalabad の各空港を2004年末までに結び付ける。このシステムはすべての法執行期間からの容疑者に関する情報を集約する。こうした執行機関としては、警察、麻薬対策、密輸対策、諜報機関がある」[29d]

- 31.04 パキスタンの新聞 *The News* の2008年2月15日号によれば、最大で4,000人が Federal Investigation Agency（パキスタン連邦調査局）の PISCES の警戒リストに登録されている。この記事には、以下の記載がある。

「このシステム（PISCES）は予め登録されている容疑者の警戒リストに則って機能し、これには ECL（Exit Control List、出国制限リスト）や盗難パスポ

ート、ビザのブラックリスト、紛失されたパスポート、その他パスポート関連のブラックリストが含まれる・・・パキスタン国内に PISCES の操作場所は 17 箇所あり、Karachi 空港、Lahore 空港、Islamabad 空港、Peshawar 空港、Quetta 空港、Multan 空港、Faisalabad 空港、Wagha 陸路、Chaman 陸路、Torkham 陸路、Wagha 鉄道駅、Karachi 港、Khokrapar 鉄道駅、Ghassbandar 港、Bin Qasim 港、Taftan 陸路、Sust 陸路である。このシステムはまた Gwadar 空港、Pasni 空港、Turbat 空港、Gwadar 港にも配備される計画である・・・PISCES は特にテロや人身売買に係わる重要容疑者の特定で威力を発揮している」 [3a]

31.05 Multi-biometric Machine Readable E-Passport (複数の生体測定機能を備えた電子パスポート) を利用しての管理に関して、パキスタンの National Database and Registration Authority (NADRA、国家データベースおよび登録局) はこう述べている。「・・・これは、国境管理システムの最新技術である・・・自動ゲートが設けられれば、移民管理当局はすべての入出国者を効率的に、国際空港や鉄道駅、バスターミナルなどで処理することができる」 [29f] (Automated Border Control (ABC、自動国境管理) の統合)

31.06 この NADRA はさらに、次のように述べている。

「Automated Border Control (ABC、自動国境管理) は完全に自動化された移民管理システムで、中央のデータベースと連結している。このデータベースでは E (電子) パスポートをフルに活用する。電子パスポートの内容を読み取るだけでなく、顔の認識と指紋識別を行い、個人を特定する」

「このシステムには電子式・書式両種のパスポートの内容すべてを読み取るだけでなく、海外在住パキスタン国民の国民 ID カードなど、すべての関連文書を読み取り処理する能力がある。さらにこのシステムは旅行者の重要な特徴やその出国地点、目的地、国籍などの情報も記録される。こうした情報を後日必要が生じた場合、移民や治安当局が活用できる」 [29f] (Automated Border Control (ABC、自動国境管理) の統合)

31.07 同じく NADRA は、次のように述べている。「この最新式の Multi-biometric E-Passport (複数の生体測定機能を備えた電子パスポート) を、Automated Border Control (ABC、自動国境管理) システムと統合化しているところである・・・その結果、国境の入出国地点で Multi-biometric Machine Readable E-Passport (複数の生体測定機能を備えた電子パスポート) をシームレスに相互機能させることができる」この E-Passport は「顔の認識システムも搭載しており、National Data Warehouse (国家データ倉庫) に記録されている写真との照合を 1 対 1 で行うことができる。これにより、不真実な写真の悪用も防止できる。さらに警察や Interpol (国際刑事警察機構)、その他の機関の指名手配との照合も可能となる。写真が更新された場合には必ず、データベースにあるその個人のすべての写真を照合・更新する」 [29f] (複数の生体測定機能を備えた電子パスポートの特長)

31.08 2005 年 11 月 23 日付の Response to Information Request (RIR、情報問い合わせに対する返答) で、Immigration and Refugee Board of Canada (IRB、カナダ入国難民局) は次のように述べている。「Exit Control List (ECL、出国制限リスト) には、海外旅行を禁止されているパキスタン国民の氏名が列挙さ

れている。この ECL は、刑事取調べ中の人物や犯罪者全般が海外に渡航するのを防止するために作成されている」 [12g]

31.09 上記の RIR には、次の記載もある。「Ministry of the Interior（内務省）が ECL の管理を担当しているが、National Accountability Bureau（国家説明責任局）はこのリストに追加する人名を提案することができる。ECL に氏名を追加するに当たり、司法的処理は必要とされない。一方、ECL から氏名を削除する場合には、関連裁判所の許可が必要である。一人の氏名をこのリストにどれだけの期間掲載できるか、その期間に制限はない」 [12g]

31.10 同じく IRB はパキスタンでの出国管理という問題について、次のようにも述べている。

「First Information Reports（FIR、初期情報報告書）が、パキスタンでのすべての警察による逮捕の法的根拠になる。これは、犯罪の『合理的な証明』が提出されるとそれに基づき発行される。警察は1つの FIRにつき容疑者を24時間拘留できる」

「2003年、Lahoreに本拠を置く弁護士でパキスタン最高裁でも弁護を務めている人物が次のように述べた。『単なる FIR だけでは、その人物がパキスタンから出国することを禁じることはできない。…（パキスタン）では、（何らかの犯罪で）有罪判決を受けても、（それで自動的に）ECLに掲載されるわけではない…（その犯罪者の氏名がECLに掲載されるのは）、逃走した場合に限られる…それが政治的理由か、賄賂によるものか、あるいは本当に犯罪を犯したのか否かも無関係である』…」

「上記の情報を裏付ける証言が2003年に得られた。Karachiに本拠を置く弁護士が、次のように述べたのである。『あるパキスタン国民に対して First Information Reportが提出されているとしても、その人物はなおパキスタンから出国できる。その氏名がExit Control List（出国制限リスト）に掲載されているか、あるいはその旅行者が拘留中であるとの裁判所命令が移民担当の役人に出されていない限りは、その旅行者は出国できるのだ』…」

「（以上の）情報源に（再度）接触を試みたが失敗に終わった。そこで Islamabadに本拠を置く弁護士に尋ねたところ、2005年11月24日に調査理事会はやり取りに成功した。それによると、FIRが発行されている人々が必ずしもECLに記載されるとは限らず、パキスタンからの出国に制限が化せられるとも限らない」 [12g]

目次に戻る
ソースのリストを見る

亡命希望が却下された人々の処置

31.11 2005年5月26日、Immigration and Refugee Board of Canada（IRB、カナダ入国難民局）は Response to Information Request（RIR、情報問い合わせに対する返答）で以下のように述べている。

「United Press International (UPI) の報道によると 2002 年 8 月、米国籍の女性と結婚していたが米国で移民に関する問題で拘留されていたパキスタン国籍の男性は、パキスタンに強制送還された結果、『未確認の場所に長期間拘留された』2004 年 4 月の UPI の報道によれば、…『拘留されていた人々はパキスタンへの到着と同時に、同国の移民担当官により逮捕された』だが 2005 年 5 月 24 日の Human Rights Commission of Pakistan (HRCP、パキスタン人権委員会) からの情報によると、『パキスタンからの亡命希望者の亡命申請が却下されても、通常は交流されることはない』とのことである」
[12h]

- 31.12 2003 年 6 月 26 日付の別の RIR では、ロンドンに本拠を置く法律家でパキスタンの最高裁ならびに高裁で弁護を務める人物からの情報に基づき、IRB は次のように述べている。

「この法律家によると、FIA (パキスタン連邦調査局) は『パキスタンに帰国するすべての国民を面接しているわけではない。拘留し面接を行うのは、外国への旅行に関連して何らかの法律を犯した容疑がもたれている人物だけである。たとえば、渡航文書が偽造されていた、有効なビザなしでどこかの国に入国した、などの場合のみである』UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) のイスラマバード支局からも、調査理事会に対し以下の類似した内容の情報が提供されている。『FIA が面接するのは、政府から指名手配されている者や何らかの犯罪行為、非合法行為、反国家的行為に関与している者だけである』…)

「HRCP (パキスタン人権委員会) によれば、FIA には『強制送還された人物のリストが渡されており、同国での何らかの犯罪行為に関与した嫌疑がもたれる人物を面接することができる』はさらに、こうも述べている。『他国に不法入国したパキスタン国民は、パキスタンに帰国した時点で拘留される可能性がある。だが通常は、数日で釈放される』」 [12i]

- 31.13 同じく IRB は、以下のようにも報じている。

「調査理事会は、パキスタンに本拠を置く政治犯弁護人で国際関係ならびに政治学の博士号を持ち、パキスタンに関する著作も 2 冊あり、2001 年まで同国の Lahore にある Punjab 大学で政治学の教授を務めていた人物とやり取りができた。その人物から FIA に関して、以下の情報が得られた」

「国外から帰国したパキスタン国民に FIA が面接を行うことはない。パスポート検査と税関を通り、空港を後にするだけである。だが何らかの理由 (オーバーステイ、パスポートやビザの偽造、その国での犯罪行為への関与など) で外国から強制送還され、パキスタン当局に正式に引渡されている場合には、FIA ないし関連する当局が取調べを行う。その結果、パスポートやビザの偽造あるいはその他の非合法活動を行ったことが判明すると、その人物は告訴され裁判所に出頭することになる。強制送還の場合は、すべて取調べが行われる」

「他国での難民申請をしたが拒否され、黙ってパキスタンに帰国した場合には、帰国時に何の問題も起こらない。だがその失敗した難民申請者をその国

がパキスタン当局に引渡した場合には、パキスタンの FIA その他の関連当局がその人物の取調べを行う」

「… パキスタン国民が他国の政府によって強制送還され、パキスタン当局に引渡された場合、パキスタン当局はまずその人物が偽造パスポートやビザで渡航したのではないかを確認する。偽造であった場合には、2つの処置を行う。まず、その偽造パスポートないしビザを、どこでどのように入手したのかを調べる。さらに該当する旅行代理店や出国を手伝ったすべての人物について調査する。次に当局は下級の裁判所に、渡航文書偽造の理由で告訴を行う。場合によっては、渡航文書の偽造で数か月の服役に処されたと、新聞が報じることになる」

「他国の政府により強制送還されたものの、正式にパキスタン当局に引渡されてはいない場合には、このケースは社会に知られることもなくその人物は何事もなくパキスタンに帰国することとなる」 [12i]

- 31.14 IRB（カナダ入国難民局）はさらに、次のように述べている。「FIA（パキスタン連邦調査局）が、難民申請が却下された人々も含め帰国したパキスタン国民を面接する際、基準となる面接手順というものがない… 先述の法律家によれば、『難民申請を出して却下された国民には、FIAの職員がその国民の… 文書に… 何らかの過失や義務不履行の事実を見出さない限り、何の刑罰も加えられることはない』」 [12i]

- 31.15 同じく IRB の報告には、以下の記載もある。

「UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）のイスラマバード支局からの情報によれば、パキスタン国民が帰国した際に刑罰を受ける可能性があるとするれば、それは次の場合である。『… 一般に、難民申請をして却下された国民には、何事もなく帰国する限り何の刑罰もない… ただそうした国民が強制送還され、パキスタン当局に引渡された場合には、まず予備的な取調べを受け、パキスタンの法律への違反があったか否かを調べられることになる。その人物の難民資格の問題がマスメディアで広く取り上げられている場合には、政府はその資格問題についても取り調べる。だが、他国で難民申請をすることについては、それを違反とする法律は存在していない』」

「パキスタン国民が他国で難民申請を出し却下された場合、パキスタンでその人物に対する刑事訴訟が登録されていれば、帰国時に問題になる。FIA や警察はその人物を帰国時に通関手続地で（その人物が帰国するという情報を、予め得ていた場合）、または後日その人物の帰国が判明した時点で、逮捕することができる」 [12i]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

32. 雇用に関する権利

- 32.01 USSD（米国国務省）の Country Report on Human Rights Practices 2007（USSD Report 2007、人権関連の慣行に関するカントリーレポート）には、以下の記載がある。

「Industrial Relations Ordinance（IRO、産業関係に関する布告）では、産業に従事する労働者に労働組合を結成する権利を限定的に認めている。IROの下では、1つの組織ないしは組織グループ、または業界において、集団交渉の主体となる組合は1つだけと限定されている。複数の組合が存在している場合のため、IROでは無記名投票の手順を定めており、それによってどちらの組合が交渉主体として登録されるのかが決まる。農業従事者、公益事業従事者、教員などには組合結成の権利が認められていない。政府の推定では、産業に従事する労働者のおよそ10%が組合に参加しており、さらに総労働力の3%が組合員である。だが組合側の主張では、政府は組合員数を過小評価している。非公式（インフォーマル）セクターには巨大な人数の労働者がいる（総労働力5,100万人のうち、70%）が、彼らには組合がない」 [2h] (第6a章)

- 32.02 上記の報告書には、次の記載もある。

「一部のセクターは、IROの適用から除外されている。つまり、警察、軍隊、国防省、Pakistan Security Printing Corporation（パキスタン有価証券印刷会社）、民間防衛、消防、それに石油施設である。Essential Services Maintenance Act（ESMA、重要サービス維持法）は防衛軍や大半の公務、医療関係の労働者、ならびに石油企業の安全・治安担当人員、空港、港に適用されるが、この法律を根拠にストライキの禁止や限定、あるいは団体交渉権の制限が行われてきた。上記以外の分野では、政府は組合が政府などの介入なしに活動することを認めている。ただし、Export Processing Zone（EZP、輸出加工区）内の被雇用者は例外とされる。IROでは集団交渉権を保護しているものの一定の制限があり、組合がストライキを行う権利は限定されている」 [2h] (第6b章)

- 32.03 Asian Centre for Human Rights（ACHR、アジア人権センター）は、UN Committee Against Racial Discrimination（国連人種差別撤廃委員会）に提出した2007年8月公表の報告書 Pakistan: The Land of Religious Apartheid and Jackboot Justice（パキスタン：宗教的アパルトヘイトと高圧的な正義の地）の中で、次のように述べている。

「政府での職については、宗教的少数派に対する比例式の定数割当は行われていない。第13回公務員調査（2006）によれば、連邦政府職員の大衆的多数（97.51%）がイスラム教徒であり、（連邦）公務員の中でアフマディー教徒は250人（0.11%）、ヒンドゥー教徒は499人（0.21%）、仏教徒は23人、キリスト教徒は4,731人（2.01%）、“その他”諸宗教は22人に過ぎない。自分の宗教を解答していないものは、0.14%であった」 [67a] (p5：政府による雇用拒否)

- 32.04 USSD（米国国務省）の2007年報告書には、以下の記載がある。

「非熟練労働者の法定最低賃金は、月あたり 41 米国ドル (2,500 ルピー) であった。この規定は、50 名以上の労働者を雇用している商工業の組織にだけ適用される。この法定最低賃金では、労働者とその家族にとって、十分な生活水準を保証しているとはいえない。労働力のかなりの部分（インフォーマルなセクターや家庭内労働、移民労働者など）は、これさえ適用されない。Federal Labor Code（連邦労働法）が定めるその他の手当などとしては、政府の定めた公休日、残業手当、年間所定日数の病気休暇、ヘルスケア、労働者の子供教育、社会保険、年金、労働者福祉基金がある。連邦法では、1 週間の最大労働時間を 48 時間と定めている（季節就労の工場では、54 時間）。ただし勤務日には休憩時間を設け、また有給休暇も定められている。こうした規則は農業従事者や従業員数 10 名未満の工場、家庭内労働者、契約労働者には適用されない」 [2h] (第 6e 章)

第 24 章「児童」の作部セクション「強制労働」を参照)

目次に戻る
ソースのリストを見る

奴隷労働

32.05 USSD（米国国務省）の 2007 年報告書には、以下の記載がある。

「法律では強制労働や奴隷労働を禁止しており、児童による労働も禁じられている。だがパキスタン政府はこれを効果的に執行しておらず、現実にはこうした慣行が存在するとの報告がある。Bonded Labor System Abolition Act（拘束労働廃止法）は奴隷労働を禁止し、奴隷に負わされているすべての既存の負債を取り消し、そうした債務の改宗を求める訴訟をも禁じている。この法律では、児童に奴隷労働をさせると 5 年以下の服役ならびに 825 米国ドル（50,000 ルピー）以下の罰金が科される」

「2 つの NGO、SPARC（子供の権利保護協会）と SHARP（人権と囚人支援団体）による推定では、150 万人から 200 万人が何らかの形態の奴隷労働に関与しており、主に Sindh 州でそれが見られる。奴隷労働が特に頻繁に見られるのはレンガ、ガラス、カーペット、漁業の各産業である。農漁村部、特に Sindh 州の Tharparkar 地区では、農業と建設業界での奴隷労働が広く蔓延している。奴隷労働者のかなりの部分はカーストの低いヒンドゥーあるいは低カーストのヒンドゥー教徒の子孫であるイスラム教徒やキリスト教徒である」

「奴隷労働者の場合、自分の債務完済がいつになるのか決定できなかったケースも少なくない。脱出すれば、以前の雇用者から復讐を受けることも珍しくない。なかにはいったん解放されながらも、再度奴隷労働者になったものもあり、これは奴隷労働に代わる生活手段がなかったためである。警察はこの奴隷労働を禁じる法律の違反者を逮捕してはいるものの、逮捕された者の多くは警察に賄賂を渡して釈放されている。人権団体の報告によれば、Sindh 州の農漁村部の地主たちは 50 箇所もの施設刑務所を擁しており、およそ 4,500 人もの奴隷労働者を抱えている。こうした地主と有力な政治化の癒着のため、奴隷労働は廃絶できずにいる」 [2h] (第 6c 章)

- 32.06 USSD（米国国務省）の IRF Report 2008（国際的信教の自由に関する報告 2008）には、以下の記載がある。「パキスタン政府は、宗教的信条を理由に個人を強制労働や奴隷状態に陥れてはならないとしている。だが少数は集団の指導者たちの訴えによれば、政府はレンガ業界でも農業でも、奴隷労働を防止するための適切な措置を講じていない。奴隷労働の犠牲者となる比率は、ヒन्दゥー教徒とキリスト教徒が人口比率と比べ以上に高い」 [2i] (第 II 章)

第 24 章「児童」のサブセクション「強制労働」を参照。

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

付属資料 A : 主要出来事の年表

他に記載がない限り、2008年10月1日に更新されたBBCの'[Timeline – Pakistan A chronology of key events](#)' (Timelineというシリーズの「パキスタンの主要出来事の年表」というウェブサイト) [35b]による。

- 1947 イスラム国家である東西パキスタンが、英国の支配から独立したインドより分離。集団暴動により数十万人が死亡、数百万人が家を失う。
- 1948 初代パキスタン総督 Muhammed Ali Jinnah、死去。
- 1948 カシミール領有をめぐり、インドと最初の戦争。
- 1951 Jinnah の後継者 Liaquat Ali Khan、暗殺される。
- 1956 憲法制定、パキスタンをイスラム共和国と宣言。
- 1958 戒厳令が布告され、Ayyub Khan 将軍が実権を把握。
- 1960 Ayyub Khan 将軍、大統領に就任。
- 1965 カシミール領有をめぐり、インドと2度目の戦争。
- 1969 Ayyub Khan 将軍が辞任、Yahya Khan 将軍が後継者に。
- 1970 東パキスタン総選挙で西からの分離独立をうたう Awami 連盟が勝利、西パキスタンとの緊張が高まる。
- 1971 東パキスタン独立を表明、内戦が勃発。インドは東を支持して介入。結局、東は分離独立してバングラデシュに。
- 1972 インドとのシムラ協定を調印、カシミールに新たな国境線を定める。
- 1973 Zulfikar Ali Bhutto、首相に就任。
- 1977 Zulfikar Ali Bhutto の Pakistan People's Party (PPP、パキスタン人民党) による選挙不正行為の疑いが広まり、暴動に発展。General Zia ul-Haq 将軍がクーデターを遂行。
- 1978 Zia 将軍、大統領に就任。
- 1979 Zulfikar Ali Bhutto、絞首刑に処される。
- 1980 ソビエト(当時)のアフガニスタン介入を受け、米国はパキスタンに軍事支援を約束。
- 1985 戒厳令ならびに政党の禁止が解除される。

- 1986 Zulfiqar Ali Bhutto の娘、Benazir が亡命から帰国、新制度での選挙で PPP を指導。
- 1988 8 月 – Zia 将軍、米国大使、パキスタン陸軍最高指導層が謎の飛行機墜落事故で死亡。
- 1988 11 月 – Benazir Bhutto の PPP、総選挙で勝利。
- 1990 Benazir Bhutto、失政と汚職の容疑で首相の職から追放される。
- 1991 Nawaz Sharif 首相、経済自由化プログラムを開始。イスラムの Shariah（イスラム法）、正式に法体制に取り入れられる。
- 1992 政府、Mohajir Quami 運動のウルドゥー語を使う支持者たちによる暴力行為を撲滅するためのキャンペーンを開始。
- 1993 軍部からの圧力により、Khan 大統領と Sharif 首相がともに辞職。総選挙の結果、Benazir Bhutto が再度首相に。
- 1996 Leghari 大統領、汚職嫌疑により Bhutto 政府を罷免。
- 1997 Nawaz Sharif 率いるパキスタンイスラム教徒連盟が選挙に勝利、Sharif は再度首相に就任。
- 1998 インドによる数回の核爆発実験を受け、パキスタンも自らの核実験を実施。
- 1999 4 月 – Benazir Bhutto とその夫、汚職の有罪判決を受け投獄刑に処される。Benazir はパキスタンを離れる。
- 1999 5 月 – Kargil 紛争。インド統治下のカシミールにある Kargil の凍土に覆われた山頂付近で、パキスタンの支援する部隊とインド軍が衝突。双方、1,000 人以上の死者を出す。
- 1999 10 月 – Nawaz Sharif 首相、Pervez Musharraf 将軍率いる軍事クーデターで追放される。このクーデターは広く世界の不評を買い、パキスタンは英国連邦の構成員としての資格を停止される。
- 2000 4 月 – Nawaz Sharif、ハイジャックとテロ行為の罪で終身刑の判決を受ける。
- 2000 12 月 – Nawaz Sharif、軍事当局から赦免を得てサウジアラビアに亡命。
- 2001 6 月 20 日 – Pervez Musharraf 将軍、自らを大統領に指名し同時に陸軍最高指揮官の職にも留まる。この時点まで名目上の大統領であった Rafiq Tarar は、彼を選出した議会の解散を受け、同日先に大統領職を辞任していた。
- 2001 7 月 – Musharraf、インドの Atal Behari Vajpayee 首相と会見。20 数年ぶりの隣国同士的首脳会談となる。この会談はカシミール問題をめぐる対立から、めぼしい成果を挙げられず共同声明すら発表できなかった

- 2001** 9月 – Musharraf、米国の対テロ戦争の背後で態度を変えアフガニスタンへの侵攻を支持。パキスタンによる1998年の核実験を受け米国は制裁を同国に科していたが、その一部を解除。だがMusharrafによるクーデターの後に、制裁は再度科されることになる。
- 2001** 10月 – インド軍、パキスタン軍の駐屯地に向け発砲。カシミールの統治権分割線付近でのことで、ここ1年ほどでは最悪の発砲事態となる。
- 2001** 12月 – インド、パキスタンに制裁を発動。カシミールの2つのパキスタン側武装集団がニューデリーのインド議会に自爆攻撃を行ったとの疑いから、こうした集団に対する対処をパキスタンに求めるもの。パキスタンは同様の制裁によって報復。
- 2001** 12月 – インドとパキスタン両国、軍事的緊張が高まる中、国境周辺に部隊を集結。
- 2002** 1月 – Musharraf 大統領、5つの武装集団を禁止（Lashkar-e-Taiba、Jaish-e-Muhammad、Sipah-e-Sahaba Pakistan、Tehrik-e-Jafria Pakistan、Tahrik-e-Nifaz-e-Shariat-e-Muhammadi）。[20d] (p1)
- 2002** 1月 – Musharraf、2002年10月に選挙を開き軍部による3年間の支配を終結させると発表。
- 2002** 4月 – Musharraf、国民投票により在職期間を5年間延長。だがこれは違憲であり正規の手順にない処置であるとの批判を受ける。
- 2002** 5月 – フランスの技術者11人を含む14人、Karachiでバスの自爆攻撃により死亡。翌月、同じKarachiの米国領事館近くでも自爆攻撃があり、12人が死亡。
- 2002** 5月 – パキスタン、Ghauri 中距離地对地ミサイルの試験発射を3発実施。核弾頭の搭載が可能。Musharrafは国民に対し、パキスタンは戦争を望まないが、他から攻撃を受けるならば全力を持って対抗すると表明。
- 2002** 6月 – 英国と米国、戦争回避のため外交的攻勢を維持、自国民にインドとパキスタンからの退去を要請。
- 2002** 8月 – パキスタンのMusharraf 大統領、自らに広範な権限を新たに付与。選出された議会の解散する権利をも含む。反対勢力は恒久的な独裁をもくろんでいるとMusharrafを非難。
- 2002** 10月 – 1999年の軍事クーデター以来初の総選挙。結果、議会勢力が割れる。各党、入り乱れて連立政権を模索。宗教政党は予想以上の票を獲得。
- 2002** 11月 – Mir Zafarullah Jamali、議会で首相に選出される。1999年の軍事クーデター以来初の、軍人でもMusharraf 将軍の支持政党の党員でもない首相となる。

- 2003** 2月 – 上院選挙。与党、上院の議席の大半を獲得。Musharraf が民主制への以降と呼んだ一連の動きを締めくくる選挙とされた。
- 2003** 6月 – North-West Frontier Province（北西部国境地帯）、投票により Sharia（イスラム法）を導入。
- 2003** 11月 – パキスタン、カシミールの停戦を宣言。インドも直ちにそれに対応して停戦を宣言。
- 2003** 12月 – パキスタンとインド、空の直行便の相互就航を再開。2004年初めから2年間、相互の領空通過を禁じていたが、この禁止を解除。
- 2004** 2月 – 核科学者として名高い Abdul Qadeer Khan 博士、核兵器に関する秘密を漏えいしたことを認める。核技術がリビア、北朝鮮、イランにもたらされたとされる。
- 2004** 4月 – 議会、軍部主導の National Security Council（国家安全保障評議会）の設立を承認。民間の問題に対する軍部の役割が制度化される。
- 2004** 5月 – パキスタン、英国連邦の構成員としての資格を回復。
- Karachi で派閥抗争による暴力事件。スンニー派の高位宗教指導者が射殺され、シーア派のモスクが爆弾攻撃を受けて 16 人死亡、40 人が負傷。
- 2004** 6月 – アフガニスタンとの国境付近で、アルカイダの武装勢力ならびにその支持者たちに向け軍事攻勢。検問所が襲撃されたことを受けたもの。3月にもこの種の攻勢があり、120人以上が死亡。
- 2004** 8月 – Shaukat Aziz、首相に就任。7月には明らかに暗殺行為と見られる事件があったが、負傷なく難を逃れる。
- 2004** 12月 – Musharraf 大統領、陸軍の最高指導者の職を辞すとの以前の発言を撤回、その地位に留まると発言。
- 2005** 1月 – Baluchistan の部族民兵、パキスタン最大の天然ガス田の施設を襲撃。メイン施設を閉鎖に追い込む。
- 2005** 4月7日 – カシミールでパキスタン統治下の Muzaffarabad とインド統治下の Srinagar 間のバス運航が、60年ぶりに再開。
- イスラム過激派の容疑者 200人以上が、イスラム学校とモスクも備えた敷地内に拘留される。これはロンドンでのテロ行為により死者が出たことに対する対応。爆破テロの実行犯のうち 3人は、2004年にパキスタンを訪れていた。
- 2005** 8月 – パキスタン、初の核弾頭搭載可能なクルーズミサイルの試験を実施。
- 2005** 10月8日 – パキスタン統治下のカシミールを震源とする地震が発生、死者は数万人にのぼる。Muzaffarabad 市などで、特に被害が熾烈。

- 2006** 1月 – 米国によるミサイル攻撃により、パキスタン北部の国境付近の村で、最大で 18 人が死亡。アル カイダの指導者を狙った攻撃であったことは明らか。
- 2006** 2月 – 北西部のシーア派の行進で、自爆攻撃と見られる事件とそれに続く暴動が発生、30 人以上が死亡。
- 2006** 4月 – Karachi でのスンニー派宗教行事で、二重自爆テロと見られる爆破が発生、少なくとも 57 人が死亡。
- 2006** 8月 – 治安部隊、Balochistan で名高い部族指導者 Nawab Akbar Bugti を殺害。それに抗議する活動が暴動化。
- 2006** 10月 – アフガニスタンとの国境に近い Bajaur という部族地域にあるイスラム神学校が、襲撃される。最大で 80 人が死亡、反政府抗議活動が巻き起こる。陸軍によれば、この madrassa (イスラム学校) では民兵の訓練を行っていた。
- 2006** 12月 – パキスタン、核弾頭搭載可能な短距離ミサイルの試験に成功したと発表。
- 2007** 1月 – アル カイダの指導者がパキスタンに身を潜めていると米国の国家情報会議が主張したが、パキスタン政府はこれを否定。
- 2月 – 国内各地で爆破攻撃。イスラマバードのマリオット ホテルならびに国際空港も対象とされ、数人が死亡。
- インドの首都ニューデリーとパキスタンの Lahore 市を結ぶ列車で爆発と火災が発生、パキスタン国民を大半とする乗客 68 人が死亡。
- パキスタンとインド、偶発的な核戦争のリスクを軽減するための協定に署名。
- 3月 – Musharraf 大統領、Iftikhar Mohammed Chaudhry 司法長官の職務を一時的に停止、全土に抗議の波が広がる。
- 3~4月 – (政府) 職員によれば、南 Waziristan の部族とアル カイダとつながりのある外国民兵との間で武力衝突が発生、およそ 250 人が死亡。
- 5月 – Karachi で Chaudhry 司法長官の解任をめぐる対立する勢力がデモ行進、その間に数名が死亡。それに続くストライキにより、全土がマヒ状態に。
- 5月 – Peshawar のホテルで爆弾事件、24 人が死亡。
- 6月 – Musharraf 大統領、自分の政権への批判が高まる中、報道機関への統制を延長。今回はインターネットや携帯電話も対象となる。
- 7月 – 治安部隊、イスラマバードの「赤いモスク」複合施設を 1 週間にわたり包囲した上で一斉攻撃。

最高裁、Chaudhry 司法長官を同職位に戻す。

Bhutto 氏と Musharraf 大統領、アブダビで秘密会談。権力の共有を交渉した可能性。

8 月 – 最高裁、Nawaz Sharif の亡命からの帰国を許可。

9 月 – Sharif 氏、いったんパキスタンに帰国するものの、数時間後に再度亡命へ。

10 月 – Musharraf、大統領選挙で投票の大半を獲得。最高裁は同将軍が陸軍の最高指導者の地位に就いたままであったため、選挙に立候補する資格があるのか否か裁定するまでは、この選挙の正式な勝者を決められないと発表。

タリバンやアルカイダ支持派の集団の本拠となっている北 Waziristan で、イスラム民兵との武力衝突。200 人近くが死亡。

Benazir Bhutto 前首相、亡命から帰国。Karachi で帰国パレードを行うが、そこで自殺爆弾テロが発生、数十人が死亡。

11 月 – Musharraf 将軍、非常事態宣言を発令。同将軍が陸軍の最高指導者の地位に就いたままで再選に向けての選挙に立候補する資格があるのか否かの最高裁の裁定を待たずに、発令。Chaudhry 司法長官、解任される。Bhutto 氏、短期間自宅軟禁される。

暫定政権、就任する。

Musharraf 派の裁判官で構成された新最高裁判所、同将軍の再選に関する抗議を却下。

パキスタンの Chief Election Commissioner（選挙管理委員長）、2008 年 1 月 8 日に総選挙を実施すると発表。

Nawaz Sharif、再度亡命より帰国。

Musharraf、陸軍将軍の職を辞任。大統領に就任。

12 月 15 日 – 非常事態宣言が解除される。

12 月 27 日 – Benazir Bhutto、Rawalpindi で選挙運動中に暗殺される。

2008 1 月 – 総選挙、2 月 18 日に延期。

反政府ラリーに先立ち Lahore の高等裁判所そばに集結していた 20 人以上の警察官が、自爆テロにより死亡。

アフガニスタンとの国境に近い南 Waziristan で、民兵が公然と陸軍に攻撃、最大で 90 人の戦闘員が死亡。

2月 – 議会選挙。二大野党が明確な過半数の議席を獲得。この2党は後日、連立政権の形成で合意。

3月 – 人民党の指名した Yusuf Raza Gillani、首相に就任。

5月 – 失墜したパキスタンの核科学者 Abdul Qadeer Khan 博士、自らが各関係の秘密情報を漏えいしたとの容疑は事実無根であり、自分はスケープゴートにされたと発言。

8月 – 連立与党の二大政党、Musharraf 大統領に対する断崖手続きを開始することで合意。

Musharraf 氏、辞任。上院の Muhammad Sumroo 議長、大統領代行に就任。

PPP の指導者にして故 Benazir Bhutto の夫であった Asif Ali Zardari、9月6日に開催予定の大統領選挙で PPP の候補として出馬することを発言。

Nawaz Sharif 前首相、自らの指揮する PML-N (党) を連立政権から離脱させ、Pervez Musharraf 前大統領により解雇されたすべての裁判官の復職を認めるとの約束を、PPP が守らなかったと非難。

9月 – Asif Ali Zardari、議会の投票によりパキスタンの新大統領に就任。

イスラマバードのマリオット ホテル、トラックによる自殺爆弾テロにより壊滅。少なくとも 50 人が死亡。イスラム武装集団が、犯行声明を発表。

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

Annex B: Political organisations

ALL JAMMU AND KASHMIR MUSLIM CONFERENCE

Founded 1948; advocates the holding of a free plebiscite in the whole of Kashmir. Leader: Sardar Attiq Ahmed Khan. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: All Jammu and Kashmir Muslim Conference**)

AWAMI NATIONAL PARTY (ANP) (PEOPLE'S NATIONAL PARTY)

Formed 1986 by merger of National Democratic Party, Awami Tehrik (People's Movement) and Mazdoor Kissan (Labourers' and Peasants' Party). Federalist and nationalist. Pakhtoonkhawa Qaumi Party merged with the ANP in February 2006, followed by the National Awami Party Pakistan in June of the same year. Leader: Abdul Latif Afridi. President: Asfandyar Wali Khan. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Awami National Party**) Following its success in the February 2008 parliamentary elections, winning 10 seats in the National Assembly and 31 seats in the Frontier (NWFP) Assembly (Elections.com, undated) [39a], the Awami National Party (ANP) formed part of the coalition in the National Assembly (*Dawn*, 13 March 2008) [42a] and joined with the PPP in the NWFP Assembly. (Geo TV, 5 March 2008) [45a]

AWAMI QIYADAT PARTY (PEOPLE'S LEADERSHIP PARTY)

Based in Rawalpindi. Founded 1995. Chair: General (retired) Mirza Aslam Beg. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Awami Qiyadat Party**)

BALUCHISTAN NATIONAL PARTY (BNP) – AWAMI

Based in Quetta, led by Moheem Khan Baloch. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Baluchistan National Party (BNP) – Awami**)

BALUCHISTAN NATIONAL PARTY (BNP) – MAINGAL

Based in Quetta, led by Sardar Mohammad Akhtar Maingal. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Baluchistan National Party (BNP) – Maingal**)

JAMAAT-E-ISLAMI PAKISTAN (JIP)

Founded 1941. Seeks establishment of Islamic order through adherence to the teaching of Maulana Maududi; rightwing, led by Amir Qazi Hussain Ahmad. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Jamaat-e-Islami Pakistan**)

JAMHURI WATAN PARTY (BUGTI) BALUCHISTAN

President: Nawab Talal Akbar Khan Bugti. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Jamhuri Watan Party**)

JAMIAT-E-ULEMA- E-ISLAM (JUI)

Founded 1950; advocates adoption of constitution in accordance with (Sunni) Islamic teachings. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Jamiat-e-Ulema-e-Islam**) The JUI (Islamic Party of Religious Leaders) is led by Maulana Fazlur Rehman, a pro-Taleban cleric, who is also the general secretary of the six-party religious alliance the Muttahida Majlis-e-Amal. [35h]

JAMIAT-E-ULEMA-E-PAKISTAN (JUP)

Founded 1948; advocates progressive (Sunni) Islamic principles and enforcement of Islamic laws in Pakistan. Leader: Maulana Shah Mohammed Noorani. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Jamiat-e-Ulema-e-Pakistan**)

MILLAT PARTY

Advocates “true federalism”. Chair: Farooq Ahmed Khan Laghari (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Millat Party**)

MUTTAHIDA MAJLIS-E-AMAL (MMA)

An Islamic alliance between religious political parties in Pakistan including Jamiat Ulema-e-Islam (JUI) Maulana Fazlur Rehman faction, Jamiat Ulema-e-Islam (JUI) Maulana Samiul Haq faction, Jamiat Ulema-e-Pakistan (JUP), Jamaat-e-Islami and Tehrik-e-Islami. (Elections.com, undated) [39c]

MUTTAHIDA QAUMI MOVEMENT (MQM)

Founded in 1984 as Mohajir Qaumi Movement; changed name to Muttahida Qaumi Movement in 1997; associated with the All Pakistan Muttahida Students' Organization (f. 1978 as the All Pakistan Mohajir Students' Organization; name changed July 2006); represents the interests of Muslim, Urdu-speaking immigrants (from India) in Pakistan; seeks the designation of Mohajir as fifth nationality (after Sindhi, Punjabi, Pathan and Balochi); aims to abolish the prevailing feudal political system and to establish democracy. Founder and Leader: Altaf Hussain. President: Aftab Sheikh. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Muttahida Qaumi Movement**)

See also section 20: Ethnic groups, subsection [Formation of MQM](#)

NATIONAL PARTY

Based in Quetta. Founded in 2003 following the merger of the Balochistan National Movement and the Balochistan National Democratic Party. Chair: Dr Abdul Hayai Baloch. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: National Party**)

NATIONAL PEOPLE'S PARTY (NPP)

Based in Karachi. Founded in 1986, centre left-wing party advocating a just, democratic welfare state for Pakistan; breakaway faction from PPP. Chair: Ghulam Mustafa Jatoi. Parliamentary leader: Dr Ibrahim Khan. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: National People's Party**)

PAKHTOONKHWI MILLI AWAMI PARTY

Leader: Mehmood Khan Achakzai. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Pakhtoonkhwa Milli Awami Party**)

PAKISTAN AWAMI TEHREEK (PAT)

Based in Lahore. President: Sahibzada Miskeen Faiz ur Rehman Khan Durani. Secretary General: Dr Anwaar Akhtar. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Pakistan Awami Tehreek**)

PAKISTAN DEMOCRATIC PARTY (PDP)

Founded 1969; advocates democratic and Islamic values. President: Nawabzada Mansoor Ahmed Khan. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Pakistan Democratic Party**)

PAKISTAN MUSLIM LEAGUE (PML-Q)

Founded in 2004 following merger of PML Quaid-e-Azam Group, PML (Junejo), PML (Functional), PML (Zia-ul-Haq Shaheed), PML (Jinnah) and the Sindh Democratic Alliance. PML (Functional) subsequently split from the party. President: Chaudhry Shujaat Hussain. (Europa World Online) [1] (**Political Organisations: Pakistan Muslim League**)

PAKISTAN MUSLIM LEAGUE – NAWAZ (PML-N)

Founded 1993 as a faction of the Pakistan Muslim League (Junejo). (Europa World Online) [1] (Political Organisations: Pakistan Muslim League – Nawaz)

PAKISTAN PEOPLE'S PARTY (PPP)

Launched in 1967 by Zulfikar Ali Bhutto, later led by his daughter, Benazir Bhutto, with son Bilwal installed as chairman following her assassination in December 2007. "Founded on promises of 'egalitarian democracy,' the PPP flirted with socialist principles in its early days, gaining a mass popularity that continues to ensure it is among Pakistan's largest political parties. While the PPP has lost touch with its socialist roots, it remains popular among Pakistan's oppressed and underprivileged, particularly in the southern province of Sindh, from where the Bhutto family hails." (CNN, 18 February 2008) [33]

PAKISTAN PEOPLE'S PARTY (SHAHEED BHUTTO GROUP)

Karachi. Formed 1995 as a breakaway faction of the PPP, Chair: Ghinwa Bhutto; Sec-Gen: Dr Mubashir Hasan. (Europa World Online) [1] (Political Organisations: Pakistan People's Party (Shaheed Bhutto Group))

PUNJABI PAKHTOON ITTEHAD (PPI)

Founded in 1987 to represent the interests of Punjabis and Pakhtoons in Karachi. President: Malik Mir Hazar Khan. (Europa World Online) [1] (Political Organisations: Punjabi Pakhtoon Ittehad)

SINDH NATIONAL FRONT (SNF)

President: Mumtaz Bhutto. (Europa World Online) [1] (Political Organisations: Sindh National Front)

SINDH TARAQI PASSAND PARTY (STPP)

Leader: Dr Qadir Magsi. (Europa World Online) [1] (Political Organisations: Sindh Taraqi Passand Party)

TEHRIK-E-INSAF (MOVEMENT FOR JUSTICE)

Founded 1996, led by Imran Khan. (Europa World Online) [1] (Political Organisations: Tehrik-e-Insaf)

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

Annex C: Terrorist Organisations

(As reported in the South Asian Terrorism Portal, Pakistan Terrorist and Extremist Groups, undated [61e] unless otherwise stated. This list is not exhaustive).

HARKAT-UL-MUJAHIDEEN (HuM) (Formerly Harkat-ul-Ansar (HuA))

Formed in 1985 and previously known as the Harkat-ul-Ansar (HuA). Officially banned by the US in 2001 due to its links with Al-Qaeda.

HARKAT-UL-MUJAHIDEEN AL-ALAMI (HuMA)

Formed in 2002 and based in Karachi, HuMA is a subsidiary of the HuM. Leaders Muhammad Imran and Muhammad Hanif were arrested for their alleged involvement in a plot to assassinate President Musharraf in 2002 and sentenced to death by an Anti-Terrorism Court in 2003.

HIZBUL MUJAHIDEEN (HM)

One of the largest terrorist groups operating in Jammu & Kashmir and proscribed under Pakistan's Prevention of Terrorism Act 2002.

JAISH-E-MOHAMMAD (JeM) (Army of the Prophet)

Formed in 2000. Based in Pakistan and active in Jammu & Kashmir. Designated a Foreign Terrorist Organisation with links to the Al-Qaeda network.

JAMMU AND KASHMIR LIBERATION FRONT (JKLF)

Set up in the United Kingdom in 1977 by co-founder of the Jammu and Kashmir National Liberation Front (JKNLF). Now run as two separate outfits, both called JKLF, one headed by Amanullah Khan and the other by Yasin Malik.

LASHKAR-E-JHANGVI (LeJ)

A Sunni extremist breakaway group of the Sipah-e-Sahaba Pakistan (SSP), formed in 1996.

LASHKAR-E-OMAR (LEO)

Reportedly founded in January 2002 and a conglomerate of Harkat-ul-Jihad-i-Islami (HuJI), Lashkar-e-Jhangvi (LeJ) and Jaish-e-Mohammed (JeM) cadres.

LASHKAR-E-TOIBA (LET) (Army of the Pure)

Formed in 1990. Also known as Jama'at-ud-Da'awa. Banned in Pakistan, India, United Kingdom and the United States.

MUTTAHIDA JEHAD COUNCIL (MJC) (Also known as United Jihad Council)

A conglomerate of Pakistan-based Jehadi groups formed in 1990.

SIPAH-E-SAHABA PAKISTAN (SSP)

Sunni group. Proscribed in 2002 by President Musharraf. Reportedly changed its name to Millat-e-Islamia Pakistan following proscription.

TEHREEK-E-NAFAZ-E-SHARIAT-E-MOHAMMADI (Movement for the Enforcement of Islamic Laws)

Founded in 1992 and proscribed in 2002. Main objective to impose Sharia law in Pakistan.

TEHREEK-UL-MUJAHIDEEN

Formed in 1990 with aims to merge Indian Jammu & Kashmir with Pakistan.

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

Annex D: Prominent people

List of Federal Ministers provided by [Pakistan Government website](#) accessed 16 September 2008:

Prime Minister: Syed Yousaf Raza Gillani

Minister for Communications, with additional charge of Food, Agriculture and Livestock: Chaudhry Nisar Ali Khan

Minister for Defence: Chaudhry Ahmed Mukhtar

Minister for Defence Production: Rana Tanveer Hussain

Minister for Environment: Hameed Ullah Jan Afridi

Minister for Foreign Affairs: Makhdoom Shah Mehmood Qureshi

Minister for Housing and Works: Rehmat Ullah Kakar

Minister for Information and Broadcasting: Sherry Rehman

Minister for Kana and Safron: Qamar Zaman Kaira

Minister for Labour, Manpower and Overseas Pakistanis: Syed Khursheed Ahmed Shah

Minister for Law and Justice: Farooq H. Naik

Minister for Local Government and Rural Development: Haji Ghulam Ahmad Bilour

Minister for Narcotics Control: Nazar Muhammad Gondal

Minister for Population Welfare: Humayun Aziz Kurd

Minister for Ports and Shipping, additional charge Privatisation and Investment: Syed Naveed Qamar

Minister for Social Welfare and Special Education: Nawabzada Khawaja Muhammad Khan Hoti

Minister for States and Frontier Regions: Najmuddin Khan

Minister for Water and Power: Raja Pervaiz Ashraf [29e]

BHUTTO, Benazir

Prime Minister of Pakistan from 1988 to 1990, and from 1993 to 1996. Killed in a bomb attack on 27 December 2007 as she was leaving an election rally in Rawalpindi. (BBC News, 27 December 2007) [35s]

BHUTTO, Bilawal Zardari

Son of Benazir Bhutto and Asif Ali Zardari, he was appointed chairman of the Pakistan People's Party (PPP) after his mother's death in late December 2007. However he is to continue his education in England (Mr Bhutto is 19 years old), while his father and co-chairman of the PPP, Asif Ali Zardari, effectively runs the party. (Daily News, 31 December 2007) [55e]

GILLANI, Yousaf Raza

Gillani served as the National Assembly speaker during Benazir Bhutto's second government from 1993 to 1996 and as a federal minister in Muhammad Khan Junejo's government from 1985 to 1988. (*Daily Times*, 23 March 2008) [55k] Vice-chairman of the PPP, he was elected prime minister on 24 March 2008 after receiving 264 votes in the 342-seat Lower House. (*Daily Times*, 25 March 2008) [55j]

HUSSAIN, Altaf

Leader of the political party Muttahida Qaumi Movement formerly known as the Muhajir Qaumi Movement (MQM). Altaf Hussain is currently in exile at London having been granted political asylum in the United Kingdom. (Elections.com, accessed 10 April 2008) [39d]

MUSHARRAF, Pervez

As head of the army, the then General Musharraf seized power from Prime Minister, Nawaz Sharif, in a bloodless coup in 1999. (BBC News, 18 August 2008) [35i] Facing impeachment by the coalition government on charges of violating the constitution and gross misconduct, following the suspension of the chief justice and the state of emergency in 2007, President Musharraf resigned on 18 August 2008. (BBC News, 18 August 2008) [35a]

SHARIF, Mohammad Nawaz

Prime Minister of Pakistan from November 1, 1990 to July 18, 1993, and from February 17, 1997 to October 12, 1999. His government was overthrown by the General Pervez Musharraf-led military coup in 1999. (Elections.com) [39b] Mr Sharif returned from exile in November 2007. (BBC Timeline: Pakistan, 4 June 2008) [35b]

ZARDARI, Asif Ali

Zardari led the Pakistani People's Party to election success following the death of his wife, Benazir Bhutto, in December 2007. Elected President of Pakistan on 6 September 2008. (BBC News, 6 September 2008) [35g]

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

Annex E: List of abbreviations

ACHR	Asian Centre for Human Rights
AHRC	Asian Human Rights Commission
AI	Amnesty International
CEDAW	Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women
CPJ	Committee to Protect Journalists
FATA	Federally Administered Tribal Areas
FCO	Foreign and Commonwealth Office (UK)
FH	Freedom House
GDP	Gross Domestic Product
HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus/Acquired Immunodeficiency Syndrome
HRCP	Human Rights Commission of Pakistan
HRW	Human Rights Watch
ICG	International Crisis Group
ICRC	International Committee of the Red Cross
IDP	Internally Displaced Person
IMF	International Monetary Fund
IOM	International Organisation for Migration
IRIN	Integrated Regional Information Network
JTIC	Jane's Terrorism and Insurgency Centre
MSF	Médecins sans Frontières
NCSW	National Commission on the Status of Women
NWFP	North West Frontier Province
NGO	Non Governmental Organisation
OCHA	Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
OHCHR	Office of the High Commissioner for Human Rights
RSF	Reporteurs sans Frontières
SPARC	Society for the Protection of the Rights of the Child
STD	Sexually Transmitted Disease
STC	Save The Children
TB	Tuberculosis
TI	Transparency International
UN	United Nations
UNAIDS	Joint United Nations Programme on HIV/AIDS
UNCRC	United Nations Convention on the Rights of the Child
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
UNHCHR	United Nations High Commissioner for Human Rights
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees
UNICEF	United Nations Children's Fund
USAID	United States Agency for International Development
USSD	United States State Department
WHO	World Health Organization

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

Annex F: References to source material

The Home Office is not responsible for the content of external websites.

- [1] **Europa World Online** <http://www.europaworld.com/> (**subscription only**)
Accessed between 12 February 2008 – 31 March 2008
- [2] **US State Department** <http://www.state.gov/g/drl/>
- a. International Religious Freedom Report 2006, Pakistan, published 15 September 2006 <http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2006/71443.htm> Date accessed 17 January 2008
 - b. Country Report on Human Rights Practices 2006, Pakistan, published 6 March 2007 <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2006/78874.htm> Date accessed 23 January 2008
 - c. International Religious Freedom Report 2004, Pakistan, published 15 September 2004 <http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2004/35519.htm> Date accessed 17 January 2008
 - d. Trafficking in Persons Report 2008, Pakistan, published June 2008 <http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2008/105388.htm> Date accessed 5 June 2008
 - e. Consular Information Sheet on Pakistan updated on 27 September 2007 http://travel.state.gov/travel/cis_pa_tw/cis/cis_992.html Date accessed 18 January 2008
 - f. International Religious Freedom Report 2007, Pakistan, published 14 September 2007 <http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2007/90233.htm> Date accessed 17 January 2008
 - g. Background Note, Pakistan, July 2008 <http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/3453.htm> Date accessed 30 September 2008
 - h. Country Report on Human Rights Practices 2007, Pakistan, published 11 March 2008 <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100619.htm> Date accessed 19 March 2008
 - i. International Religious Freedom Report 2008, Pakistan, published 19 September 2008 <http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2008/108505.htm> Date accessed 23 September 2008
 - j. Embassy of the United States, Islamabad, Medical Information, undated http://islamabad.usembassy.gov/medical_information.html Date accessed 23 October 2008
- [3] **The News** <http://www.thenews.com.pk/>
- a. 4,000 persons on watch list of FIA, 15 February 2008 http://www.thenews.com.pk/daily_detail.asp?id=96438 Date accessed 15 February 2008
- [4] **Amnesty International** <http://web.amnesty.org/library/engindex>
- a. Annual Report 2008, Pakistan, released 28 May 2008 <http://thereport.amnesty.org/eng/regions/asia-pacific/pakistan> Date accessed 5 June 2008
 - b. Pakistan: The tribal justice system, 1 August 2002 <http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA33/024/2002/en> Date accessed 22 February 2008
 - c. Death Penalty: Abolitionist and Retentionist Countries, 20 February 2008 <http://www.amnesty.org/en/death-penalty/abolitionist-and-retentionist-countries> Date accessed 3 April 2008

- d. Pakistan, Fatal erosion of human rights safeguards under emergency, 23 November 2007 <http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA33/040/2007/en>
Date accessed 18 January 2008
- [5] **World Health Organisation (WHO)** <http://www.who.int/en/>
a Country Profiles – Pakistan (data for 2005)
<http://www.emro.who.int/emrinfo/index.asp?Ctry=pak>
Date accessed 18 January 2008
b Mental Health Atlas 2005
http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles_countries_n_r1.pdf
Date accessed 18 January 2008
- [6] **Ethnologue: Languages of the World, 15th Edition, 2005, online edition**
http://www.ethnologue.com/show_country.asp?name=PK
Date accessed 11 July 2008
- [7] **Inter Press Service, Pakistan: Deserted Women’s Help Centres Speak of Apathy dated 8 March 2007** <http://ipsnews.net/news.asp?idnews=36850> Date accessed 24 January 2008
- [8] **Encyclopedia.com, Columbia Encyclopedia, Sixth Edition, entry on ‘Ahmadiyya’, 2008**, <http://www.encyclopedia.com/doc/1E1-Ahmadiyy.html>
Date accessed 1 June 2008
- [9] **Lahore Ahmadiyya Movement for the Propagation of Islam website**
http://aaail.org/text/qadi/intro/cmprsn_pf.shtml Date accessed 20 September 2006
- [10] **Edhi Foundation** <http://www.edhifoundation.com/default.asp>
a Edhi Foundation Services, undated <http://www.edhifoundation.com/edhi-foundation-services.asp> Date accessed 15 July 2008
b Contact Edhi Foundation, undated
<http://www.edhifoundation.com/contact.asp> Date accessed 15 July 2008
- [11] **Foreign and Commonwealth Office** <http://www.fco.gov.uk/>
a Travel Advice, Pakistan, updated 8 October 2008
<http://www.fco.gov.uk/en/travelling-and-living-overseas/travel-advice-by-country/asia-oceania/pakistan> Date accessed 8 October 2008
b Country Profile: Pakistan, last reviewed 18 September 2008
<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/pakistan/?profile=all> Date accessed 9 October 2008
c Human Rights Annual Report 2005
http://www.fco.gov.uk/resources/en/pdf/pdf15/fco_hrreport05_fullreport
Date accessed 11 April 2008
d FCO letter to UK Border Agency dated 21 October 2005 on Ahmadi in Pakistan (Hard copy only)
e Human Rights Annual Report 2007, released 26 March 2008
<http://www.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-report-2007> Date accessed 11 July 2008
f FCO letter to UK Border Agency dated 6 February 2008, Transgender and transexualism in Pakistan. Available on request
g FCO letter to UK Border Agency dated 12 February 2008, Pakistan legal query – Double Jeopardy Law. Available on request
h FCO email to UK Border Agency dated 24 June 2008, Inter-faith marriage. Available on request

- i FCO email to UK Border Agency from National Committee for Justice and Peace, 2 October 2008, Blasphemy law complaints procedure. Available on request

[12] Research Directorate, Immigration and Refugee Board, Canada (IRB)

<http://www.irb-cisr.gc.ca/>

- a PAK42535.E, 18 June 2004 <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=pak42535e>
Date accessed 29 September 2006
- b PAK102657.E, 28 November 2007 <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451598> Date accessed 11 July 2008
- c PAK102660.E, 29 November 2007 http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=451599 Date accessed 21 January 2008
- d. PAK102741.E, 11 January 2008 http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=451655 Dated accessed 3 April 2008
- e. PAK101175.E, 24 January 2007 <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=450876> Date accessed 23 January 2008
- f. PAK 102659.E, 3 December 2007 <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451609> Date accessed 23 January 2008
- g PAK 100773.E, 23 November 2005 http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=449693 Date accessed 15 February 2008
- h PAK 100044.E, 26 May 2005 http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=449346 Date accessed 6 March 2008
- i PAK41611.E, 26 June 2003 <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=435996> Date accessed 6 March 2008
- j PAK102656.E, 4 December 2007 http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=451597 Date accessed 8 April 2008
- k PAK 102658.E, 20 November 2007 <http://www.cisr-irb.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451569> Date accessed 4 April 2008

[13] Human Rights Watch <http://www.hrw.org/>

- a. Pakistan, World Report 2006, issued 18 January 2006
<http://hrw.org/english/docs/2006/01/18/pakist12254.htm>
Date accessed 25 August 2006
- b. Pakistan World Report 2008, released 31 January 2008
<http://hrw.org/englishwr2k8/docs/2008/01/31/pakist17611.htm> Date accessed 29 February 2008
- c. Destroying Legality: Pakistan's Crackdown on Lawyers and Judges, 19 December 2007 <http://hrw.org/reports/2007/pakistan1207/index.htm> Date accessed 20 January 2008
- d. Pakistan, World Report 2007, issued January 2007
<http://hrw.org/englishwr2k7/docs/2007/01/11/pakist14756.htm> Date accessed 10 April 2007

- e. Enforcing the International Prohibition on the Juvenile Death Penalty, 30 May 2008
<http://www.hrw.org/pub/2008/children/HRW.Juv.Death.Penalty.053008.pdf>
 Date accessed 14 July 2008
- f. Universal Periodic Review of Pakistan, Human Rights Watch Submission to the Human Rights Council, 5 May 2008
<http://hrw.org/english/docs/2008/04/11/global18516.htm> Date accessed 25 June 2008
- [14] **Pakistani.org: the Web for Pakistanis** <http://www.pakistani.org>
- a. The Constitution of the Islamic Republic of Pakistan, Part II Chapter 1 Fundamental Rights
<http://www.pakistani.org/pakistan/constitution/part2.ch1.html> Date accessed: 26 September 2006
- b. The Offence of Zina (Enforcement of Hudood) Ordinance, 1979
http://www.pakistani.org/pakistan/legislation/zia_po_1979/ord7_1979.html
 Date accessed: 26 September 2006
- c. Pakistan Penal Code (Act XLV 1860)
<http://www.pakistani.org/pakistan/legislation/1860/actXLVof1860.html> Date accessed 23 January 2008
- [15] **Medics Travel, Pakistan, copyright 2006**
<http://www.medicstravel.co.uk/CountryHospitals/Asia/pakistan.htm> Date accessed: 18 January 2008
- [16] **Coalition to Stop the Use of Child Soldiers, Global Report 2008: Pakistan, published 20 May 2008**
<http://www.childsoldiersglobalreport.org/content/pakistan>
 Date accessed 22 May 2008
- [17] **Reuters** www.reuters.com www.alertnet.org/
- a. Pakistan violence timeline, last reviewed 2 January 2008
http://www.alertnet.org/db/crisisprofiles/PK_VIO.htm?v=timeline Date accessed 18 January 2008
- b. Pakistan violence, Violence plagues western border, last reviewed 2 January 2008
http://www.alertnet.org/db/crisisprofiles/PK_VIO.htm?v=in_detail Date accessed 17 January 2008
- c. Pakistan kills 25 more militants in airstrike, 13 October 2008
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/ISL370586.htm> Date accessed 13 October 2008
- [18] **Ahmadiyya Muslim Association UK, letter dated 27 July 1998, Bai'at Procedure.** (Hard copy only)
- [19] **Freedom House** www.freedomhouse.org
- a. Freedom in the World – 2008 – Pakistan, released 2 July 2008
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&country=7464&year=2008> Date accessed 7 July 2008
- b. Freedom in the World 2008 – Kashmir [Pakistan], released 2 July 2008
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7538> Date accessed 25 July 2008
- [20] **United Nations High Commissioner for Refugees** www.UNHCR.org
- a. UNHCR letter of 13 April 2005 to Immigration and Nationality Directorate, Home Office, on Ahmadis in Pakistan (Hard copy only)

- b. Refworld: Pakistan Citizenship Act, 1951, <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?docid=3ae6b4ffa> Date accessed 30 June
 - c. UNHCR News Stories, UNHCR helps more than 200,000 unregistered Afghans return home as deadline passes, <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/print?page=home&tbl=NEWS&id=46239eab2> Date accessed 18 April 2007
 - d. Pakistan: Impact of 11 September 2001 on Muslim extremism; government response, dated 8 March 2002 <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=search&docid=3df4be8c24&kip=0&query=Pakistan:%20Impact%20of%2011%20September%2001%20on%20Muslim%20extremism:%20government%20response> Date accessed 1 February 2006
 - e. Treaty Body Database <http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/Statusfrset?OpenFrameSet> Date accessed 26 February 2008
 - f. Committee for Elimination of Discrimination against Women, 38th Session, Concluding comments of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women: Pakistan, dated 11 June 2007 <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain/opendocpdf.pdf?docid=468b60722> Date accessed 21 January 2008
 - g. Email to UK Border Agency re availability of medical treatment to foreign nationals in Pakistan, 13 October 2008. Available on request
- [21] **The International Federation of Journalists** www.ifj.org
Emergency in Pakistan: Crisis Mission and Report, released on 24 January 2008 <http://asiapacific.ifj.org/assets/docs/111/222/a893f6f-d3a11de.pdf> Date accessed 24 January 2008
- [22] **Committee to Protect Journalists** www.cpj.org
a. Asia 2008: Country Summaries, Reports, News alerts, Letters, Archives, undated http://www.cpj.org/regions_08/asia_08/asia_08.html#pak Date accessed 24 January 2008
- [23] **Reporters sans frontières (Reporters without Borders)** www.rsf.org
a. Pakistan – Annual Report 2008, issued 13 February 2008 http://www.rsf.org/IMG/pdf/rapport_en-3.pdf Date accessed 29 February 2008
b. In crackdown on press, new rules set newspapers and TV back 20 years, 6 November 2007 http://www.rsf.org/article.php3?id_article=24266 Date accessed 22 January 2008
c. Asia Press Releases 2007, undated http://www.rsf.org/archives-en.php3?id_rubrique=51&annee=2007 Date accessed 24 January 2008
d. Government lifts cable ban on Geo TV but makes it remove some programmes, 21 January 2008 http://www.rsf.org/article.php3?id_article=25129 Date accessed 24 January 2008
- [24] **International Dalit Solidarity Network (IDSN)** Brief summary reports – Pakistan http://www.idsn.org/tekst/national_research.htm Date accessed 8 May 2008
- [25] **Spartacus International Gay Guide 2008, Pakistan** (available in hard copy only)

- [26] **The National Accountability Bureau**
<http://www.nab.gov.pk/home/introduction.asp> Date accessed 16 July 2008
- [27] **Human Rights Commission of Pakistan (HRCP)** <http://www.hrcp-web.org/>
- a. State of Human Rights in 2007, http://www.hrcp-web.org/hrcpDetail_pub3.cfm?prold=528&catid=173
 Date accessed 26 June 2008
 - b. Extracts from the National Commission on the Status of Women's Report on Hudood Ordinances 1979, submitted 2003 http://www.hrcp-web.org/report_ncsw.cfm Date accessed 13 October 2008
 - c. Pakistan in a state of emergency, Suspended Rights, released on 7 November 2007 <http://www.hrcp-web.org/StateOfEmergency.cfm> Date accessed 19 November 2007
 - d. Police book whole town on religious grounds, 30 June 2008
http://www.hrcp-web.org/hrcpDetail_2.cfm?catId=179&catName=News Date accessed 23 July 2008
- [28] **SOS Children's Villages of Pakistan** <http://www.sos.org.pk/index2.html>
- a. Introduction <http://www.sos.org.pk/index2.html> Date accessed 25 January 2008
 - b. SOS – Kindersdorf International, Pakistan Overview, undated
<http://www.sos-childrensvillages.org/Where-we-help/Asia/Pakistan/Pages/default.aspx> Date accessed 25 January 2008
- [29] **Government of Pakistan** <http://www.pak.gov.pk>
- a. How to apply for MRP, undated <http://www.dgip.gov.pk/ApplyMRP.htm> Date accessed 28 October 2008
 - b. Pakistan Citizenship <http://www.pak.gov.pk/citizens.aspx> Date accessed 18 April 2007
 - c. Judiciary <http://www.pak.gov.pk/Judiciary.aspx> Date accessed 11 September 2006
 - d. Federal Investigation Agency (FIA), Personal Identification Secure Comparison and Evaluation System (PISCES)
http://www.fia.gov.pk/prj_int_pisc.es.htm Date accessed 10 March 2008
 - e. List of Federal Ministers <http://www.infopak.gov.pk/ministers.aspx> Date accessed 11 July 2008
 - f. National Database and Registration Authority (NADRA), E-Passport
<http://www.nadra.gov.pk/site/410/default.aspx> Date accessed 10 March 2008
 - g. NADRA, CNIC Frequently Asked Questions,
<http://www.nadra.gov.pk/site/327/default.aspx> Date accessed 28 January 2008
 - h. Ministry of Women Development, Crisis Centre – Shelter Home, updated 29 July 2006
<http://www.pakistan.gov.pk/divisions/ContentInfo.jsp?DivID=20&cPath=185394&ContentID=3710> Date accessed 24 January 2008
 - i. National Commission for Child Welfare and Development (NCCWD), Street Children, undated <http://www.nccwd.gov.pk/information/services/streetc.htm>
 Date accessed 27 June 2008
 - j. National Reconstruction Bureau, Legal Framework Order 2002, 21 August 2002 http://www.nrb.gov.pk/publications/lfo_2002.pdf Date accessed 24 October 2008
- [30] **Muslim Family Laws Ordinance, 1961**
http://www.vakilno1.com/saarclaw/pakistan/muslim_family_laws_ordinance.htm
 Date accessed 26 September 2006

- [31] **The Dissolution of Muslim Marriages Act, 1939**
http://www.vakilno1.com/saarclaw/pakistan/dissolution_of_muslim_marriages_act.htm Date accessed 26 September 2006
- [32] **Encarta Online Encyclopedia 2005 via** <http://encarta.msn.com/>
a Pakistan, the people of Pakistan
http://encarta.msn.com/text_761560851_11/Pakistan.html
Date accessed 15 September 2006
- [33] **CNN** <http://edition.cnn.com/>
Pakistan's political parties explained, 18 February 2008
<http://edition.cnn.com/2008/WORLD/asiapcf/02/15/pakistan.parties/index.html>
Date accessed 10 April 2008
- [34] **CIA World Factbook**
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/pk.html>
updated 2 October 2008 Date accessed 10 October 2008
- [35] **BBC News Online via** http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/default.stm
a Pakistan's Musharraf steps down, 18 August 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7567451.stm Date accessed 12 September 2008
b Timeline: Pakistan, A chronology of key events, last updated 1 October 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1156716.stm
Date accessed 17 September 2008
c. Q&A: Kashmir dispute, 27 March 2006
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/2739993.stm Date accessed 29 August 2006
d Zardari takes office in Pakistan, 9 September 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7605430.stm Date accessed 12 September 2008
e Dozens of Pakistani judges freed, 25 March 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7312057.stm Date accessed 25 March 2008
f Rockets blast Pakistan MP's home, 25 August 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7580417.stm Date accessed 17 September 2008
g Profile: Asif Ali Zardari, 6 September 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/4032997.stm Date accessed 15 September 2008
h. 02 August 2005, Barred cleric returns to Pakistan
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/4737597.stm Date accessed 2 October 2006
i. 24 September 2004, President Pervez Musharraf
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/1742997.stm Date accessed 2 October 2006
j Pakistan 'suicide bomb kills 16', 11 September 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/6989153.stm Date accessed 17 September 2008
k Terror pledge after Pakistan bomb, 21 September 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7627626.stm Date accessed 30 September 2008
l Pakistani lawyers in 'long march', 10 June 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7444265.stm Date accessed 10 June 2008

- m 'Al-Qaeda' claims Pakistan attack, 5 June 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7437037.stm Date accessed 6 June 2008
- n Woman elected Pakistani speaker, 19 March 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7304499.stm Date accessed 26 March 2008
- o Bomb hits Pakistan Danish embassy, 2 June 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7430721.stm Date accessed 6 June 2008
- p Child abuse 'growing' in Pakistan, 18 January 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7195573.stm Date accessed 25 January 2008
- q Pakistan drops media restrictions, 11 April 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7342199.stm Date accessed 11 April 2008
- r Country Profile: Pakistan, updated 9 September 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1157960.stm Date accessed 17 September 2008
- s Obituary: Benazir Bhutto, 27 December 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/2228796.stm Date accessed 18 January 2008
- t Hunt for clues in Pakistan attack, 7 July 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7492592.stm Date accessed 8 July 2008
- u Emergency may delay Pakistan poll, 4 November 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7077727.stm Date accessed 18 January 2008
- v Pakistan army's top medic killed, 25 February 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7262622.stm Date accessed 26 February 2008
- w Attack on Bhutto convoy kills 130, 19 October 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7051804.stm Date accessed 18 January 2008
- x Pakistan battles HIV/AIDs taboo, 17 April 2007
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/6539437.stm Date accessed 18 January 2008
- y Deadly blasts hit Pakistani city, 11 March 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7288953.stm Date accessed 11 March 2008
- z Bomb hits school bus in Pakistan, 9 October 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7660835.stm Date accessed 9 October 2008
- aa Dozens killed in Pakistan bombing, 10 October 2008
http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7663574.stm Date accessed 13 October 2008

[36] **Jane's www.janes.com** (subscription only)

Sentinel Country Risk Assessments

- a Pakistan: Summaries and Analysis, Executive Summary, updated 8 August 2008 Date accessed 7 October 2008
- b Pakistan: Defence, Security and Foreign Forces, updated 3 October 2008 Date accessed 7 October 2008
- c Pakistan: Armed Forces, updated 12 September 2008 Date accessed 7 October 2008
- d Pakistan: Security, updated 23 September 2008 Date accessed 7 October 2008

[37] **Encyclopedia of the World's Minorities, Volume 2, 2005 (Hard copy only)**

- [38] **The Code of Criminal Procedure, 1898**
http://www.punjabpolice.gov.pk/user_files/File/criminal_procedure_code_1898.pdf Date accessed 22 January 2008
- [39] **Elections.com** <http://www.elections.com.pk/>
- a Pakistan elections 2008 summary, undated
<http://www.elections.com.pk/summary.php> Date accessed 26 February 2008
 - b Nawaz Sharif <http://www.elections.com.pk/candidatedetails.php?id=6880>
Date accessed 10 April 2008
 - c Muttahida Majlis-e-Amal (MMA)
<http://www.elections.com.pk/partydetails.php?id=21> Date accessed 15 September 2008
 - d Altaf Hussain <http://www.elections.com.pk/candidatedetails.php?id=6881>
Date accessed 10 April 2008
- [40] **Journal of Pakistan Medical Association (JPMA), Vol. 56, No. 6, June 2006**
Intimate Partner Violence before and during pregnancy: Experiences of postpartum women in Karachi, Pakistan
<http://jpma.org.pk/ViewArticle/ViewArticle.aspx?ArticleID=711> Date accessed 2 April 2008
- [41] **Integrated Regional Information Networks (IRIN)** [www.Irinnews.org](http://www.irinnews.org)
- a Pakistan: Domestic violence endemic, but awareness slowly rising, 11 March 2008 <http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=77226> Date accessed 2 April 2008
 - b Pakistan: Race is on for quake zone winter migration, 15 December 2006
<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=62766> Date accessed 4 January 2007
 - c Pakistan: Girls still being used to settle disputes, 15 June 2008
<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=78751> Date accessed 25 June 2008
 - d Pakistan: Concerns about humanitarian access, safety of aid workers, 2 June 2008 <http://www.irinnews.org/report.aspx?ReportId=78509> Date accessed 24 July 2008
 - e Pakistan: Swat conflict takes toll on girls' education, 18 September 2008
<http://www.irinnews.org/report.aspx?ReportId=80396> Date accessed 13 October 2008
- [42] **Dawn** <http://www.dawn.com>
- a PPP, PML-N hammer out cabinet deal, 13 March 2008
<http://www.dawn.com/2008/03/13/top1.htm> Date accessed 13 March 2008
 - b PML-N walks out after hitting brick wall: Judges issue splits coalition; ministers to quit federal cabinet today, 13 May 2008
<http://www.dawn.com/2008/05/13/top1.htm> Date accessed 12 September 2008
 - c Suicide bomber sows terror in Bhakkar, attacks MNA: At least 22 killed, 62 injured, 7 October 2008 <http://www.dawn.com/2008/10/07/top1.htm> Date accessed 7 October 2008
- [43] **International Christian Concern (ICC)**
Pakistan Christian Fired After Company Receives Death Threats From Islamic Radicals, 6 June 2008
<http://www.persecution.org/suffering/newsdetail.php?newscode=7894>
Date accessed 13 June 2008

- [44] **The News International** <http://www.thenews.com.pk/default.asp>
 a Terror funding made non-bailable offence, 11 January 2004
<http://www.jang.com.pk/thenews/jan2004-daily/11-01-2004/main/main1.htm>
 Date accessed 6 February 2006
 b Khatm-e-Nabuwaat conference urges unity among Muslims, 27 May 2008
http://www.thenews.com.pk/daily_detail.asp?id=114954 Date accessed 9 July 2008
 c Tehrik-e-Taliban Pakistan banned, 26 August 2008
http://www.thenews.com.pk/top_story_detail.asp?ld=16831 Date accessed 22 September 2008
- [45] **Geo Television Network (Geo TV)** <http://www.geo.tv/>
 a People's Party, ANP agree to coalition formula in NWFP, 5 March 2008
<http://www.geo.tv/home/14758.htm> Date accessed 1 April 2008
 b Fazi decides to join coalition government with PPP, 9 March 2008
<http://www.geo.tv/home/14960.htm> Date accessed 1 April 2008
- [46] **Centre for Legal Aid, Assistance and Settlement**
<http://www.claasfamily.org/index.htm>
 Laws Open to Abuse – Interfaith Marriages, undated
<http://www.claasfamily.org/lota.htm#4> Date accessed 13 June 2008
- [47] **The Aga Khan Development Network, Press Release dated 02 December 2005, Aga Khan Inaugurates State-of-Art Cancer Treatment Centre at AKU**
http://www.akdn.org/news/2005Dec02_Pakistan_AKU1.htm Date accessed 18 January 2008
- [48] **Global Dialysis Dictionary of Dialysis Centres, Pakistan**
<http://www.globaldialysis.com/centres.asp?countrycode=PK> Date accessed 13 October 2008
- [49] **International Gay and Lesbian Human Rights Commission (IGLHRC)**
 Human Rights and Transgender People in Pakistan, published February 2008
http://www.iglhrc.org/files/iglhrc/program_docs/Briefing-Paper-Pakistan-Feb2008-A.pdf Date accessed 9 July 2008
- [50] **Sodomy Laws, last edited 24 November 2007** www.sodomylaws.org
<http://www.sodomylaws.org/world/pakistan/pakistan.htm> Date accessed 21 January 2008
- [51] **Parliamentary Human Rights Group Report, published January 2007, 'Rabwah: A Place for Martyrs?'** accessed via the website, [persecution.org](http://www.persecution.org):
<http://www.thepersecution.org/archive/phrg/index.html> Date accessed 11 January 2008
- [52] **Asian Human Rights Commission (AHRG)** <http://www.ahrchk.net>
 a Pakistan: Thirty nine persons recorded disappeared during the first quarter of 2008, 3 April 2008
<http://www.ahrchk.net/statements/mainfile.php/2008statements/1454/> Date accessed 3 April 2008
 b The state of human rights in eleven Asian nations in 2007 – Pakistan, December 2007 <http://material.ahrchk.net/hrreport/2007/Pakistan2007.pdf>
 Date accessed 4 April 2008
 c Pakistan: Death Penalty: Reason for hope on World Day, 10 October 2008
<http://www.ahrchk.net/ahrc-in-news/mainfile.php/2008ahrcinnews/2261/>
 Date accessed 13 October 2008

- [53] **United States Commission on International Religious Freedom 2008 Annual Report**, issued 2 May 2008
<http://www.uscirf.gov/images/AR2008/annual%20report%202008-entire%20document.pdf> Date accessed 9 July 2008
- [54] **Asian News**
 New apostasy bill to impose death on anyone who leaves Islam, 9 May 2007 <http://www.asianews.it/index.php?l=en&art=9218&size=A>
 Date accessed 12 December 2007
- [55] **Daily Times** www.dailytimes.com.pk
- a Editorial: 'Fatwas, legality and the state' dated 16 December 2006
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2006%5C12%5C16%5Cstory_16-12-2006_pg3_1 Date accessed 19 December 2007
 - b Going, Going, Gone! 19 August 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\08\19\story_19-8-2008_pg1_1 Date accessed 12 September 2008
 - c Nawaz pulls out of coalition at Centre, 26 August 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\08\26\story_26-8-2008_pg1_1 Date accessed 12 September 2008
 - d A to Z: Prison to Presidency, 7 September 2008,
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\09\07\story_7-9-2008_pg1_1 Date accessed 12 September 2008
 - e. Bilawal appointed PPP chairman, Zardari co-chairman: PPP wants polls on Jan 8: Zardari, 31 December 2007
<http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?date=12%2F31%2F2007> Date accessed 18 January 2008
 - f. 24 killed, 80 injured in blast outside Lahore High Court: Terror comes to Lahore, dated 11 January 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\01\11\story_11-1-2008_pg1_1 Date accessed 24 January 2008
 - g. Soldiers withdrawn from key posts in North Waziristan: Jirga negotiating new peace deal, 13 January 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\01\13\story_13-1-2008_pg1_1 Date accessed 19 January 2008
 - h. Taliban over run South Waziristan FC , 17 January 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\01\17\story_17-1-2008_pg1_1 Date accessed 22 January 2008
 - i Judges' restoration through parliamentary resolution: PPP-PMLN sign historic coalition agreement, 10 March 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\03\10\story_10-3-2008_pg1_1 Date accessed 10 March 2008
 - j Gillani makes history with 264 votes, 25 March 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\03\25\story_25-3-2008_pg1_1 Date accessed 25 March 2008
 - k Yousaf Raza Gillani – a profile, 23 March 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008/03/23/story_23-3-2008_pg7_7 Date accessed 25 March 2008
 - l Hospice and palliative care, 30 July 2007
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2007%5C07%5C30%5Cstory_30-7-2007_pg6_21 Date accessed 12 September 2008

- m Domestic violence against women bill discussed, 1 July 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\07\01\story_1-7-2008_pg7_47 Date accessed 1 July 2008
- n Banned militant outfits regroup in Karachi, 29 June 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008%5C06%5C29%5Cstory_29-6-2008_pg7_54 Date accessed 14 July 2008
- o Assembly seat candidates: PPP ignores scheduled castes, picks upper class Hindus?, 24 November 2007
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2007%5C11%5C24%5Cstory_24-11-2007_pg7_37 Date accessed 8 May 2008
- p PM's motorcade attacked on Islamabad Highway, 4 September 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\09\04\story_4-9-2008_pg1_1 Date accessed 17 September 2008
- q Deadliest attack on a military installation, at least 70 killed, 22 August 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\08\22\story_22-8-2008_pg1_1 Date accessed 17 September 2008
- r Lahore tops with 177 incidents of police torture in six months, 8 August 2008
http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?page=2008\08\08\story_8-8-2008_pg13_6 Date accessed 10 October 2008
- [56] **The International Herald Tribune**, 'Clerics in Pakistan issue fatwa on tourism minister', dated 10 April 2007
<http://www.iht.com/articles/2007/04/10/news/pakistan.php> Date accessed 19 December 2007
- [57] **Aurat Foundation** <http://www.af.org.pk/mainpage.htm>
 Violence against Women (VAW), 2nd National Quarterly Report 2008, July 2008
<http://www.af.org.pk/PDF/Second%20Quarterly%20Report%20on%20VAW%20Cases%202008.pdf> Date accessed 12 October 2008
- [58] **Population Census Organisation, Pakistan**, <http://www.statpak.gov.pk/depts/pco/index.html>
 a Demographic Indicators – 1998 Census,
http://www.statpak.gov.pk/depts/pco/statistics/demographic_indicators98/demographic_indicators.html Date accessed: 10 January 2008
 b Population by religion
http://www.statpak.gov.pk/depts/pco/statistics/other_tables/pop_by_religion.pdf Date accessed: 10 January 2008
- [59] **Minority Rights Group International**, 'Religious Minorities in Pakistan' dated August 2002, available via the UNHCR refworld.org website
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain/opendocpdf.pdf?docid=469cbfc30> Date accessed 10 January 2008
- [60] **Persecution of the Ahmadiyya Muslim Community** www.thepersecution.org
 a Persecution of Ahmadis in Pakistan during the year 2007 – A Summary
<http://www.thepersecution.org/nr/2007/y2007.html> Date accessed 9 July 2008
- [61] **South Asian Terrorism Portal**, www.satp.org
 a Table of Sectarian Violence in Pakistan 2007/2008, undated
<http://www.satp.org/satporgrp/countries/pakistan/database/sect-killing.htm>
 Date accessed 29 September 2008

- b Pakistan Assessment 2008, undated
<http://www.satp.org/satporqtp/countries/pakistan/index.htm> Date accessed 6 October 2008
 - c. Pakistan Timeline 2007, undated
<http://satp.org/satporqtp/countries/pakistan/timeline/2007.htm> Date accessed 22 January 2008
 - d Muttahida Quomi Mahaz, Terrorist Group of Pakistan
<http://www.satp.org/satporqtp/countries/pakistan/terroristoutfits/MQM.htm>
Date accessed 17 March 2008
 - e Terrorist and Extremist Groups of Pakistan, undated
http://satp.org/satporqtp/countries/pakistan/terroristoutfits/group_list.htm
Date accessed 16 September 2008
- [62] **Women living under Muslim laws, Update: Pakistan: Shamial and Shahzina released and together, dated 14 August 2007**
<http://www.wluml.org/english/actionsfulltxt.shtml?cmd%5B156%5D=i-156-555895> Date accessed 22 January 2008
- [63] **Pakistan Penal Code of 1860, obtained via the Punjab Police website, undated**
http://www.punjabpolice.gov.pk/user_files/File/pakistan_penal_code_xlv_of_1860.pdf Date accessed 21 January 2008
- [64] **Child Protection and Welfare Bureau, Government of Punjab**
- a <http://www.cpwb.gov.pk/index.htm> Date accessed 27 June 2008
 - b Child Protection Unit <http://www.cpwb.gov.pk/whtwedo/CPU/CPU.htm> Date accessed 27 June 2008
 - c Child Help Line <http://www.cpwb.gov.pk/whtwedo/Alliedoffices/CHL.htm>
Date accessed 27 June 2008
 - d Open Reception Centers
<http://www.cpwb.gov.pk/whtwedo/Alliedoffices/ORC.htm> Date accessed 27 June 2008
 - e Mobile Reception Centers
<http://www.cpwb.gov.pk/whtwedo/Alliedoffices/MRC.htm> Date accessed 27 June 2008
 - f Child Protection Institutions
<http://www.cpwb.gov.pk/whtwedo/Alliedoffices/CPI.htm> Date accessed 27 June 2008
- [65] **India Pakistan Trade Unit (IPTU)** <http://www.iptu.co.uk/content/index.asp>
Pakistan Employment Law, undated
http://www.iptu.co.uk/content/pakistan_employment_law.asp#9
Date accessed 30 June 2008
- [66] **UN Population Fund, Health and Socio-Economic Indicators/Policy Developments for Pakistan (undated)**
<http://www.unfpa.org/profile/pakistan.cfm> Date accessed 22 January 2008
- [67] **Asian Centre for Human Rights (ACHR)** <http://www.achrweb.org/>
- a Pakistan: The Land of Religious Apartheid and Jackboot Justice, A Report to the UN Committee Against Racial Discrimination, published August 2007
<http://www.achrweb.org/reports/cerd/Pakistan-CERD2007.pdf> Date accessed 6 March 2008
 - b South Asia Human Rights Index 2008, published 1 August 2008,
<http://www.achrweb.org/reports/SAARC-2008.pdf> Date accessed 30 September 2008

- [68] **Lawyers for Human Rights and Legal Aid, Current Projects: Madadgaar (undated)** <http://www.lhrla.sdnpk.org/madadgar.html> Date accessed 24 January 2008
- [69] **The Progressive Women's Association, www.pwaisbd.org**
 a. PWA Shelter in Pakistan, undated, <http://www.pwaisbd.org/index.htm> Date accessed 24 January 2008
 b. What we do, undated, <http://www.pwaisbd.org/index.htm> Date accessed 24 January 2008
- [70] **Commonwealth Parliamentary Association, Parliament of Pakistan, last updated 27 March 2008**
<http://directory.cpahq.org/directory/default.aspx?orgid=218> Date accessed 11 July 2008
- [71] **Society for the Protection of the Rights of the Child <http://www.sparcpk.org>**
 a The State of Pakistan's Children 2006, released circa May 2007, http://www.sparcpk.org/publications/sopc_2006.pdf Date accessed 24 January 2008
 b Child rights, undated http://www.sparcpk.org/crs_child_rights.php Date accessed 28 March 2008
 c Protection for victims of child sex abuse in the law, undated http://www.sparcpk.org/infogateway_protection_csa.php Date accessed 9 April 2008
- [72] **UNICEF Pakistan <http://www.unicef.org/pakistan/>**
 a Overview, undated http://www.unicef.org/infobycountry/pakistan_pakistan_background.html Date accessed 1 October 2008
 b Pakistan Annual Report 2007 http://www.unicef.org/pakistan/AR_1-2007.pdf Date accessed 1 October 2008
- [73] **International Network for Cancer Treatment and Research, Newsletter Winter 2003/4, Cancer in a Developing Country: Opportunities and Formidable Challenges**
http://www.inctr.org/publications/2003_v04_n03_w03.shtml Date accessed 17 January 2008
- [74] **United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA) <http://ochaonline.un.org/>**
 Pakistan Humanitarian Response Plan 2008 Floods and Internal Displacement, 8 September 2008
<http://ochaonline.un.org/humanitarianappeal/webpage.asp?MenuID=11733&Page=1694> Date accessed 27 October 2008
- [75] **The Economist Intelligence Unit, www.eiu.com (subscription only)**
 a Pakistan Country Report: Main Report, 10 September 2008
http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue_id=1603760545&opt=full Date accessed 13 October 2008
- [76] **Transparency International <http://www.transparency.org/>**
 2008 Corruption Perceptions Index, released 23 September 2008
http://www.transparency.org/news_room/in_focus/2008/cpi2008/cpi_2008_table Date accessed 29 September 2008

- [77] **Hands Off Cain 2008 Report**
The most important facts of 2007 (and the first six months of 2008)
<http://www.handsoffcain.info/bancadati/index.php?tipotema=arg&idtema=10314693> Date accessed 9 October 2008
- [78] **Open democracy, Pakistan's Multi-Faceted Crisis, 12 November 2007**
http://www.opendemocracy.net/article/conflicts/pakistan_crisis Date accessed 24 January 2008
- [79] **The Nation** <http://www.nation.com.pk>
Ministry all set to place legislation before cabinet, 10 September 2008
<http://www.nation.com.pk/pakistan-news-newspaper-daily-english-online/Regional/Islamabad/10-Sep-2008/Ministry-all-set-to-place-legislation-before-cabinet/> Date accessed 10 October 2008
- [80] **National Institute of Child Health (NICH)**
<http://www.nichkarachi.edu.pk/home.html>
Department Profile, undated <http://www.nichkarachi.edu.pk/deptprofile.html> Date accessed 10 October 2008
- [81] **Child Aid Association (CAA)** <http://www.childaidassociation.org/>
a Home, Who we are, undated Date accessed 10 October 2008
b Annual Activity Report 2007-08 Date accessed 10 October 2008

目次に戻る